

「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の
改定のための検討会 第1回 議事録

日 時：平成25年11月19日（火）午後6時58分～午後9時16分

場 所：北とびあ スカイホール

- 1 開 会
- 2 委員委嘱（委嘱状交付）
- 3 区長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の互選
- 6 諮 問
- 7 検討会の運営について
- 8 議 題
 - （1）北区基本計画について
 - （2）北区経営改革新5か年プランについて
 - （3）今後の進め方について
 - （4）北区の現状と課題について
 - （5）その他
- 9 閉 会

出席者	平沢 茂会長	北原理雄副会長	
	岩崎美智子委員	川村匡由委員	藤井穂高委員
	松原 聡委員	池田幸恵委員	小澤浩子委員
	後藤 豊委員	鈴木将雄委員	高橋信子委員
	田辺恵一郎委員	新田 潔委員	松坂典良委員
	佐野雄二委員	中田千穂委員	野村真美委員
	藤本由美子委員		

質疑応答

○区

それでは、定刻より若干早いですけれども始めさせていただきたいと思います。

皆さん、こんばんは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。これより、「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の改定のための検討会、第1回を開催させていただきます。

私は、諮問までの間、進行をさせていただきます、北区政策経営部長の依田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに委嘱状の交付でございます。時間の関係で、皆様の席上に配付をさせていただいておりますので、ご確認をいただければと存じます。

それでは、初めに花川北区長よりご挨拶を申し上げます。

○区長

皆さん、こんばんは。本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより北区政全般にわたりまして、多大なご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、ただいま本検討会委員への委嘱をお願い申し上げ、基本計画及び経営改革新5か年プランの改定についてご議論いただくわけでございますが、現在の基本計画2010を策定いたしましたしてから、もう既に3年が経過しております。私は、区長に就任して以降、常にこの時代の変化に合わせ、目の前にある課題を一つ一つ解決するべく、多くの種をまいてまいりました。今、それが少しずつ実を結んできていると実感していますが、このたびの新たな基本計画を策定するに当たって、また新たな種をまいていきたいと考えています。

どのような種をまいていくか、この検討会での皆様のご議論を十分に参考にさせていただきたいと考えていますが、いま一つ、私の思うところとしては、地域のきずな、これをテーマに取り組んでいきたいと考えております。

区長就任以降、この区政の基本姿勢として、区民とともにということで行ってきましたが、改めて人と人とのつながり、地域コミュニティという観点から、区民一人一人が、ゆとりと豊かさと夢を感じられる、魅力ある北区の創造へとつなぐことのできる、そのような基本計画としていきたいと考えています。

そして、この新たな基本計画の資源調達・手段と、健全で安定的な行財政運営の確保を目指す、経営改革新5か年プランの改定についても、ご検討をお願い申し上げたところでございます。区の財政状況、先行きは決して楽観視できる状況ではありませんが、委員の皆様方におかれましては、活発なご議論を賜りますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○区

ありがとうございました。それでは、委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。大変恐縮ではございますが、自己紹介という形でお名前をいただければと思っ

てございます。

本日、お手元に委員の名簿をお配りさせていただいておりますので、そちらを参考にしながらお願いできればと思います。

それでは、大変恐縮ですが、前にお座りいただいております川村委員から平沢委員という形で、ずっといっていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員

武蔵野大学の川村です。実はびっくりしました。順番でいきますと、岩崎先生が最初かなと。私は2番かなと思っていたのですけれど。

専門は社会保障、社会福祉です。どうぞよろしく願いします。

○委員

文教大学の平沢と申します。専門は教育経営学ということで、経営という文字が入っておりますけれども、教育系というのは、どっちかというところ組織運営のほうが重点でして、財政とかそういうところは、ほかに専門家の先生方がいらっしゃいますので。あとは久しぶりに、何人か見覚えのある委員さん方と顔を合わせたのが、とても懐かしく思い出しております。日時は早いなという感じがいたしますが、どうかよろしく願いいたします。

○委員

東洋大学の松原でございます。経済政策を勉強しております。よろしく願いいたします。

○委員

赤羽消防団の小澤浩子と申します。北区に暮らしてよかったと思える区民の方たちが、逃げないで済む、安全なまちづくりを目指したいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○委員

東十条三丁目町会の会長の鈴木と申します。自治会長が、私一人のようですので、そういう立場でもご発言させていただきたいと存じます。よろしく願いします。

○委員

北区の王子で中小企業の経営をしております、田辺と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○委員

北区の商店街連合会の副会長をやっております、松坂でございます。北区滝野川に住んでいまして、生まれてからずっと滝野川の地に66年間おります。よろしく

お願いいたします。

○委員

なでしこ小学校のPTAの会長を、ご縁あってさせていただいております、中田と申します。よろしくお願いいたします。

自分も、ずっと北区で生まれて、北区で育っております。とても大切な自分のふるさとだと思っております。このふるさとを、子育て世代の目線で、何か検討委員会でお役に立てればいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

北区上十条一丁目に住んでいます、藤本由美子と申します。10年ぐらい北区に住んでおまして、今回、応募させていただきました。頑張ります。よろしくお願い致します。

○委員

区民の野村と申します。私は、全くこちらには夫婦とも縁なく、北区に住みまして16年になります。子どもの出産に合わせて北区に住んで、もうそれ以来ずっと、こちらで住みやすく過ごさせていただいております。

これから夫婦とも、ここで老後を迎えるつもりでございますので、仕事も介護関係の研究をやっております。何かお役に立てればと思ひまして、今回、公募させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

同じく、区民委員で公募させていただきました、佐野と申します。私は北区の赤羽北に四十数年住んでおりますが、今回こういう機会がありましたので、ぜひとも、これからの北区のまちをどうしていくかということについて、前向きな、わくわくするような議論ができればいいなと感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

観光ボランティアガイドを務めています、新田潔と申します。王子本町に住んでいまして、北区に住んで、生まれてから今まで64年ここに住んでいます。

観光ボランティアガイドですけれども、この地域の生活と文化、そのものが観光の資源と考えていますので、よろしくお願いいたします。

○委員

北区民生委員児童委員協議会の高橋と申します。福祉の問題で少しでもお役に立てればと思ひます。よろしくお願いいたします。

○委員

北区リサイクラー活動機構で理事をしています、後藤といいます。どうぞよろしくをお願いします。

北区に住んで64年、同じですけれど。あとは北区では青少年委員、それからボーイスカウト等をやっております。どうぞよろしくをお願いします。

○委員

北区男女共同参画推進ネットワークで副代表を務めております、池田と申します。北区の子ども家庭部の中にあります北区男女共同参画課と協働で、男女共同の推進のために活動をしている市民団体です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員

筑波大学の藤井と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、教育委員会のほうで、さまざまな審議会とか検討委員会に加えさせていただいたということで、今回もお誘ひをいただいたと理解しております。専門が教育学ですので、そういう観点から何かお役に立てればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員

千葉大学の北原です。都市計画の中の景観づくり・まちづくりをやっております。そういった方面からの、何かお役に立てればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員

東京家政大学の岩崎です。よろしくお願ひいたします。

大学では、児童家庭福祉論といった科目を担当しています。北区では、子ども・子育て会議のほうでもお世話になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○区

どうもありがとうございます。

それでは、次に北区の職員を自己紹介させていただきます。

まず隣から。

○区

企画課長をしております、藤野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○区

経営改革担当課長の加藤と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○区

あとは、後ろに事務局が控えておりますので、何かありましたら、私たちにぜひ

何でも言うていただければと思います。

それでは、次に、正副会長の互選に移りたいと思います。北区のこの要綱の上では、正副会長につきましてはこの委員の皆様との互選ということになってございますが、いかがいたしましょうか。どなたかいらっしゃいますでしょうか。

鈴木委員、お願いいたします。

○委員

学識経験者の先生方とは、いろんな機会にご一緒させていただいておまして、どの先生が中心になってやっていただいても問題はないんですが、特に前回の検討会でも大変中心的な役割をしていただきましたし、また学校跡地検討会等で、大変お世話になっておりました平沢先生を私はご推薦をしたい、かように思っております。どうぞよろしくお願ひします

○区

ありがとうございます。ただいま、平沢委員を推薦するご意見をいただきましたけれども、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(拍手)

○区

ありがとうございます。

それでは、平沢委員に会長をお願いしたいと存じますので、お席、申しわけありませんが、前に移っていただいてよろしいでしょうか。

(平沢委員 会長席へ移動)

○区

それでは、改めまして、平沢委員に会長をお願いさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初の仕事といたしまして、会長から副会長の推挙をお願いしたいと存じますが、よろしくお願ひいたします。

○会長

大変恣意的ではありますが、前回のこの会議などでも一度ペアで仕事をさせていただきましたので、千葉大学の北原先生に、ぜひともよろしくお願ひしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(拍手)

○会長

すみません、よろしくお願いいたします。

○区

ありがとうございます。それでは、北原先生に副会長をお願いしたいと存じます。どうぞ、席のほうを移動していただいてよろしいでしょうか。申しわけございません。

(北原委員 副会長席へ移動)

○区

ありがとうございます。それでは、まず会長の平沢先生に一言、ご挨拶をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長

顔見知りの委員さん方もいらっしゃるんですけども、初めての委員さんもたくさんいらっしゃいますので。私も実は、年齢にしますと30歳を超えるころまでは赤羽に住んでおりました。ただ、子どもが生まれるなどして状況が変わりまして、今は埼玉県の狭山市というところに住んでおりますけれども、相変わらず、以前住んでいた家は保存をしてありまして、したがって、多分そういうレベルの税金はお支払いをしているというところでございます。

北区は、ですからそういう意味では非常になじみのある区ですし、決して嫌で逃げ出したわけではございませんので、そういう意味では、これからも可能なことで、お手伝いのできるのであればさせていただこうと思っております。

本当にこうやってみますと、小澤さんとか鈴木さんとか田辺さんとかですね、北原先生もそうですし、川村先生もそうですし。本当に、懐かしい顔がたくさんあるんですね。それから、藤井さんは、僕の、言ってみれば後輩筋にあたりますし、そういう意味では、何か染みのある顔がいっぱいいて、なるべく気楽に、思い切った提言をしていただけるような雰囲気を進めていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○区

会長、ありがとうございました。

それでは、この検討会への区長からの諮問に移らせていただきます。

区長よろしくお願いいたします。

○区長

「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の改定のための検討会会長様。東京都北区長、花川與惣太。

「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の改定のための検討会設置要綱。第2条の規定に基づき、下記の事項を諮問する。

記。(諮問事項)。1、「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プ

ラン」の改定について。2、その他必要な事項について。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○区

それでは、よろしくお願いいたします。

申しわけありませんが、花川区長は所用がございますので、これで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○区長

皆さん、よろしくお願いいたします。

○区

それでは、ここからの進行は、平沢会長にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

では、今、諮問文は受け取りました。内容は今お聞きいただいたとおりでございますし、皆様方のお手元にも、多分コピーが配付されていると思いますので、よろしければご確認いただきたいと思います。

基本プラン新5か年改定ということで、大きく二つの事項がございます。折々にご説明をいただきながら、皆さん方からご質問をいただいたりご意見を頂戴したりということで進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

なるべく肩の力を抜いて、思ったことはどんどん言えるような雰囲気を進めたいと思っておりますから、ご遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。きょうのところは、いろいろご説明を受けて、全体を把握しないといけないというところもありますから、ご説明がやや長くなるかもしれませんが、そのあたりをよくお聞きいただいた後、必要なことはどんどんご意見を頂戴したいと思っております。よろしくお願いいたします。

では、早速、議題の順に沿いまして進めてまいりたいと思いますが、まずはこの会議の運営につきまして、特に北区の場合はどの委員会でも公開を原則にしておりますから、そのあたりのことを含めて、事務局のほうからご説明をお願いできますか。

○区

それでは、ここからは座ったままでご説明をさせていただきます。

まず初めに、検討会の設置要綱、皆様方のところにお配りしているかと思っておりますけれども、「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の改定のための検討会設置要綱というものでございます。ここの要綱の第3条のところに、組織という部分がございます。学識経験者6人以内、区内各種団体構成員8人以内、そして公募の委員の方4人以内となっていて、今回、検討会は皆様全員で18名の方をお願いをしているところでございます。皆様方、この18名の皆様とともに、今回、

基本計画そして経営改革プランの改定について、およそ7カ月にわたりましてご議論
いただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それともう一枚ですけれども、今、会長のほうからお話をいただきました、会議の
公開に関する内規という資料がございます。こちら、内規のまず第1のところ、公
開に関し必要事項を定めるものとするとしておりまして、第2のところ、会議は運
営上支障がない限り公開をします。そして第3で、傍聴を希望する者は先着順で受け
付けるものとし、傍聴簿に氏名及び住所を記入の上、所定の傍聴席で傍聴をする。そ
して第4では、傍聴を認めないケースについて。そして第5では、傍聴に当たっての
禁止事項。そして第6では、発言の要旨等は事務局でまとめ、検討会において内容を
確認のうえホームページ上に掲載、その他の方法をもって広く区民に周知をすること
とするとしてございます。

なお、議事録につきましては、ホームページで公開するにあたりまして、発言の
個人名は出さないような形で掲載をしてみたいと考えてございます。

以上です。

○会長

今のご説明で、何かご質問・ご確認になりたいことはございますか。よろしゅうご
ざいましょうか。

では、原則公開ということで、この点も今、ご説明のとおり運んでまいりたいと
思いますが。きょうは、傍聴のご希望はありますか。

○区

きょうは、9名の方が傍聴を希望でいらっしゃっております。

○会長

そうですね。じゃあ、お入りいただいて。

(傍聴者 入室)

○会長

では、皆さんお座りくださいましたので、次に進んでまいりたいと思います。

本日の議題は、そこに書かれているとおりでございますけれども、最初の基本計
画について、それから、その次も多分一緒のほうがいいのかな、5か年プラン――
これはまとめてよろしいですか。

では、1と2をあわせて、事務局のほうからご説明を願ひたいと思います。

○区

それでは、まず初めに、「北区基本計画2010」の改定についてという、こちら
の資料ですけれども、ごらんいただければと存じます。こちらに基づいてご説明をさ
せていただきます。

この北区基本計画2010の改定について、今回、皆様方にご議論いただくわけでございますけれども、まずこの1ページ、下のほうの段のところに、北区の計画の体系図という資料をお示しさせていただいております。この表は、区政を執行していく上での計画の体系をお示しさせていただいております。

ここには、基本構想ですとか基本計画とありますけれども、それぞれの計画がどのような位置関係にあるのかをあらわしたものでございます。

まず、体系図の最も上に、北区基本構想とありますけれども、これは一番上にあることからおわかりいただけるかと思っておりますけれども、北区のいわば憲法という位置づけのものでございます。現在のこの北区基本構想は、平成11年の6月に策定をしたもので、おおむね15年から20年後の北区の将来像をあらわしたものとなっております。

したがって、目標年次を平成27年から大体32年を目標に、いろいろと定めをしているというものでございます。この基本構想の策定に当たっては、区民の皆様からのご意見をいただきながら議論を重ねまして、最終的に区議会の議決を得て策定をしております。

そして、この基本構想に基づきまして、10か年の事業計画になります北区基本計画2010というものがございます。今回、皆様方にご検討をいただく計画は、この部分になります。そして、この下にさらに3か年の事業計画になります北区中期計画というものがああります。これは基本計画で定めました施策を実施計画として、3年間の計画として落とし込んだものになっています。そして、毎年度の予算編成・執行という形で、区政を展開していくような形になっています。

北区で行われております、さまざまな事業については、基本構想、基本計画に位置づけられまして、そして中期計画で実施計画になって、その上で毎年の予算編成になって、事業が実施されているというわけでございます。こうした計画の枠組み、体系に基づいてとり行われているということでございます。

今回、皆様方にご検討をいただきます、二つ目のところの北区基本計画2010の改定ですけれども、10か年の事業計画となっておりますけれども、この10年の間にはさまざまな社会情勢の変化や、また国の法改正、制度改正などもございます。そうしたことから、区政を取り巻く環境も日々変化をしていくということでございますので、一度定めたら10年間ということではなくて、5年おきに改定を行っているということでございます。

そして、その下にあります中期計画につきましては、3年間ということでございますけれども、隔年で改定を行ってございまして、常に時代の要請に見合った区政を展開できるよう努めているところでございます。

続きまして、2ページにまいります。2ページの上段ですけれども、「基本計画2010」の策定の経緯というのがございます。ここで基本構想、平成11年に策定いたしましたときの時代背景を記載してございます。こうした時代背景の中で策定をしたということです。こうした時代背景の中であって、なおかつ日々区政を取り巻く環境が変化しているという中で、北区が抱える諸課題を解決し、なおかつ北区らしさを大切にしながら、21世紀に向けた北区を、住みよい魅力あるまちにしていくために、

新しい時代に対応した、新しい基本構想を策定するという事で、平成11年に策定をしたものでございます。

そして、この基本構想を策定した際に、あわせて北区の将来像というものを定めています。それが下の段になりますけれども、「ともに作り未来につなぐ ときめきのまち — 人と水とみどりの美しいふるさと北区」と、これを北区の将来像として掲げまして、この将来像の実現のために、先ほど申しました基本計画ですとか、中期計画などにおいて、さまざまな事業を計画化しているところでございます。

そして、続いて3ページにまいりますけれども、3ページの上段です。基本構想の三つの理念ということで、北区の将来の理想を表現するとともに、北区のまちづくりを進める全ての主体が念頭に置かなければならない基本的な考え方として、この三つの理念を位置づけています。平和と人権の尊重、そして区民自治の実現、環境共生都市の実現というものを定めています。

そして、下の段ですけれども、基本計画の性格についてです。北区が計画的に推進する施策を体系的、総合的に明らかにした行財政運営の指針。そして、北区の各事業分野の個別計画を総合的に調整するための指針。そして、国や東京都或いは民間の団体等が区内で進める計画や事業を調整し誘導していくための指針。こういった性格を持っております。

続きまして、4ページでございます。先ほども少し申し上げましたが、基本計画の期間です。基本計画の期間10年でございますけれども、5年おきに改定を行っているということで、今回、改定作業をいたします新しい基本計画については、平成27年から平成36年までの10年間を見据えた計画となっております。

そして、下のほうの段でございますけれども、基本計画の四つの基本目標ということで、それぞれの政策や施策、事務事業が体系的にひもづけられているような形になっております。この四つの目標のうち最初の三つについては、先ほどご説明いたしました基本構想の中で、北区の将来像を実現するための三つの基本目標として定められているものでございます。そして、その三つの基本目標に、基本計画の中では最後の四つ目、基本計画推進のための区政運営を加えた形で四つの基本目標として落とし込んでおります。

この四つの基本目標の部分を若干ご説明させていただきますけれども、まず一つ目、健やかに安心して暮らせるまちづくりというものがございます。ここでは、福祉ですとか子育て施策、こういったものについて事業を計画化してございます。そして二つ目が、一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくりということで、こちらでは産業ですとかコミュニティ、また教育、男女共同参画などについて定めてございます。そして三つ目が、安全で快適なうるおいのあるまちづくりということで、ここでは主にハードのまちづくりが中心になっております。そして四つ目が、基本計画推進のための区政運営となってございまして、主に基本計画を確実に実施していくための体制づくり、区政参画の取り組みや情報発信、また区役所内組織の活性化や経営改革などについて取り組む分野になっております。

続きまして、5ページでございます。こちらでは、基本計画の施策体系についてお示しをしております。先ほどご説明いたしました基本目標が四つでございまして

てその下に、25の政策が掲げられています。その下に、基本施策として73の施策、そしてその下に単位施策として175、そしてさらにその下に各事務事業が体系づけられているという形になってございます。

今回、お手元に基本計画2010の冊子をお配りしているかと思えますけれども、この基本計画2010の冊子、こちらをごらんいただければと思います。ちょっと分厚い冊子になってございます。これから、これを毎回、検討会の議論の中でいろいろ見ていただくことになると思います。こちらの冊子の14ページをお開きいただければと存じます。

14ページに、計画の施策体系図とあります。そして、まず第1として、健やかに安心してらせるまちづくりというものがございます。これが先ほどご説明しました、四つの目標の一つに当たる部分です。そして、この四つの目標の中に、まず政策ということで、25あると申し上げましたけれども、ここで健康づくりの推進ですとか、地域福祉推進のしくみづくりというものがございます。

そして、その下に基本施策73あると申し上げましたけれども、例えば健康づくりの推進のところでは、基本施策として健康づくりの支援ですとか、保健医療体制の充実、また地域福祉推進のしくみづくりの中では、区民主体の福祉コミュニティづくりですとか、利用者本位のサービスの提供、権利擁護のしくみづくりと、こういったものを定めてございます。そして、この基本施策の下に単位施策。これが175ありますけれども、毎日の健康づくりの支援ですとか、健康づくりを支援する環境整備といったものを定めてございます。そして、さらにこの下に、おのおの事務事業がついて来るといような形になっているところでございます。

例えば、こちら39ページのほうをごらんいただければと思います。39ページのところに、施策体系図と記載されておりますけれども、今、申し上げました、基本施策、単位施策、施策の方向とあって、右側の計画事業とある部分に記載されているものが、それぞれの事務事業という形になっています。これが体系の中でひもづけられている形になってございます。

申しわけございません。資料のほうにお戻りをいただきまして、5ページでございます。5ページの下の方の段になりますけれども、今、北区では、基本計画あるいは中期計画を進めるに当たりまして、基本姿勢という四つの重点戦略ということで、戦略的に優先順位をつけて進めております。それが基本姿勢「区民とともに」ということでありまして、先ほど基本構想の中で決めました、北区の将来像を「ともにづくり未来につなぐ ときめきのまち」としてございますけれども、区民の皆さんとの協働を、とにかく全ての施策の基本としていこうということで、基本姿勢をとさせていただいてございます。

そして、四つの重点戦略として①の「子ども」・かがやき戦略では、子育てですとか教育関係を戦略的に進めています。そして②の「元気」・いきいき戦略では、福祉や高齢者施策。またハード事業としてのまちづくりの一部、それと商店街などの産業関係、文化などをこの中で進めてございます。そして③の「花*みどり」・やすらぎ戦略では、これもハード事業としてまちづくりの一部になりますけれども、緑化ですとか公園整備などを定めています。そして④の「安全・安心」・

快適戦略では、震災の関係の対策ですとか防犯などについて戦略として定めているということで、これら四つを重点戦略と位置づけ、重点的に優先順位づけをして進めているというところでございます。

基本計画の改定ということで、後ほど現状と課題のほうでも少し詳しく説明させていただきますけれども、やはり10年という計画の中で、区民の皆さんあるいは区役所、私たちの職員も含めまして、10年後の北区、何かこのような北区になればいいなというふうな、ある程度、夢も語れるようなそういったことも反映させられるような、そういった基本計画にしていきたいと思っております。先ほど区長のほうからも、地域のきずな、また夢と希望という言葉もありましたけれども、そういったものを少し折り込んでいけたらと思っております。

基本計画の改定についての説明については以上ですけれども、それともう一つ、資料ご説明させていただきたいと存じます。この横向きの資料があるかと思えます。基本計画2010 計画事業進捗状況総括表という資料でございます。こちら、詳しくはご説明いたしませんけれども、今回の基本計画2010で定めた事業の進捗を、6段階で評価したものでございます。全部で123事業ございますけれども、その全てについて進捗状況をお示ししてございます。

例えば、1枚おめくりをいただきまして、それぞれ番号をふってございますけれども、各事務事業ごとに記載をしております。例えばここで申しますと、上から五つ目、ふれあい交流サロン事業というのがありますけれども、例えばここでは全体計画、31年度の目標15カ所としてございますけれども、それに対する計画として、前期、平成22年から平成26年度の間5カ所で実施。そして後期、平成27年度から平成31年度の間10カ所で事業を実施していくというのが、基本計画2010で定めた計画でございました。

この表の右側のところ、平成25年度末の見込みのところをごらんいただきますと、8カ所となっておりますので、進捗状況としては計画を上回る進捗だったということはおわかりいただけるかと思えます。

そして、その次の6番のところ、地域包括支援センターの充実のところでは、全体計画の目標が15カ所、そして基本計画2010を策定した平成21年度までに12カ所ございましたので、必要量としてはあと3カ所ということですが、その3カ所については、前期の期間で整備をしていくということでございましたけれども、現在、平成25年度末の見込みでは14カ所ということで、あと1カ所の整備が残されているという形になります。そういった見方をいただければと思います。

表紙のほうにお戻りいただきまして、こちらについては後ほどご高覧いただければと思いますけれども、こちら総括表をごらんいただきますとおわかりいただけるかと思いますが、おおむね計画どおりに進捗をしているということと、ここでDというのがあります。Dは未着手というのですが、若干、計画が進捗していないものも幾つかあるというところでございます。

基本計画の説明については、以上でございます。

それでは、私のほうから、北区経営改革新5か年プランの改定についてご説明させていただきます。

資料のほうでございますが、本日、お配りいただきました資料の冊子のほうでは、ピンクのほうの北区経営改革新5か年プランというものと、こちらは平成22年3月に策定したのですが、その後、改定をいたしまして、もう一つの冊子、この白色の黒塗りとなっている、北区経営改革新5か年プラン、平成23年度改訂版という資料が経営改革に関する冊子でございます。

それでは、説明のほうでございますが、こちらの事前にお配りさせていただきました北区経営改革新5か年プラン。スライド方式のほうの資料について、ご説明させていただきます。

経営改革プランでございますが、今の経営改革プランという名称になったのは、平成17年度からになります。平成17年度以前は、行政改革という位置づけのもと、職員定数の削減、事務事業の見直し、受益負担の適正化、組織の見直しなどを行って、きたところでございますが、平成17年度以降、経営改革プランになってからは、これまでの行政改革の内容もちろん含みますが、経営的な視点を持つという考えのもと、改革を行ってきたところでございます。

経営的な視点というものはどういうものかという形になってくるところでございますが、区民との協働の推進、民間ノウハウの活用、職員の資質の向上など、削減というものの以外のもも含まれての経営的な視点という形で、これまで改革を行ってきたところでございます。そして、平成22年度からは、北区経営改革新5か年プランにつきまして、前回の経営改革プランを周到しつつ、北区基本計画2010のための資源調達、健全で安全な行政運営の確保という目的として策定したところでございます。具体的にどういったものかというものにつきましては、こちらのレジユメのほうでご説明させていただきますので、スライド式のレジユメをごらんいただければと思います。

スライドの形式の上下になっているかと思いますが、その下段でございます。これまでの行政改革という形ではありますが、一番目の丸、北区行政改革大綱、昭和60年から62年度とありますが、ここから始まりまして、名称等の編成はありますが、一番下にございます北区経営改革「新5か年プラン」（改定版）まで実施したところでございます。

一枚おめくりいただきまして、2ページをごらんいただければと思います。平成21年度以降の行政改革でございますが、丸、北区経営改革「新5か年プラン」は平成22年3月に策定したところでございます。その下でございます。太字でありますように、北区緊急財政対策本部をその後設置いたしまして、「緊急的な財源対策と財政健全化に向けた方針」ということで、急速な景気後退の影響による財政危機を克服するため、今後の行財政運営の方針を示すということで、設置をしたところでございます。

その下の丸が、北区経営改革「新5か年プラン」（改定版）ということで、平成24年3月策定、平成22年度から平成26年度の計画という形で位置づけていたところでございます。これに伴いまして「新5か年プラン」の改定及び「緊急的な

財源対策と財政健全化に向けた方針」との一元化を図ったところでございます。

2ページの下段のところでございます。続きまして、経営改革プランと表題にあります。これまでの縮減型の行政改革につきましては、例えば悪いですが絞り出すという行政改革を行ってきたところでございます。黒丸にございますように、不要不急の事務事業の休廃止、定数の縮減などを行ってきたところでございます。それに対しまして、経営改革のほうでございますが、区民との協働の推進、民間のノウハウの活用など、経営的視点を持った改革に変わった形になります。具体的には、黒丸にあります。区民との協働の推進、民間ノウハウの活用、職員の英知の結集、資源の重点配分という形で行ってきたところでございます。

3ページ目でございます。上段でございます。経営改革プランとは、星印二つにありますように、基本計画2010を実現するための資源調達。もう一つの星でございますが、健全で安定的な行財政運営の確保という形で、位置づけられているところでございます。

3ページ下段でございますが、経営改革「新5か年プラン」の体系という形でございますが、対象期間は基本計画2010の前期間、平成22年度から平成26年度と。戦後最悪の経済危機のもとで行財政改革、経済危機への対応といたしまして、基本計画2010の資源調達、健全で安定的な行財政運営の確保というのが目的という形になります。

続きまして、4ページの上段でございます。経営改革「新5か年プラン」の体系から見た方向性になります。方向性としていたしましては、区民とともに、多様な主体が担う新たな公民連携のしくみの構築、財源確保と変化に強い行財政システムの確立ということで、三つの方向性ということで大きく位置づけられているところでございます。

4ページの下段でございます。その中で、区民とともに、全24事業あるところでございます。区民の立場からの計画事業という形にまずなるところでございますが、(1)から(4)の四つが、区政の透明性を図る、区民の声を区政に反映、区民本位の行政サービスを推進、協働パワーによるまちづくりの推進という形で、主な計画事業という形で位置づけられているところでございます。

続きまして、5ページの上段でございます。三つの方向性の二つ目でございます。2、多様な主体が担う新たな公民連携のしくみの構築。こちらのほうは、全35事業でございますが、(1)多様な主体との公民連携を推進、(2)より良い公民連携を推進していくためのしくみづくり、(3)業務の効率化などがあるところでございます。これらは代表的なものとして、5ページの下段でございますが、多様な主体との公民連携を推進、民間活力の活用、指定管理者制度の導入・検討、地域のNPOなどの連携と、これまで職員が行っておりました業務につきましては、民間企業等に委託するというものでございます。

続きまして、6ページでございます。その民間活力の活用の具体例でございます。これまで職員が行ってきたものを、民間の委託という形になるところでございますが、図書館貸出業務の外部委託、給与事務・福利厚生事務の外部委託、そのほか黒ポチにあります。こちらのほうの業務につきまして外部化を図っているところでござい

す。

続きまして、6ページの下段でございます。指定管理者制度の導入・検討でございます。指定管理者とは、公の施設にかかわる管理主体の範囲を民間事業者に広げるというものでございまして、こちら128施設（平成25年7月1日現在）でございますが、指定管理として民間事業者等に指定管理を担わせているという形になります。例示がこちらにあります。ふれあい館、区保養所、特別養護老人ホーム、児童館、保育所、自転車駐輪場、体育館などが指定管理として定め、導入しているところでございます。

続きまして、7ページでございます。多様な主体が担う新たな公民連携のしくみの構築という形でございますが、区立保育園に指定管理者制度を導入したことによりまして、どのような実績が得られているかというものの紹介でございます。基本的に、指定管理者につきましては、区民サービスの向上と経費の削減を目的としているところでございます。その中で、区民サービスの向上ということで、区立保育園をこちらでは挙げておりますが、延長保育の実施を行ったり、休日保育の実施、病後児保育の実施、また専門家による体操指導という形で、民間事業者が民間のノウハウを生かして、区民サービスの向上に努めているという形でございます。

その下、7ページの下段でございますが、こちらは滝野川体育館のほうを指定管理者制度を導入した後に、あきスペース、キッズスペースや大型テレビを設置したという事例でございます。

続きまして、8ページでございます。より良い公民連携を推進していくためのしくみづくりという形で、大学との連携ということで、帝京大学とか東洋大学等、連携をさせていただいているところでございます。その下の丸でございますが、指定管理者モニタリング・評価制度でございます。指定管理のほうに業務を任せて、任せっきりというわけではなくて、指定管理を行っている業務について、区のほうでチェックをするというものでございます。こちらのほうのモニタリングには、区の職員が行うというだけではなく、モニタリングに外部有識者、具体的には公認会計士、社会保険労務士等を入れて、評価の客観性・透明性を高めているところでございます。

続きまして、8ページの下段でございますが、業務の効率化ということで、区民事務所の分室を見直したり、収集運搬業務、道路公園管理業務の見直しを改めまして、業務の効率化を図っているところでございます。

続きまして、9ページの上段でございます。方向性の三つ目でございます。財源確保と変化に強い行財政システムの確立ということで、全89事業あるところでございます。（1）から（6）でございますが、財源の確保、（2）資産の有効活用、区有施設の維持管理コストの削減、効率的・効果的な執行体制の構築、外郭団体の役割と検証・効率化、職員の能力開発と人材育成等を行っているところでございます。

その下でございます。財源確保の具体的な事例という形で、広告料収入の確保ということで、例えばホームページにバーナーを張ったりだとか、あとコミュニティバスに広告を入れる等、そういった検討。特別区民税・国保保険料の徴収率の向上、ふるさと納税を活用した寄附の制度の構築、ネーミングライツの導入の検討、コイン式駐

輪場の設置、コミュニティバスの運行事業、効果的な不用品の売却等、行財政システムを財源の確保として行っているところでございます。

10ページでございます。10ページにつきましては、先ほど財源確保のところでありましたが、特別区民税の徴収率の推移でございます。こちらのほう、平成18年度から始まりまして、だんだん下がってまた上昇しているところでございます。実は、平成19年6月から所得税が減りまして、住民税の配分がふえたという形になりまして、ここから徴収率がちょっと下がってきております。

さらに、平成20年9月にはリーマンショックがございまして、さらに景気が後退したところでございます。そこから平成22年度が、そこに徴収率が上昇しているような形になるんですが、実は区のほうで、平成22年9月に納付案内センターというのを設置いたしまして、職員ではなく外部の委託職員でございますが、収納忘れ等、催促を行ったり、電話による催促等を行った時期がちょうど平成22年9月でございます。そこから収納率は回復しているんですが、それ以外の要素もあるかと思っておりますが、納付案内センターの設置の効果というのものもあるのではないかと分析はしているところでございます。

10ページの下段でございます。10ページの下段のほうにつきましては、国民健康保険料の徴収率でございます。国民健康保険料につきましては、平成20年度から、75歳以上に適用されます後期高齢者制度が導入されまして、収納率が高い75歳以上が抜けてしまったというのがありまして、そこで一気に20年度徴収率が下落いたしました。同じく納付案内センターが平成22年9月から設置いたしまして、それ以外の要素もあるかもしれませんが、ここから徐々に回復をしているという形でございます。

恐れ入ります、11ページでございます。11ページでございますが、資産の有効活用ということで、公共施設白書の公共施設再配置方針の策定、これは学校施設の跡地の有効活用、区外施設のあり方等を検討を計画するというものでございます。三つ目が、区有施設の維持管理コストの縮減ということで、新エネルギー・省エネルギー化の事業、街路照明のLED化事業、太陽光発電の屋上緑化の促進という形になっているところでございます。

続きまして、11ページの下段のところでございます。財源変化に伴い行財政システムの、4の効率的・効果的な執行体制の構築と。ちょっと字は小さいですが、組織の見直し以下、これらの項目について見直し等を行っているところでございます。

続きまして、12ページの上段でございます。12ページの上段のほうは、外郭団体の役割の検証と効率化という形で、外郭団体そもそものあり方を見直すという形で、文化振興財団、勤労者サービスセンターにつきましては、豊島区との広域化を図っている。まちづくり公社につきましては、そのものの解散等を見据えたものも図っているという形でございます。

12ページの下段でございますが、経営改革「新5か年プラン」（改訂版）ということで、年度別の効果額を入れているところでございます。合計といたしまして、193億円の効果額を見込んでいるところでございます。これら経営改革のほうでござ

いますが、計画を立てて実際にできたものと、できなかったものというものがござい
ますが、推進するという形で、これからも進んでいきたいと思っているところでござ
います。

それでは、もう一つの資料でございます。右上に検討会資料、平成25年11月1
9日、政策経営部経営改革担当課。表題は、北区経営改革新5か年プランの実績に
ついてという表がありますので、ごらんいただければと思います。

こちらのほうは、先ほどのスライド式のほうの資料とダブっている部分もござい
ますので、簡単に説明させていただきたいと思います。こちらのほうは平成24年
度の実績という形で、昨年度の実績になります。こちらのほうは、区議会のほうに
も報告している資料でございます。1. 区民とともに、におきましては、1-2区
民の声を区政に反映します、のところでございますが、さまざまな計画をする際に、
区民の皆様の意見を伺う。パブリックコメントであったり、まちかどトークを実施
しているというのを入れているというところでございます。

1ページをちょっと飛ばしまして、2ページをごらんいただければと思います。
2ページにつきましては、多様な主体との公民連携のしくみの構築でございますが、
(1)が民間活力の活用ということで、給与事務・福利厚生事務の委託業務の拡大、
戸籍及び住民票の郵送事務等、以下のとおりでございます。(2)からにつきましては、
指定管理者制度の導入ということでございますが、導入施設につきましては
128施設。平成18年度から開始をいたしまして、平成25年度まで合計128
施設を導入しているところでございます。

2ページの下段からは具体的な施設になっておりますので、こちらのほうは後ほ
どご高覧いただくということで飛ばさせていただきます。

4ページ、5ページも同様に、施設の導入の経緯を載せているところでございま
す。

恐れ入ります、7ページをごらんいただければと思います。7ページにつきまし
ては、3. 財源確保と変化に強い行財政システムの確立でございます。3-1財源
の確保に努めますは、特別区民税・国民健康保険料・保育料の向上。二つ目のポチ
でございますが、先ほどご説明させていただきました、納付案内センターによる区
民税・国保保険料の納付案内の実施ということで、訪問も行っておりますので、訪
問件数2万577件ということで入れているところでございます。

続きまして、3-2でございますが、資産の有効活用を図ります、のところでご
ざいます。こちらは、学校施設の跡地の利用として、売却や一部貸付等を行って
いるところでございます。以下、黒ポチで三つの、中学校・小学校売却、一部貸付等
を実施しているところでございます。

続きまして3-4のところでございます。効率的・効果的な執行体制の構築をし
ますという形で、職員適正化により職員定数管理計画の策定を掲載しているところ
でございます。職員定数につきましては、現在、職員は2,400人ほど、北区の
正規職員として在籍しているところでございますが、10年前ほどは3,300人
ほどということで、約1,000人の職員が減っているというのが実情でございま
す。

続きまして、8ページでございます。8ページにおきましては一番下のところまでいってしまいますが、3-6のところでございます。職員の能力開発と人材育成を推進しますと。区民、区内の経営者などの話を聞く会、先進事例開発支援制度などがこちらのほうは実施しているところでございます。削減というばかりではなく、職員の能力開発という点でも、経営改革プランのほうは位置づけているところでございます。

続きまして、9ページでございます。4の効果額の試算でございますが、一番上のところに約2億円近くの実績があるということで、数字のほうを入れているところでございます。

参考でございますが、一番下のところに参考とありますが、平成22年度の効果額の試算としましては、44億円余。平成23年度の効果額につきましては7億7,000万円という形の数字になっているところでございます。平成22年度と平成24年度が大きな数字になっておりますが、これは学校跡地の売却で、土地の売却でございますので、それがかなり大きくなっているところでございます。

以上が、現在の経営改革プランの現状や効果でございます。こちらのほうにつきましては、基本計画・中期計画とともに財源を確保するというので、今後も位置づけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。かなり膨大な中身だったと思います。事前にお送りは、多分されていたのではないかと思いますけれども、今、ご説明を受けまして、どちらと申し上げません。全体で何か確認をしておきたいこと、あるいはご質問等ございましたら、ぜひご発言をお願いしたいと思います。

全体の流れとして、1980年代の土光臨調以降、増税なき財政再建ということで、民間との協力をどう進めるかとか、小さな政府とかいろいろな言葉が飛び交いましたけれども、北区もそういう意味で、いろいろな形で努力を進めていると、相対としては受け取れるように思いますけれども、個々の問題について、何かご質問ございましたら、どうぞおっしゃってください。

いかがでしょうか。どうぞ。

○委員

ちょっと見方がわからないので教えてください。例えば、北区の基本計画の2010。どこでもいいんですけども、ちょっとこれはあんまりよくないのかな。例えば、たまたま開いた91ページのところ。どこでも同じだと思うんですけども、例えば91ページのこの表の読み方がわからないので教えてください。

現況Bの21年度末の見込みという言葉が出てきますが、この見込みというのがちょっとよくわからないので、これは何を意味しているのかということが1点と。それから、もう一点は、先ほどの予算のことがやっぱりよくわからないので、教えていただきたいんですが、先ほどの北区経営改革新5か年プランの改定についてということ

で、一番最後のところに、年度別の効果額（累計：見込）というのがありますが、これはあくまでも見込みということで、実額ではないという。例えば平成22年度とか平成23年度からも見込みという意味だということによろしいのでしょうか。

例えば、最後に説明がありました、実績についてというものの最後の9ページについて、4. 効果額（試算）という、これは実際の額ということによろしいのでしょうか。その見込額のところも、年度によって随分、歳入の増加額が1年ごとに違うというのも、ここら辺も何でそうなるのかとか、ちょっとそこら辺がわからないので教えていただきたいと思います。

○区

では、初めに基本計画2010のところの計画の見方なんですけれども、これを策定したのが平成21年度です。平成21年度に策定作業をしていました。ですので、平成22年から平成31年までの10か年の計画で、最終的には31年度の目標として、ここでは、例えば42番のところだと、1カ所整備をするというのを最終目標として、そのときに策定作業をしていた年度の末のところでは、どのぐらい進むかということで、ここでは検討として、必要事業量としては1カ所になると。その1カ所をいつ整備していくかということ、前期の期間、平成22年度から平成26年度の間には1カ所と整備していくという形になります。

検討という言葉が入っているのでわかりにくいかなと思うんですけれども、例えば、46ページとかをごらんいただければと思いますけれども。46ページの6番、地域包括支援センターの充実というのがあります。このとき、平成21年に策定作業をしたときに、最終的に10年後には15カ所を整備しようという目標を立てました。その平成21年度末時点での見込みで、12カ所を整備できるという見込みが立っていましたので、平成31年までの必要事業量としては3カ所になると。その3カ所をどういう期間の中で整備していくかというときに、ここでは前期の期間、平成22年度から平成26年度の間には3カ所を整備していこうという計画にしたということです。そのような見方をしていただければと思います。

○会長

今のところ、大丈夫ですか。

○委員

この見込みというのは、じゃあ具体的にこの平成21年度末に設置したという意味ではないということなんですね。

○区

すみません。策定作業をしているのが年度途中です。ですので、最終的にその年度の3月の時点で、これだけ整備できるだろうと。例えば、今この時期、秋ですけども、最終的に来年の3月までに恐らく整備できるだろうということで、このような書き方をしております。

○委員

わかりました。

○会長

今のところは大丈夫ですね。

○委員

はい。

○区

私は、経営改革のほうを説明させていただきます。ご質問のほうは、こちらのレジュメのほうのスライド式になっている12ページの表でございます。こちらの表につきましても、恐れ入ります、本日お配りした冊子のほうの10ページをごらんいただければと思います。10ページ、四角い表が三つありますが、この真ん中の資料。表が、今回レジュメのほうで示している資料と全く同じになります。

こちらは、本改革改定版の全ての効果見込額という形で、193億円見込んでいっている形になっております。こちらは平成24年3月に作成をいたしまして、平成24年度以降は見込みという形になります。累計というのは、この下の表ですと合計142億円という形になっておりますが、上の193億円とどこが違うかという形になりますと、例えばでございますが、指定管理をやることによって、職員がある年度から要らなくなる。外部化になる。そうすると、平成23年度にもし導入という形になりますと、平成24年度、25年度、26年度もそこは要らなくなるという形で、効果額を示しているのがこの中段の表の累計という形になります。

その下のほうもご説明をさせていただきますと、下のほうにつきましても、各年度に新たに発生する額という形になりますので、1回導入すればその単年度限りという表の見方になります。年度によって、ばらつきがあるという形になりますが、やはり一番大きいのは学校跡地の、土地の売却でございますので、土地の売却がいつ行われるかによって、数字のほうは上下するという形になります。

すみません、事前にお配りいたしました新5か年プランの実績についてという形で、最後のところで実際の効果額という形を、9ページのところで71億7,800万円という形で入れているところでございます。主な項目といたしまして、こちらの表にあります中段ぐらいですか。3-2の(3)学校施設跡地の有効活用という形で、旧富士見中の売却という形で、これはもう、これのみで63億円いつまっておりますので、これが一番大きくなっている。年度間で上限が、差がある要因になるのかとなるところでございます。

私からは以上です。

○会長

ありがとうございました。

ほかに、何かございますでしょうか。どうぞ。

○委員

同じく表の見方を教えてほしいんですけども、北区経営改革新5か年プランの表で、指定管理者、次の2ページなんですけども、まず指定管理者制度の導入実績が各年度にあるんですけども、その下に平成18年度の各施設など指定期間が平成18年から20年となっていて、平成21年度以降とか現在はこれがどうなっているかというのはどう見ればよろしいのでしょうか。

○区

指定管理者を北区で導入したのは平成18年度からでございます。当初におきましては処遇的な要素、例えば福祉施設だとか、そういったものは5年、あとそれ以外の施設は、指定管理期間は3年という形で位置づけられていたところでございます。その3年、もしくは5年が終わった段階で、次の、今度、更新という形で公募をかけたりとか、福祉施設とか処遇、特別養護老人ホームとかは、利用者も同じ法人でやったほうが良いというのもございまして、その法人が妥当であるかという審査をして、更新という形でさせていただいているところでございます。そうしますと、20年度指定期間という形になっておりますが、その後、施設が廃止にならない限りは更新という形になっているところでございます。原則5年間、指定管理期間ということで設定しているところでございます。

以上です。

○委員

もう一度確認なんですけれども、具体的な実績で、例えば2ページのふれあい館の赤羽ふれあい館については、赤羽ふれあい館自主管理委員会が、現在も指定管理者として運営していると。そういう解釈でよろしいんですか。

○区

現在も運営しております。

○委員

わかりました。

○会長

ほかにございましょうか。
ありますか、どうぞ。

○委員

3点ばかりちょっとお伺いしたいのですが、まず第1点ですけど、冒頭、会議の公開に関する内規ということで了解をされて、区民の方が傍聴をされているわけですが

ど。この第2のところ、「会議は運営上支障がない限り公開とする」と書いてありますね。これは大変結構なことだと思うのですが、傍聴されている方から見ますと、今までやりとりされていたことについて資料が配付されていないんじゃないかと思う。配付されていますか。されていればいいんですけど。

可能であれば、資料を配付されたほうが、傍聴をされる方も我々のやりとりは具体的にわかるかと思うのです。ただし、傍聴の方の人数とか、事務局のほうの資料の作成とか、そういった物理的なものもあるかもしれませんが、ちょっとご検討をいただければよろしいのかなという感じはするのです。それが第一点です。

それから、第2点は、基本計画2010年の計画事業進捗状況総括表がありますね。この評価です。具体的にどういう評価をされたのか。ご説明を伺っていますと、庁内、いわゆる内部評価をされている結果なのかという思いがするんです。この基本計画の視点としては、「区民とともに」と書いてあるわけですね。これは本当に、まさに区民自治ということは大変望ましいことなんです。そういう意味では、それぞれの計画について一番大事なのは、事業を実施されている区の方ももちろんご苦勞をされているから大変なのでしょうけど、利用をされている区民の方々、利用をされている方々のこれらの事業の評価はどうなのかということで、いわば利用者評価というか、外部評価ですね。あるいは当事者評価というのですが、評価の仕方は大変難しいんですけど。モニタリング等でされている部分も含めて、ここへ進捗状況の総括表結果ということで出されているのか。その評価をどのようにされたのかというのを確認させてもらえればと思います。

それから第3点、ちょっと細かいんですけども、基本構想の三つの理念で、「1、平和と人権の尊重」と真っ先に掲げられていますね。これは大変すばらしいと思います。北とびあの前にも平和の像のミニチュア版がありまして、いつも眺めていて、長崎と同じように頑張るんだなという感じがするのですが。それに対して、今ご説明もありました、北区経営改革新5か年プラン実績について、平成24年度の中の8ページのところの3-4、「平和都市宣言祈念事業の縮減」と書いてあるんですね。これ、逆行するんじゃないかと思うんですけど。ただ、この祈念事業、どのような内容で、あるいは経費でされているのかわかりませんので即断はできませんけれど。平和と人権を尊重すると書いてあるのに、ここは縮減と書いてある。あれっと思ったりするのです。細かい話ですけど、事情がわかれば教えてください。

以上3点です。

○会長

まとめてでよろしいですか。

○区

はい。最初の傍聴の方への資料の配付の件です。次回から、そのような形で、配れる資料についてはお配りさせていただきたいと思います。

○区

次に、計画の進捗状況の評価ですけれども、これは基本的には内部で評価しています。例えば1ページをごらんいただければと思いますけれども、この計画の定め、必要量というところが推進となっているところ、ここがいわゆる人の評価する主体によって分かれるところだと思います。そうでなくて、数が入っているところは、割と明らかに客観的に評価できるというところで、ここの部分を内部だけでなく外部をもというご意見だと思ってございます。

北区の場合、これ以外にさらに細かい事務事業全てについて評価を実施しています。事務事業評価という行政評価をやっていますけれども、まず、この部分の評価の仕方について、これも今、内部だけなんですけれども、少し外部の意見を取り入れてやっていくかどうかという行政評価そのものの評価の仕組みについて、今、検討を始めているところでございますので、そうしたところも踏まえて、さらに計画事業のところについてどういった評価、皆さんにさせていただくかということについては検討をさせていただきたいと考えております。

○区

私のほうからは、新5か年プランのほうのこちらのレジユメの8ページのところですね。真ん中のところですが、平和都市宣言祈念事業の縮減というところの部分だったと思うんですが、こちらのほうにつきましては、平和祈念事業そのものの後退というわけではございませんで、委託業者をお願いしている事業を削減したという形で、見直したという形で効率化を図ったということで、所管のほうから聞いているところでございます。そのものの事業は、後退はしていないという形になっているところでございます。

○委員

幾つかお願いというか、ご質問を含めてなんですが、まず一つ確認は、これは2010年度に始まった10年計画で、今、2年目が完全に終わって3年目に入ったということですのでよろしいわけですね。ですから、こういう総括表は物すごく大事だと思うのですが、これをベースに我々は議論をしていけばいいと思っているんですが。要するに、明確なところは2年分しかまだ出ていないという。当然そうですね、終わっていないと。ですから、2年半ぐらいのところまで10年計画の見直しをやっているという、そもそもそういうことですね。

それから、その見直しに関しては、その10年計画の後半戦について見直そうと、こういうことですのでよろしいわけですね。ですから、2010年から10年間の計画について、2年終わった段階のデータをもとに、その後半戦のところを見直しているという位置づけということですのでよろしいですね。

そういう意味では、ここは余り言ってもしょうがないんですが、ちょっときついですよね。10年計画の2年度しか終わっていないところで、データがないところでその先を見ていこうと。でもそれはしっかりやっていかなければいけないと思っております。

それで、お願いは、やはりそうすると、この総括表が私は決定的に重要だと思って

おりまして、この横書きのやつですね。それで、この総括表に関して、例えば1、2、3、4と番のついているところで、健康はつらつパワーアップ事業というのがあって、推進、推進、推進、推進、推進、推進でAってなっていますから、これはほとんど無内容ですよ。このこと自体はですね。ですから、やっぱり2年間やったことについて、この定性的なところに関してでも、もう少し具体的な数字をここにどんどん盛り込んでいていただいで、その2年分ないしは2年半分をベースに、我々は次のを考えていくというのが物すごく大事だと思いますので、そういう意味では、この総括表をどんどん、しっかりとした形のものを、総括表ですからこういうのは概略版なのはわかるんですが、これをもう少し膨らませていただきたいということが1点です。

それから、これは委員もおっしゃったことですがけれども、この評価についてですね。要するに、行政評価に関しては、これはもう政府なんかは完全に外部にやらせているわけですから、そのことについて、これからどうするかというのはご検討のようですがけれども、でもやはり、ここまできた2年間のここだけで何項目ありますか。123項目について、ぜひこの場で、区民の方もいらっしゃるわけですから、あるいはできる限り区の行政のほうでも、区民の方の声をモニタリングして、本当にAなのかみたいところですね。——というのは、やはり我々がこれから先、次の計画を立てていく上で大事だと思うので、できる限り。特にやっぱりこの場合は、区民の方が本当にAなのかということ議論する、あるいは意見をここで出していただくのは物すごく大事だと思うので、そのことはぜひ議論を進める上でお願いしたいと思います。

それからもう一点は、これはやはり会長から行政改革の話が出ましたけれども、やはり自治体間の競争の時代でもあるわけです。そうすると、この北区の状況を、北区だけのデータを見ているだけでは、やはり本当の意味での評価というのができないと思うのです。幾つかデータを見ましたら、23区との平均の差はありました。でも、やはり我々がこの区をどうしていくかというときには、一般の企業でいうところの同業他社といいますか、似通ったライバルの区を幾つかピックアップしていただきたいくて、人口規模とかあるいは財政状況とか。要するに、千代田区を含めて平均と比べて意味がないわけですので、あるいは生活保護率とか、そのあたりのところで似通った区を三つ、四つ並べて、それぞれの区の整備状況がどうなのかみたいところを比べながらでないと、特に私、北区は住んだこともなくて、飛鳥山に花見に来たぐらいなので、これだけの数字を見ただけでもよくわからない。でも、やはり同業他区ですよ。似通ったのは、やはり三つ、四つをピックアップするのは可能だと思いますので、そことの比較のデータ、そういうのを見ながら検討していきたいと。

すみません、もう一点。やはりこういう計画を見るときには、予算制約が大変厳しいわけですから、その意味で、やはりこの総括表の中にそれぞれの年度の区の予算と、赤字状況とか、そういう何か基本的な財政のデータをこの総括表の中にはめ込んでいただけるといいなと思いました。

それから、すみません、最初なのでもう一点だけ申し上げさせていただきたいのが、この総括表の基本計画2010と、それから公民連携などが書かれた経営改革プラン、これは両者一体ですよ、5年と10年の差がありますけれども。何か上手に総括表の中に合体できないかと。そうするとわかりやすいと思ひまして。

例えば、区立保育園のところで、総括表ですと24番が区立保育園です。延長とかそういう目標値があって、到達度Sになっています。ですけど、その一方でこちらの北区経営改革新5か年プランの改定についてというところだと、区立保育園のところで、やっぱり公民連携の対象になっているわけです。ですから、区立保育園のこういう、例えば24番のところが経営計画・経営改革プランのところの公民連携みたいなところが、そこにどうかかわってきて効果が出たのかみたいなのが、例えば保育のところに入って来る、ほかでも入れ込んでいただけると。そうするとその効果のところに、先ほどいろいろな効果額がございましたけれども、そんな金額がここにはまり込んでいくと、またこれが次の計画を我々が考えるときの資料としてすごくわかりやすくなってくると思うのです。

ですから、すみません、話が長くなりましたけれども、要するにちょっと大変な話で、10か年計画の最初の2年しか終わっていないときに後半戦を考え直そうという大変な作業ですので。やっぱりこの総括表をみたいなのが、本当にしっかり、だんだんバージョンアップして、まだ何回もありますから、その都度バージョンアップして、今みたいなものを見ながら考えていくような形が必要かなと思いました。

すみません、もう一点だけ。委員がおっしゃった、やっぱり傍聴の方がデータがないって本当に気の毒ですね。議事録に関してはそれぞれの発言の方のチェックとかが必要かもしれませんけれども、きょうの配付データだけでも、すぐホームページにアップすれば、皆様方がお帰りになってもすぐ、数日、確認できるということもあると思いますので、そのあたりもぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

○会長

今の、個別ご質問に答えていただくともう時間が。私のほうからの要望で、次に進め方の議事がありますね。そここのところに、今のことを反映させるようなことがもしあればこの場でお答えいただき、それからまた、おっしゃることほとんどもったもだと思いますから、データの出し方などは、事務局には大変お手をかけますが、今のようなご要望を、できれば踏まえておつくりいただければと思うのですが。特に、これは今のところ難しいという点があればおっしゃっていただいて、それについては、後ほどまた考えるということにしたいと思いますが、何かございますか。

○区

それでは、今後の進め方も含めまして、皆様方にご議論をしていただくポイント等もあわせてご説明をさせていただければと思います。

まず、今後のスケジュールのほうを先に説明させていただきたいと思いますが、今回お配りしてある資料の中に、北区基本計画2010及び北区経営改革新5か年プラン改定のための検討会検討日程という資料がございます。こちらをごらんいただければと思いますけれども、本日11月19日が第1回ということで、これから第7回まで平成26年5月までを予定してございます。

本日、この後、北区の現状と課題をご説明させていただきたいと思いますが、そちらについて、まず少しご理解を深めていただきまして、2回目から各分野ごとに

ご検討をお願いしてまいりたいと考えてございます。

議論の仕方なんですけれども、例えば北区基本計画2010の冊子の35ページをごらんいただきたいと思います。

それぞれの分野につきまして、まずこういう形で北区基本構想の部分があって、現状と課題という部分を記載しております。そしてここで言いますと、次の37ページのところで、施策の方向というものを記載していきまして、その後39ページに施策の体系図、そして40ページからが個別事業という形で計画がつくられてございます。

現在、それぞれ関係する所管課に、これから10年の基本計画をつくるにあたって、まずこの現状と課題の部分の作成を依頼しております、それが上がってまいります。ですので、この検討会の中ではこの現状と課題のところ、そしてそれを踏まえた施策の方向、ここの部分をご議論をしていただければと思っております。それぞれ各個別の計画のところまでご議論をいただくと、これ100以上の事業がありますので、この日程の中でこなすのはかなり難しいと考えてございます。ですので、この検討会の中、大きな方向性を皆様方にご議論していただきたいというのがありますので、現状と課題、そしてそれを踏まえた施策の方向ということで、先ほど委員のほうから2年半の中でという意見もございましたけれども、この2年半の時点で現状と課題、そしてそれを受けた施策の方向という部分、かなり変わってきている部分もありますので、少し大きな観点でそのところを中心にご議論をいただければと思っております。その中で、それぞれの個別の事業の部分、ご意見をいただくところもあるかと思っておりますけれども、それはその都度、事務局のほうで対応してまいりたいと思っております。まずは、その部分を中心にご議論をいただければと思っております。

そうした形で、それぞれの分野ごとに、それぞれ毎回ご検討をいただきまして、第6回のところでまとめに入らせていただきたいと思っております。第6回、第7回のところでまとめ、そして答申という形で、それまで大体月1回ごとにお集まりいただきまして議論を進めていただければと考えてございます。

以上でございます。

○会長

進め方のほうの説明もそれでよろしいですか。大丈夫。今、資料の出し方等についてもご要望がございましたが、可能な範囲で、議論の参考になる、先ほどのようなご要望のデータがもし作成できるようであれば折々にお出しくだされればと、私自身は受け取ったのですが、そんなことでよろしゅうございましょうか。

それから、傍聴の方へのご配慮ということで、先ほどのように今回はちょっと間に合いませんが、次回からはご用意いただけるということで。今回のものは、公表可能なものは場合によったらネットで少し流していただくということがあってもよいかと、こういうことでございましょうか。よろしく願いいたします。

きょう、実はもう一つだけ課題がございまして。この後、先ほどの計画のように何回か個別の議論を繰り返してまいりますので、詳細につきましては、その折々にご質問・ご意見を頂戴するということで。きょうのところは、次のほうに移ってまいりたいと思っておりますがよろしゅうございましょうか。

別に発言を拒否するわけではございませんで、時間のことでございますので、どうかひとつご理解をお願いしたいと思います。

ではもう一点ですね、最後になりますけれども、冊子が何か配られておりましたか。ちょっとお待ちください。私も、今……。何て言う冊子でしたか。

○区

北区の現状と課題。

○会長

これですね。北区の現状と課題という、こういう説明資料が配付されていると思います。これについて、事務局のほうからまたご説明お願いいたします。

○区

それでは、お配りしております「北区の現状と課題」をごらんいただければと思います。本日、初回でございますので、まず北区の現状について理解を深めていただいて、次回以降の議論の参考にしていただければと思います。

1枚おめくりいただきますと、目次でございます。人口から始まりまして、財政、職員、主に区の内部管理分野の関連資料をおつけしてございます。そして、健康・福祉、それからお隣のページに行きまして、教育・文化ですとか都市整備。さらには次のページでは、生活・環境といった区民サービスに直結する関連資料を掲載させていただいております。

本日、ちょっと時間の関係もございまして、ポイントとなる部分をご説明させていただきますけれども、詳細については後ほどごらんいただければと存じます。

まずは1ページでございます。北区のこれまでの人口の推移と今後の推計でございます。上段が総人口、そして下段が外国人人口となっております。上段のほうの総人口でございますけれども、この表は昭和60年からの推移になっておりますけれども、北区の人口のピークは昭和42年でございます。この当時、北区は43万6,000人ほどでしたが、これが徐々に減り続けまして、ここ何年かは増減を繰り返しつつ、傾向としてはほぼ横ばいが続いているという状況になってございます。平成25年の1月1日時点での総人口は、約33万3,000人となっております。

今後の推計でございます。右側のほうになってまいりますけれども、平成35年ぐらいまでは人口が増加する予測になっておりますけれども、その後は減少に転じまして平成45年には32万3,000人。現在より1万人ほど少なくなるという予測になっております。一方、下段の外国人人口ですけれども、こちらのほうは今後もふえ続けていく予測になっております。

続きまして、2ページでございます。こちらは日本人人口の推移でございます。上段の表は、日本人人口の推移とあわせて3世代ごとの構成についても示しをしております。日本人人口については、平成25年1月1日現在で約31万8,000人ですけれども、平成25年以降、横ばいが続いておりますけれども、平成30年代に入ると徐々に減少を示し始めて、平成45年には約30万人になる予測になっております。ま

た、この表を見ますとおわかりいただけるかと思えますけれども、65歳以上の高齢者の人口の幅、ここが少しずつ太くなっているということ。一方、15歳から64歳までの生産年齢人口のところが小さくなってきているということ。そしてゼロから14歳までの子どもの人口も、この表ですと平成35年ぐらいまでは少し増加をしていますが、その後、減少に転じていく予測になっているということがおわかりいただけるかと思えます。

そしてお隣、3ページの上段の表ですけれども、これは昭和60年の人口を100とした場合の、北区と特別区を比較した表です。特別区全体が上のほうの折れ線グラフになりますけれども、特別区全体としては平成8年ぐらいを境に人口がふえてきているということがおわかりいただけるかと存じます。北区の場合は、その特別区全体の傾向が当てはまらず、ずっと減少をしてきたということがおわかりいただけるかと存じます。

今、北区では、子育てにかなり力を入れてございまして、ファミリー世帯への行政サービスを手厚く講じてきていますけれども、そうしたこともあって、ここ数年は特に年少人口などにおいては増加の傾向を示してございましてけれども、やはりお隣の2ページの上段にありますように、人口減少に伴います人口構成の不均衡については北区の大きな課題になっているということでございます。

続いて、下段の表でございましてけれども、これは23区との比較で、平成24年1月1日と平成25年の1月1日の日本人人口を比較した場合の増減になっています。皆様もご案内のとおり、臨海地区、中央、港、江東の人口が大きく増加していることはおわかりいただけるかと存じます。また、この表では世田谷区が大きく伸ばしてございましてけれども、これは二子玉川の再開発の影響によるところが大きいと考えてございまして。

このように、人口については、ハードとしての住宅整備によるところが非常に大きく、北区においては臨海地区ですとか、また今回の世田谷区のように大型の開発が行われてこなかったというところが、他区との大きな違いだと捉えてございまして。ただ、この表にありますように、平成24年から平成25年の比較では、北区も比較的人口はふえているような結果になっています。これはこの年におきまして、豊島五丁目ですとか赤羽二丁目、また浮間三丁目に比較的大規模な住宅が整備されてございまして。こうした影響によるところが大きいと捉えているところでございまして。

続いて、4ページでございまして。これは町会・自治会の加入率の推移ということで。人口の推移と連動するものではございませんけれども、こちらも徐々に加入率が下がってきていることがおわかりいただけるかと存じます。やはり、地域コミュニティの希薄化というのは、まちの活力に大きな影響を及ぼすものでございまして、先ほど区長からもありましたように、人と人とのつながり、地域のきずなというのも重要な視点になってくると捉えてございまして。

続いて、5ページからは北区の財政状況についてです。上段の円グラフの表は、当初予算の歳入の構成比を示したものでございまして。この内訳を見ますと、最も多いのが白抜きになっています特別区交付金という部分、ここが最も構成比として割合が大きく、次いで国・都支出金、そして特別区税となっております。この一番割合の多

い特別区交付金、どんなものかと申しますと、本来であれば市町村民税である固定資産税や法人税、また特別土地保有税というものがあるんですけども、この三つの税をまとめて調整3税という呼び方をしていますが、この調整3税、本来であれば市町村民税であるんですけども、特別区の場合は、特別区の歳入とならずに東京都の歳入となっております。これは東京都、特に23区においては、首都東京大都市としての一体性ですとか統一性において、一定程度の水準を保つため、一旦東京都が徴収をいたしまして、それを東京都と23区で分け合っているというのが実態となっております。

東京都は本来、区が行わなければならない事務、例えば上下水道の事務ですとか消防の事務、こうしたものを東京都としての行政の一体性や統一性を保つという目的のもと、東京都が直接、行政サービスを行っています。そのため、先ほど申し上げました三つの税を、東京都がまずは課税をして徴収をし、そしてそのうちの55%を特別区に配分。残りの45%を東京都が配分という形で分配をしてございます。

したがって、北区の場合は、直接、集められる特別区民税が大体20%弱、それに比べてこの特別区交付金の割合が35%ということで、この特別区交付金にかなり依存をしている、そういった状況になってございます。

この下のほうの表をごらんいただきたいと思いますけれども、棒グラフの表ですけども、一番上が北区です。二つ目が23区の平均ということで、特別区税の割合が、23区の平均ですと28%程度。そして特別区交付金の割合が27%弱ということで、一番上の北区と比べていただくと北区の特別区交付金の依存度が高いというのがご理解いただけるかと思えます。

この特別区交付金、どのようにして決まるのかと申しますと、簡単に申し上げますけれども、自治体として一般的・標準的な行政サービスを行った場合にかかるであろう経費をまず算出いたします。そして、北区であれば、北区における特別区税、税收等、これを算出して、その差となる部分を、標準的な行政サービスを行う上で足りない部分とみなして、特別区交付金として交付を受けているというものでございます。したがって、税收等が高い区は交付金も少なくなるということになってございます。

一番下の港区におきましては、区税等で集められる収入が51%、一方、特別区交付金に至っては1%程度の割合しか占めていないということで、港区などにおいては、仮にこの特別区交付金の制度がなくなったとしても、自前の特別区税で、十分、区政運営が行われるということになります。こうしたことから、北区は非常にこの交付金に依存した財政構造になっているんですけども、この財政構造の原資そのものが、先ほど法人税ということを上げました。法人税ですので、これが非常に景気の動向に左右されやすいという形になっています。景気の動向によって北区の財政運営は大きな影響を受けるということで、もちろんこれは特別区税もそうですけれども。金額がより大きいため特別区交付金に依存している北区としては、より景気の動向に左右されやすい財政構造になっているということで、ちなみにこの特別区交付金、リーマンショック前の水準と比較して、現在は60億円程度少なくなっているということで、なかなかこれが回復できずにいるという状況になっています。

続いて、6ページですけども、これは23区の区民1人あたりの特別区税の額で

す。北区と、例えば千代田区、港区といったところで、かなり差があるということがおわかりいただけるかと思います。

そして、7ページの上段ですけれども、ここは歳入に占める特別区税と特別区交付金の割合。先ほども棒グラフのほうでも少しお示ししましたけれども、いわゆる中心区とっている千代田、中央、港といったところと、周辺区といわれている北区、荒川区、板橋区。こういったところなどは、自分たちで集められる区税よりは、東京都が集めたものの中から配分をされる特別交付金の割合が高くなっているという状況でございます。

そして、8ページでございます。8ページ、基金残高の推移ということで、基金とは、家計でいうと貯金に当たるものでございますけれども、今、北区では、平成25年度末の見込み、一番右側になりますけれども、大体378億円の基金を持ってございます。そうした中で、今、学校の改築、老朽化した学校を順次改築してございますけれども、この改築に充てるための基金、一番上、黒く塗り潰してある部分になりますけれども、これが学校改築基金になります。これが大体118億円程度。それと一番下の薄いグレーで塗り潰してある部分、これが財政調整基金——この財政調整基金というのは、学校改築基金のように特定の目的を持ったものではなくて、比較的自由に使える貯金としておりますけれども、例えば景気変動によって歳入が足りなくなったときに、これを取り崩して一般会計に充てたりしているという、そういった趣旨の基金でございます。これが大体約70億円程度となっております。

今の財政状況ですけれども、区長のお話にもありましたように、決して楽観視できる状況ではありません。例えば、今年度の予算編成においても、この財調基金を71億円取り崩すような形で予算編成を行っているということでございますので、貯金を切り崩すことで家計のやりくりをしているということと同じ状況でございます。こうした状況を続けると、いずれは貯金については底をついてしまうということでございますので、したがって、理想を言えば、基金は取り崩さずに、毎年の歳入のみで歳出にかかる経費を賄えるような、そうした財政構造にしていくことがベストということですが、なかなかそういう構造に持っていくことが難しいという状況にあります。

続いて、お隣ですけれども、9ページですが、これは歳出のほうの状況になります。上段は、目的別にあらわしたもので、福祉費が一番多く経費が充てられているということで、この福祉費というのは、高齢者や障害者あるいは子どもや保育園、学童クラブなどに充てられる経費となっております。そして、その次に多いのが教育費という状況でございます。

一方、下の円グラフですが、これは性質別にあらわしたものとなっております。一番多いのが扶助費となっておりますけれども、この扶助費とは、社会保障制度の一環として生活保護法や児童福祉法、また老人福祉法などに基づいて支出する趣旨の経費になってございます。具体的には、生活保護費ですとか保育園・児童館にかかる経費、そういったものがこの扶助費に当たっているものでございます。そしてその次に多いのが人件費となっております。

そしてこの人件費、扶助費のほかに、この扶助費の隣のところに公債費というものがございます。これはいわゆる地方債、自治体がする借金のことを地方債という言い

方をしますけれども、これの償還に充てる経費ということで、この人件費、扶助費、交際費、この三つを合わせて義務的経費という言い方をさせていただきます。これは、ある意味、支出が法令などで義務づけられているということで、自治体の裁量で任意に縮減することができない性格のものであることからこうした呼び方をしておりますけれども、この義務的経費が全体の50%を超えているような状況になってございます。ですので、この割合が高ければ高いほど、財政上の自由度が奪われてしまうという状況になってございます。

次の10ページで、この義務的経費そのほかの経費も含めまして、状況を推移をあらわしてございますけれども、一番下のグレーの部分、義務的経費の推移ですけれども、支出全体に占める割合として、大体、半分程度、常時占めてきていると。その傾向が変わらずきているということがおわかりいただけるかと思えます。

続いて11ページ、こちらは職員数の推移でございます。

次の12ページに、職員の定数管理についての記載もありますけれども、北区ではこの間、職員定数の適正化に努めてきたため、職員数そのものは減ってきてございます。ただ一方で、職員の退職に合わせて採用を少し抑制してきたということもあって、職員の平均年齢については少し高目に推移してございます。今現在、平均年齢は42.7歳ということで、少々高い平均年齢になってございます。ただ、ここに来て団塊世代の大量退職、そしてそれに合わせた職員採用を行っていることもあって、年齢構成については、若干ですが少しずつ改善の方向に向かっているという状況でございます。

そして、次の13ページになります。ここからは行政サービスにかかわるさまざまなデータをご紹介させていただきます。まず、高齢者人口の推移でございますけれども、高齢者人口については、団塊の世代が65歳以上となる平成25年、今年度ころから増加のペースが上がりまして、平成30年ぐらいにピークを迎えるような予測になっています。そして、その後、減少に転じるという予測になっています。そして、この状況に関連してくるのが、下の段のグラフになりますけれども、介護保険の認定者数の推移でございます。高齢者人口の増加に連動して、介護保険の認定者もふえてきているということがおわかりいただけるかと思えます。

そして、これも関連してまいりますけれども、次の14ページです。特別養護老人ホームの待機者数の推移になっています。平成16年ごろがピークで、かなり待機者がいましたけれども、下の表のところ、中段のところの特養の入所定員の数を記載してございますけれども、平成19年ごろから入所定員をふやしてまいりました。これは、いわゆる施設整備を行ってきたということでございまして、したがって減少に転じましたけれども、ここ数年は800人から1,000人ぐらいの間で推移をしているという状況でございます。

お隣、15ページについては、障害者数の推移についてお示しをさせていただきます。15ページから16ページにかけて、推移を示してございます。

そして17ページが、生活保護の受給状況でございます。北区の場合、このところずっと増加の一途をたどってきたところでございますけれども、平成25年に至りましては、若干伸びが鈍化しているという状況になってございます。これは先ほど財政状況のところでも申し上げましたが、扶助費の増加にこの生活保護費、大きな影響を

及ぼしているものとなっています。

そして18ページです。これは未就学児の推移になっています。こちらについては、平成27年をピークとしまして、減少に転じる予測になっています。ただ一方で、下の段の表、待機児童数の推移でございますけれども、多少増減を繰り返している部分もありますけれども、平成25年についてはかなりふえまして、125人という形で、最も多い状況になっています。

そして、お隣19ページでございますけれども、保育園児の推移と、それと下の段は学童クラブの登録状況の推移を示してございます。人数につきましては、増加の一途をたどってございますが、一方、下の段の学童クラブの状況については、必ずしも増加ということではなくて、少し増減を繰り返すような状況になってございます。

続いて、20ページ、21ページについては、公立小中学校の状況です。児童数・生徒数の状況になってございます。小学校については、今38校ございます。そして、今現在、1年生については35人学級、そしてそれ以外は40人学級という形の中で、網掛けをしている部分がございます。こちらについては、1年生から6年生まで全て単学級の学校となっております。現在、こうしたこともあって、小学校については適正配置を進めているというところでございます。

そして、21ページは中学校の状況です。中学校については12校ということで、適正配置については既に終了をしているという状況です。

そして、22ページについては、児童数・生徒数及び学級数の推移をあらわしたものでございます。児童数・生徒数とも、大きく減らしておきましたけれども、ここ数年は横ばい傾向にあるというところでございます。

そして、23ページが図書館の状況です。これ、少しわかりづらい表かと思っておりますけれども、北区は図書館の数が15館ございまして、数の上では23区で4番目となっております。そして一方、北区の場合、かなり他区に比べて面積割り人口割りで見ますと、充実した形になっているということがおわかりいただけるかと思っております。

そして、下の段が蔵書数・貸出数なんですけれども、人口割りで見た場合のグラフになっていますけれども、北区の場合、かなり充実しているということが、こちらの表からもおわかりいただけるかと思っております。

そして、24ページについては、北区の商工業の事業所数の推移でございます。上のグラフは、従業員100人未満の工場数の状況です。北区においては、1人から3人の従業員のところが多く、次いで4人から9人のところということで、それ以上のところは、全体の構成から見てもわずかという状況になってございます。

そして、下の段ですが、産業小分類別商店数ということですが、こちらも、見ていただいて、商店数がどんどん減ってきていることがおわかりいただけるかと思っております。そうした中で一番多いのは、北区の場合、飲食料品関係の小売業ということでございますけれども、こちらについても毎年減少の傾向にございます。

そして、25ページからは、まちづくり関係の資料になってまいります。ここから27ページにかけては、地域危険度というものをあらわした表になってございます。火災が起きた際の建物の倒壊危険度ですとか火災の危険度、またそれを踏まえた総合危険度などをあらわしてございます。こちらについては危険度を5段階評価で町丁目

別にあらわしてございますけれども、ランクが5ないし4のところを、今回、網掛けをさせていただいております。こうした地域については、現在、防災まちづくり事業ということで、一般的に密集事業という呼び方をしていますけれども、燃えにくい建物への誘導をしたりですとか、また延焼遮断帯としての機能確保、また消防車の進入路を確保するための道路拡幅事業ですとか、また災害時に避難場所としての機能を担う、公園等々の広場等の整備事業を、一定の区域に集中的に行う事業を導入してございます。

28ページに、これらの事業導入してある地域、太い線で囲んである区域ですが、こちらについて、密集事業を導入しているというところでございます。

そして、29ページですけれども、こちらは橋梁ですとか橋の関係の資料でございます。建設後50年以上の橋梁数の推移、そして将来の予測をあらわしてございます。昨年末の中央道笹子トンネルの天井板崩落事故以来、インフラの老朽化も大きな課題として取り上げられていますけれども、北区が管理しているインフラの中では、この橋梁という部分が、安全対策上、重要な位置づけとなっております。こちらについても、下の段で架け替え予定橋梁一覧というのをお示ししてございますけれども、河川の改修ですとか、こちらでは駅前の整備計画などに合わせて、計画的に若返りを図っていく対策も講じているというところでございます。

そして、30ページは公園面積の状況です。北区の公園面積、それほど多くはありません。上の区民一人当たりの公園面積ですけれども、23区の中では16番目という状況でございます。千代田区は断トツですけれども、これは皇居ですとか北の丸公園があることによるものでございます。

そして、下の段は、区の面積に占める公園面積の割合ということで、こちらで見ても北区は14番目という状況になってございます。

そして31ページ、こちらは公共賃貸住宅数ということで、これも北区の大きな特徴になっているんですけども、都営住宅あるいはURの住宅などの状況です。北区は、足立区、江東区に次いで3番目に多くなっているということです。北区の面積を考えると、北区はいかに多いかというのがおわかりいただけるかと思っておりますけれども、下の段の表です。面積当たりの住宅数と人口当たりの住宅数をグラフであらわしたものでございます。北区は面積当たりの住宅数では、23区の中で断トツで多くなっております。人口当たりの住宅数でも、江東区に次いで多いということで、それに比べて千代田、文京、台東、目黒などはかなり少ないことがおわかりいただけるかと思っております。

こうした公共賃貸住宅については、東京都の住宅政策によるところが非常に大きいわけでございますけれども、こうした公共賃貸住宅の居住者が、今かなり高齢化をしてきてございます。北区においても、桐ヶ丘、赤羽台団地地区、公共賃貸住宅でございますけれども、こうしたところの高齢化率は50%を超えてございます。こうした東京都の住宅政策によるところの部分で、かなり北区の高齢化率も大きな影響を受けているということが言えるというところでございます。

そして、32ページについては、住宅着工数の状況でございます。

そしてお隣、33ページはごみの収集量の関係でございます。北区の場合、リサイ

クル等をかなり進めている関係で、年々減少傾向にあるということでございます。

下の段については、資源回収量の推移を示してございます。こちらについても、リサイクルを進めていた関係で、資源回収量はかなり増加してまいりましたけれども、ここ数年は落ちついてきているという状況でございます。

そして、続いて34ページが緑被率の推移です。緑被率というのは、樹林ですとか草地、園地などの緑で覆われた土地の占める面積割合のことですけれども、下の段の表が23区との比較でございます。北区は決して多い部類ではないということです。23区の中でも、下から数えて5番目という状況でございます。

そして、お隣35ページでございますが、刑法犯罪の発生件数ということです。年々減少傾向にあるということです。こちらは、安全・安心という観点から少し取り上げさせていただきました。

そして、36ページからは、北区がこの3年間で取り組んだ、さまざまな主な事業を掲載させていただきました。後ほどごらんいただければと思いますけれども、北区として、いちおし、目玉として掲げてきた事業を主に掲載してございます。例えば36ページの四つ目、保育所待機児童解消とございますけれども、区内の乳幼児に対する保育所の定員の整備率といった数値がございまして、北区の場合、「子育てするなら北区が一番」というものを掲げていることもありまして、かなり力を入れている分野になってございます。現在、保育所の整備率については、23区の中ではトップの整備率を誇っているという状況でございます。

また、お隣37ページとかですと、7番のところ、介護と医療の連携の充実という部分がございまして、ここの中では、ここにありますように、23区の中で初めて高齢者あんしんセンターにサポート医を配置したということを行ったりもしています。これら取り組みについては、後ほどご高覧をいただければと思います。

そしてちょっと飛ばさせていただきます、最後の部分になります。50ページのところです。区有施設の老朽度をお示しさせていただきました。下の円グラフの表を見ていただくとおわかりいただけますけれども、区有施設の件数です。北区の場合、建築後30年以上40年未満のものが全体の32%を占めて最も割合が高くなっています。一方、右側の円グラフ、延床面積で見ますと40年以上50年未満のものが全体の31%ということで、最も割合が高くなっています。この内訳を見ますと、大半が学校ということになっています。50ページの上段のほう、ひし形の黒く塗り潰しである部分でポイントを記載してございますが、その一番下のところ、四つ目のところでございますけれども、5年後には経年30年以上の区有施設が全体の64%、さらに10年後には74%に達するというところで、区有施設についても確実に高齢化が進んでいるということがいえるという状況でございます。

そして、こうした区有施設、老朽化が進んでいるわけですので、計画的に改修・改築を行っていかねばならないというところでございますけれども、お隣51ページのところをごらんいただきたいと思っております。こちら、まず上段の表が、各年度ごとに整備した公共施設の延床面積の状況です。昭和56年で区切っていますけれども、昭和56年以前は旧耐震基準といたしまして、現在の建物の耐震上の基準が異なっております。この古い耐震基準で建てられた施設が全体の6割を占めているという状況

です。この図の中に折れ線グラフがありますけれども、これは人口の推移をあらわしたもので、先ほども少し申し上げましたが、北区は昭和42年が人口のピークでございました。この40年前後の人口のピークに合わせて区有施設を整備してきたということがおわかりいただけるかと思います。

そして、先ほども申し上げましたように、この40年前後に集中的に施設を整備してきたことから、施設の老朽化が進んでいるということで、改修や改築の必要性が高まってきているということです。一般的に、建設後30年で大規模改修、そして北区の場合は65年を目安に改築を行ってございますけれども、こうした考え方に基いて、改修や改築を行っていくと、果たしてどれぐらいの経費がかかるかというのをお示ししたのが51ページの下の方の表になります。

最初の20年間で見ますと1,912億円かかるということで、1年当たりに見ますと95億6,000万円かかる見込みとなっております。この棒グラフのところ、60億円のところで、横の線が区切っているかと思いますが、この60億円のライン、何のラインかと申しますと、北区は過去10年間に施設の改修や改築に充ててきた経費の平均額になります。年度によって多少増減がありますが、必ずしも今後同様ということではございませんが、今後こうした施設の改修や改築に充てることのできる目安として、過去の平均からすれば大体1年当たり60億円程度になるだろうということがございます。だとしますと、この表からもおわかりいただけるかと思いますが、最初の20年間は全ての年度においてこの60億円の枠に当てはまらない、おさまらないということがおわかりいただけるかと思います。

したがって、あくまで試算上の話ではございますけれども、この棒グラフを60億円のラインまで下げていかないと、経費的に財政状況を圧迫してしまう可能性があるということになります。そうしたこともあって、北区では今、区有施設のあり方の見直しも取り組んでいるというところで、現在、今後20年間の間に施設の延床面積を15%削減していくということも、目標に取り組むことを計画化しています。

こうしたところも含めて、ちょっと駆け足になりましたけれども、北区の現状そして課題というところを捉えていただきまして、今後の議論の中で、いろいろとご意見を伺って参ればと考えてございます。

すみません、駆け足になりましたが説明は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。今、ずっとご説明いただいて、かなり北区の概略の状況はおわかりいただけたかなと思いますが、時間的には9時を過ぎてしましまして、できれば会議というのは2時間ぐらいで終わるとというのが理想的なんですけれども。そういう意味では、きょうは最初の会合ということで、全体像をまず把握していただくということが一つの狙いであったかと思います。

特に今のご説明で、時間等も考慮をしていただいて、この点だけはということがもしございましたら、お手をお挙げくださればと思いますが。

もしよろしければ、次回以降、個別の議論の中で、いろいろご質問・ご意見を頂戴したいと。特に公募委員さん方は、きょうはまだ本当に切り込む余地がなかったかと

と思いますが、次回以降はぜひご遠慮なく、資料等も今回ご説明を受けましたので、読みやすくなったと思いますから、次回のときまでに、また各資料にお目通しをいただきまして、必要なところでどんどんご意見を頂戴したい。

やはり、公募委員さん、それから北区のほかの役職の委員さん方のご意見が一番重要だと思いますから、ぜひそのあたりもご遠慮なく、次回以降、期待しております。よろしくお願ひしたいと思います。

本日、私のほうも、盛りだくさんでうまく裁き切れませんでしたけれども、次回以降はなるべく渋滞のないように、時間も余り長くかけ過ぎずに、できれば交流的な議論をと考えております。

本日のところは以上で、大きな議論はこれまでとしたいと思いますが。ほかに、事務局のほうで何かございますか。

○区

そうしたら、次回の日程と場所だけを確認させていただきます。先ほどの日程のところでも申し上げましたが、次回、第2回については12月17日でございます。場所と時間は本日と同様、このスカイホールで19時からということをお願いしたいと存じます。

次回の開催につきましては、後ほど事務局のほうから通知を差し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○会長

以上で、予定された議題、それから最後に、次回日程のご説明がございました。本日のところは、これで打ちどめにしたいと思います。

長い時間、事務局の方も含めて、委員さん方ありがとうございました。本日のところはこれで打ちどめでございます。ありがとうございます。

「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の
改定のための検討会 第2回 議事録

日 時：平成25年12月17日（火）午後7時00分～午後9時10分

場 所：北とびあ スカイホール

1 開 会

2 前回議事録の確認

3 議 題

(1) 「北区中期計画（案）」の基本的考え方について

(2) 「現状と課題」、「施策の方向」について

4-2 計画的・効率的な行財政運営の推進

（経営改革新5か年プランについて）

4-1 区民と区の協働によるまちづくりの推進

4-3 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

(3) その他

4 閉 会

出席者	平沢 茂会長	北原理雄副会長	
	岩崎美智子委員	川村匡由委員	藤井穂高委員
	松原 聡委員	池田幸恵委員	小澤浩子委員
	後藤 豊委員	鈴木将雄委員	高橋信子委員
	田辺恵一郎委員	新田 潔委員	佐野雄二委員
	中田千穂委員	野村真美委員	藤本由美子委員

質疑応答

○会長

では、第2回目ということで始めたいと思います。

前は、初めてということがあって、いろいろたくさんご説明を受けて、十分に委員さん方のお話が、もしかしたらお聞きできなかったかということあったかもしれませんが、きょうは少なくとも、予定でいけば1時間を超えるぐらい、十分にご意見を頂戴できると思いますので、どうか折々にご発言いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、早速まいりたいと思いますけれども、議事録の確認と、その前に何か事務局からご連絡等ございますか。

○区

それでは、本日第2回目ということで、本日から基本計画、それと経営改革プラン、それぞれの中身の議論に入ってまいります。きょうは基本計画の第4分野というところを中心にご議論いただくわけですけれども、本日、所管部課長にご出席いただいておりますので、まず所管部課長をちょっとご紹介させていただきます

まず、清正総務部長でございます。

井手地域振興部長です。

香宗我部区民情報課長です。

以上、所管部課長がご出席しておりますので、場合によって、いろいろご議論の中ではご発言等をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、議事録の確認についてでございます。事前に今回、第1回目の議事録を送付させていただいてございますけれども、ご確認いただきまして、修正等ございましたら、事務局までご連絡いただきたいと存じます。ご連絡につきましては、恐れ入りますけれども、本日から1週間後の12月24日までにはいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議事録が確定いたしましたら、当日お配りさせていただいた資料とともに、ホームページにアップさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、お配りさせていただきました議事録には委員のお名前が記載されてございますけれども、ホームページにアップする際は、お名前の部分については削除させていただいた上で掲載をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長

ありがとうございました。担当の部長さん等のご出席の件と、それから今、議事録の件ですね。議事録は今お話ありましたように、この場でどうのこうのというのはとても時間ももたないないので、何かありましたら一週間、24日までに事務局のほうにご連絡をいただきまして、先ほどお話のように、ご発言者の名前はなくなりますけれども、発言内容はそのままアップされますので、何かお気づきの点があ

ったら、特にご自分の発言等でありましたら、事務局までご連絡をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

では、議題の第1番目でございますけれども、中期計画の基本的な考え方、これにつきまして事務局からご説明願ひます。

○区

それでは、まず本日、基本計画の議論に入る前に、現在、北区では3年間の実施計画になります中期計画、これは今の基本計画2010の実施計画といった位置づけになりますけれども、これの改定作業を進めております。期間としては平成26年度から28年度を対象とした3年間の中期計画になっています。現在、改定の案ができ上がりまして、今週12月20日からパブリックコメントに入っていく予定になっています。今回、この中期計画改定に当たっての基本的な考え方を資料としてお配りさせていただきましたので、まずこちらからご説明をさせていただきたいと思ひます。

本日お配りした、こちらの資料でございます。今回ご説明させていただく趣旨でございますけれども、現に、こうして基本計画2010の改定作業に入っているわけございまして、そうした時期での中期計画の改定ということになりますので、ある程度は新たな基本計画で盛り込むべきものについても、一定程度見据える必要があるだろうということから、現行の基本計画2010における考え方のベースになっております、これは前回ご説明させていただきましたけれども、4つの重点戦略、これをベースとしつつも、新たな基本計画策定も見据えながら、新しい考え方も追加した上で改定作業を進めているところでございます。新しい考え方については、当然、今度の基本計画にも一定程度引き継いでいかれるであろうと、論点になっていくであろうと捉えているところでございます。

今後、この場での議論の参考にしていただければと思ひますので、簡単にご説明をさせていただきます。

資料でございますけれども、1ページから3ページにかけて、考え方の説明をさせていただいております。文章だと少しわかりづらいかと思ひますので、本日は図に落とした資料をあわせてお配りさせていただきました。こちらの体系図が書かれている資料でございます。この図については、本日の説明資料として新たに作成したものでございますので、中期計画の資料にはなってございません。この場限りのものとしてごらんいただきたいと存じます。

まず、この体系図の一番上の部分になりますけれども、北区の最重要課題として、ここに挙げておりますが、二つを位置づけてございます。「地域のきずなづくり」と「ファミリー世帯の定住化」ということで、この二つについては、これまでもさまざまな議論の中で北区の大きな課題であるということは申し上げてまいりましたけれども、こうした総合計画の中であえて課題として位置づけるということは、これまでなかったものですから、今回初めてこのような位置づけをしたということと、新たに生じてきた課題というよりは、引き続き北区として課題として捉えてきたものということと、言い方としては、改めて北区の最重要課題として位置づけたと、

そういった言い方をさせていただきます。

この二つを課題として位置づけた理由でございますけれども、これも前回、北区の現状と課題でご説明させていただきましたが、北区の人口問題は、ご案内のように少子高齢化が進んでいるということですか、また人口減少、生産年齢人口の減少が進んでいると、こういった中で、人口構成の不均衡が生じてきているということで、この人口構成の不均衡はコミュニティのあり方ですか、まちの活力に大きな影響を及ぼすことにもなるということで、ファミリー世帯の定住化が重要な課題になっているということ。また、前は町会・自治会の加入率などの推移もお示しさせていただきましたが、そこで今回の中期計画の中では地域のきずなづくりとファミリーの定住化、この二つを改めて北区の最重要課題として位置づけました。

これまでも北区では「子育てするなら北区が一番」といったキャッチフレーズのもとに、いろいろな子育て支援策などを実施してございますけれども、そうしたものを中心にファミリー世帯の定住化、そして、なおかつその上で地域コミュニティの活性化へとつなげていきたいと考えています。

そして、その上で4つの重点戦略、3つの優先課題とありますけれども、こうしたものに取り組んでいくというのが中期計画の考え方になっています。

この4つの重点戦略と3つの優先課題というのは、これまでも北区として打ち出してきた項目になりますけれども、今回、この中期計画の中では、さらに二つの論点を打ち出させていただきます。その一つが、この3つの優先課題の右の横にありますけれども、まちづくりの一層の推進というところでございます。これはまさにまちづくりということで、ハードに関する部分でございますけれども、これまで北区は、子育て支援策ですか、高齢者施策、また教育などといった、どちらかというソフト部分の事業に力を入れてまいりました。こうした事業が受け身の施策とは申しませんが、こうしたソフト事業に加えて、そろそろ積極的な区政展開と申しますか、価値を生み出す事業にも力を入れていきたいと。そういう事業についても前面に出していきたいと考えてございます。

そこで今回、この4つの重点戦略、3つの優先課題に加えて、ハードとしてのまちづくり、現在、北区では王子駅、十条駅といったJRの駅がありますけれども、そうしたところのまちづくりを進めようとしています。そういったところに代表されるような面的整備にも力を入れていきたいと考えているところでございます。そこで、まちづくりの一層の推進ということで、防災まちづくり事業が1点と、それともう一つ、今申し上げた駅周辺のまちづくり事業、この二つを中心に、これを実現するための施策を充実していくということを打ち出させていただきます。

それと、もう一つ新しい考え方として、この図の一番下になります、東京オリンピック・パラリンピックを見据えたまちづくりの取り組みということでございます。これはご案内のように、オリンピック・パラリンピックの東京開催決定を受けてということでございますけれども、北区では、オリンピック・パラリンピックの協議開催自治体とはなっていないのですけれども、皆様ご案内のように、ナショナルトレーニングセンターですか、また東京都障害者総合スポーツセンター、こうした

アスリートの練習施設がございます。そういったオリンピック・パラリンピックの関連施設を複数抱えているというところを捉えまして、北区を「トップアスリートのまち北区」として積極的にアピールしていきたいということで、今回、中期計画の中でも新しい考え方として加えてございます。

これはもちろん、今回ご議論いただく基本計画の中でも重要な取り組みとなると考えてございますけれども、可能なものについては、少しでも早く出していきたいということで、今回中期計画の中で、一部計画化をしてございます。中期計画の中では、スポーツですとか、おもてなし、またユニバーサルデザイン、こういった視点に立った環境整備を進めていくとしてございます。

以上が、今回の中期計画に当たっての基本的考え方のご説明でございました。

○会長

ありがとうございます。

これは基本的な考え方ということで、ここでご質問・ご意見いただくよりは、具体的な中身に入ってからいただいたほうがよろしいかと思っておりますので、そのように進めさせていただこうと思っておりますが、よろしゅうございませうか。

では、続いて事務局から具体的な中身についてお願いできますか。

○区

それでは、議題の3の(2)のところでございます。「現状と課題」と「施策の方向」についてということで、4-2の計画的・効率的な行財政運営の推進（経営改革新5か年プランについて）という項目に入らせていただきます。

前回、企画課長から基本計画の体系を説明させていただき、私から経営改革プランの実績について説明させていただきました。基本計画の体系につきましては、基本構想を頂点といたしまして、今回、検討していただく基本計画、そして中期計画から成っているところでございます。さらに、基本計画は第1分野から第4分野に分かれておりまして、本日はその第4分野についてご説明させていただきます。特に、第4分野につきましては、4-2の計画的・効率的な行財政運営の推進につきましては、経営改革の内容に深く関わってまいります。この4-2の考え方が、経営改革プランのベースとなっているところでございますので、まずはこの部分から説明させていただき、その後4-1、4-3と説明させていただきます。その後、委員さんのご意見をいただければと思っております。

資料でございますが、議事録の次の資料、こちらは事前に配付させていただきました、A4縦の4-1区民と区の協働によるまちづくりの推進と、その中の4ページ、4-2の計画的・効率的な行財政運営の推進になります。この上段の囲いの中に北区の基本構想の考え方が示されているところでございます。中身でございますが、総合計画として基本計画と実施計画を策定し、計画的・効率的な行財政運営を推進すること。行財政計画を進め、柔軟で強靱な行財政体質を築くとともに、機能的な組織・機構を実現し云々かんぬんという形で、こちらの基本計画の中に北区の基本構想を示させていただいているところでございます。

その下に、現状と課題という形に、その後記載がありますが、本日につきましては、本日お配りいたしました、その後2枚後ろのA4横の資料で、現状と課題を箇条書きにいたしまして、施策の方向を項目別に対比させた一覧表として本日ご用意させていただきましたので、この一覧表で説明させていただきたいと思います。

4-2からでございますので、大変恐れ入ります、5ページからになります。こちらの表でございますが、左側が現状と課題、右側が施策の方向性という形になっておりまして、それぞれ左側のほうは現状を書いておりまして、課題があります。その黒囲みの中にそれぞれ項目がありまして、右側のほうの施策の方向性の中では、その矢印を引っ張りまして、1、2、3といった形で施策の方向性を示させていただいているところでございます。

それでは、5ページからまず説明させていただきます。こちらは、計画的な行政運営ということで、現状でございます。「区民とともに」という北区の基本姿勢のもと、4つの重点戦略と3つの優先課題を中心にと、その後の2番目の丸でございますが、少子高齢化、人口減少社会の到来など、地域が支えるコミュニティに大きな影響を及ぼしているというのが現状という形になっております。

その課題につきましては、1、2、3とありますが、区民の多様化・複雑化する行政需要に的確に対応していくためには、より総合的・計画的な行政運営が求められていると。2のところで、財政計画と整合性のとれた具体的な事業計画を策定しとありまして、3のところでは、ファミリー世帯を中心とした定住化を図っていくというのが重要な課題となっているところでございます。

右側のほうは施策の方向性でございますが、①計画的な行政運営ということで、「区民とともに」という基本姿勢のもと、限られた資源の重点的・効果的な配分により、基本計画、実施計画を策定し、総合計画的な効率行政運営を進めていくと。2番目の丸でございますが、地域のきずなづくり、ファミリー世帯の定住化、北区の最重要課題と位置づけという形で、ファミリー世帯が住みやすい地域のコミュニティの活性化につなげていくというのが施策の方向性となっております。

続きまして6ページをごらんいただければと思います。6ページでございますが、こちらの現状と課題につきましては、健全な財政運営の項目でございます。現状のところを抜粋いたしますと、景気回復が右肩上がりの回復が見込まれない中、増収が見込まれず、厳しい財政情勢が続くと。引き続き、厳しい状況が継続するというのが現状でございます。

課題でございますが、4のところでございます。区税などの自主財源の安定確保に努めると。5では、扶助費の増加などにより、義務的経費が増大すると、財政の硬直化が進展していると。

右側の施策の方向性でございます。項目の読み出しになりますが、①自主財源の拡充、②基金・区債等の計画的活用、③経営改革の推進、④財政状況を区民と共有。これはバランスシート、行政コスト計算書など、わかりやすい資料を作成しということで、区議会にも公表しているものになっているところでございます。今後も続けていくというのが方向性になろうかと思っております。

続きまして、7ページでございます。7ページにつきましては、簡素で機能的な

組織・機構の充実という形になります。

現状では、北区経営改革新5か年プランに基づきまして、多くの経営改革にこれまで積極的に取り組んできたところでございます。

課題のところでございますが、基本計画を実現するために、資源の調達が必要と、さらなる経営改革の推進と効率的な行財政サービスの提供が必要になるという形になります。

9が新しい課題になってくるところでございますが、社会保障・税番号制度の導入によりまして、手続の簡素化により区民の負担が軽減され、利便性の向上が図られると。窓口のあり方など、区の組織の業務の見直しを行い、行政の効率化が図ることができるのではないかとというのが課題になってくるところでございます。

右側の施策の方向性でございます。①組織・機構の改革、2番目の丸にあります。先ほどの社会保障・税番号制度の導入により、窓口の統合や業務の見直しなどを行い、より簡素で効率的な組織体制をつくりますと。③職員定数の管理でございます。これまで北区は、職員定数管理計画によりまして人員を削減してきたところでございますが、限られた人材を有効に活用すると。適正な職員配置を行うと。2番目の丸でございますが、北区経営改革プランに基づき、指定管理者制度をはじめとするさまざまな外部化の手法を有効活用するなど、公務の役割、分担の見直しを進めながら、内部努力の徹底を図り、総職員数の適正化に努めますというのが施策の方向性になろうかと考えられるところでございます。

続きまして、9ページの項目でございますが、9ページは効率的なサービスの提供という形になります。

現状でございますが、区民ニーズが多様化・複雑化する中で、どのように行政が対応していくのかというのが今後求められるものなのかなと思っております。

課題でございますが、13番の2行目、区民の視点に立ち、質の高い公共サービスを効率よく効果的に区民に提供すること。14番、行政の情報化を推進し透明性を高める。15番、これまでも増して、経営改革による内部努力の徹底、事務事業の見直し、再構築が必要という形になってくるところでございます。

右側、施策の方向性でございます。①行政情報化の推進、これまでも実施してきたところでございますが、さらに電子区役所の再構築を一層推進するというもの。三つ目の丸でございますが、先ほども項目に出ましたが、社会保障・税番号制度の導入により、新たな取り組みを効果的に活用し、区民サービスの向上を図ると。②の行政サービスの提供の整備でございますが、こちらでも、四つ目の丸、社会保障・税番号制度の導入、窓口の統合化、手続きの簡素化、業務の効率化など、区民サービスの利便性の向上に努めると。③民間活力の活用ということで、区民や地域団体、NPO、民間事業者など多様な主体が公共サービスの担い手となる中で区民自治の視点に立って、区が自ら実施する事業を選択するというのが方向性になってくるかと思えます。

10ページも、引き続きでございます。指定管理者制度が定着するなかで、他の事業においてもモニタリング——指定管理者が適切に業務を運営しているかどうかの監視でございます——を実施いたしまして、民間活力を区民サービスの向上に活

用すると。その下の丸、民間事業者などのノウハウを活用し、多様化する区民ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、事業の民営化、民間委託、事業者誘致、P P P手法の導入を進めていくという形でございます。

④については、受益と負担の適正化。一番上の丸の2行目のところでございます。区民間の公平の観点から、納付案内センター——今、税と国保と保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料などを行っているところでございます——そういったものの催告の実施や強制徴収を進めるなどの収納率の一層の向上を図りますという内容でございます。

⑤の行政の評価のシステムにつきましては、区が実施した事業につきまして、区民や区議会に積極的に公表することによって行政の透明性を高め、ひいては区民とのよりよい協働関係を築くというものでございます。一番下の丸、評価の実施にあたっては、外部評価の仕組みを取り入れ、評価の客観性・透明性を高めていくというのが施策の方向性になるのかなというところでございます。

11 ページ、公共施設の計画的な整備と有効活用でございます。左側の現状と課題でございますが、一番上の丸、これまで区民福祉の向上に向けて、計画的に公共施設を整備し推進してきたところでございます。しかしながら、2番目の丸でございますが、人口減少や少子高齢化の進展などの社会状況や、区民意識の変化などにより、公共施設の中には機能の配置が適切でなくなった施設や、利用状況・効率の低い施設が生じていると。三つ目の丸で、大規模改修や改築など財政需要の増大が予想され、更新需要にすべて対応していくことは難しい状況という形になってきているところでございます。四つ目の丸でございますが、区が保有する公共施設の現状を把握するため、平成23年6月に公共施設白書作成いたしましたして、その後、平成25年7月に北区公共施設再配置方針を策定したところでございます。

右側の施策の方向性でございますが、区役所の庁舎も老朽化しておりますので、老朽した区役所庁舎の改築に向け準備を進めていくというものと、②公共施設の再配置の推進、北区公共施設再配置方針に基づき、行政サービスの水準をできる限り維持しながら、公共施設の総量を抑制し、将来コストについて削減するというものでございます。

③区有財産の活用。丸、学校施設の跡地など、遊休化した区有財産については、貸付、交換、売却などの方法を含め、その利活用について活用を図るというものでございます。

公共施設の再配置につきましては、本日、北区ニュースを参考につけさせていただきました。こちらのほうをごらんいただければと思います。ことしの8月20日の北区ニュースの特集号でございます。「北区公共施設再配置方針を策定しました」ということで、表面のところでございます。老朽化していく公共施設という形で、施設につきましては、昭和56年以前に建設された旧耐震基準の施設は全体の6割を占めているという、こちらが半分から前と後ろでグラフと棒線になっているところでございます。その右下でございます。厳しさを増す財政状況ということで、今後、老朽化した公共施設の建て替え、改修などによりましては、今ある公共施設を更新していくためには、最初の20年間で約毎年96億円必要となると。過去1

0年間に公共施設の建設の改修に使った費用につきましては、年平均約60億円と。96億円が今後必要になる中、年間今のところ60億円が平均ですので、約1.6倍の費用が必要となって、財源確保が今後の課題となるという形であらわした表でございます。

裏面でございます。そのために、北区公共施設再配置方針をどのようにしていくのかというところでございますが、(1)のところでは五つの視点という形でありまして、(2)のところではマネジメントの方針を実現するための方策という形で、三種類入れております。①用途転換、②学校などの公共施設への集合化・複合化、③統廃合・廃止の検討という形で入れさせていただいているところでございます。この下の矢印のところでございますが、施設総量の15%程度の削減を目標とするということで、公共施設再配置方針の目標値を示させていただいたところでございます。

資料は以上となりまして、あと参考までに、施策体系図第4基本計画推進のための区政運営という、A4横、1枚ペラの資料があるかと思っております。こちらにつきましては、分野ごとの政策、基本施策、単位施策という形ですが、赤字で書かれた部分のところにつきましては、前回の基本計画から項目を変えたところ、もしくは追加したものであるという形になりますので、後ほど高覧いただければと思います。ちょっと駆け足になってしまいましたが、私からの説明は以上でございます。

○会長

では続いて、まとめてやってくださいますか。

○区

それでは、第4分野、基本計画推進のための区政運営というところでございますので、項目は違いますけれども、関連してそれぞれございますので、一通りご説明させていただいてからご議論いただければと思います。

今し方、経営改革担当課長から施策体系図の話がありましたけれども、この施策体系図の資料をちょっとごらんいただきたいと思っておりますけれども、左側から政策とあって、その次に基本施策、そして単位施策となっております。この検討会の場でご議論いただきますのは、この表の一番右側になります単位施策の部分になります。

左側の政策ですとか、基本施策、こういったものについては議会で議決をいただいております基本構想の中で定められていますので、この部分については変更することはできません。したがって、ご議論いただくのは、この一番右側の単位施策以下の部分となります。先ほどご説明しました4-2のところもそうですけれども、現状に照らして、現状と課題、そして施策の方向が間違っていないのか、欠けている部分がないのか、またそういった観点から今回ご議論いただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

そうした中で、事務局として新しい視点として加えていったほうがいいものというところを今回は赤字で表記をさせていただいてございます。もちろんここでお示しさせていただいているものに限らず、こういった考え方もあるのではないかと

った部分についてもご議論いただければと思いますし、事前にお示しをしております内容についても、間違っているのではないかとといった部分についてもご指摘をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料にお戻りいただきまして、4-1、区民と区の協働によるまちづくりの推進というところをご説明させていただきたいと思います。

まず、現状のところでございますけれども、現在、地方分権改革が進んでいるということで、地方分権の目的は、基礎自治体優先の原則に立って——基礎自治体というのは区市町村のことでございますけれども——自己決定・自己責任の原則のもと、わたしたちの暮らす地域社会を個性豊かで活力に満ちたものにしていくとしてございます。

そして、ここでの課題になりますけれども、一つ目のところにありますように、基礎自治体として、できる限りの権限と財政を持ち、地域に最もふさわしい公共サービスを多様な姿で展開していくことが求められているといったことですか、そしてこの公共サービスを展開していくためには、3のところにありますように、区民や企業など、さまざまな活動主体が知恵を出し合って連携していくことが必要だということ。そしてなおかつ、そのためには四つ目のところにありますように、区政の情報を的確に提供すること、その上で区民が積極的に区政に参画するしくみを構築すること、こうしたものが不可欠だとしてございます。

これらに対する施策の方向といたしましては、右側になりますけれども、丸の一つ目にありますように、審議会委員の公募やパブリックコメント、ワークショップの実施などによる区民参画の場の拡充を行うということですか、また丸の三つ目にありますに、区政モニターを初めとする幅広い年代層の区民ニーズを把握して、区政に反映させることが必要だということ。そして丸の四つ目になりますけれども、区政に参画するためのしくみづくり、主体的にまちづくりを推進していくための仕組みづくりも必要になってくるとしていただいております。

次に、2ページにまいりまして、わかりやすく開かれた区政の推進というところに入ってまいります。ここは現状はありませんけれども、課題として、まず各種情報の提供を質的に向上させ、政策形成等に区民意見を反映させ、行政の透明性を向上させていく必要があるといったことですか、また、気軽に意見や提案を発信できることが必要だといったこと。それと、この課題の8番目にありますけれども、区政情報の入手先、これをアンケート等で把握してみますと、約9割の区民が北区ニュースと回答してございます。これは広報紙でございますけれども、こういったことから、よりわかりやすく効果的な広報紙づくりが求められているというところでございます。

こうしたものを受けて、施策の方向性としては、一つは情報公開と透明な行政運営の推進ということで、透明な行政運営を推進する必要性と、ただ一方で、個人情報保護にも配慮しながら、区政に関する情報公開を進めるということ。また、こういった行政の公正性と効率性を確保するとともに、監査機能の充実・強化を図っていく必要もあるというところでございます。

また、②の情報発信型区政の展開というところでは、さまざまな媒体がございま

すけれども、最近では丸の三つ目にありますSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）なども使いながら広聴機能を充実していくということと、ここが一番最後の部分にありますけれども、双方向での情報受発信を積極的に展開していく必要があるとしてございます。

続いて、3ページでございます。責任ある協働の推進というところでございますけれども、現状といたしましては、この丸の一つ目から三つ目に書かれておりますけれども、町会・自治会、大学、またNPO、ボランティア活動団体など、さまざまな活動が行われてきているということ。そして、四つ目にありますように、こうした団体が育ってきているということ、そして、区との協働により、いろいろな課題を解決していこうという機運も高まってきているということと、最後の部分になりますけれども、北区では基金を現在設けまして、地域課題の解決に向けた事業を支援する取り組みも行っているといった現状があります。

そして、課題としては9のところにありますように、協働のより一層の必要性ですとか、また10のところにありますように、地域で活動する団体を支援する取り組みの強化、そして11、12にありますように、大学や町会・自治会、またNPO・ボランティア活動団体など、こうしたものをパートナーとして協働のまちづくりを進めていくことが必要としてございます。

また、こうしたことに対する施策の方向としては、一つは協働の推進、もう一つは、公益的活動の支援を掲げてございます。協働の推進のところでは、丸の一つ目にありますように、連携し協働していく体制の整備、そして丸の二つ目にありますように、区民やNPO・ボランティア活動団体、また区職員など、それぞれが協働の理解促進を図る必要があるということ。そして、丸の三つ目にありますけれども、機会の拡充を図っていくことも必要だということを挙げてございます。

②では、現在、区ではNPO・ボランティアぷらざという、NPOやボランティア活動の支援をする、情報交換をしたりする場を施設として設けてございますけれども、そういった中での体制の充実ですとか、ネットワークの強化を図っていくことで公益的活動が活発に行えるよう支援していくということが必要だとしてございます。

それでは、続いて4-3に入ってまいります。13ページになります。

(1) 自治権の拡充のところでございます。まず現状ですけれども、平成12年の法施行を受けまして、国と地方自治体の関係が大きく変化をしてきたということ。そして最近の動きといたしましては、丸の四つ目になりますけれども、地方自治体に対する義務付け・枠付けの見直し——これは地方公共団体の事務について国が法令で事務の実施やその方法を縛っているものが多数あったわけでございますけれども、これを順次見直しをして、地方自治体の自由度と申しますか、自己決定権を拡大する方向へと改革を進めているものでございます——こうした見直しが行われているということとともに、第30次の地方制度調査会では、大都市制度のあり方ですとか、基礎自治体のあり方について審議が進められたと。こういった現状があるということでございます。

そして課題としては、区は自主性・自立性をもって、自らの判断のもと、地域の

実情に沿った施策や多様化する区民ニーズなどに応えていくことが求められているということですか、また、さらなる区の役割と権限の拡充を図るとともに、国や東京都からの適切な税源の移譲や、都区の財政調整制度の改善などにより、財政自主権の確立を図ることが必要といったことを挙げてございます。

そして、施策の方向といたしましては大きく2点、地方分権の推進と、財政自主権の確立を出してございます。地方分権の推進のところでは、基礎自治体優先の原則のもと、基礎自治体としての役割と権限の確保に向けて、東京都や他の区市町村と協議をしながら、権限移譲を国や東京都に求めていくということ。そして、地方分権改革の動向を見すえ、新たな都区関係を他区と連携し構築していくとしてございます。

そして財政自主権の確立のところでは、区が事務事業を自主的・自立的に執行できるよう、役割分担に応じた地方税源の拡充による安定的・恒久的な財源の確保を国や東京都に求めていくといったことですか、事務権限の拡充に見合う財源を国から地方へ移譲し、また課税自主権の拡充を図るなど、地方税源の充実を国に求めていくということが必要だとしてございます。

ここについては、現在、法人住民税の一部国税化の議論も進められてございますけれども、これについてはこの考え方に全く逆行するものとして、現在、地方自治体、北区もそうですけれども、非常に強い危機感を持っているというところでございます。

続きまして、14ページでございます。「北区らしさ」の創造と発信というところでございますけれども、現状としては、地方分権が進むなかで各自治体、独自性を発揮していこうと、互いに競い合って自らの努力と創意工夫による主体的な取り組みを展開しているといった現状がございまして。知名度やイメージを高めていく取り組みとしてイメージ戦略を展開しているということで、北区でもイメージ戦略ビジョンというものを策定して取り組んでおります。丸の三つ目ですけれども、現在、第2次行動計画というものを策定して展開をしているというところでございます。それと四つ目と五つ目のところにありますけれども、観光の観点からの取り組みも行っているという現状がございまして。

課題といたしましては、3のところにありますように、区の魅力を発見、創造しながら、地域特性を生かした施策を展開し、それを区内外へ発信していく必要があるといったことですか、4番のところにありますように、戦略ビジョンの第2次行動計画に基づき、ビジョンがターゲットとする層の再認識と整理、区の価値・区民満足度の具体的発信、区民との連携・協働の推進を積極的に展開していくということが必要であるということ。それと、5番のところですが、オリンピック・パラリンピックの開催の機も捉えながら、観光事業の推進体制も整備していく必要があるということでございます。

そして、これに対する施策の方向としては大きく2点、一つはイメージ戦略の推進でございますけれども、北区の個性、魅力をわかりやすく効果的に演出し、広く発信していくことで、知名度とイメージをより高めていくことを目指すといったことですか、第2次行動計画に基づいてターゲット層の再認識と整理、区の価値な

どの具体的発信、そして庁内の推進体制の整備、区民との連携・協働の推進を図るといったこと。そして、丸の三つ目になりますけれども、シティプロモーションの取り組みを推進していくことも必要だとしてございます。それと②の北区の特性を生かした施策の推進のところでは、北区らしい施策を形成し、区民とともに推進するといったことですか、国など、他の自治体と連携するとともに、区民や民間組織と連携・協働しながら、観光事業を推進していくことも必要だとしてございます。

そして、15ページでございますけれども、広域的な連携・協力の推進というところでは、現状では、区民の生活圏については、場合によっては北区の区域にとどまっているものだけではなくて、河川的环境保全ですとか土壌汚染の関係など、区域を超えた取り組みが必要な課題も少なくないということで、それを受けた課題として、6番にありますように国や東京都、また関係区市町村との調整、相互連携が必要であるといったことですか、また8番のところにありますように、国内外の自治体との区民主体の交流を進めることが求められているということなどを挙げてございます。

そして施策の方向としては、広域的な連携・協力の推進のところでは、災害時の相互応援態勢の整備など、区域を超えた取り組みが必要な課題や、北区だけでは解決できない課題に対しては、周辺自治体との連携・協力を推進するといったことですか、また自治体間の交流の推進のところでは、国内の友好交流都市、国外の友好姉妹都市などとの交流を促進するですとか、新たな友好都市交流協定の締結に向けた検討を行うことなども挙げてございます。

ご説明は以上でございますけれども、本日お配りしている資料の中で、先ほど少し申し上げましたけれども、北区のイメージ戦略ビジョンKISSというものをお配りしてございます。第2次行動計画ということで、現在、これに基づきまして、さまざま施策を展開しているところでございますけれども、ちょっとページを開いていただきますと、イメージ戦略ビジョンとはということで説明があるのと、あと中ほどにコミュニケーションマークというものがございます。これは、さくらの花びらをかたどってKのマークをあらわしたものです。よく見かける方もいらっしゃるかと思いますが、これは白黒であらわしておりますが、実際はピンク色になっています。北区の場合、これとは別に北区の紋章というのがありますけれども、紋章よりはこちらのマークが使われる機会が多くなってございます。

それと、次にキャッチフレーズというのがあります。「少しずつ、いい顔になる」ということで、ここにも書いてありますように、北区に住む人にやさしいまち、人を育てるまちであるということであらわしたもので、そこに住んでいる人も、まち全体も毎日少しずついい顔になっていくという、北区のポジティブなイメージを演出するキャッチフレーズとなっております。

そして、次のページ以降が具体的な事業展開についてご説明をしてございます。例えば2ページではアンバサダー事業と、北区にゆかりのある著名人、文化人にアンバサダーを委嘱して、さまざまな活動をお願いしているということですか、また4ページでございますけれども、アンバサダーの一人であります内田康夫先生の協力を得て実施してございます、「ミステリー文学賞」ですとか、また5ページで

ございますけれども、同じくアンバサダーをお願いしております弦哲也先生にご協力をいただいております、「北区（きた）の演歌座」を実施してございます。この「北区の演歌座」につきましては、ここの説明の段落の五つ目にありますけれども、この事業は平成22年度から実施しております。その年に新人歌手発掘オーディションを行いまして、その大賞受賞者の歌手デビューも今回決定をしてございます。こうしたものですとか、そのほか6ページになりますけれども、イメージ戦略推進員、これは大学生ですとか高校生をお願いして、それぞれの年代層の感性から、北区の魅力の発信、知名度の向上に取り組んでいただいているといったことですか、あと最後になりますけれども、7ページでは、ロケーションのPR事業などについても行っているところでございます。

以上、ちょっと駆け足になりましたけれども、ご説明をさせていただきました。

○会長

ありがとうございました。

きょうは、今ご説明の4-1、2、3と、2のところが一番財政的な問題、中核でそこからご説明いただきましたけれども、特に分割してどことは区分けいたしませんので、お聞きいただきまして、お気づきの点がありましたら、どこからでも結構でございますから、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

何か説明を聞いていると行政が悲鳴を上げているみたいに聞こえて、何か大変だね、やることはいっぱいあるし、金はなくなるし。だからこそ今住民と協働という話になるのだと思うのですけれども、どうぞ、お聞きになっていらっしゃってお気づきの点あるいはちょっとご質問等ございましたらそれも結構でございますから、どこからでもおっしゃってください。いかがでしょう。

○委員

それでは質問をさせていただきます。今のご説明をいただいた中で、北区の財政事情が非常に厳しいということで、職員の方の定数を削減という身を切るような改革を進めておられるかと思うのですけれども、これも従来から北区ニュースなどで拝見はしておりましたが、そういったPFIなど進めていかれる中で、現在の状況としては、そういった効果はどのように評価されているのでしょうか。

例えば、もちろんその財政的に効率化するのは非常に望ましいと思う一方で、本来、区の行政の方々が担うべきところが後退していないだろうかという懸念も常々感じるものですから、そのあたりの現状についての自己評価ということを区の方から教えていただければと思います。

○会長

お願いします。どなたでも。

○区

まず人件費、職員数もちょっと絡めてなのですが、職員数につきましては、まず

平成15年度のときは2,903人いたところでございますが、平成24年度ですと2,456人という形で、500人ぐらいは減らしているところでございます。人件費もそれに伴いまして、平成15年のときは300億円かかっていたのが、平成24年度のところは260億円ぐらい、ちょっとすみません、正確な数字ではないのですが、すみません、人件費58億9,000万円減らしておりますので、平成24年度の見込みは238億円ぐらいになっているところでございます。引き続き、区がおかれている状況というのは厳しい状況ですので、同じぐらい減らせるというわけではないですが、民間活力の活用だとか、そういった面も図りながら、総人件費、あと費用等の削減を図っていきたいと思っているところでございます。

○会長

どうぞほかにございましたら、お願いします。

○委員

今ご説明いただいた2ページのところで、北区ニュースを見て、約9割の区民が区政情報の入手をしているということで、北区ニュース、大変効果的にやっただいていると思っておりますが、現在、これは町会・自治会に2回配布をご依頼されてやっている。1回は業者さんというのでしょうか、委託でやっていらっしゃる。今後、自治会・町会としては、大変ニュース配布料の資金というのは大事で、大変ありがたく財源の一つだという解釈と、それからだんだんまちの自治会・町会役員が高齢化していくので、配布にいろいろな工夫をしていかないと継続していくのは大変難しいなど、両面がありまして、今後、北区としては先々どうお考えになっていくのかということ、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○区

北区ニュース、今お話しいただきましたように、月3回配布をしております、2回が町会・自治会の皆さんにお願いをして各戸へ配布していただく。1回が業者に委託をいたしまして各戸に配布するという形を今までやっておりました。

町会の皆様からは、やはり大変だというお話と、それが町会のある程度資金にもなっているということもあって、いろいろご意見をいただくのですが、今回、一番最初に企画課長からお話しいただきましたように、地域のきずなづくりということが大きなテーマと考えております。

そういう意味では、町会・自治会の方々が配っていただくことで、見守りと、あるいは地域力をつけていくということも含めて、これからもなるべく地域の皆様方、町会・自治会を含めてですけれども、お願いできればと考えているところです。

○委員

基本的には賛同いたします。地域もいろいろな形で町会によってスタイルが違うようですけど、ニュース配布料の財源をもとに、それを役員さんに、あるところによっては支給し、あるところは町会全体の収入として大変財源として助かっている

と。そういう面もあります。そこら辺は現状でしばらくの間、私たちの地域としては努力していく。そういうスタンスだと思っております。結構です。ありがとうございました。

○会長

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員

ただいまの委員の件に関連してなのですが、最近、区内でもたくさんマンションが建設されていまして、マンションによっては自治会にマンションごと参加しているところとしていないところがあると聞いています。北区ニュースからさまざまな情報を得ている方がほとんどで、毎回かなり充実した紙面でお知らせをいただいているのですが、北区ニュースが入手できない、そういう人たちも区民の中にふえているかと思えますけれども、その方たちへの情報の提供等は今後どのように考えておられるのでしょうか。

○区

町会・自治会の皆様方には、町会・自治会に入っていない方も含めて、各戸に配布してくださいということで、そういうお願いをしているところでございます。

あと、大きなマンションや何かができますと、そこが一つの自治会をつくっていたり、あるいは小さいマンションでも、今後、先ほどもちょっとお話もありましたが、地域のきずなづくりという形の中では、町会・自治会に加入をしてくださいということも、北区はそういう意味では町会・自治会がかなり強く、力を今までも発揮していただきましたけれども、これからもそういう今までの地縁を使った地域活動といいますか、地域力、そういうのを強くしていかなければいけないかなと認識をしておりますので、そういう意味でも、町会・自治会等も含めまして地域力を上げるような形での加入促進というのですか、そういうこともやっていきたいなと考えているところです。

○会長

よろしいですか。どうぞ。

○委員

まず一つは事業評価システムが指定管理者だとか、自主的に運営するとか、その体制によって違っていることです。その辺を統一していくというお考えがあるのかどうか。つまり、区民側にとってみると、どこが主体となって運営しているかということは、全く関係ない話なのであって。PFIでやろうか、あるいは指定管理者でやろうか、直営でやろうか、委託でやろうか、どのように運営がなされているのかということが知りたいということだろうと思うのですね。

特にその中の視点として必要なのが、利用している人のアンケートはあるんだ

けれども、利用していない人のアンケートというのはないということなんです。いわゆるサイレント・マジョリティー、公共施設がどこにあるのかもよくわからない人たちに対して、その運営状況をどう提供していくのか。

最も大切なのは、こういった事業あるいは施設運営にこれだけのお金がかかっていて、これだけの成果を上げているということを知りやすく説明していくことによって、本当に必要な施設なのか、あるいは本当に必要な事業なのかということ判断できるようになると思うのです。ですから、もしそれをやられているなら説明をいただきたいし、やられていないならば、ぜひその視点で物事を考えていただきたいと思います。

というのは、全体的な話を見てみると、財政が厳しくなったから何とか収入を上げなければいけないという話があって。他方、職員の数を減らして我々も頑張っているから、区民も一緒に協力してよという、こういうシナリオです。これって、区政から物を見ているのだと思うのです。生活者から物をもう一回見直さないと、本来の施策というのは、僕は見えてこないだろうと思います。

例えば、この北とぴあでも、もっと稼ぐ方法ってあるわけですね。例えば、地下の駐車場を月極めで貸すとか、あるいは業者に全部委託をしてしまうことによって賃料をとるとか、それによって区民がどう困るのかということも、あわせて考えていく必要があるし。

違法駐輪対策にどのくらいお金がかかっているのかということも、わかりやすく説明をするというと思うのです。これだけのお金をかけているのだったら、違う発想をしよう。つまり、個人所有の自転車じゃなくて、駅前に駐輪タワーをつくって、レンタル自転車にしまえば、駐輪対策は一気に解決するのでは。あるいは地下を使うとか。王子の駅前の再開発等の話があるのだったら、そのぐらいまでのことを考えて、自転車に優しいまちづくりというエコ社会を目指すのだとか、そういうダイナミズムが今とっても必要な時代に入ってきていると思います。

それからもう一つ、行政機能の代替とすると、NPOとかボランティア、もちろんそれもあるのですが、各地域で見ていると、やはり行政機能の代替までは行ってないところが圧倒的に多いのです。今、社会起業家みたいなソーシャルビジネス、コミュニティ・ビジネスが出てきて、みずからリスクをとりながら、社会のお役に立ちたいという若者が随分出てきているので、そのあたりは今時代の変化なので、そういったことが基本計画の中に書かれることが、恐らくそういうやる気のある若者が集まる地域になっていくと思います。

そのときに指定管理者にしても、実績重視主義というのがそうした社会起業家にチャンスを与えていないのです。例えば、指定管理者を見れば、過去経験を持っているところに配点が高くってしまうので、当然のことながら、清掃会社とか、ビルメンテ会社がそれを受託して行って、グループでつくったNPOだとか、あるいはそういうソーシャル企業がなかなか受託をできない。そういうチャンスを与えていくということの思い切ったやるかどうかということも、大切だと思います。

最後に、すみませんもう一つ、まちづくりという言葉をもう一回徹底をしないと、聞いている側にとってまちづくりの考え方が多分違うと思います。いわゆる都

市計画的まちづくり、ハード整備のまちづくりという話と、産業振興的な地域活性化というまちづくり、これは国交省だとか経産省に基づいてよくいわれているまちづくりという言葉なのですが、どうも市民レベルから見ると、まちづくりというのは、生活そのものであるという考え方だと思うのですね。市民レベルでのまちづくりとは何なのかということをしっかり定義せずに、あるいはわかりやすく説明せずに、まちづくりという言葉をいろんなところで使うということは混乱を起すだろうと思うので、その辺はちょっと語彙の統制というのをとったほうがいいんじゃないかと、これは意見でございます。

長々とすみません、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

いきなり行政の方のお答えもあっていいかと思うのですが、今のことについて何か、逆に関連するご発言はございますか。

○委員

今の委員のご意見は、非常にもっともだと思いながら聞いておりました。

私も非常に、特にまちづくりということにおいては、ここの資料を見ますと、北区らしさという言葉が出てくるのですけれども、じゃあ北区らしさって何なのかというと、実はよくわからないというところがございます。

ですので、まずその地域のきずなをつくるにおいて、北区の最重要課題がその地域のきずなとファミリー世帯の定住化なのであれば、そのコアとなる北区らしさ、私たちの目指すまちづくりは何なのかというのは、やっぱり必要なのかなと。

それをコアに据えて、若い人たちを取り込んでいって、新しい価値観をつくって、これからは23区も若者の取り合いになってくると思うのですね。魅力的なまちに若い人はどんどん移っていくと思いますので、お年寄りや子育てだけではなかなか人は集まらない。施策はすぐ横並びで、ほかの自治体もまねをしてしまいますので、やはり地域としてのアイデンティティーを、委員のおっしゃるように、確認をしていくというところは原点になるのかなと思いました。

○会長

ほかに何か関連するご意見はございますか。

○委員

今の二人のお話の中にあっただけですけども、私も同じようなことを考えておりました。北区の最重要課題が地域のきずなづくりとファミリー世帯の定住化というお話であるならば、これは、とても目指すべきところだなと、私も思っています。実際私もファミリー世帯として北区にずっと住んでいますので、これをずっと続けていきたいなと思うんですけども。きずなづくりとファミリー世帯という目標というのは、ほとんどの自治体がこのテーマを取り上げて、活動をしていくという

形になっていると思うんですね。

なので、ファミリー世帯の定住化一つをとっても、相当真剣に考えていかないと、先ほど委員のお話があったように、若者、ファミリー世帯の取り合いになってくるという話になりますので、そのときに、じゃあ北区の魅力、地域の持っているポテンシャルみたいなものをどうやって捉えるかといったところが一番大事なかなとは思っています。

そのときに、この計画の中で、例えば北区に暮らせばどういう生活ができるのかという具体的なイメージが湧くような、そういうものをここに書き込んでいけるといえることができると、この基本計画を読んだときに、こういう暮らしができるのだらしたら、自分もここに住んでみたいなという思いが出てくると思いますので、そういったことをできれば今回念頭に置いてというか、考えていければいいのかなと思っています。

もう少し話をさせていただくと、今この資料、とてもわかりやすい資料だったのですけれども、この地域のきずなづくりとファミリー世帯の定住化というところから、4つの重点戦略というところに落とし込んでいくときに、どうも何かつながりが見えてこないなあというのがあります。これ、初めに4つの重点戦略というものがこれまであって、その上で地域のきずなづくりやファミリー世帯の定住化というものを改めて出したというところがあるので、そこをどうつなげていけるかという部分については、書き下していくというか、ここにイメージが湧くようなものをつなげていくということをしていくべきなのかなと思います。

基本計画の中でいうと、今の4ページ、5ページの部分がございます。ここに4つの重点戦略というものが書かれていますよね。ただ、これ、重点戦略といいながら2ページで終わってしまっているんで、やはりこの部分をどうイメージを膨らましていけるかという、そういったことをしていきながら、これを見てもらった人に、魅力的なまちだねと思えるような形にしていければいいんじゃないかなと思います。

すみません、長くなりました。

○会長

今ずっと議論を聞いていまして、恐らく今お三方のお話で、やっぱりもうちょっと住民の目というのを共通して課題としておられて、一方、行政のほうも区民の目をもうちょっと知りたいのだけれども、なかなかわからないという。多分そのすれ違いみたいなものもあるのかなと、私ちょっと聞いていまして。そのあたりのことを含めてどなたか、今の質問はたくさんあるのですけれども、ご意見があるのですけれども、お答えいただけますか。

○区

今さまざまなご意見をいただきましたけれども、やはり一つは区民ニーズの把握というところ、先ほど施設を利用している人の意見を聞く場はあっても、そうでない人の意見を聞く場がないというところ、それも含めてなんですけれども、やはり

こういった形で区民ニーズを的確に捉えていくかというのは、これはかねてからの課題だとも思っています。

区としても、こういった改定をする際は、必ず意識・意向調査といったものを無作為抽出なんかでやったりもしていますけれども。余り傾向は、何度重ねてきても余り変わらないといったところで、本当にそれはニーズの把握ができているのかといったところは、もう少し詳細に分析をする必要もあるのかなと思っています。

そうしたニーズの把握とともに、これもまたご指摘がありましたけれども、区だけでなく、さまざまな公共的なサービスを提供する主体、今コミュニティ・ビジネスというお話もありました。まさにNPOやボランティア、また町会・自治会といったところは、これまでもいろんな形で協働ができてきているのかなと、また育ちつつあるのかなといったところですが、やはりコミュニティ・ビジネスというところでは、少し弱い部分もあるなども認識してございます。北区ではそういった活動を支援する施設もありますけれども、さらにもう少し充実をしていく必要があるのかなと思っています。

それから、まちづくりという言葉に関するご意見も出ました。これについては、確かに行政が本当にハードだけではなくて、ソフト部分でもまちづくりという言葉もたくさん使用したりしていますので、そういったところについては、やはりきちんとした定義づけがないと、やはり区民の皆様にも理解が難しいという部分もありますので少し注意をしていきたいなと思っています。

さまざまご意見をいただきましたけれども、最重要課題のところについても、これは前回お話をさせていただきましたが、単に人口をふやすということであれば、これは本当に大型のマンション開発をすれば人口はふえます。それは統計上からも、明らかだと思っています。東京でも、臨海部の区は顕著に人口がふえていますので、北区でもそうした土地があつてマンションが建設されれば、その年は本当に人口は伸びていますので、単に人口だけをふやすのであれば、民間事業者を誘導すればいいんですけれども。本当にそれだけでいいのかというところで、今回さらにその一歩先のお話として、地域のきずなづくりというものもあえて掲げさせていただきました。

ですので、これはファミリー世帯だけではなくて、高齢者も含めてということになりますけれども、さまざまな主体が人と人のつながり、また地域に愛着を持ってもらうといった仕掛け、これを今度の基本計画の中でも考えていきたいと思っています。こういったものについても、いろいろとご意見をいただければなと思っていますのでございます。

それとあと、北区に住めばこういった生活が送れるといったものを書き込むというお話もありましたが、そういった考え方も今後検討していく必要はあると思っていますけれども。やはり今、若い世代が一番何を、先ほどは北区ニュースが一番の情報源ということも申しあげましたが、若い世代としては、やっぱりホームページのほうがかなり多かったです。ですので、少しホームページという中でもリニューアルをしながら、特に若い世代、北区に住めばこういったライフスタイルを送れるよみたいなのも、文章だけではなくて、視覚に訴えていく取

り組みというものも、少しやっていきたいなと思っているところでございます。
以上でございます。

○会長

ほかに何かありますか。

○委員

今の件に関連して、ちょっと抽象的な議論になるかもしれないんですが、施策の中で、行政評価システムの活用というのがありまして、私はこれ、実は物すごく大事だと思っています。北区は、行政で経営という言葉をお使いになっておられて、まさに政策経営部長でられますが、経営にはPDCAサイクル——要するに、プランして、実際DOですね、Cはチェックで、それからアクションで。多分、政府だと政策評価で、自治体は行政評価になりますけれども——やっぱりPDCAサイクルが行政において必要だと、こういう認識がもう国でも、特に都道府県・政令市では決まっています、そのことをどれだけしっかり行政でやれるかというのが、私は物すごく大事だと思っています。

前回、私がちょっと長く発言してしまった点は、要するにPDCAのここは次のPを、プランを練るところなのであれば、その前提としてのPとDはもうやったわけですから、そのチェックをしっかりとやるべきで、そのチェックをするためのデータをやっぱりわかりやすく見せてほしいと。そのチェックの後に、じゃあ問題があればアクトをしなければいけなくて、それを踏まえて初めて次のプランがつけられると、こういう流れだと思うのですね。

その意味で、きょういろいろ区民との意思疎通とか、いろんな話がありましたけれども、やっぱりそういう政策についてPDCAサイクルをしっかりとやっていくということが、やはり区民のニーズを吸い上げるとか、そういうことで大事だと思っております。

きょうここで配られたペーパーですとやや抽象的ですから、もう少しそこを具体的に主要な政策項目については、きちんと区民の外部委員を選んで、そこでチェックをしてもらって、問題があれば、その対策を練って、次のプランに生かすということが大事だと思うので。抽象的なようでもありますけれども、やっぱり具体的にその政策をチェックして、次につなげていくと。それはまさに区民のニーズとか、政策に対する区民の評価をそういう場でオープンでしっかりとするというのが、結局いろんなことのベースになるような気がするので、ぜひこの点をもう少し具体的にしっかりとやっていただきたいので。

一つだけ言うと、行政って無謬性だとか、議会で文句を言われたくないとか、市民団体に文句を言われたくないとか、当たり前なんですけれども、逆で。むしろ誤りがあったり、政策のミスがあるのがもう当然なので、それをやっぱりみんなの場で議論しながら修正していくということが行政の基本なんじゃないかなと。私自身は、この場も本来、もう少しそうあってほしいと思うんですけれども。やや抽象的な、次のプランについての議論でもいいと思いますが、私自身は前回そういう思

いもあって、ちょっと発言をさせていただいたということです。

以上です。

○会長

ありがとうございました。

じゃあ、関連してどうぞ。

○委員

関連しているのかどうかよくわからないんだけども。先ほどのご発言の中で、指定管理者の実績でいくと、業者さんばかりになっちゃうという話があったんですが。やっぱり北区らしさをもし出すんだとすれば、そういう、実績でいったら、業者さんが実績があるのは当たり前なんだけれども。例えば、地域のきずなを育てるために、そういう公共施設の運営を民間に出すという発想になれば、地域のNPOの方とか、あるいは住民の自治会や町内会でもいいだろうし、いろいろなことがあり得ると思う。そういう中で地域のきずなが育っていく、あるいはファミリー世帯が子育てをしながら、そういう公共施設の管理運営にかかわれるような仕組みを北区はつくっちゃったよということになると、もっとおもしろい——おもしろいという言い方はおかしいから、もっと新鮮になってくると思うし。

それから、若い人たち向けにホームページをつくるといいよ、これもホームページを手際よくつくるには業者さんに出したほうが一番いいんですけれども。そうじゃなくて、やっぱり北区で若い人で起業、そういうホームページづくりの何か仕事を始めたよという人たちに、例えばグループをつくってもらって、そういったところでやるとか。区と一緒に、行政と一緒に区を支えていく区民を育てるような民間委託というのを考えたら、そういうのとリンクさせながら、一つ一つ単位施策を読んでいくと、ご無理ごもっともで、みんなそのとおりにただけれども。でもそれをリンクさせていくと、北区らしさが出てくるんじゃないかなという気がするんですよ。

それからあとは、PDCAサイクルの話が出たので、そういうのをやるととてもいいんですけれども、実際やっているところで評価委員なんかになると、数値化したものが出てくるんですね。数値化ってすごくまゆつばが多いという言い方はおかしいけれども、数値にすることによって本質が見えなくなってしまう。そのいいところ悪いところ、問題点が見えてこなくなる。要するに、説明責任があるから、説明しやすいもの、客観的な資料を出すんだけども、それはあんまり。それをやると実はチェックにならないことが多くて、やっぱり区民の人に参加してもらって、もっとやっぱり区民だからわかるみたいな評価がきちんとできると、PDCAサイクルというのは北区らしい。よその区に出して、全然知らない人が見ても、数値だと何となく、ああなるほどと評価ができるような気がするんだけども。それは、数値なんていうのは幾らでも操作できてしまっただけで、余りおもしろくないので。区民だからわかる目線みたいなので、きちんとチェックできる仕組みができると、北区独自のPDCAサイクルができたということになると思うので。やりましょうとい

ったときに、それをどうやっていくかというのを工夫して行って、ほかの単位政策とうまく結びつけていくと、北区らしさというのがきちんと出せるんじゃないかなと思いました。

○会長

今お答えをいただく前に、私も実は数字については、行政の評価をやっていて、危なっかしいのがいっぱいあって。例えば、すごくつまらない例を挙げますけれども、ある教育委員会のチェックをしたときに、全ての市内の小学校に英語の支援員を——外国語活動をやっていますから、地域から英語の支援員を各校に2名ずつ配置するという。これが100%達成できましたという報告があったんですよ。だけど、それがどういう方であるかとか、数字からは全然見えてこない。

だから、やっぱり数字だけの評価というのは、今のは非常につまらない例ですけども、該当するものがいっぱいあって、同じような思いをしょっちゅうしてまして。評価というのは、数字だとわかりやすいからというのはあるのですが、もうちょっと質的な評価、それは恐らく、区民の方からいろいろご意見を伺うというのが多分一番具体的でよろしいのかなと、ふと思いました。これは、私がたまたまおもしろいなと思って、話を聞いていたものですから。

今、行政の評価システムは、北区の場合はどうなっておりますか。

○区

北区は、事務事業評価といいまして、事業の継続、拡大、縮減、そういった点で、まず担当者が資料を策定しまして、事業課長が評価いたしまして、重点項目につきましては、事業部長また政策経営部長がまた評価をしているという形にはなっております。事務事業評価につきましては、9月の議会に一応報告いたしまして、それと同時にホームページにアップしているという形にはなっております。

問い合わせ事項、北区ニュースにも事務事業評価が出ましたという形で掲載をいたしまして、こんな分厚いページになっておりますので、中身はホームページ等で見てくださいという形にはなっております。

チェックの機能なんですけど、特に今のところ外部委員さんというのは入れておりませんので、その点が今後の課題になってくるのかなと思っております。今の現状はそうです。

すみません、追加なんですけれども。今回では、外部評価の仕組みを取り入れ、評価の客観性・透明性を高めていきますという形で、今回入れさせてはいただいております。

○委員

私は、北区のさまざまな施策にかかわらせていただいておりますけれども、一つ、PDCAサイクルと評価のシステムということでお話があったんですけれども。北区の行政の側に立つわけじゃありません、第三者の立場でお話をするのですが、指定管理者制度の福祉系は、私は相当かかわっております。この中でのPDCAサイ

クルでいえば、チェックのところですね。指定管理者は、3年とか5年の公の福祉施設で民間投入で、より今までの行政サービスよりいいものをというのが指定管理制度の趣旨なんですけれども。

その中で、チェックについては、指定管理の最初のプロポーザル・エントリーのときのプレゼンテーションだけじゃなくて、第2次、例えば3年とか5年で、また次3年、5年たつと契約の更新になるかどうかということがあるわけなんですけれども。その際でも指定管理者の第1次の指定管理期間の資質・運営・経営、それから職員のサービスの向上、利用者の量的な拡大、利用者の実際のご意見というものを、我々は第三者として指定管理者選定委員として、実はやっています。

ほかの23区でも、一部指定管理者の選定委員をやっていますけれども、北区は非常にきめ細かに、いわゆる評価でいえば利用者評価ということもやっておりますし。一般の区民の方の例えば児童館とか、あるいは子どもさんの利用されている表情とか、そういったところも客観的に見えていますので、指定管理制度について言えば、私はPDCAサイクルをすごく一生懸命やっているんじゃないかなと思っていて、他の区と比べれば、非常に前向きに一生懸命取り組んでいるのかなという気がします。

援護射撃ということじゃなくて、第三者的にもすばらしいPDCAサイクルをやっているということは、お話し申し上げたほうがよろしいのかなと思います。

○会長

ありがとうございました。

今のような話になると何か言いたくなくなってしまいますが、私はなるべくやめて……。

どうぞ。

○委員

すみません、ご説明があったかもしれないので、ちょっと確認をさせていただきたいのですが。北区の最重要課題のところで、ファミリー世帯の定住化ということで、このファミリー世帯という言葉について、まずちょっと伺いたいのですが。単純に直訳しますと、家族世帯の定住化みたいになってしまっていて、ちょっと日本語として、ファミリー世帯という言い方がどうなのかしらと思いました。

それから、子育てをするなら北区が一番ということが非常に大事な課題となっているということで、これはよくわかるのですが。そうしますと、ファミリー世帯というものが意味するものは、子育てをしている人たちという捉え方でいいんでしょうか。

それで、それは今まで日本の福祉政策がモデルとしてきた一般世帯といわれるものが、いわゆる夫婦と子ども二人みたいな、それが一般世帯という形で、それをモデルにいろんなものがつくられてきたんですが、それは今なかなか通用しなくなってきている。でもやはりファミリー世帯というのが、そういうものを考えているのかどうか。

それから、やはり何度も繰り返しますが、子育てするなら北区が一番ということ
をいわば大事に掲げているので、これはわかるんですが。でも一方で、やはり家族
というのが非常に多様になっているので、あんまりファミリー世帯ということだけ
を言うと、それに該当しない人たちが非常に住みにくくなったり、つらい思いをす
るのではないかというのが、ある意味素朴な疑問なんですね。

高齢者の一人世帯というのも非常にふえていますので、そういうことから考えて、
最重要課題でファミリー世帯の定住化というのがぼんと挙げられて、これがいいの
だろうかということも、ちょっと個人的にはよくわからないところがあります。と
いうことでお願いいたします。

○会長

今のことについてどなたか。

○区

今、少し定義が曖昧というか、ちょっとわかりにくいというご指摘もありました
けれども。もともと北区の場合、生産年齢人口の減少というところで、人口構成の
不均衡が進んでいるというところを、これは基本構想の中で掲げていまして、基本
構想の中でファミリー世帯の定住化という言葉を使っているものですから、それを
そのまま今回、下位の計画の中に引っ張ってきたというところがございます。

ですので、年齢構成の不均衡を解消するというのが大きな目的になっていま
す。ですので、確かにファミリーという言葉を使いますと、家族構成といったとこ
ろにも考えが及ぶのかなと思いますので、少しこの辺の説明の仕方は今後注意して
いく必要があるのかなと思っています。

それと、子育てするなら北区が一番というご指摘、これは次の第3回目のとこ
ろでいろいろとご議論をいただければと思いますけれども。北区は、確かにそこに力
を入れておりますし、ただ、そこだけということではなくて、高齢化率も23区で
一番高いものですから、長生きするなら北区が一番というのも、あわせて打ち出し
をさせていただいております。

地域のきずなづくりといったときに、その担い手として今考えているのは、ファ
ミリー世帯はもちろんなんですけれども、高齢化率がナンバーワンという北区にと
って、約8割の方が元気な高齢者です。介護保険の適用を受けていない高齢者がほ
とんどの方ですので、そういった高齢者も地域のきずなづくりの担い手になってい
ただきたいというところも考えておりますので、その部分では幅広い年齢層の方
にいろいろとご活躍をしていきたい、そういった仕掛けをしていきたいと考えてお
ります。

○委員

実は、その部分は社会保障の領域なんです。国は、今まで社会保障給付費で
すか、年金・医療・介護に特化しているんです。社会保障給付費全体を見ると約
8割から9割が。

そこで千葉大学のある先生が言われているのですけれども、定常型社会ということを行っているわけですね。つまり、子育てのほうにもっと社会保障の給付費を回すべきだと。子育てに回すということは、実は高齢化対策ばかりじゃなくて、少子化対策をきちんとやれよと。ということをもっと膨らませてマクロで見ると、多世代世帯の定住化なんですよ。しかし、そこで一番意図するところは、今、事務局がお話をされたように、子育て世帯なんですよ。

だから、恐らく国は、そういう方針で社会保障構造改革をやっているわけですよ。多分、区でもそういった国の施策を踏まえながら、とりわけ23区で高齢化率が高いので、若い人たちが定住できるような区づくりをしたいと、そういうことじゃないかと思うんですよね。だから、その部分を整理できればよろしいんじゃないかなと思います。

○会長

そうですね、確かにそんなことですよ、きっと。

今のお話うまく、多分まとめてくださって、そんなことだろうと、今おっしゃっていただきましたから。今のことは、ぜひ念頭に置いて文章等をお考えいただければと思います。

あと、私が本当は言うてはいけないのだけど、一つ今聞いておきたいなと思うのがあって。一般の区民の方のご意見をいろいろ聞いたりとか、そういう話と関連して、例えばこうやって委員としておいでくださる方とか、それから傍聴をしてくださる方は、非常に区政に厳しい目も向ける一方で、区のいろんな状況についてもよく理解しておられると思うんですね。

ところが一方で、さっきサイレント・マジョリティーとおっしゃいましたけれども、余り声を発しない方々は、逆に言うと、自分たちの義務とか責任ということも余り意識されないケースというのも、結構あるんだろう。

それで、ここの単位施策の中に、協働の理解の推進というのが赤字で入っていますよね、これが入った理由は大体わかるんですけれども。今、行政の目で見ても、協働の理解について、もちろん区庁舎内は大丈夫なんだろうとは思いますが、一般の区民の方のこの件に関する理解度というのは、どんなふうに把握しておられますか。

○区

そういった行政の活動に実際かかわっている方、これはNPOとか、ボランティアの活動団体なんかはもちろんそうですけれども、そういったところについての協働の理解というのは、大分進んでいるとは思っておりますけれども。それ以外の日ごろの生活の中で余り行政と接点がない方々の層については、協働ということの必要性もそうだと思いますけれども、やはり協働の意味するところの部分の理解というのはなかなか進んでいないのかなとは思っています。

先ほどアンケートの話もありましたけれども、区の活動に参加したいと思っている方にアンケートをとりますと、約6割ぐらいいるんですけれども、実際そのうち、

やっている方というのは1割ぐらいになっています。それ以外の方は何で参加しないのかというと、やっぱり時間がないという方が3割強、きっかけがないという方もやっぱり3割ぐらいいらっしゃると思います。ですので、そういったところが、少し今後進めていくところの糸口になるのかなと捉えているところでございます。

○会長

今あれなんでしょう、この文言が入ったというのは、やっぱりそういう意味で、もうちょっと住民の協働とか、そういうことに対する理解の掘り起こしが重要だという認識があるということでしょう。そうですね。

○区

もちろんそう思っておりますし、今、防災関係もそうですし、あと高齢者の見守りなんかもそうなんですけど、やはり区だけではできないということの中で、区民の皆さんと協働して、さまざまな細かいところまで目配りをしていくためには、やはり協働をしていかなきゃいけない。協働するときにも、相手の区民の皆さんもその意識と責任を持ってやっていただきたいということも含めて、こういうことを問題意識として持っているということでございます。

○会長

それ、物すごく重要でね、案外なところ、そういう掘り起こしが必ずしも、どこでもそうなんですけど、進んでいないなと思うことが多いのね。

例の阪神淡路のときに、初めてじゃないんだけど、自助・共助・公助という言葉がぱっと出てきましたよね。あの言葉って、最近随分定着しましたけれども、あれ、もともとを探っていくと、僕、びっくりしたんだけど、上杉鷹山が言っているんですね。あれ、僕ね、びっくりしましたよ。自助と互助と扶助というんだよね。自助・扶助・互助という、それで財政の立て直しを図った。だからあれなんでしょう、ケネディがすごく上杉鷹山をすぐれた政治家だと言ったわけでしょう。

やっぱりそういう意識をもうちょっと今広めたほうがいいと思っていて、ここを重要なポイントだろうと、ちょっと思っているところがあるんですよね。ですから、もうちょっと何か具体的な方策になっていくといいなと思っています。これは私の意見。すみません、私、余分なことを言いました。

どうぞ、はい。

○委員

すみません、先生のご意見に関連して。やはりこういった区民との接点を行政がお持ちになるというのは、本当ご苦労だと思うんです。

一つ、ちょっと今お話を聞きながら感じていたのは、子どもの社会科の授業の様子を成長とともに見ているんですけども。何とか省とか、国の機関についての解説は社会科の中に入っているんですけども、一番身近な区役所にみんなで行って見て、区の職員の人はどういう仕事をしているのか聞いてみましようとか、そう

いった授業がない、不思議だなと思っていたんですね。一番私たちがそこに住んでいて、最も接点のある、一番お世話になっている方々なのにもかかわらず、そういった機会がないという意味で、例えばこういった広報活動とか、情報発信の事業の中に、そういった取り組みをモデル的に始めてみるとか、そういったアイデアなんかもあるのではないかなと。一区民の思いつきなんですけれども、そんなこともちよっと感じました。

○会長

今あれですかね、社会科の時間に区役所見学なんていうのは、たまに、やっぱりあるんでしょう。

○区

あります。

○会長

あれ、何年生ぐらいであるんですか。

○区

多分3年生か4年生ぐらいだと思いますが、よく子どもたちが、大勢来て、広報課の職員と一緒に回って説明をしたりということで、受け入れはさせていただいています。

○会長

でもね、本当におっしゃるように、学校で子どもを連れていくでしょう。ところが、学校の事前事後の指導は十分じゃないから、割と見るだけで終わっちゃうというのが現実にあるので、これは学校の問題だと思いますけれども。区役所でも、場合によっては、そういう見学の折に少し踏み込んでみるというのも一つの手かもしれないね。——これは余分な話です、すみません。

○委員

できましたら、小学校だけではなく、中学・高校と、大学生なんかでもいいと思うんですけれども、もうちょっと区の行政の方々にいろいろ聞いてみるとか、そういったフィールドワーク的な窓口を設けていただいて、少しでもよりよい人材を北区に確保していただく礎にできればということも。失礼しました。

○区

では、一言だけ。先ほどの話の中に出ましたが、小学生と区政を話し合う会というのとか、あるいは高校生モニター、あと中学生モニターという形で、一部の人にはなってしまうんですけれども行っています。あるいは大学生も今「KISS」ということでイメージ戦略にかかわってもらっておりますが、そういういろんな世代

の人たちの意見を何とか聞いて、区政に少しでも反映させていきたいという努力は、これからもやっていかなくちやいけないと思いますが、今も少しずつやらせていただいております。

○会長

ありがとうございます。

まだしばらく時間がありますから、どうぞほかにございましたら。

○委員

すみません、ちょっとしゃべり過ぎかなと思うんですけども。2点だけ簡単に。横書きの資料の4-2の計画的・効率的な行財政運営の推進、7ページですけども、左側に現状と課題の中で、9として社会保障・税番号制度の導入と書いてある、いわゆるマイナンバーなんですけれども、これちょっと、区の事務局は誤解されているんじゃないかと思うんですね。手続きの簡素化はまさにそうです——により区民負担の軽減とあるんです、これは違うんですよ。区民負担の適正化です、これは。

これは北欧でもう既に導入しているんですけども、実際これは富裕層とか自営業とかという人たちには、物すごく抵抗があります。プライバシーの侵害だということ。だから軽減じゃない、これは適正化で、富裕層にはもっと負担を求めるとい、そういう方向です、このマイナンバーの趣旨というのは。これは一度ご確認いただければと思います。

もう一点、13ページの自治権の拡充。①が地方分権の推進、②が財政自主権の確立、そのとおりだと思います。

言ってみれば、①の地方分権の推進は、ヒト・モノ・カネで言えば、モノだと思うんですね。②の財政自主権の確率はお金だと思うんですね。抜けているのはヒトじゃないかと思うんですよ、ヒト・モノ・カネの。

ただ、ここは非常に区として、あるいは東京都でさえも、非常に国に対しては言いにくいところだと思うんですけども、書き込めれば書き込んでいただければと思います。ご検討ください。ヒト——つまり、中央省庁から地方への人材の登用なんです。ここがきちんと整備をされていないと、地方分権は進まないわけです。しかし、これは中央省庁の官僚が物すごく抵抗します。

地方分権が進まないのは、実はそこなんです。官僚は、やっぱり霞ヶ関にいたいから、天下りを考えているから、地方へ行きたくないんです。地方分権をするには、当然中央職員が地方分権になりますから、中央の官僚が余る、要らなくなる、人は。その人をどうするか、首を切るわけにいかないの、かつての地方事務官というように、自治体に出向させるなり、そっくり人事異動で自治体に回すなり、そういうことをしないと地方分権は実は進まないんです。だから、そこを書き込めるかどうかということですね。

③でそこを書いちゃうか、書くと多分、国からにらまれると思います。東京都からも、クレームもつくと思いますので、そこは上手に工夫されて、ちょっと書い

ても、ヒト・モノ・カネということで書いたほうがいいのかと思います。ご提案ですけれども。

以上です。

○会長

今の件で何かありますか。

○区

ヒト・モノ・カネのヒトの関係ですけれども、国の地方分局みたいなものを都道府県にみたいな話がありましたけれども、それはやはりなかなか進んでいないと。区の関係でいきますと、今やはり一番大きいのが、児童相談所の関係を、東京都からという形が、結構、区としては大きい話というか、直接的な話かなと思っております。

そういう意味では、今、委員がお話しいただいたように、やはり東京都も児童相談所を、本当は国も、区と都の間でも区に移管しようという話にはなっているんですが、なかなかその抵抗があつてうまくいかないというところは多いと思っておりますので、そこら辺のところは少し書き込めるかなという気がいたしました。

○会長

書き方の工夫はいろいろ大変かもしれないですけれども、ぜひひとつということ

で。
ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員

公募委員です。よろしくお願ひします。1点なんですけれども、横のA4の紙の11ページなんですけれども、公共施設の計画的な整備と有効活用の中で、②番、右側ですけれども、施設の改修や改築に伴って、学校に公共施設を集約化するという点なんですけれども。まさに自分がちょうどそういうところの学校に子どもを通わせている状態です。このことはとても今話題に上るところなんです。右側のこの書き方になると、また北区ニュースをいただいたものの一番後ろのページの(2)番の②の書き方になってしまいますと、まさにこれはお役所側の都合という形で、学校のほうに公共施設が集約化されると、私には、すみません、読めてしまうんですね。

実際にこれを見ている区民としても、子どもの教育はさておき、予算がないので1カ所に集めますという印象しか、私たちは受けとめられない状態になっています。こうなるからには、子どもの教育に関してこういったメリットもあるんだと、そのかわりデメリットもあるんだということが適切にお示しいただけないと、実際にここに、小学校・中学校に関しては通わなければいけない施設ですので、児童館とか、そういったところとまたちょっと違うと思うんですね。選んで通うことのできない場所なので、メリット・デメリットに関しては、仕方がないんだというか、複合化

しますよという形ではなくて、あわせてきちんと区民に示していただけたほうが、より理解を得やすいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○会長

どなたか答えてくださるかな。

○区

公共施設の再配置については、これはちょっとまた切り口が違いますけれども、やはり今後順次改築や改修の年度を迎えてくるという中で、これまでの北区の財政運営状況の中では、なかなか対応をしていくことが難しいということで、幾つかのマネジメント手法を定めさせていただきました。

ただ、これはあくまで総論の話で、こういった方策の中で再配置を進めていきますということでございます。実際にこれをしていくに当たっては、これは全く各論の話になってまいりますので、それは各施設ごと、学校であれば学校ごとによるいろいろなやり方があるでしょうし、地元の地域の皆様の考え方もあるでしょうし。そうした中で、当然、複合化・集約化をうまくするのであれば、それに対するメリット、単に行政側の必要性だけで地域や保護者の皆さんの理解が得られるとは思っておりませんで、複合化・集約化をする以上は、こうした子どもたちに対するメリットがありますよといったこともきちんとご説明させていただいた上で、取り組みは進めていきたいと思っております。

現在、北区ではなでしこ小学校というところで、まさに複合化の取り組みをしていこうとしているところでございますけれども。一つは、コミュニティといった観点ですとか、防災といった観点、それと幅広い年齢層との交流と、そういったところに関して、子どもたちに対してこういったメリットがあると、有益があるというところもきちんとお示しできるようにした上で、この部分については進めていきたいと考えています。

○会長

今のお答えで何かさらにありますか。

○委員

ありがとうございます。

○会長

よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

私も教育に関心があるので、今のご意見と全く同じ印象を受けてしまうというのが、率直な感想です。多分、示し方とすると、複合施設というのは非常に可能性

があるので、何かもうちょっと、だから書きぶりを工夫していただいたほうがいいのかなとも思いました。

それと関連しますけれども、今回のお話がどうして4番からスタートするのが、ちょっと私にはよくわかりませんが。内容というか、質とかが伴わない効率化の議論なので、それよりももうちょっと効果的——そういうことをやるとどういう効果がより一層見込まれるのかということ具体的を示していただくという。それはだからチェック、先ほどのご意見にもありましたけれども、チェックとか、どういう成果が出ているのかということ具体的示していただく。それが効果的かどうかというのは、効率的とは別の議論だと思うんですね。ですから、幾つか効率的という、効果的ということも出てきますけれども、全体とすると効率的のほうかなと思っていて。行政だと、どういうふうにすると効果的な施策を打てるのかということをもうちょっと示していただく。次回からは内容の議論に入りますけれども、そういうところも示していただけるとありがたいかな。

せっかく複合化して、いいところもあるのに、この書きぶりだと、先ほどのご意見のような心配が出てしまうと、私も感じました。

○会長

今のはあれですね、行政だけじゃなくて、教育でも効率という言葉がよく使われて、両方、実は効果と能率が入っているわけだけれども、効率というと、どうしても能率のほうに耳が行っちゃうんだね。ですから、そういう点では、効率という言葉を使うことを否定的に、僕は捉えはしないんですけども。今の委員のお話のように、メリットがこんなにあるんだよということもきちんと示していくと、理解しやすいということでしょうか。

恐らく学校がいろいろ複合化していくというのは、どこの市町村でもそういう流れは一つありますから。ただ、やっぱり実際に子どもを通わせているお母さんたちからすると、どうなのというところはありますよね。ですから、その辺の思いを受けとめて、うまく書くということも多分大事なかなと思うんですけども、どうですか。

○区

すみません、これちょっと切り口が違う観点からつくった方針ですので、これはこれとしてあるんですけども。実際、個別の事業に入っていくときには、例えば先ほどのなでしこ小学校では、なでしこ小学校を改築・複合化するに当たっての基本計画というのをつくります。その基本計画では当然また切り口が異なりますので、今度は学校にとってのメリットから中心に書き込みをしていくというところで、方針を策定する背景というか、目的がそれぞれ異なるものですから、それによって書き込みの仕方、書きぶりの内容も異なってくるというところで、ちょっとご理解いただきたいなと思っています。

実際、複合化するものの内容によって、どういった施設を複合化するかによって、メリットも変わってくると思いますので、なかなかこの総論の中でそういったとこ

ろまで書き込みをするのは難しいと。実際その事業を行うに当たって、その事業の中での基本計画等では、そういった部分のメリットというのは書き込んでいく必要があると思っていますし、実際そういった取り組みをしていっているところだということをございます。

○会長

あれなんでしょう、恐らく、だから今、これは少し財政的な側面を強く打ち出しているということで今のお答えになったんだと思うんですけども。見る人を見ると、確かにそう見える可能性もあるわけで、そのときに学校にとってのメリットがあるように配慮しますとか、何かちょこっとした付言があるといいんじゃないですかと、僕はちょっと思ったんですけども。そういうのは難しいかな。どうでしょうか。

○区

これはもうでき上がってしまっているものなので、今回、基本計画とは別の方針としてでき上がっているものです。ですので、今いただいたご意見みたいなのは、実際、各論の議論に入って、その施設でそれぞれ計画をつくっていく中で、少し具体化をしていくお話かなと思っています。

○委員

難癖をつけるわけじゃないけれども、マネジメントの視点から物事を言うときにも、やっぱりそれが、ここでもコミュニティ活動の拠点としてというのは書いてあるけれども、より豊かな教育の場になるということを常に忘れないようにしないと、計画的な行政運営で重点課題の総合的かつ戦略的なんて、総合的かつ戦略的にどんな個別施策を言うときでも、そういう視点が抜けちゃうと、やっぱりばらばらになっちゃうんですね。それで縦割りになっていっちゃうから。それを常に忘れない、あるいはその視点を常にチェックするような横断的な組織体制が構築されていないといけないので、そういう課題が書いてあるから、今後はやっぱり財政的な効率化を目指すときでも、それがより豊かな例えば教育の場づくりにも役立つように、私たちは考えているんだということを、きちんとメッセージで伝えるようにしていったほうがいいなと思います。北区ニュースを変えろと言っているんじゃないで、これからの視点の持ち方。

○会長

と、ご理解ください。結局、多分そのほうが理解を得やすいんだよね、そう思っています。

どっちかという、実は僕はきょう少し余分なことを言い過ぎたのかもしれない。北区は頑張っているんだよね、行政を見ていると。実は近隣の自治体に比べても、本当に頑張っているね。ですから、そういう点では、本当にあれだけの人員削減した中で、よく頑張っているというぐらい頑張っていますからね。

そういう点で、いろいろ今、本当に忙しい中で、これだけのものをおつくりになって、大変なことだと思いますけれども。今のようなご意見もちょっと参考にさせていただくと、応援が得やすいとお考えくださると、きっといいのかなと思っています。

多分、皆さん共通の認識があって、これだけ大変なのかという思いは今、伝わっているはずなんですよ。ですからぜひ、それこそお互いに協力し合うという協働の精神を、こういう場を通じても持てると本当はいいんだろうと思っていますから、ぜひひとつそんなことで、よろしくお願いします。ちょっと余分なことを言いました。

あとわずかな時間がございます。この間も私、言えなかったし、きょうも言えなかったしというので、後で寝るときに寝られないと困りますので、どなたか、もしあったらどうぞおっしゃってください。いかがでしょう。

○委員

公募委員です。見当違いの発言かもしれませんが、気になる点を質問したいと思っています。

レンタル自転車のお話がありましたが、北区では自転車道の整備なんかは考えているのでしょうか。

質問を全部言わせていただきます。オリンピックということで記載が少しあったと思うんですけども、その前の段階で、東京マラソンのコースに入れていただくような活動はしているのでしょうか。

○会長

何マラソンっておっしゃいましたか。

○委員

東京マラソン、2月の。

それと、またページが変わりまして、イメージ戦略推進委員の「K I S S」というところの「U-K I S S」は、東京家政大学の学生に委託しましたとありますが、東京成徳短大、大学とかがあると思うんですけども、そちらには何か声かけをしたのでしょうか。

また話題が変わりまして、すみません。4-1、区民と区の協働によるまちづくりの推進、1ページあたりの地域のきずなづくりに関して、自治会活動関係が書いてあるかと思うんですけども、自治会活動のほうに、ネットやSNSの活用を推進する働きかけをするのもいいかと思いました。

私が北区に住んでいまして、自治会に参加を希望して、少し動いたことがあるんですけども。お年寄り世代とのコミュニケーションがとりにくい現状がありまして、参加したくても参加できないという自治会活動の現状があるので、もっと北区のほうから交流の場というか、お年寄り世代と保育園・小学校以外に、一般区民とお年寄りという交流の場を設けていただけると、もう少し情報交流ができるかな

と思っています。

またページが変わりまして、北区中期計画（案）の、このページじゃなくてもいいかもしれないですけども、5ページ（4）「安全・安心」・快適戦略に入るかと思いましたが疑問は、男女共同参画という言葉がありますが、防災だけではなく、労働者への男女共同参画という推進、対策戦略のようなことが労働者に対してのコメントがないので、北区内で働く人に対しての戦略を入れていただきたいと思いました。

一つの例で、ハローワークは王子、北区にあります。労働者相談センターは北区にないのですね。なので、そういうのがこちらにもあると、労働者の安心した勤務・生活ができるかなと思いました。

それに関連しまして、施策体系図、A4縦の1枚の計画的・効率的な行財政運営の推進（4）職員の資質向上、①職員研修の充実の一番下、高い倫理観を持った職員の育成というところに、男女雇用均等法などを意識して、これからは女性管理職をふやすということに動くようなので、いち早く北区も動くといいと思って入れていただくと、よりよい区政ができるんじゃないかと思いました。

以上です。

○会長

ありがとうございました。たくさんありましたけれども、今の時点でお答えくださることをお答えくださって、また各論の中で細かい議論があるかもしれませんから、今のことをお聞きになって、お答えできるところをお答えくださいますか。

○区

まず、自転車道の整備ですけども、今、もちろん歩道が広いところについては、歩道を自転車と歩行者が両方通れるような形にしていますけれども。単純に車道に自転車道を整備するというのは、北区では今、権現坂のところにあるのみです。少し道路の舗装の色を分けて自転車道という表示にして、区分けをしておりますけれども。それ以外のところでは現在ありませんし、計画上も今のところはないというところです。

それと東京マラソンのコースにというご意見でしたけれども、これも特に今現在、北区として、区内をという取り組みは行っていません。

○会長

大学のことがありましたかな。

○区

イメージ戦略の家政大学ということで、北区は幾つかの学校と包括協定を結んでおりまして、家政大学さんと包括協定を結んでいるという関係から、今、家政大学さんをお願いしていますが。今後、幾つかまだ大学さんがありますので、そういうところと包括協定を結んだ上で、そういう取り組みをしていきたいと思っています。

○区

それと、自治会活動の部分で、自治会もSNSというお話がありました。これは、今まさに今度の中期計画の中で、町会・自治会のホームページの作成支援という事業を新規で取り入れております。やはり若い世代の情報調達手段として、ホームページ・SNSというのはかなり大きな割合を占めております。町会みずからがそういったところで発信できるように、今回、区のほうでも支援を行っていくという取り組みを新しく事業化しました。

それと、男女共同参画のお話ですけれども、4つの重点戦略の中では、確かに男女共同参画というのを明確に打ち出してはいませんけれども、ただ、この後各議論に入っていく中で、基本計画の中でもそうですけれども、男女共同参画の部分についての取り組み・書き込み等も出てまいりますので、それについては、またそういったところで少しご意見等をいただければと思っています。

○区

最後に、女性管理職ですけれども、北区は女性管理職がほかの区に比べて多い区で、そういう意味では、男女の隔てなく活用している区だと自信を持って言えると思っています。

今、さまざまいただいたご意見は、今後、来月からの中で、いろいろと視点として取り上げさせていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

○会長

ありがとうございます。来月以降のいろんな議論の中で、また改めてご意見を頂戴してもよろしいかと思えますし、今、最低限のことはお答えいただきましたので。

最後の、北区が女性管理職のパーセンテージが高いというのは本当でして、23区の比較表を見ますと、頑張っているんですね。ですから、その点をご安心ください。それがいいかどうかというのは別として、そういう数字があります。

ありがとうございました。実は9時を回りました、もうちょっと発言という方がいらっしゃると思うのですが、会議というのはいつまでもやっていていいという話でもありませんので、大変申しわけないんですが、このあたりで本日の議論は打ち切りまして、また次回以降、きょう言い残したことがありましたら、折々に発言をいただきたいと思っておりますので、とりあえず本日のところはこれで閉めたいと思います。

あと何か事務局からございますか。

○区

今のご意見でございますけれども、もし本日言い足りないこと、こういったことも言いたかったということがあれば、これはふだんメールでもファクスでも結構ですので、ご意見等があれば、その都度お寄せいただければと思っています。事務局までお送りいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、次回の検討会の日程でございますけれども、次回は1月21日になります。場所と時間はまた同じこの場所で行わせていただきます。

それと、その次の第4回の日程は、2月17日を予定してございます。17日につきましては、ちょっと場所が変わりますので、それについてはまたご案内は、来月もそうですけれども、別途お送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

本当にまだまだいろいろおっしゃりたいことはあろうかと思っておりますけれども、まだ続きますので。

それから、今お話くださっているように、私も申し上げようと思っていたのですが、この会の場だけではなくて、日常的に、特に区民の方は区役所に行って、職員さんのお時間のあるときに、少し雑談風にでもいいからいろいろお伝えくださると、本当に事務局にとっても助かるはずなんですよね。ですから、どうかそういう形でのご協力もお願いしたいと思います。

では、以上で本日の議題は全て終了いたしました。特になければ、これで終了したいと思います。ありがとうございました。

「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の
改定のための検討会 第3回 議事録

日 時：平成26年1月21日（火）午後7時00分～午後9時32分

場 所：北とびあ スカイホール

1 開 会

2 前回議事録の確認

3 議 題

(1) 「現状と課題」、「施策の方向」について

1-1 健康づくりの推進

1-2 地域福祉推進のしくみづくり

1-3 高齢者・障害者の自立支援

1-4 子ども・家庭への支援

1-5 福祉のまちづくり

(2) その他

4 閉 会

出席者	平沢 茂会長	北原理雄副会長	
	岩崎美智子委員	川村匡由委員	藤井穂高委員
	松原 聡委員	池田幸恵委員	小澤浩子委員
	後藤 豊委員	鈴木将雄委員	高橋信子委員
	田辺恵一郎委員	新田 潔委員	佐野雄二委員
	中田千穂委員	野村真美委員	藤本由美子委員

質疑応答

○会長

今、委員はちょっとわからないのですが、ほかの委員さん方はちょっとおくれるというご連絡があったようでございますので、時間になっております。開始をしようかと思いますがよろしゅうございましょうか。

では、本日はもうこれで3回目となります。非常に議論がいろいろ出てきているところでございますけれども、きょうもまた今回のこの検討会の大きな狙いというのは、いずれにしても政策の非常に大きな柱をまずはつくっていかうというところでございます。もちろん細かい点を見落としとしてよいということではないのですけれども、そういう流れをご理解いただきながら議論が進められればよろしいかと思っております。

では早速、議題に従って、何か事務局のほうで事前に資料確認とかありますか。

○区

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。

まず、事前にお配りしている資料といたしまして、議事次第、それと現状と課題、施策の方向が書いてあります文書、それと施策体系図、そしてもう一つ、区政モニター及び区政レポーターへのアンケートの結果というA3の資料になります。これを事前にお配りしてございます。

本日お配りさせていただいた資料は、第2回目の議事録をお配りさせていただいています。それと、現状と課題、文書でお送りさせていただいたものを箇条書きで抽出したもの、これはA3の横書きになっていますけれども、それと何点か参考資料のほうもお配りさせていただいております。

以上が資料の確認でございます。

○会長

ありがとうございました。もし、進行に伴って不足の資料等がございましたら、その折にまたお申し出いただければと思いますので、よろしく願います。

それでは、まず議事録の確認でございますけれども、これは事務局、また例によって日にちを区切っていただいて、いつまでということでもまいろうと思うのですが、大体いつごろまでよろしいのですかな。

○区

議事録につきましては、前回と同様、1週間後の28日までに、何かあれば事務局のほうまでお願いしたいと思います。

○会長

ごらんいただいて、修正すべき点がありましたら、事務局に1週間ぐらいの間にご連絡をいただくということで、よろしく願います。

では、本題のほうにまいりたいと思いますけれども、本日は、第1分野、五つご

ざいます。5本の柱がございます。これについて、ご説明はこの順番で行くのかな、議論はちょっと順序を変えますかな。

では、ご説明を5本合わせてよろしく願いいたします。

○区

それでは、議題の説明に入ってまいりたいと思います。

本日は3回目ということで、基本計画の第1分野というところを中心にご議論いただきたいと思います。ここは、健康福祉の関係と子どもの関係の分野になります。

まず初めに、本日、関係の所管部長にご出席いただいておりますので、所管部長のほうをご紹介させていただきたいと思います。

まず、健康福祉の関係ですけれども、高木健康福祉部長です。

本保北区保健所長でございます。

子どもの関係です。中澤子ども家庭部長。

それと、もう一名、教育については次回、第2分野のところですが、子どもの関係ということもありまして、本日、田草川教育委員会事務局次長の出席の予定でございますけれども、おくれて出席するということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、議題のほうのご説明に入っていきたいと思います。

まず、1-1、健康づくりの推進から順番にご説明をさせていただきたいと思います。前回同様、A4の横書きの資料、箇条書きで書いた資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思いますが、まず初めに、事前にお送りしております文書のほうの資料をごらんいただきたいと思います。

こちら、一番頭のところに、北区基本構想ということで、基本構想の部分の定めが書いております。「だれもが、生涯を健康で明るく暮らすには、日頃から、自らの健康に関心を持ち、栄養、運動、休養の調和のとれた生活習慣を身につけ生活することが重要です。区民一人ひとりのこころとからだの健康づくりを支援するとともに、区民の健やかな生活を支える保健・医療体制を充実します。」というのが、基本構想での定めになっています。

そして、次に、これも事前にお配りしております資料ですが、施策体系図のほうをごらんいただきたいと思いますが、

まず、施策体系図1-1、健康づくりの推進というところでは、基本施策として二つ、(1)、(2)とあります。(1)が健康づくりの支援、そして(2)が保健・医療体制の充実ということで、大きく二つの施策体系から成り立っています。

前回同様、赤字の部分が今回新たに追加しました単位施策(施策の方向)になっています。これも前回ご説明させていただきましたけれども、この検討会の場でご議論いただきますのは、この表の一番右側の部分、単位施策の部分になります。表の左側から、政策、そして基本施策とありますけれども、この二つについては議会で議決をいただいております基本構想で定められている部分でございますので、この部分については今回変更することができません。

したがって、現在の状況に照らして、この単位施策の部分で現状と課題、そ

して施策の方向等、間違っている部分がないのか、欠けている視点がないのか、そういった観点からご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、A4横の資料のほうにお戻りいただきましてご説明をさせていただきます。1ページから順番に順を追ってご説明をさせていただきます。

こちらは、主に健康寿命の延伸を目指した全ての世代における健康づくりの支援といった観点と、それと保健・医療体制の充実が主な論点になっております。

まず最初に、(1)健康づくりの支援についてのところですが、現状のところでございますけれども、まず一つ目の丸のところですが、国では平成25年4月に「健康日本21(第二次)」において、「全ての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会」と掲げ、「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」の実現を初めて目標に設定したということ。

次の丸のところになりますけれども、こちらは北区の現状でございますけれども、北区でも平成15年にヘルシータウン21を策定し、現在、区民の健康づくりを支援するためにさまざまな健康づくりのイベントですとか、またメタボ予防、食育等の推進の健康課題に取り組んできているということ。

そして、次の丸のところですが、平成26年3月に向けて、現在「ヘルシータウン21(第二次)」を新たに策定するというので、その策定作業を進めています。その中では、健康寿命を延ばすために乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じたところとかんらだの健康づくりや、生涯を通じた食育の推進に努めることといったこと。ロコモティブシンドロームや新型栄養失調の予防といった、新たな課題にも力を入れて取り組むということにしています。

その次の四つ目の丸のところですが、ソーシャル・キャピタルの概念が現在、注目をされてきているといったこと。

それと、その次の丸のところですが、ここは区民の主要死因について記載しておりますけれども、がんや心疾患、肺炎など、こういった部分で全体の6割以上を占めているという状況にあるということです。

次のページでございますけれども、2ページの丸の二つ目です。高齢化率の状況でございます。日本全体が高齢化が進んでいるということで、日本の高齢者化率が24.1%とありますけれども、その下の丸のところ、北区の高齢化率ですが、北区は平成25年4月1日現在で24.7%。この数字は23区で1位という数字になっています。北区は、全国を上回る率になっているということと、23区内でも高齢化率はトップという状況。それと、平成26年度には後期高齢者の人口が前期高齢者の人口を上回ると見込んでいるといったところが挙げられます。

一つ飛ばしまして、次の丸のところですが、平成22年の国民生活基礎調査の部分ですが、「65歳以上で介護を必要とする原因」で最も多いのが脳疾患というところですが、その中の部分では認知症や衰弱など、病気とは呼べない「高齢期の虚弱化」を原因とする老年症候群が5割を超えるという結果が出ておるといったことを挙げています。

その次の丸のところですが、介護予防の重要性について記載をしていると

いうところでございます。

続いて、課題のところでございますけれども、まず課題の一つ目のところ、ヘルシータウン21、現在、策定作業を進めておりますけれども、その中でライフステージに応じたところとからだの健康づくり、そして食育の推進に努めるということ、それとロコモ予防や新型栄養失調予防など、新たな課題にも力を入れて取り組むということ。

3ページにまいりまして2番のところですが、**「ソーシャル・キャピタル」**の向上を目指した社会環境の整備が重要だということ。

3番のところですが、先ほど申し上げました主要死因の6割を占める部分、こういったところでこれらの病気については食生活や飲酒など、毎日の生活習慣に深くかかわる部分が原因となっているということから、ライフステージや性差などに着目し、地域や関係機関と連携して食生活習慣の改善や重症化予防に取り組んでいくということが重要だとしています。

それで、4番のところですが、肺炎の原因である誤えんの予防の取り組みについても課題として挙げています。

少し飛びまして7から9にかけては、**「介護予防」**の必要性や二次予防事業対象者の的確な把握、さらには介護予防事業の評価を行って効果的な事業運営を行うことが必要だとしています。

こうした課題を受けての施策の方向ということになりますけれども、恐れ入りますが1ページのほうにお戻りいただきたいと思えます。

1ページのところ、まず、①毎日の健康づくりの支援のところですが、丸の一つ目にありますように、ライフステージに応じた総合的な健康づくり施策の推進といったことですか、次の丸のところになりますけれども、生涯を通じて継続的な健康づくりと介護予防の一体的推進。そして、丸の三つ目ですが、ライフステージに応じた食育の推進。また、次の生活習慣病やロコモ予防などといったことをお示ししております。

2ページでございます。②健康づくり支援の環境整備ということで、まず丸の一つ目ですが、**「ソーシャル・キャピタル」**の観点から地域のきずな・つながり強化に取り組むといったことですか、丸の二つ目から四つ目にかけては、区民みずからが自主的に主体性を発揮できるような仕掛けが必要であるということ。そして、最後の丸のところでは、健康教育や食環境の整備の促進などを挙げています。

最後、③のところでは、**「介護予防・地域支援事業」**の推進ということで、介護予防についての啓発活動ですとか、二次予防事業者の把握、また事業参加への誘導、そして事業評価などを挙げています。

最後の丸のところですが、国の制度改正の動向によりますけれども、要支援者への対応として、今のところ国の制度改正の中ではホームヘルプの部分とデイサービスの部分が市区町村へ移管されるということになっています。こうした状況を踏まえながら、基盤整備に努めることなどを施策の方向として挙げています。

続きまして、恐れ入ります4ページにまいりまして、(2)保健・医療体制の充実についてでございます。

まず、現状のところでは、これも同様になりますけれども、ライフステージに応じた保健・医療体制の充実が必要になっているといったことですか。また、丸の二つ目ですけれども、国や東京都が計画を策定して総合的ながん対策を進めているということ。

そして、丸の三つ目のところ、これもソーシャル・キャピタルの観点から地域の特性を生かした保健と福祉の健康なまちづくり推進等の方向性が示されたということです。また、丸の四つ目、五つ目は、医療体制の環境整備の重要性について挙げています。

5 ページが課題のところになりますけれども、まず10番のところですが、日頃の健康づくりの活動やかかりつけ医の定着、また生活改善指導体制やがんの早期発見・早期治療の体制、救急医療体制など、ライフステージに合わせた総合的な保健・医療体制の充実といったこと。

また、11のところでは、がん対策。

そして、12のところでは、ソーシャル・キャピタルの観点から、活動の展開が求められるということ。

13のところでは、行政、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携の推進。そして14、15では、妊娠・出産・育児のための医療環境の整備や子ども時代に生涯の健康の基礎がしっかり育まれるよう体制の充実などを挙げています。

16、17では、感染症対策や食の安全性の確保などの課題について挙げています。

そして、これらの課題を受けての施策の方向として、恐れ入ります4ページにお戻りいただきまして、まず、①ですけれども、地域医療システムの整備ということで、かかりつけ医等の定着の推進や、地域医療システムの充実。また、夜間や休日の救急医療体制の充実ですとか、病気や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域ケアシステムの確立などといったところを挙げています。

②地域保健活動体制の充実のところでは、育児相談など支援体制の充実や情報提供、学習会等との拡充。また、地域単位・世帯単位での特性に応じた健康づくり支援体制の充実などを挙げています。

③早期発見・早期治療体制の充実では、まず生活習慣病の早期発見や指導、フォロー体制の充実といったこと。そして、5ページにまいりまして、がん検診について早期発見・早期治療が行えるよう実施体制の充実などを挙げています。

④安全で健康的な生活環境の確保のところでは、感染症や食の安全確保の關係の対策について挙げているところがございます。

以上が、1-1の部分でございます。

続けて、1-2の地域福祉推進のしくみづくりのほうに移ってまいります。

まず、こちらも文書のほうの資料では、基本構想の定めの部分を書いてございます。

こちら、地域福祉の推進ということで、ともに支え合い助け合うといったところから区民やボランティア、また市民活動団体などとの連携、協働といったところですか、あと権利擁護のしくみづくりなどについて基本構想で定めています。

そして、施策体系図のほうでございますけれども、1-2の基本施策としては(1)から(3)まで基本施策として定めています。

まず、(1)のところでは区民主体の福祉コミュニティづくり、そして(2)利用者本位のサービスの提供、そして(3)権利擁護のしくみづくりというところ、大きく三つの施策から成り立っています。同様に、赤字が今回新たに追加しました施策の方向になります。

それでは、資料のほうにお戻りいただきまして、1-2のところは、主に子どもから高齢者、また障害の有無によらず支援が必要な人に対して地域で支え合い助け合うためのしくみづくり、いわゆるソーシャル・キャピタルの向上といったことですとか、また多様なサービスの確保といったこと、それとかかわる人材の確保、権利擁護の推進といったところが主な論点になっています。

まず、(1)区民主体の福祉のコミュニティづくり、現状のところですが、丸の一つ目、子どもから高齢者、そして障害の有無、年齢、性別などに関わらず、人権が守られる中で、自立した日常生活を営み、地域で支え合いながら、心身とも健やかに安心して暮らしていける地域社会の実現が望まれているということです。丸の二つ目から五つ目にかけては、北区の高齢者の現状について記載をしております。先ほど、高齢化率のお話をさせていただきましたが、そういったところについて触れております。

そして、丸の六つ目については、見守りが必要な方が増加しているといったことですとか。丸の七つ目については、団体が地域でさまざまな活動を展開しているといったこと。それと、丸の八つ目から最後の部分までは、地域における見守りなどの活動と人材育成が必要になっていると、そういった現状について挙げています。

2ページにまいりまして、課題のところでは、課題の一つ目のところでは、こちらでもソーシャル・キャピタルの豊かな地域社会を実現していくということが求められるといったことですとか、2のところでは、区や区民、民生委員やボランティア団体など地域福祉に関わる担い手が相互に連携・協力しながら、ネットワークを強化し、支えあうしくみづくりを進めていくということが必要だということ。

3番以降は、さまざまな地域での活動主体が連携し、ネットワークを構築することの必要性ですとか、こうした活動主体、担い手の人材発掘・育成、そしてこうした担い手に団塊の世代、元気な高齢者を活用することなどを挙げているというところがございます。

こうしたことを受けての施策の方向としましては、恐れ入りますが1ページのほうにお戻りいただきまして、まず、①地域で支えあうしくみづくりというところで、丸の一つ目、二つ目にありますように、区民と区の協働による地域福祉の推進ですとか、地域で支えあうしくみづくりとして、コミュニティづくりの推進。また、丸の四つ目にありますように、高齢者あんしんセンター、これは地域包括支援センターのことでございますけれども、あんしんセンターを中心とした地域福祉ネットワークの強化ですとか。

また、丸の五つ目、町会・自治会による高齢者の見守り活動、支え合い活動の支援。そして、北区の場合、町会・自治会による見守り活動は現在、北区が約170

の町会・自治会がありますけれども、今、そのうち順次活動支援を行っているところで、今現在は25団体で町会・自治会での見守り活動は行われているところです。これを順次拡大をしていく予定になっています。

そして、丸の六つ目が人材発掘や育成。

丸の七つ目が、団塊の世代をはじめとした、元気な高齢者の活力推進などを挙げています。

続いて、2ページにまいりまして、②の部分、NPO・ボランティア活動への参加促進・支援です。丸の一つ目から四つ目までは、ボランティア活動の参加の誘導について記載してございます。

そして、丸の五つ目では、地域支えあい活動や交流活動を支援。そして、丸の六つ目では、社会福祉協議会やボランティア団体などの相互のネットワーク化の推進について挙げています。

続いて、3ページです。(2)利用者本位のサービスの提供でございます。

ここでは、住み慣れた地域で自立した生活を維持していくために支え合うしくみづくりなど、さまざまなサービスが必要になっているということですか、また、介護保険法や障害者自立支援法などの各法律が施行されたことによって、こうした事業に広く民間利用者が参入できるようになったということ。

それと、丸の三つ目ですけれども、平成24年の介護保険制度の改正で、医療と介護の連携の強化が打ち出されたということで、そうしたことを受けて、24時間対応のサービスの創設などが示されたといったこと。

また、高齢者が要介護状態になっても、できる限り自宅や住み慣れた地域で生活できるようにする観点から、地域密着型サービスの基盤整備やサービス事業者の育成なども行っているといったこと。

丸の五つ目からは、障害者の関係の部分ですけれども、障害者総合支援法の施行によって地域生活支援事業、そして障害者やその家族、地域住民が自発的に行う活動への支援ですとか、成年後見制度の利用促進、また意思疎通支援事業などが必須事業として追加されたものといったこと。それと、相談体制の充実として、基幹相談支援センターの設置なども示されたというところがございます。

こうしたことを受けて、4ページ以下が課題になってございますけれども、まず、課題のところでございますけれども、初めの部分、区内15カ所にある高齢者あんしんセンター、先ほど申し上げました地域包括支援センターを北区では高齢者あんしんセンターとっておりますけれども、ここを中心に民生委員、児童委員、またさまざまな事業主体と協力機関、そういったところと連携して、重層的に高齢者を見守る体制の強化が求められているといったところ。

次のところでは、サービスの提供者の裾野を広げて、民間企業やNPO法人などの特色を生かした多様なサービスを確保する必要があるといったこと。

また、障害者の自立した生活を支えるために、相談支援体制の充実が必要だといったことなどを挙げております。

そして、最後の13番のところでは、だれもが安心して適切なサービスを利用できるように、相談体制の充実や情報提供、それと苦情対応の体制の確立など、利用

者の立場に立った支援体制を整備することが求められるというところがございます。

これを受けての施策の方向でございますけれども、3ページのところでございます。

まず、①多様で良質なサービスの提供というところで、民間企業やNPO法人などサービスの提供者と連携・協力して多様なニーズに対するサービス提供体制を整備するといったことですか、サービスの質の確保・向上を図っていくといったことなどを挙げています。

また、②身近な地域の相談体制の確立のところでは、高齢者が住み慣れた地域で生活することができるよう、地域包括ケアの拠点である高齢者あんしんセンターの機能の充実を図っていくといったことですか、地域の人々と連携して、相談機能の強化を図っていくことだと。また、相談機関のネットワークのさらなる充実を図っていくということなどを挙げています。

そして、③総合的なサービスの提供のところでは、地域包括ケアシステムの構築などといったことですか、ケアマネジメント機能の連携・強化といったこと。それとか、保健・医療・福祉の連携強化、就労、住宅、教育など生活に関連する各分野との連携の強化を挙げております。

4ページのところでは、障害者に関する相談体制の構築にも取り組んでいくということも挙げております。

続いて、5ページが(3)権利擁護のしくみづくりのところになります。

現状としては、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されまして、障害者の権利利益の擁護を図っていくといったところですか。北区では、同法の施行に伴って障害者虐待防止センターを設置したというところがございます。

課題としては、障害者虐待を未然に防ぐために、関係機関とのネットワークを強化して、虐待の予防、早期発見に努めることが重要といったこと。また、認知症や障害によって、契約などの意思決定が困難な人々の契約支援やサービス利用支援など、日常生活における権利擁護の推進が求められるといったことですか、成年後見人制度の普及、また権利擁護の推進がますます重要になってきているというところを挙げています。

これを受けての施策の方向ですけれども、まず、①権利擁護の推進のところでは、権利擁護センター機能の充実を図るといったことですか、社会福祉協議会との連携、また成年後見制度の利用促進を図るといったこと。また、②人権を守る体制の充実のところでは、児童や高齢者、障害者虐待の関係部署、その他機関とのネットワークを強化して、虐待の予防、早期発見に努めるといったこと。また、高齢者や障害者の虐待を未然に防ぐとともに、各虐待防止センターを中心とした体制を整備していくといったところを挙げてございます。

以上が、1-2部分でございます。

続いて、1-3のところ、高齢者・障害者の自立支援の部分に入っております。

基本構想では、高齢者・障害者の部分について、いきいきと活動して活力ある地域社会をつくるために、住み慣れた地域で明るく健康で充実した生活を送れるよう自立を支援していくというところを定めています。

施策の体系図の部分では、基本施策として三つ挙げています。

まず（１）として、社会参加の促進。そして、（２）が在宅生活の支援。そして、（３）が生活の場の確保となっています。

それでは、資料のほうでございませうけれども、ここでは高齢者や障害者などに対するさまざまな支援の充実にといいるところが論点になってまいります。

まず、（１）社会参加の促進のところとございませうけれども、現状として丸の一つ目から四つ目までは高齢者の実態について記載をしています。そして、丸の五つ目で団塊世代の活力を生かすということの重要性を記載してございませう。また、丸の六つ目では、「ノーマライゼーション」の理念について記載をしているというところとございませう。

そして、２ページにまいりまして、最初の丸のところ、障害者自立支援法に基づく事業を行っているということと、障害者が充実した生活を送るために、障害者が当たり前で働ける社会を実現することが必要だということと、平成２５年４月に障害者雇用促進法の一部改正が行われて、法定雇用率が引き上げられたことなどを現状として記載してございませう。

続いて、課題のところとございませうけれども、まず一つ目では、いつまでも健康でいきいきと生活していくために、元気な高齢者が健康づくりやいきがづくり、地域活動など社会活動に参加しやすい環境づくりを関係機関等と協働して進めていくことが求められているということと、また、高齢者の社会参加へのニーズにこたえられるように、幅広い支援が必要だということ。また、働く意欲のある障害者についても、その能力を十分に発揮することができるよう、障害者の一般就労に向けた雇用促進を図っていくということが必要だということ。

そして、３ページのほうにまいりまして、障害者総合支援法によって、障害者の社会参加を支援する取り組みをさらに推進していくことが求められるということと、また、区民の障害者理解を促進することの重要性と、また、心身の発達に不安のある乳幼児への支援体制、就学前の相談体制の充実と、また、在宅生活を支援する施設の整備など、きめ細かなサービスや援助の提供が求められるというところを挙げてございませう。

これらを受けた施策の方向でございませうけれども、１ページのほうへお戻りいただきまして、（１）社会参加の促進と、就労・就業への支援ということで、障害者就労支援センターとの連携を図った就労の促進と、また、国や東京都、ハローワークと連携を図った雇用の促進。また、シルバー人材センターへの活動支援と、また、福祉施設で働く障害者に対して就労支援に取り組む福祉施設への支援体制の充実を図るといったことを挙げています。

また、②多様な社会参加への支援といたるところでは、元気な高齢者に関する事業等の情報の発信と、また、社会参加やいきがづくりの支援の充実などを挙げています。また、丸の二つ目になりますけれども、こうした元気な高齢者のいきが活動や交流の場の拠点となる（仮称）シニアプラザの整備などを挙げてございませう。

丸の三つ目では、障害者等が自立した生活や社会生活を営むことができるよう、

障害者等の自発的な取り組みを支援する仕組みを構築するといったところを挙げています。③教育、生活訓練の機会の確保のところでは、乳幼児に適切な発達支援を行うということ。そして、④のところでは、障害者差別をなくすために啓発活動を充実していくといったところを挙げています。

続いて、(2)在宅生活の支援のところでございます。

まず、現状として、元気な高齢者から介護認定を受けている高齢者まで、それぞれの状況に応じた誰もがいきいきと生活できるしくみを構築していくことが求められているといったこと。

また、丸の三つ目ですけれども、要介護者の高齢者が増加しているということ、そうした高齢者に対しても、またそうした高齢者を支えている家族に対しても目を向ける必要があるといったことですか。

丸の五つ目になりますけれども、障害者自立支援法が障害者総合支援法になったということで、障害者の範囲に新たに難病患者が加えられたことですか、また、障害者程度の区分の変更が行われたということ。それとか、ケアホーム、グループホームへの一元化など、そういったことの改正があったということで、障害者の居住の支援等のあり方についても検討することが必要だと挙げています。

また、こうしたところを受けての課題というところは、5ページになりますけれども、課題のところでは、まず心身の発達に不安のある乳幼児に対してサービスや援助の提供が求められているといったこと。また、高齢者一人ひとりが介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らせるように支援していくといったこと。また、あんしんセンターにおいて、ネットワークを活用したしくみづくり、地域包括ケアシステムの機能を充実していくことが必要だといったこと。

最後の13、14のところでは、障害者に対しての部分で、障害者に対する差別や権利侵害を防止するといったところ、また紛争解決等を実施する体制の充実などに取り組んでいく必要があるといったこと。また、障害者に対して適切なサービス利用計画が必要であり、特定相談支援事業者の育成など相談支援体制の整備を図っていく必要があるといったところを挙げてございます。

これらを受けた施策の方向でございますけれども、4ページの部分でございます。

まず、①として、地域包括ケアシステムの機能の充実ということで、高齢者などが可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう包括的な支援・サービスの提供体制の構築を目指すといったこと。また、丸の三つ目ですけれども、在宅療養支援を充実させるために、介護と医療の連携に取り組む体制整備を行っていくということ。また、最後の丸のところでは、地域密着型サービスの整備・誘導を行うということを挙げています。

また、②障害者支援の充実のところでは、障害者の在宅生活を支援するサービスを提供する事業所の整備を促進するといったことですか、障害児の就学に対して、そのような体制の充実を図るといったこと。また、最後の丸のところでは、特定相談支援事業者の育成に努め、ケアマネジメント機能を強化したといったところを挙げています。

そして、5ページにまいりまして、③認知症対策の推進のところでも、認知症に

対して専門的な相談支援や緊急時対応などを行っているといったことですか、また、介護をしている家族に対する支援を行うといったこと。また、認知症の早期診断・早期対応への取り組みを推進していくことなど、こういったところを挙げています。

以上が、1-3のところでございます。

続いて、1-4のところ、子ども・家庭への支援の部分でございます。ここは、子どもの関係の部分について定めていますけれども、基本構想では、子どもの権利を——すみません、(3)を飛ばしてしまいました。

先ほどの1-3のところの6ページでございます。(3)生活の場の確保のところでございます。

まず、現状として、高齢者や障害者がいきいきと活動する地域社会を目指して。誰もがともに地域で生活できるような環境づくりを進めていく必要があるといったこと。

そして、丸の五つ目のところでは、障害者の関係ですけれども、親亡き後の生活支援のあり方が大きな課題となっているところを挙げています。

課題としては、在宅サービスをより一層充実させるために、防災・防犯対策や、また住宅対策、バリアフリー化など、そういった分野で安全・安心体制を確保することが求められているといったことですか。また、16のところでは、特別養護老人ホームやグループホームなど生活の場の確保といったところの重要性を挙げています。

また、こうした施設を整備するために、公有地を活用していくことなどが必要だといったことですか。また、18のところでは、障害者のグループホームなどの社会資源を充実させていく必要があるといったこと。また、19のところでは、介護保険制度の見直しや障害者の福祉制度の動向を把握しながら、福祉施設の基盤整備に取り組む必要があるといったところを挙げています。

そして、施策の方向では、多様な生活の場の確保ということで、特別養護老人ホームの整備などを誘導して、入所待機者の解消を図っていくということ。また、高齢者のグループホームの整備の促進ですとか、住宅のバリアフリー化、また障害者の関係でグループホームの整備をしているといったことなどを挙げてございます。

以上が、1-3でございます。

続いて、1-4でございます。子ども・家庭への支援ということで、ここについては子どもの権利を尊重するといったことですか、子どもたちを取り巻く良好な環境づくりを進めるということ。そして、子育て家庭を支援するといったことを基本構想で定めています。

そして、基本施策については、(1)から(3)まで三つあります。子育て家庭の支援、そして、子どもの健やかな成長の支援、そして、子どもをあたたかく育む地域社会づくりといったところを挙げてございます。

それでは、資料のほうでございますけれども、まず(1)子育て家庭の支援でございます。

まず、現状として、わが国では少子化が急激に進んでいるといったことですか、

丸の二つ目ですけれども、家庭の養育機能の低下、家庭だけでは解決できない問題も多くなってきているということですか、丸の三つ目では、多くの待機児が発生しているという状況。そして、丸の四つ目では、平成24年に「子ども・子育て支援法」など、子ども・子育て関連3本が公布されたということで、「子ども・子育て新制度」について、北区でも検討を進めているといったこと。また、地方版の「子ども・子育て会議」を設置して事業計画の策定等に向けて検討を進めているといったことを挙げています。

また、丸の五つ目のところでは、北区の部分でございますけれども、保育ニーズが増大し、多くの待機児が発生しているといったことですか。また、大型の民間マンションが整備されてくることによって、保育園や学童クラブなどの需要の地域的な差異も生じてきているといったことを挙げています。

そして、最後の丸のところでは、子どもの貧困の問題について記載をさせていただきます。平成25年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が公布されたといったところで、子どもの貧困についても現状で挙げてございます。

2ページにまいりまして、丸の二つ目では、児童虐待の部分について記載をさせていただきます。北区では、「先駆型子ども家庭支援センター」を設けて、早期発見・早期対応の相談体制をとっているといったこと。そして、さらに児童相談所、現在、東京都で設置してございますけれども、この区への移管を求めて、今、都区の協議を進めているといったこと。そして、最後の丸のところでございますけれども、子育て中の保護者の半数以上がインターネットによってさまざまな子育て情報を取得しているといった現状を挙げてございます。

課題のところでございますけれども、まず課題の一つ目ですけれども、平成27年3月に「(仮称)北区次世代育成支援計画」を策定する予定になってございます。これに基づいて、さまざまな施策を展開していくといったことですか、引き続き、待機児解消のために、さまざまな手法を取り入れて整備・充実を行っていくということ。

それと、これは3番のところの新制度の関係でございますけれども、平成26年の秋以降は、保育の必要性の認定なども実施していくといったこと。それと、4番のところでは、認定こども園の検討について。そして、5番のところでは、就学前の教育保育について挙げてございます。

3ページにまいりまして、6番のところでは、児童福祉法が改正されて学童クラブの対象が小学校6年生までに拡大されたといったこと。そして、7番のところでは、これは北区の現状でございますけれども、児童館の部分について、これまで利用の中心は小学生でございましたけれども、北区の場合は放課後子どもプランを推進してございまして、ここで新しく小学生の居場所づくりを行ってございます。

したがって、児童館の利用していた小学生の部分が放課後子どもプランのほうに移るということで、新しく児童館の役割を見直すというところの検討を行っています。そうした中で、今後の児童館として乳幼児対応を行う、(仮称)子どもセンターですか、また中高生対応を行う、(仮称)ティーンズ・センターを設置していくといった基本方針を策定していくというところでございます。

また、8番のところ、保護者の子育てに関する不安を解消するために、そうした保護者への支援体制を行っていくといったこと。また、9番のところでございますけれども、こうした支援体制の充実とともに、子どもの発達や子育てに関する悩みの相談や子育ての不安解消に対応する総合的な子育て支援拠点として、(仮称)子どもプラザの整備を進めているといったところですか。また、10番のところでは、地域における母子保健体制を一層充実させていく必要があるといったこと。また、11では、発達障害児に対する支援。そして、12では、特別支援学校に通う障害児への支援。また、保護者の負担軽減を図っていく必要などを挙げてございます。

4ページにまいりまして、14番のところでは、子どもの貧困対策について。そして、16番のところでは、虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至る切れ目のない支援を図っていく必要があるといったこと。また、先ほど申しましたが、児童相談所の都区間の協議を進めているといったこと。そして、17では、保護者の情報収集の手段としてインターネットが半数を占めているといったこと。そして、18では、乳幼児の持つ保護者が気軽に外出できるよう施設整備を行うといったこと。また、ファミリー世帯が生活しやすい住宅整備を誘導していくことが必要だといったところを挙げてございます。

これらを受けた施策の方向でございます。1ページにお戻りいただきまして、まず、①でございますけれども、多様な保育サービスの充実というところで、増加する保育ニーズに対応した保育施設の整備を図るということ。また、柔軟な保育サービスを実現するために、さまざまな運営主体によるサービス提供体制を築くといった保育施設の整備に取り組み、待機児童というのを減らすということ。

そして、子ども・子育て新制度に対応する部分として、利用調整の仕組みを構築することですか、ニーズに合った保育サービスを提供するという。また、認定こども園について、導入の可否も含め検討していくといったこと。さらには、就学前教育保育の充実ですか、特別支援学校に通う障害児への対応などを挙げてございます。

2ページにまいりまして、先ほど小学校6年生まで拡大されるということで、学童クラブの部分での対応を挙げてございます。

②です。子育て相談の充実と交流の促進のところでは、育児相談、また育児不安の解消など、母子に対するきめ細かなサービスを提供するといったことですか、丸の三つ目では、先ほど少し申し上げました、(仮称)子どもプラザを中心に子どもと保護者に対する総合的な相談体制を充実するといったこと。また、2ページの最後の丸のところですが、子育てに不安や孤立感を感じている保護者に対して、親育ちへの取り組みを推進するといったことを挙げています。

③子育ての経済的負担の軽減の部分では、子育て世帯への経済的支援の一層の充実や国や都への要望をしていくといったこと。また、子どもの貧困対策の一環として、学習支援を含めた教育の機会均等を図る取り組みを充実させていくといったことを挙げています。

④のところでは、ひとり親家庭の自立支援について。そして、⑤では、児童虐待

への対応ということで、早期発見、早期対応のために支援充実に努めていくといったところを挙げています。

⑥子育てしやすい環境づくりの促進のところでは、先ほど、子育て世帯の情報収集がインターネットを見るというところを申し上げましたが、そういう対応する施策として、子育ての応援サイトを作成して子育てに関する情報を集約、発信していくといったところを挙げてございます。

4ページにまいりまして、ファミリー世帯向けの住宅の整備ですとか。また、乳幼児を持つ保護者が気軽に外出できるよう、環境整備を進めていくといったところを挙げてございます。

⑦子育て支援の拠点の整備では、総合的な子育て支援の核として（仮称）子どもプラザを整備していくということ。それと、（仮称）子どもセンター、それとティーンズ・センターを設置していくといったことを挙げてございます。

次に、5ページにまいりまして、（2）子どもの健やかな成長の支援というところで。現状としては、少子化が子どもたちの遊びにも影響を与えているということで、地域での異年齢同士での交流の減少ですとか、また一人で遊ぶことがふえているということで、遊びが質的に変化しているということを挙げています。

課題として、豊かな体験活動や社会参加の促進を図るために、子どもたちが遊びを通して社会の一員として自覚や社会性を育ていけるような環境づくりを、地域社会と連携して行っていく必要があるということを挙げています。

お隣ですけど、施策の方向としては、まず魅力のある遊び場づくりということで、一つは、放課後子どもプランによって、異年齢同士での遊びの機会の確保を図っているということ。また、遊びや体験を通して社会性や想像力を身につけることができる活動の充実に取り組むといったこと。そして、丸三つのところでは、安全で魅力ある公園づくりを進めるといったことを挙げています。

②では、豊かな体験活動の充実ということで、体験活動の場や機会の充実を図っていくということ。そして、③では、子どもの幅広い社会参加の促進ということで、子どもが自由に意見を表明する機会を確保し、その意見を区政に反映するよう配慮するといったことですとか、地域活動やボランティア活動などに参加する機会の拡充を図るといったことを挙げてございます。

6ページでございます。（3）です。子どもをあたたく育む地域社会づくりということ。現状として、孤立した不安な子育てを余儀なくされている保護者がふえているといったこと。また、家庭の養育機能の低下、家庭だけでは解決できない課題も多くなってきているといったこと。また、不登校やいじめ・虐待などの社会問題が生じているということ。そして、特に最近では、ネットいじめが深刻化し、大きな問題となってきているということ。そして、丸の三つ目では、児童虐待相談件数がふえているといったこと。そして、丸の四つ目では、子どもの安全・安心の確保が喫緊の課題となっていることを挙げています。

課題としては、子どもの成長をあたたく見守り育む環境づくりに取り組んでいく必要性について。また、子どもの安全・安心に関する対策のさらなる充実を挙げています。

お隣、施策の方向ですけれども、まず、①地域における子育て支援として、青少年地区委員会をはじめとする地域コミュニティ活動と連携して、健全育成活動に協働して取り組むといったこと。また、子育て中の親子が孤立しないよう、家庭や地域・学校、また子ども家庭センター・保育園などさまざまな機関と連携を強化して子育て家庭を支援していくといったこと。そして、②では、子育てネットワークの育成ということで、(仮称)子どもセンターを核として、地域の子育てグループ等の支援を行うということ。また、地域で活動している子育てグループや団体等のネットワーク化を図り、地域の子育て力を高めていくといったこと。また、③では、いじめや虐待の防止について。そして、④では、子どもの安全確保の体制づくりについて挙げているところがございます。

最後になります。1-5番、福祉のまちづくりに関する部分です。

ここでは、基本構想の中で、区民一人ひとりが、活動の場を広げ、自由に社会参加や交流を行えるよう、高齢者、障害者などに配慮したバリアフリーのまちづくりをめざしますといったことですか、思いやりのある福祉のまちづくりを推進していくといったことを定めています。

施策の体系図でございますけれども、二つありまして、まず、(1)で、バリアフリーのまちづくり、そして(2)が思いやりのある福祉のまちづくりというところになっています。

それでは、資料のほうでございますけれども、ここでは、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり、そして、思いやりのある福祉のまちづくりというところが論点になっています。

まず、現状でございますけれども、ここも初めの部分では、高齢化率の実態を記載してございます。

丸の二つ目ですけれども、高齢者がいきがいを持って活動できる仕組みが求められているというところで、外出しやすい福祉のまちづくりがますます必要になってきているということ。また、高齢になっても、障害があっても住み慣れた地域の中で安心して暮らせる社会の構築が求められているといったこと。

丸の四つ目ですけれども、バリアフリーの考え方から、ユニバーサルデザインの考え方が普及してきているといったこと。また、丸の五つ目ですけれども、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されて、規準に適合するよう事業者が義務づけられたといったこと。また、東京都では、福祉のまちづくり条例の改正が行われたといったこと。

2ページにまいりまして、北区では「北区の共同住宅などに関する福祉のまちづくり整備要綱」ということで、東京都の福祉のまちづくり条例を補完するような形で要綱を定めているといったことですか、また、北区交通バリアフリー基本構想などに基づき整備も進めているといったことですか。

丸の三つ目ですけれども、幹線道路の整備において、歩道と車道のセミフラット化を図るなどの取り組みも行っているといったこと。そして、丸の四つ目では、福祉のまちづくりということで、ハード部分だけではなくて、ソフト部分のバリアフリーということで、「北区バリアフリーガイド」の作成ですか、「ことばの地図

で広げる地域活性化事業」による音声による観光案内の作成などによって、情報のバリアフリー化も進めているといったこと。

次のところですけども、2020年にオリンピック・パラリンピックが東京で開催されることが決定したといったこと。そして、最後の部分では、ユニバーサルデザインの理念のもとに、福祉のまちづくりを区民、NPO法人などと連携して推進していくことが重要だということを挙げています。

3ページが課題になります。

課題のところでは、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを全庁的に推進していくことが求められているといったことですか、福祉のまちづくりにおいては、ハード面でのバリアフリーだけでなく、ソフト面でのバリアフリーを進めることが重要だといったこと。

そうしたことで、情報のバリアフリーを進めるなど、引き続き行政内の連携を強化するとともに、区民や事業者がそれぞれの立場から協働して福祉のまちづくりに取り組むことが求められるということ。

最後の部分では、オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定したことを受けて、今まで以上に、障害の有無、国籍などにとらわれない、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりが求められているというところを挙げています。

施策の方向では、まず、①ユニバーサルデザインのまちづくりということで、関連部署の連携を強化して、全庁的にユニバーサルデザインの理念による福祉のまちづくりを推進していくということですか、また、情報のバリアフリー化を推進するといったこと。

最後のところですけども、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、障害者や高齢者のスポーツ参加を推進するため、ユニバーサルデザインの理念に基づく福祉のまちづくりを一層推進するといったところを挙げています。

4ページです。(2) 思いやりのある福祉のまちづくりというところですか。

現状としては、障害者差別解消法が平成28年4月に施行されるということで、全ての国民が人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現が求められているといったことですか、また、障害者理解の不足があるといったこと。そして、障害者への理解を深め、交流の輪を広げられるよう、さまざまな取り組みを進めているといったことを挙げています。

課題としては、障害者差別を引き起こす原因の一つとして、障害者理解の不足があるということで、区民の障害者理解を促進することが重要だということ。そして、福祉のまちづくりに取り組みためには、子どもたちから人と人との心の障壁を取り除く心のバリアフリーを普及させることが大切だといったこと。

また、交流する機会の拡大を図れるよう努めていくといったこと。そして、学校教育の場においても、福祉体験学習を行うなど、子どもたちに心のバリアフリーを啓発することが重要だということを挙げています。

施策の方向として、まず、障害者基本法に基づく障害者週間記念イベントを初めとして、さまざまな機会を通してノーマライゼーションの定着に努めるといったことですか、学校教育の場において、子どもたちへ思いやりの心を育む福祉教育を

推進するといったこと。また、区民やNPOなど、そういった団体と連携して、さまざまな人が交流する機会の拡大を図っていくといったところを挙げてございます。ご説明は以上になります。

先ほども申しあげましたけれども、これ以外の添付資料として、今回、現在北区が進めておりますヘルシータウン21（第二次）の計画を進めてございますけれども、これの施策の体系図のほうをお示しさせていただいたということと。

もう一つ、子ども・子育て支援新制度、これの関連資料のほうをあわせてお配りさせていただきました。

それと、もう一つ、今回の資料といたしまして、前回、委員のほうからご指摘がございましたけれども、進捗状況の資料に関して極力数値化を図ってほしいということと、経営改革プランで取り組んだ効果額をこの事業のほうに当てはめた形、そういった形の資料を示してほしいというご意見をいただきました。

それを受けまして、なかなか数値化が難しい事業の部分がございますけれども、推進、推進といったふうになっているところについては、備考欄に極力数値化してお示しできる部分をお示しをさせていただいてございます。

それと、同じく備考欄のところでございますけれども、例えばこの部分で申しますと、3ページの24番のところをごらんいただきたいと思っておりますけれども、24番、延長、夜間及び休日保育の拡充のところの部分で、先ほど申しあげました、北区経営改革新5か年プランで取り組んだ効果額の部分の当てはめを行ってございます。

実際は、事業を行うことで、本来であれば支出できたであろう額がこれだけの支出で済んだというところの差の部分の効果額という形で出しておりますので、具体的にその額の部分をこの事業に当てはめるといったような財政対応はしておりませんけれども、関連する部分の事業のところに、今回、効果額の部分を当てはめさせていただいてございます。

そのほか、児童館の指定管理者制度の導入などの部分については、21番の学童クラブのところなどの備考欄のほうにお示しをさせていただいてございます。

なかなか委員がご指摘いただいたような形での資料化という部分が少し難しい部分がございますが、本日はこういった形でお示しをさせていただきました。よろしく願いいたします。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。

○会長

非常にたくさんのごございましたので、今8時を少し回りました。こちらの進行としては、今ちょうど8時10分ぐらいでございますから、9時10分をめどに1時間ほどご意見を頂戴するという形にしたいと思います。

それで、ご意見の頂戴の仕方なんですけど、今ずっと1から5までご説明いただきましたが、一番初めに、1-4、子ども・家庭、その問題を取り上げまして、その次に1-1、それから1-2と1-3と1-5は、最後にまとめてと考えておりますので、時間配分としては、1-4と1-1について20分弱ぐらい、残りの時間

で1-2、3、5と、少し窮屈になりますけれども、その予定で進めさせていただこうと思います。

では、まず1-4からですね、子ども・家庭の問題ですけれども、そのところでどうぞ、もし何かご質問・ご意見ございましたら、ぜひお願いいたします。どうぞ。

○委員

数値化をできる限りというところで対応してくださって、本当にありがとうございます。それに関連してというわけではないんですが、1-4のところの待機児童ゼロを目指しますとございますね。これについての具体的な年限とか、そのめどみたいなものがもしあればお伺いしたいなと思ったんですが。

○区

待機児童ゼロを目指すというところで、北区の場合、実際の子どもの数に対する保育園の定員ということで、整備率というところで目標値を定めて今やっております。

今現在、平成26年度の目標として、3歳児未満で44.11%、3歳児以上で50.34%の整備をしていこうというところを目標にしています。ただ、実際、待機児が何人になるかというのは、それは保護者のニーズの関係もあるので、そういったところでの目標設定はなかなか難しいんですけども、子どもの数に対する定員の確保というところでの整備率を定めてやってきているというところでございます。

○委員

わかりました。ただ、やはり希望として、横浜市がゼロと言ってそれが実現——無理やりですけどね、無理やりの経緯も知っていますけれども、そういうのがありますから、やはり中期ぐらいの展望のところで、このようにゼロを目指しますという言葉をお書きになるのであれば、やっぱりもう少しそこはめどをしっかりと書いていたほうが良いような気がいたしました。

そうであれば、もう少ししっかりと今おっしゃったような数字を挙げて、なるべくマッチングするようにしますと、ゼロはもう少し抽象的な課題だとか、そのあたりが大事だと思いました。

すみません、1点だけ申し上げたいのは、ここで全部そういう意味ではゼロを目指しますとか、抽象的な言葉で文句のいいようがないんですけど、これもどんな自治体でも共通で、区民の方もよく理解していると思うんですが、やっぱり財政制約があって、こういうところで本当に議論すべきことは優先順位ですよ。

どこを削ってとか、だから待機児童を早くするためにこの部分が延びていいですよとか、本来は私はそういうことをこの場で議論すべきだという考えでいるんですが、でもこの場ではこれで結構です。

○会長

ありがとうございます。複雑に錯綜していますから、どこをどうやってというのは本当に難しい話だと思いますけど、事務局内部でそういう優先順位は少し明確になるような書き方というのがあれば、なかなか難しいと思いますが、できればいいかなというお話として伺ってくださればと思います。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○委員

以前、送っていただいたこの資料の文書の3分の1ほどのところに書いてある文言なんですけれども、子どもが欲しいという希望をかなえられない人も多いのが現状ですとありますが、これは北区の現状ということで理解してよろしいですか。

それが現状だとすれば、北区としてはどういう施策をされているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○区

これはハード的な話として保育園の整備の話もあるかと思いますが、なおかつ子育てに対する不安ですとか、また人と人とのつながりにおける関係が希薄化しているといったこと、そういった部分で、なかなか子育てに踏み切れないといった方もいるということで、そういった相談体制の充実も含めて、それとハードの部分も含めて両方の面から、そういった対策を講じていこうというところを北区として実施していこうと考えています。

○委員

今、結婚年齢が上がっているのに伴って、出産年齢も上がっている。そのために、妊娠・出産するリスクも高くなっているという現状もありますよね。北区のホームページを見させていただいたんですが、不妊治療に関する東京都の助成があるというお知らせがあるんですが、子どもに対する子ども・子育ての施策がたくさんあるということは、親たちがそれだけ不安も多く持っているということだと思うんですが、これから子どもを持つ不安を持っている人の一つの原因の中にも、子どもができづらい体というものもあるのではないかと私は思うのですね。

実際に、東京都のほうの助成の件数も年々ふえているということですし、また若い方はインターネットを見て子育て情報とか、そういう情報を得ているということですので、北区のホームページのほうでも少なくともそういう相談窓口を明確にするとか、悩み相談を受けるとか、何かそういう方向というのは今後、考えていけないでしょうか。

○区

現状でも、さまざまな相談支援体制はとっておりますけれども、なかなか今、委員がおっしゃられたように、それがうまく伝わっていないというところもあるんだと思います。

今回、少し触れさせていただきましたが、子育てに関するそういった情報を集約化して一元化して発信する、そういった子育ての応援サイトを今回構築する予定で今、中期計画の中で計画化をしています。

そういったところで、トータル的に子育て支援体制などがそこを見ればわかるような形、そういった部分での区側からの情報の発信の部分ということは少し充実させていきたいなと思っています。

○会長

よろしいですか。

じゃあ、先にどうぞ。

○委員

単位施策のところ、⑥子育てしやすい環境づくりの促進というA4縦のこちらのマトリックスの中で、周産期医療体制の充実の要請というのがありました。非常にこれはよい項目ではないかなと感じた次第です。

といいますのは、医療は市区町村の役割ではなく本来、都道府県が担うべき役割ということで、基本的には区がしっかりとこういったご意向を示しておられるというのは、区民としても非常に心強いところだと思います。

一方で、こちらのきょうご説明をいただいた横の資料の5ページ目の課題の15でございますけれども、小児科・産科の医師不足の問題や、医療機関の問題がありまして、区の皆様はご存じなんですけども、医療圏というのがあって、それは区内で病院とか診療所がどれくらいあるかということで運営されているわけではなくて、このあたりですと練馬とか、板橋とか四つの区が一つの医療圏域として設定されていて、ということで北区の場合は、例えば大きな病院は板橋区に集中しておりますので、何かあったら区外の病院に行かなきゃいけないという不安が絶えずございます。

そういった意味で、そういった情報の集約とか、区民が使いやすい情報の発信、こういったことを区が担っていただくというのは非常に意味のあることかなと感じました。これは感想でございます。

○会長

ありがとうございます。今いろんなご意見をいただいて、多分、先ほどのご意見もまだ継続になったんだと思うんですが、時間があって少し短目にやっていますが、この間申し上げたように、この場で意見が言えなかったものについては、事務局に直接ご連絡をいただくということは構わないということにさせていただいております、前回もね。

ですから、ぜひそういうことがありましたら、この場で言い残したことがあったら直接事務局のほうにお申し出いただきまして、それについては必要があれば次回にこういうことがあって、こういうふうにご説明いただくのもいいかなと思っています。

延々と10時までやっているという手もありますけども、これもまた決して能率がよくありませんので、申しわけございません。もう少し、家庭、それから子どもの問題、何かございましたらどうぞ。

○委員

3点ございます。きょう、いただきました資料にも、若い方たちは情報を主にインターネットからとっているので、北区でも総合的なサイトを取り上げて情報の発信をするという、こういうご説明がありましたけれども。地域の中で、実際にみんな子育てを支援するためには、顔の見える関係づくりというのは非常に重要なんです。

サイトが充実していれば、家の中でいながらにしていろいろな情報を得ることができて、子育てをされている方が取捨選択をして自分がこれは利用しようとか、利用しませんということになると思うんですが。

私たち、今、民生・児童委員とか、市民児童委員が児童館を中心に顔の見える関係づくりということで、区内でさまざまな活動をしておりますので、ぜひ実際に目と目を見て、息遣いを感じてという、そういう関係づくりの大切さということも強調すべきではないかなと思います。

また、先ほど委員から、妊娠に関するご質問が出ていましたけれども、妊娠の場合には、望まれない妊娠というものもありますね。この前、事件があつて、生まれたらこの子もう最初から捨てようと思っていましたという夫妻がニュースに出てきて、みんなびっくりしたわけですけども。そういう場合であるとか、あるいは非常に年齢の低い女性が妊娠をしてしまった場合の相談とか、支援体制の充実、これはもう既に区内にあるのかもしれないけれども、ぜひしっかりしていただきたいなと思います。

それから、三つ目が、放課後子どもプランを順次開催していったら、将来的には児童館が子どもセンターとティーンズ・センターですか。今の児童館のあり方とは、少し違う形で子育て支援とか、中高生の居場所になるということなんです。例えば、私の近くの小学校は、児童の数と教室の数のバランスが児童がいっぱい教室が足りないんですね。放課後子どもプランを実施したいと思っても、なかなか実施できそうもないとか、あるいは今度は6年生まで学童保育を拡大するということがなれば、学童保育で今まで使っていたお教室もさらに広いスペースが必要になるのかなと思いますけれども。

この放課後子どもプランというのは、順調に区内の将来的に全て現在は38校ですが、小学校で実施がなされるのでしょうか。今、年限が出ていますよね、何年度までに全ての学校で、これはとても気になることだと思っています。子どもプランが実施されないまま、児童館のあり方が新しい形に変わっていくと地域によって子どもの放課後の時間の使い方に差が出てしまうということです。

以上です。

○会長

今の点について。

○区

まず初めに、顔の見える関係というお話がありましたけれども、今回、確かに情報を収集する手段としてインターネットが多いということで、それにも対応しようということですが、あくまでそれはきっかけづくりだと思っています。その中では、さまざまな例えば児童館でやっています相談体制のご紹介ですとか、あと、子育てを自主的に活動しているNPO団体などもございます。そういった団体の紹介などもそこでしていこうと思っています。

そこをきっかけにして、さまざまな関係機関とつながりが持てるような形にしていきたいと思っています。

それと、望まない妊娠のお話もありましたけれども、これは北区では子ども家庭支援センターで、そういった方への対応など相談体制なども行っていますけれども、例えば薬局などの妊娠検査薬が置いてあるところなどに、そういった相談機関の窓口のご紹介などのチラシを置いたりですとか、そういったところの対応をすることで、そういった部分にも少し対応していきたいと思っています。

それと、放課後子どもプランの関係ですが、今のところ計画では平成31年度までに全校導入していくという予定になっています。

○委員

おくれてすみません。今、委員がご質問した最後のこと、全く私も同じようなことを重複しますが、4年生以上になるのがいつからかということをお教えいただきたいのと。

今、委員がおっしゃったように、学校の中に学童クラブがないとこの制度は進行していかないという現状だと思うんですね。そうすると、ますます4年以上の6年生までという、学童クラブの部屋が逆に多くなる。それを校内に設けることが難しくなるということを考えると、今、31年のときまでに38校の導入というのは非常に厳しい。

これはほかの会議の中でも同じ議論をしておりますけど、そこら辺の見通しはかなり厳しいんだろうな。ですから、今の学校の中に学童クラブはないと、放課後子どもプランはできないんだということも、少し検討していかないと無理じゃないかなと思いますけど、いかがでしょう。

○区

今、委員からお話がありました学童クラブのほうの制度改正は、平成27年4月からを予定されているわけですが、その場合も、ニーズ調査をした上でどのようにするかを決めていくというのが国のほうでも示されているものですので、今、集計中のニーズ調査なども見た上で、どの程度のニーズになるかを考えていくということになります。

それと、4年生以上の一般の子どもで、学童クラブのような一定の制約を受ける

ことをみずから望むのかという点もありますので、そういったものについてはボリューム感としては、さほど多くないとは見込んでおります。

そうは言いましても、一定の見守りを求める保護者のニーズなどもありますので、それを放課後子どもプラン、一般の登録のほうでも吸収をしていこうというのが、今のところの考え方でございます。

それと、ハード面に関しては、田草川次長のほうから。

○区

放課後子どもプランは今お話のとおり、一番大きな課題はハードがきちんと整備できるかというところなんです。今、現在、東十条小学校に始まりまして、ことし4校入れて今5校やっておりますが、来年はまた5校を新たに始める準備をしております。来年度でございませう。

今後につきましては、今回の中期計画の見直しの中で、基本的には毎年5校程度を推進していこうということでございます。今現在、小学校38校、これに全部ということですが、田端小学校という形で37校に今回なりますけれども、そういった統廃合のいわゆる適正配置の関係で若干、小学校の数が減っていくかもわかりませんが、いずれにしても全校に入れる。

そうしますと、今申し上げたとおり、学童クラブが必ず学校の中にあるのが一つの条件でありまして、そしてなおかつ放課後子どもプランには、もう一つぐらいの教室がどうしても必要になってまいりますので、その辺のところのハードがそれぞれ整備できるかといった点、また学校の改築のことですとかを、それぞれ勘案しながら残りの来年度までで10校を今実施が予定されております。そうしますと、残り27校でございませうが、こちらにつきましては、それぞれの課題を今、一つ一つ精査しているところなんです。

それによりまして、例えばハードですと、整備に一定の時間がかかりますので、どうしても導入がおくれていくということになると思っております。今現在の計画の状況では、何とか平成31年度までに余り大きく後ろにずれないようにそれぞれの学校に整備をして、かつ導入プランをスタートさせていきたいというところに、主管課としては考えているところでございます。いろいろ課題はございますけれども、1個1個きめ細かく対応をさせていただきたいと考えております。

○会長

今ずっと聞いて、まだご意見あると思うんですが、ここで私が言うのはいかんかなと思いつつ、ちょっとだけ行政の方にも、それから区民の方々にも考えていただきたいことがあって。今、本当にこの問題、家庭・子どもだけじゃなくて高齢者の問題、福祉の問題を考えていくときに、土光臨調が何を議論したのかというところが、どうもどこかすっ飛んでいて、土光臨調は増税なき財政再建ということをやって小さな政府を目指したわけでしょう。

結局そこで、本来議論されるべきは、自助・共助、それから公助のバランスをどうとるかというところが、本来の議論であったはずなんですけど、今みんな公助のほ

うに話が行っちゃっているんですよ。

これは、区役所の仕事として手に余らないのかなと。今ずっと聞いているだけでも、できますかと僕は正直、思っちゃうの。徹底的に増税して高福祉、高負担で行きましょうというんだったら話は別なんだけど。日本はその路線をとらなかったわけでしょう。

そうすると、行政の方はね、ここは自助でここは共助でと言いくいはわかるんだけど、そういうことも視野に入れていかないとね、本当にできますかと僕は正直、思っているんですよ。逆に、僕たちもそういうことを考えないとね。

こんなところで青臭い講義をしてもしょうがないんだけど、今回、ケネディのお孫さんが来ましたよね。あのケネディが、おじいちゃんのほうがね。日本の政治家で、一番尊敬しているのは上杉鷹山って話が出ましたよね。

上杉鷹山が、あのすさまじく疲弊した米沢藩を建て直したときに、掲げた話が結局、自助と、それから共助は互助という言葉を使っていますよね。それから、公助は扶助という言葉を使ってね。この三つをうまく組み合わせて財政を再建するという、そのところを僕は何か全てやっぱり公助で話が進んでいませんかと思っているところがあるんですよ。

そのところを僕たちも考えておかないと、行政の方もそのあたりのかじ取りは少しそろそろ、確かに住民の方に我々がやりますと言わないと、なかなかうまくいかないということもあるのかもしれないんだけど、できないことまで言ってもしょうがないんでね。私、本当に議論を聞いてそう思うんですよ。そのところを、ぜひ事務局の内部でも少しご議論いただいて、我々もここで議論するときそういうことも考えておきたいと思っているんです。

これ、こんなことでできませんよ、正直言って。全てこれだけの仕組みを行政だけでつくりたいって僕はできないと思う。十分な財政があればいいですよ。北区のだって、財政なんてぶっ壊れているんじゃないですか。あんなこと言っちゃいけないけどさ、すみません、ごめんなさい。

だから、そういうことも決して僕は行政の味方とかそういうんじゃないで、僕たち自身も現に受益者であるだけでは済まない、実は社会に住んでいるということを実感しておかないといかんと思っています。そのこともぜひ踏まえて議論したいと。

僕は本当はおしまいに言おうと思ったんですけども、この話を延々とやっているともっともっといっぱい出てきますから、そう思っています。すみません。

ごめんなさい。家庭とそれから高齢者の問題で、これだけ言っておきたいというのは、もう一方ぐらいどうぞ。

申しわけない。また少しだけ時間をとります。どうぞ先に。

○委員

きょう配っていただいた4ページ目の資料になるんですが、18番の課題のところで、ファミリー世帯が生活しやすい住宅整備を誘導していくことも必要ですと書かれていまして、これに対する取り組みというところで、ファミリー世帯が快適に生活できるファミリー世帯向け住宅の整備を誘導しますと書かれているんですが、

これは具体的にどのような施策をお考えになられているかというところ。

ファミリー世帯を誘導すると、当然子どもさんもふえてきますので、そうすると小学校、それこそ幼稚園・保育園というような、そういったところの整備と大変緊密に関係してくるということもあります。

例えば、浮間地域ですと、マンション等がたくさんふえてきているというところと、逆にそういった建設行為が起こっていないという地域格差もあるというお話の中で、その辺をどう考えつつ整備の支援策といったものを具体的にどのようなものを考えられているのかということの一つ質問させていただきたいと思います。

○区

前回、今現在、進めている中期計画の改定という中で少しご紹介させていただきましたけども、北区の最重要課題としてファミリー世帯の定住化というのを今回掲げたということをご説明させていただきました。そうした中で、今回の基本計画でも施策の方向としてファミリー世帯向けの住宅の整備を誘導するというのを挙げたところです。

ただ、ここに具体的にどういう事業がぶら下がっていくかというのは、今後検討していきたいなと思っています。まず、大きな施策の方向性として、今回こういった形で挙げさせていただいたということです。

これについては、北区そのものが何か住宅整備を行うとか、そういったことは想定していませんで、あくまで民間事業者を誘導していくという方向でやっていきたいなと思っています。

そういった中で一つ挙げられているのは、今、大規模な工場が結構移転したり廃止されたりして、その跡地の活用部分がかなりマンション建設なども進んできている実態がございます。北区でもそういったところが出てきていますので、そういったところにこういった住宅整備をしていくようなことも少し考えていきたいなと思っています。

○委員

すみません。少しつけ足して意見させていただくと、そういった新しい新規建設のところでは住宅、ファミリー世帯を誘導するという取り組みもあるかとは思いますが、やはりこれからはストックをどう活用していくかといった考え方もとても重要だと思います。

それで、北区には空き家が多いですとか、そういったお話もありますし、そういったものをうまく活用するというやり方、例えば住みかえの支援というような、そんなやり方でうまく居住ニーズにマッチさせたものをファミリー世帯に誘導するといったやり方もあると思いますので、少し幅広く、新規だけではなくてストックを生かした低廉なファミリー住居といったものを誘導するといったことも念頭に置かれて施策を。これは、ファミリー世帯の定住化は本当に最重要課題とされていますので、具体的に何をやっていくかといったところがとても重要だと思いますので、よろしくをお願いします。

○会長

じゃあ、お手が挙がっておりました、もう一方で、今回申しわけありませんが、打ちどめに。じゃあ、どうぞ。

○委員

施策の方向性というところに加えていただきたい、もしくは変更をしていただきたいような考えがありましたので発言させていただきます。

まず、保育園に関しまして、現在、保育園に通っている子どもたちは、保育が必要だということで認可されて入園しているんですけども、ご家庭のほうで保護者もしくは大人の方が在宅であるにもかかわらず、平日及び土曜日など夕方まで預けている昼御飯、午前のおやつ、3時のおやつを保育園のほうで提供するという状態があるようで、恐らく管理する大人がいない場合、預けるという大前提があったはずなので、ここを一旦見直して保育園の先生の負担を少し減らしていただいたり、補助で入っているアルバイトの方のお給料を見直したりということができるよう、少し改善していただいて調節していただく必要があると思います。福祉というのは、管理とか、監視とか、なかなかできないと思うんですけども、そのあたりをやってもらえたほうがいいのかと思いました。

あと、望まれない妊娠などに関して、大人の発達障害というのが関係していると思うんですね。障害者ということで認定されている方や、発達障害の子どもということの記載はありましたけれども、大人の発達障害というのはすごく深刻で、子育てに関して不安さえも持たない、疑問さえも持たない、孤立さえも感じない親御さんに対して何か北区のほうで施策を考えていただけるとよいかと思いました。

一人親の自立も、ちょっと発達障害に近い方などは就労の意欲がない方もかなりいる、支援をしても支援に踏み出さない方がかなり多くいると思いましたので、そのあたりを少し踏まえていただいて働いていただけるように、税金を徴収できるようにしていただくような作戦を考えていただけると何かいいかなと思いました。

あと、子どもの貧困ということで記載があった点なんですけれども、子どもの貧困は性虐待とか、歓楽街への誘導に拍車をかけているようなので、そのあたりのところを仮称の子どもセンターというところに入れていただきまして、北区内で夜間、家出しているような子どもは余りいないと、渋谷に出してしまうと思うんですけども。

あと、自殺者の中に、セクシャルマイノリティーがいて、まだ子どものうちに性差別というか思考に関しての教育や心の悩みを受け皿にさせていただくようなところもつくっていただけるといいかと思います。すみません、よろしくお願いします。

○会長

今、ちょっと時間を見ましたら、ほとんど9時に近づいていましてね。どうしようかな。事務局と今ご相談なんだけど、この分野についてもう一回というのは無理。それこそぶっ壊れた財政で、新たな負担がふえて無理ですか。

○区

では、ちょっと調整をさせていただきます。

○会長

そう。やっぱり今、聞いていますと、まだまだ多分、腹の中がおさまらないなという方もいっぱいいらっしゃると思うのでね。電話でという話もあるんだけど、皆さんの前でやっぱり意見を言っておきたいということもあると思うので、もし可能であれば、きょう、ちょっと委員さん方にご相談ですが、私、先ほど9時10分までと思ったんですが到底終わりそうもありませんので、9時半までということにさせていただいてよろしいでしょうか。ご都合がちょっとという方がいらっしゃれば。

いや、私もね、我が家はきょう、もし雪になりますと犬ぞりで帰るとい、そういうところに住んでいますから、できれば早いほうがうれしいんですけど、こういう状況ですから9時半ということでご提案させていただいてよろしいですか。

一応9時半までいきまして、やっぱりなおここで言いたいなというご意見のある可能性があった場合には、ちょっとご相談いただいて、もう一回可能かどうかね。多分、この分野でいろいろ、特に女性の方はおっしゃりたいことがいっぱいあるんだと思うんですよね。ですから、可能であればということで、ちょっとご検討くださればと思うんです。すみません。

とりあえず、今そういうことで、私、この家庭とそれから子どもの問題について、一旦中断いたしまして、この場では終了いたしまして、この次、2番目に最初の1番目ですね、1-1、健康づくり、そこのところについてご意見を頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

すみません、2回目で恐縮です。

健康づくりの推進におきましては、(2)基本施策の①ですけれども、2番目の救急医療体制の充実とございます。救急医療といっても非常に幅広いかと思えます。初期救急から3次救急までありますけれども、北区において救急医療ということ念頭に置かれるときには、どのあたりまで考えておられるのか。そういった施策の方向について、もうちょっとこの資料をプラスアルファ具体的にご説明をいただければと思いました。

救急医療体制の充実ですね。地域医療システムの整備というところです。

もし、きょうご回答が難しければ次回でも結構です。

それから、あともう一点ございまして、この1-1または、そのほかの項目につきましても、ソーシャル・キャピタルという言葉が何度かご説明の中で出てまいりました。私、不勉強なので恐らく私だけわかっていないのかもしれませんが、何度

もソーシャル・キャピタルと出るたびに自分の中になかなか落とし込むことができず。

ただ、恐らくきょう委員長がおっしゃったような自助、共助、公助をリンケージするためのバックボーンとなる基本的な重要な考え方ということで、北区のほうでご採用になったのかなと思ひまして、このあたりにつきましては私のような、こういった文言がわからない者に対して、わかりやすいような補足をもし今後、公の資料としてお書きになるときはご配慮いただければよろしいのではないかなと思ひました。

○会長

それね、いつも私、行政用語で片仮名が多過ぎるんだよね、本当に。ワーク・ライフ・バランスだって、いっぱい言われるようになって皆さん、すっとんと腑に落ちるようになったのかもしれない。言いかえができるものは、言いかえませんかというのは、ずっと言い続けていて、私もさっきそう思っていたの。いっぱい出てくるんだよね、ソーシャル・キャピタルってね。

これ、何か行政のほうであれですか、やっぱり流行語。

○区

すみません。事前にお配りさせていただきました、こちらの資料の3ページに注釈……

○委員

実は、注釈は拝見はしております。

○会長

注釈はある。見ている。見ているんだけど。

○委員

ただ、改めてこうやってご説明を受けるときに、やはり自分の中になかなか落ちてこないというところがありまして。もし、これを定着させたいのであれば、しっかりとしたわかりやすい説明がページごとにあるとか、図があるとかご配慮いただけるとわかりやすいかと思ひました。

○区

すみません。これ、一般用語というか、厚労省とかでも通常使っている言葉なんですけど、これも前回ちょっとご説明させていただきましたが、北区の最重要課題として一つファミリー世帯の定住化と、もう一つ地域のきずなづくりというのを挙げさせていただきました。どちらかという、そのニュアンスに近いものとしてとらえています。

○会長

要するに、社会の中のきずななんでしょう、人と人の。だから何かね、厚労省が何を使おうが行政上の用語としてはどうでもいいけど、一般の人たちに対するときには日本語に置きかえましょうよ。僕ね、ずっとこういうことを言い続けているんだけど、なかなか今のようなご意見が出てこないと先へ進まないんで、僕はそう思っています。これは意見だからね。今すぐにというんじゃないですけども。

○区

保健所長ですけれど、よろしいでしょうか。

健康日本21の第二次計画のかなり柱となる考え方として、ソーシャル・キャピタルというのは提案されてきた経過があります。その前から、2000年にソーシャル・キャピタルというのは米国の研究者によって提唱されたと言われてますし、そういう考え方、要するに人との交流というのが非常に今後の社会のいろいろな面で重要なポイントになってくる。

例えば、ソーシャル・キャピタルを数値化して横軸にした場合に、健康水準とかなり比例する。それから、犯罪とは逆比例するとか、子どものいろいろな福祉的な状態とも正比例する、いろいろな社会の現象とソーシャル・キャピタル、日本語で言えば社会関係資本と訳されていますけれども。そういうものが、非常に今後の社会を考える場合に重要なポイントではないかという提案があって、日本の政府も内閣府を中心として、そのような研究を進めていたかと思えますし。

それを受けて、厚労省として、今後の健康づくりにも非常にこの考え方というのは有効なんだということで提案をしてきた経過があるかと思えます。

○会長

だからね、国の用語をそのまま使うのではなく、地方自治体はもう少し住民にわかりやすい用語を使わないと、住民に近づかないでしょう、そういうことなんですよ。言っていることはわかっているの、みんな。だって、注が書いてあるんだから。

○区

ソーシャル・キャピタル自体、保健活動の中で既に保健資産を中心として、地域活動の中でやっていたかと思えます。

○会長

だからね、そういう専門的な話じゃなくてね、一般の区民の方にわかるようにしようよって話をしているだけなんですよ、わかりますか。こだわってもらっちゃ困る。

○区

区民の皆さんに見ていただく、やっていただくと、さっき自助・共助という話も

ありましたが、そういう意味では理解をしていただくと、わかってもらって自分に腑に落ちていただくということが大変重要だと思っていますので。そういう意味で、今後、見直しをしていく、わかりやすい言葉に変えていくということは重要だと思っておりますので、その視点を忘れないようにしていきます。

○会長

そのとおりです。それでいいんです。それ以上のことを言っているんじゃないもんね。そういうことですからね、ぜひ。

国はね、とにかく片仮名が大好きなんですよ。それに地方が振り回される必要はない。だから、必ず日本語に置きかえられるものは日本語に置きかえて、国はこう言っているけど、ここはこう言いましょうとかね、それでいいと思っています。ぜひ、そういう姿勢を貫きましょうよ。本当に、自助、共助の話とかかわりのある非常に重要なキーワードですからね。

ごめんなさい。ほかにございますか。

健康づくりのところですか。ここになると余りないのか、どうぞ。

○委員

健康づくりのところから少し脱線をするかもしれませんが、まさに先生のおっしゃるとおりで、優先順位をつけるのは議会の役割なのかもしれないと思います。でも、できる限りのことをやりましょうという計画を組むというコンセンサスを持たないといけないという気がいたしました。

そういうことからすると、北区が北区であり続けるといっているけど、本当に北区だけでいいのか。広域連携という言葉、国もこの財政状況の中ではっきり打ち出して、自治体は合併しなくてもいいけど、いろんなサービスにおいて連携しなさいという、これは節約の精神ですね。

だから、救急医療なんかについても、北区ならではということが本当にみんなにとって幸せなのかどうかということ、やっぱり我々も住民としての適正化だけじゃなくて、社会全体の中でどう適正化を図っていくかということ。ソーシャルマネジメントという発想が出てきているので、社会全体と個人とのかかわり、あるいは企業とのかかわり、行政の役割、こういったことをあわせ持つていく必要があると思います。

健康・医療・福祉とまちづくりということを国交省は結構進めていまして、多分3月までに発表になると思うんですが、かなりここに書いてあることが含まれております。

その中で、施設の複合化の話が出ていまして、子育ても、あるいは介護だとか、いろんな施設がそれぞれに必要なだみたくに書いてあるんですが、ソーシャル・キャピタルの話で言うと、世代間交流というのは絶対必要な話なので、子どものための施設とか、年寄りのためのとか、シニア何とかをつくりまして、ちょっと僕はびっくりしました。

シニアが、生き生きするにはどうしたらいいかということをもう少し考えていく

と、施設の複合化的なものも出てくるので、そこで提案なのは、国の方針に基づいたり、あるいは都の方針に基づいてやらざるを得ないようなものは、確かに書かないといけないので書いていただくだけでも、北区が抱えている独自の課題って何ということも明確に説明をされて、じゃあ、北区ならではの施策はこうだと。あるいは、よそではやっていないけれども、北区はモデルとなって挑戦をしていくんだという、こういうことが整理をされてくると話に優先順位がつけやすいし、多分この会議の意義というのが出てくるんじゃないかと思います。

特に、インターネットが普及したせいで情報の入手というのがありとあらゆるところからできるようになってしまっているので、そういったことをオリジナルでお金をかけて、労力をかけてつくることよりも、こういうところにあるといいものがあるということがわかるようにするだけの話だと思う。

先ほど、フェース・ツー・フェースのコミュニケーションが必要なんだという話があって、まさにこれから先は顔の見える安心感の中でまちづくりをどう進めていくかということなので、この健康づくりの推進も子育てだとかをあわせながら見ていくといいと思います。

それは、この施策の体系図の仕組みづくりのところを見ても、1-2の①の地域で支えあうしくみづくりの上から六つ目か七つ目に、元気な高齢者の活力を活かした、地域で支え合う取り組みと書いてあるけれども、1-3のところのいきがい、活動、交流の場の整備とあって、これほとんどみんな多分同じことだと思うので、少なくとも同じセクションでやっているやることは串を刺してほしい。

ほかの部署に、例えば子ども家庭部のほうにこういうことを一緒にやりましょうとか、あるいは都市整備関係のほうにこういうまちづくりをするとこういうことが促進できるとかというところまで、少し見えるようにこの基本計画ができないと、恐らく何もできないんじゃないかということ意見を言わせていただきました。回答は結構でございます。

○会長

今ね、私、頭悪いのは自分だと思った。まさにおっしゃるようなことなんですよ。そういうことを私、さっき言おうと思ってね。私のほうがはるかに頭悪くて、ありがとうございました。

やっぱり今、話を聞いていてね、結局、さっきのソーシャル・キャピタルにしたって、きずなという話が住民の中だけの話じゃなくて、行政の中でもきずながなきや困るよという話だよ。

つまり、縦割りもだめだし、それから自治体を越えてつながるとか、そういった発想が必要になっているんだよという話が今出てきていて、とてもいい話だと僕は思いました。ぜひ、ご参考にしてくださいませ。

はい、どうぞ。

○委員

今の委員のお話にとっても賛成で、これは私、第2回するときにもお話しさせていた

だいたんですが、北区の最重要課題というお話、これはまさに挙げられていて、地域のきずなづくりとファミリー世帯の定住化ということを基本計画の中では、ぱんと打ち出そうとしているという話があります。

ここをじゃあ、どう展開していくのかという最重要課題に対して、今それぞれの分野で分かれている施策をどう組み合わせで構築していくことによって、北区の北区らしいライフスタイルというものが実現できるのかといった話がこの計画の中の頭のほうに見えてくるとすると、後ろの施策をたくさん読んでいても、いっぱいたくさん書いてあるけど、やりたいことはこういうことなのかと、そういう理解がふっと腑に落ちる形になると思うんですね。

この基本計画は、いろいろな施策を全て網羅しなきゃいけないと、そういったものであるのは重々承知なのですが、これを区民にどうわかりやすくという観点を十分考えると、冒頭のほうに最重要課題に対してどう施策を展開していくのかという、そんなところをもっと充実させていくことができるといいんだろうと思っています。

○会長

だんだん、今、健康だけではなくて、全体に今のようなことって、本当に委員のおっしゃること、今のご意見、両方とも全くそうだと思います。ありがとうございます。

どうぞ。

○委員

縦割りとかそういう話が出ましたので、きょうのこの項目を見ると、やっぱり縦割りのですね。一つ例を挙げると、ある自治体は保育施設をいつでも高齢者用の施設に転用できるように最初から設計しているんですね。ですから、やっぱりそういう発想がもう少し出てほしいなと思いました。

それから、協働という言葉を使っていますから、じゃあ、重点施策の中で具体的に子育てとか、あるいは教育とか健康のところ、どう協働をそこに生かしていくのかと。それが、きょう五つに分かれていますか、項目が、ちょっとばらばらで。

例えば、今申し上げたような、もうこれ人口構造の変化を見たら一発でわかるわけで、子ども用の保育士を幾らいっぱいつくって待機児童をゼロにしたら、もう余っちゃみたいですね。そういうときに、もう既に幾つかの自治体を僕は知っているところは、転用可能な施設を最初からつくっているわけですね。何かそういう発想が特にこういう中期的な計画のときには欲しいなと思ったんですが、何かちょっとそういうのがもしあればお伺いさせていただきますか。

○区

全体的な話としまして、先ほどからいろいろ言われて縦割りという形があるんですが、この書き方として縦割りの形の書き方にどうしても今までの傾向からということになってしまっておりますが。

北区は、先ほどお金がないというお話がありましたけれども、確かにお金がなく、

これを全部やっていったら本当にとってもとてもできないという形の中で、それぞれ広域連携あるいは施設の複合化、そういうものも公共施設の再配置の中で、さまざま考えをしております。

それが経営改革プランの中でかなり出てくると思っておりますが、この基本計画のさまざまな中でも複合化ですとか、財政的な視点とか、そういうことも少し今後つくっていく中では入れて見せていったほうがいいかなということは感じました。全体的なことでは申しわけありません。

○会長

本当にありがとうございます。今のような発想をぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。そういうご意見だったと思ひます。

今、健康とって、結構幅広いご意見をいただけていますから、残りの部分を含めて、むしろご質問・ご意見をいただいたほうがいいかなと思ひますから、残りの時間の中で、どうぞいろいろおっしゃってください。

どうぞ。

○委員

ただいまの3人の委員の皆さん、また平沢会長のお話と本当に重なってしまうんですが、高齢者のところに来たら、私も意見を述べさせていただこうと思ひていたんですが、この施策のいろいろご説明を伺っていますと、子育てであれば子育ての中で子育て世帯を中心にして広がる横のネットワーク。高齢者であれば、高齢者を中心にみんなで見守りましょう。それから、介助しやすいそういうまちづくりをしましょうという横のネットワークはできているんですが。

やはり、きずなというのが最重要課題の一つであり、また北区は非常に高齢化率も進んでいるところですので、高齢者の方と子育て世帯あるいは高齢者と中学生とか子どもたちと、人生の縦の軸でのネットワークも非常に強い地域、それはやはり北区らしさの一面ではないかなと思ひています。

以上です。

○会長

なるほど。どうぞ。

○委員

元気な高齢者の話が委員のところに出ていたんですが、私も団塊の世代で、団塊の世代をいろいろなことに活用できるのが、これから10年から15年、そこから先に行くと団塊の世代は完全なお荷物になりますけど。あと15年ぐらひは財産になり得るので、やはりそれを生かす今、計画づくりをする中で、やっぱりそれを生かすということが非常に大きな意味を持っている時期じゃないかなと思ひますね。

そういう意味では、やはり元気な高齢者というのがこれでは2と3のところに出てきたけど、子育てとか家庭とかそういったところにもやっぱり出てきていいんじ

やないかなど。

子どもの子育てとか教育の話というのは、何か割と施設主義的なところへ行っているような気がするので、やっぱりそういう地域のきずなをつくるときに、元気な高齢者がこれから15年は使えるよというのをもっとはっきり打ち出していくと、今回の計画の特色というのをもっとはっきり出てくるんじゃないかなという気がしました。

○会長

今のご意見は、特に女性の側からのご返事は要らないと思いますけども、大変いいご意見だと思いますので、ぜひご勘案ください。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○委員

今、元気な高齢者というお話がありましたが、これは1-2の1ページのところに書いてある、先ほど171、2か、そこら辺の町会の中で、25団体が見守り支え活動をしているというお話がありました。

実際、請け負っている町会、なかなかご苦労なさって手を挙げたんだと思いますが、既に民生委員や何かでそれに近いことをやっている、町会・自治会もそれに近いことをやっているという中で、170分の25ですから、なかなか数が上がってこないというのが実態だと思いますね。

請け負っている25団体も、高齢者の見守りを、既に高齢者がやっているんですよ。町会の中の老人会的な組織が請け負って見守りをやっている。今、先生おっしゃったように、高齢者が高齢者の見守りを既にやっているんですね。

ですから、そういう意味では町会・自治会、団塊の世代というお話だったんですが、今、60歳になってもなかなか現役は終わらない。まだ65歳まで十分保障されてお仕事を持っている。65歳になってもまだ元気な人は収入の道があって働いている。なかなか地域とか、こういうところに高齢者がおりてこないんですね、いろんな手を尽くしてお誘いをして、そこら辺の難しさは現実にあるんですが、70歳になっても元気な者は、それぞれの地域の中で活動するということをこれからどんどん進めていかないといけないのかな。

若い人がご年配の人の世話をするということはほとんど難しくなって、高齢者が高齢者を見守ったりお世話をすると、それが実態に近いと思いますね。

以上です。

○会長

本当にそのとおりですね、そういうふうになっていますもんね。

次回が、教育の問題だと思うんでね、多分そこでいろいろ議論が出てくるんだと思うんですけども……、そのときに聞いたほうがいいな、きょうはやめておきます。何かほかにございます。

どうぞ。

○委員

一つお伺いしたいのは、確かにソーシャル・キャピタルという言葉を使うかどうかは別として、一般的にはソーシャル・キャピタルというのは健康以外にも福祉とか教育とか、さまざまところで機能し得るとというのが今の学術的なある種の常識だと思うんですよね。その場合に、理念系としてはわかるんですが、実際に北区とするとどういうソーシャル・キャピタルの状態にあるのかという調査みたいなものはなさるんですかね。

私も学校教育に随分かかわらせていただいて、地域とのきずなが強いということは物すごく感じていますが、実態としてはどうなのか。例えば、年齢層によって大分違う可能性もあるし、あるいは地域によっても違う可能性もあるので、重要だということであれば、実態がどうなっているのかということは一度調査してみられるといいのか。ボランティアをどのぐらいやっているとか、何かいろいろ指標がありますよね。そういうことはなさって、この町内会はもしかして高いとか、この地域はそうでもないとかと出てくるかもしれませんし、そのあたりは実態を踏まえるという必要がないのかどうかというのをちょっとお伺いしたいんです。

○会長

これ、ありますか。

○区

健康福祉部長です。今のところ、ソーシャル・キャピタルに関する調査というのは考えてございませんが、ご指摘を踏まえて実態というのは今後、探っていきたいとは思いました。

○会長

これはやっぱり本当はあれだよ、学校を見ているともそうですが、地域によって随分差があって、新しい住民の方が多いところと、そうじゃないところとかね。それから、年代によっても差は出るしね。

だから、それは確かに状況としてどうなのかというのは、恐らくこれだけキーワードとして出てくるようであれば、やっぱり実態を多少は把握しておかなきゃいけないということでしょうね。それはそのとおりかと思います。

はい、どうぞ。

○委員

その点は、例えば社会福祉協議会が小地域福祉活動とか、ふれあいのまちづくりをやっていますので、区としての情報と社会資源、それと、例えば民間の社協の社会資源を持っている情報を突き合わせると、かなりその細かい部分は実は出てきます。小学校区、中学校区あるいは町内会・自治会単位で出てきますので、ぜひ社協に限らず、例えば民協とか——民生委員児童委員協議会とか老人クラブとか、

そういう部分の民間の関連のところと情報をみんなでリストアップしてやれば、おのずから出てくると思いますので。

それから、ついでにちょっと言わせてもらいたいですけど。いろいろマクロの話がありまして、本当にそのとおりです。

もう一つ大事なことは、やっぱり平時な話だけじゃなくて有事の話、ここもやっぱり。これは基本計画ですから地方自治法に基づく基本構想の自治体の計画としては最上位のものだから、あんまりきめ細かいことは話しても、これは個別計画で落とすわけだからいいとは思いますが。

地域防災計画、ここの部分と地域福祉計画ですね、個別のところではね。ここをきちんと整合性を図る。それを基本構想の基本計画ですね、これを。最上位の計画ですから、その各さまざまな行政計画の役割分担のすみ分けですね。これを踏まえて議論していくことが大事なのかなと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。今のご意見も参考になりそうで、先生が言い出しっぺですから、ぜひいろいろお手伝いをいただいて、今のような指数等が出てくるといいですな。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

どうぞ。

○委員

ちょっと細かいことで確認とお願いなんですけども、一番最初に例えばこの施策体系図のうちの単位施策、施行の方向について今回検討の範囲ですと。そして、ここの中で間違っていると、書き足る点について討議をお願いしたいという趣旨説明があったんですけども。

それからもう一つ、北区基本計画2010ですね、これで今回、委員のほうから指摘があって備考のところでも具体的なことが書かれているんですけども、実際にここでいう例えば単位施策の施策の方向と、一つ一つの実際の計画ですよ、1番から実際には百何十番まである。それを関連づけて見ようとすると、この基本計画のこれを見ないとだめなんですよね。

具体的に言うと、例えば1-4の子どもだと、ここの範囲で施策体系図があつて、その下に計画事業のところ学童保育園の待機児童の解消とか。そうすると、これとこれを見ようとすると、これを媒介として見ないと、じゃあ具体的に赤いのが追加されて、実際にはここに載っている施策の中で落っこっているやつ、前にあったけど今回は載せていないというものもあるんですけども。

その関連で、具体的にこれがどう生かされているのか、実際のこの2.5年ですね。生かされているのか、それともこの結果でこういうものが反映されて、その次の段階でこれを具体的に赤字を書いていますとか、そういう関連がもしもわかるようになったら、もう少しこの中身についてこれから第2分野、第3分野と出て

くと思うんですけど。そういうのをもう少しわかりやすくつくっていただくと、議論がもうちょっと前に進むのかなと、わかりやすくなるのかなと感じているもので、そこをちょっと改善をお願いしたいということです。

○会長

これ、どう。

○区

まず最初に、ご説明させていただきましたけれども、個別事業の部分についてというより、今回は施策の方向についてご議論をいただきたいというところで、今回、現状と課題というところをまず記載があって、それを受けての施策の方向ということで今の状況の中での現状と課題を受けて、こういった施策が必要だということの施策の必要性、施策の方向というのを記載して、なおかつ前回になかった部分を今回赤字で記載させていただいたという形になっています。

ただ、前回との比較の部分で、なかなかどこをじゃあ、どう変わったのかが見えないというところに関しては、少し次回からは見え消しみたいな形で、ここは消えて、ここが新しく加わったという形がわかるような資料についてはお出ししていきたいと思っています。

ただ、個別事業の部分については、今回、議論の内容といたしましては、施策の方向を大きな視点で議論していただきたいと思っていますので、その部分をさらにつけ加えて資料化するというのは、ちょっと難しいかなと思っています。

ですので、施策の方向の部分で前回と今回の部分、何が削除されて、何が新しく加わったかというのはわかるような形にはしたいと思います。

○委員

今言ったご意見はわかるんですけども、要するに、私として確認したいのは、委員の考え方と一緒にどうかわからないんですけど、せっかくこれをつくられているんですよね、2.5か年間の実績が。それで、なおかつ定量化できるところは定量化されて、備考欄につけられていると。

2.5か年の実績をもとに、少なくとも今後の5年間の今言った大きな方向性を決められようとしたわけですよね。だとしたら、これがどういう形でこの、しつこいように申しわけないんだけど、この基本的な施策の方向の中に組み入れられているわけ。現状と課題の中でもいいんですけど、そのところの関連をもう少し説明の段階でもいいですから、この部分はここに反映されていますよとかそういうのを、別に文章じゃなくてもいいですから、説明の段階で入れていただければ、この2.5か年、しつこいようですけど、2.5か年の実績ですよね。

変な言い方をすると、1番から、今26番までありますけど、ファミリー世帯というのはここでいくと九十何番なんですよね。実際にはこれは出てこないんですよね。百何十番のうちの基本計画とこれでいくと九十何番で、ファミリー世帯のうんたらかんたらというのは出てきますから、あちこち飛ぶんですよね、きちっと見よう

とすると。

具体的に言うと、すみません、いろいろと長くなって申しわけないんですけども。

ここで、2010の61ページのところに、施策体系図の中で93番、計画事業のところでも再掲、子育て世帯の居住支援ということだと、再掲93番の計画事業の中で基本的な考え方は書かれていますけども、議論しようとするときにそれが出てこないですよ、この資料だけじゃ。いろんなところを見て、初めてこういうふうになって、こういう質問が出るのかなというのがわかるので、できたら関連するところについては事前に配備される、ないしは、いただける資料の中に入れていただけると、全体がすごくわかりやすくなるという、これはあくまでも希望なので、そうなるかどうかは別問題として、そういう説明をしていただければと思っています。ちょっと長くて申しわけございませんでした。

○区

例えば、今、この表をお配りしていますけれども、これのさらに右側のところに基本計画の2010の冊子の中であるような計画事業を入れ込むような形でお示しするのはできるかと思っていますけれども。

ただ、この事業のこういう評価を受けて今回こういう施策の方向になりましたって、その関連づけをうまく資料化できるかという、ちょっとそこは難しいと思っていますので。この方向性のところに、今ある計画事業をぶら下げるという形はできるかと思います。

○会長

そんな形の資料でもよろしいんじゃないですかね。

○委員

はい。

○会長

それ、ちょっと工夫してもらえますか。大変でしょうけども、それだと確かにおっしゃるようになりますと思う。ありますわな。

じゃあ、すみませんが、事務局ほう、そのようにお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。何か、どうぞ。

○委員

地域福祉推進のしくみづくりということで、NPOボランティア活動への参加促進支援というところで、お伺いをしたいんですけども。私なんかの住んでいる地域ですと、例えば町会だとか、地域の青少年なんかがありまして、だけど大体のところボランティアをやっている人というのは、どこに行っても同じ人だったりするという現状もあるわけなんですよ。

実際、今ずっとお話を伺っていて、これからはボランティアの人ですとか、そう

いう人たちが活躍をしていかないと、今度、区が立ち行かないような状況になっていくのであれば、もっと区の人たちが携わる現場というものを具体的に目にする状況をつくっていくことが早道なのではないかなとちょっと今、考えていたんですけども。

例えば、町会さんが冬になると火の用心でカチカチと歩いたりするじゃないですか。そういうのだって、例えばそこだけを募集すればカチカチやる人とか言ったら、そのところだけで募集に乗ってきてくれるような人たちがいるかもしれないわけなんですけれども。でも、それも例えば一人足りないから誰か一人来てとか言うんだったら、なかなか来てくれないんですよ。

なので、たまたま先ほど団塊の世代のというお話が出ていましたが、一まとめにして新しい世代を取り込める仕組みというのをやっぱりつくっていかないと、新しいボランティアのやったださる人たちというのが出てこないのではないかと思います。

やっぱり、既存のところでは一人抜けたから、じゃあ一人来てというのは、本当に自分もすごくやりづらくて、なかなか入りづらい状況なので、ちょっと思ったのが、今まであるボランティアの何とかという団体で、こういう団体というものもそのままとっていくのも大変ノウハウが蓄積されていくので大切なことだと思ってはいるんですが。時々それを解体してみるとか、またそれを一から始めてみるとか、そういった工夫もぜひしていただくと、一からという人たちが大量にどっと入ってくるタイミングがあるかもしれないので、どうしてもみんな時間がたつと年をとっていってしまいますので、もし区のほうでそういった力がどんどん必要な状況であるならば、そういったお考えもぜひとっていただきたいなと思って、すみません、ご意見をさせていただきました。

○会長

今のお話って、確かにそのとおりですよ。みんな同じ人がやっていて、なかなか新しい人が出てきてくれないって、これは本当に日本の現実で。だから、やっぱりまだ自助・共助という認識が日本人の中にあんまり広がっていないんですよ。被災地のように、目先に危機が迫るとやむを得ずというところがあるんですけども、そうじゃないと、なかなかこの認識というのは広がらないんだなと、今ちょっと思っています。

そのことで、僕は次回、教育について話をしようかなと思っているんですけどね。きょうのところは別に。

どうぞ。

○委員

これは、自分でもどうしていいかわからないんですけどね。今、例えば企画課長が、大きな方向性についてとおっしゃったですよ。だけど、きょうのこういう項目を見ると、右側の欄の丸のところがおっしゃる大きな方向性だと思うのですが、この丸の数を数えてもわからないんですけど、何百ありますよね。だから、それを

逐次説明なされたから冒頭で1時間以上かかっちゃうみたいだ。

それをじゃあ議論できるかという、基本的に難しいんですね。多分、これは縦割りから上がってきたのを全部やっていくとこうなっちゃうんでしょうけど、これ、できるかどうか、会長、わからないですけどね。でも、やっぱりこういうところで真剣に議論するためには、もう少し総合的にやってほしいということについては部長が検討しますとおっしゃいました。

それから、委員がおっしゃったように、もう少し前の2年半との話と、どこを変えたのかを明確にしてほしいというのもありましたけど、もう少し濃淡をつけられないんですかね。

これ、自民党がマニフェストで二百何十項目を出して、何が何だかわざとわからなくしたんですよ、あれは。わざとわかんなくしたんです。

でも、それ以上で、多分5回会議をやったら1,000とか2,000って項目が挙がるでしょう、多分ね。それが全部並列になっちゃっているという、わからないですよ。

で、本当にこれ、できるかどうかわからないですよ。おっしゃったように、法律上の問題がありますから、委員がおっしゃったように総花的にやらざるを得ないのも十分承知しているんですが、やっぱりこういうところで能率的にしっかり議論するためには、何か濃淡をつける工夫が何千項目もここで議論するのは無理かなという気もするんですけど、どうなんですかね。ここは会長のほうから。

○会長

いや、私もね、きょうつくづくそう思って、それで、きょう実は帰りがけに事務局の人とそんな話をして帰ろうかなと。もう少し整理した形で出してもらったほうが、意見も出やすいしね。ということは考えていました。

具体的にどうできるかというのは、私も事務局の負担もふえますとね、これ本当に僕は、事務局のつらさもわかるんですよ。本当に今、どうしようもないくらい人員を減らされて、仕事は今まで以上ふえていますから。僕は決して区民の側だけに立っているわけでもなし、もちろん行政の側だけに立っているわけでもなし、そういう中でどうすればいいのかというのは一生懸命考えています。

事務局の負担も考慮しながら、でもおっしゃったようなことはとても重要だと思うのでね。少し帰りがけに相談をしていきます。

はい、どうぞ。

○委員

確かに、事務局の負担はそのとおりなので、余り無体なことは申し上げにくいとは思いますが、今回の課長さんのお話は、読めばわかるようなこととどう違うのかなと思ったので、だから事前に配付していただければ読んでくると思うんですよ。

わからないところを聞くということであれば、時間が2時間とれますよね。やっぱり、1時間だとこれだけのメンバーがいて、一人2分とか3分とかだと、何かちょっと費用対効果がどうなのかなと思っちゃうので、もしこれを読むだけであれば、

事前に送っていただいて、読んでこいというスタンスのほうがいいような気がする。

○会長

いや、僕も、今、帰りがけに相談といったのは、この資料があるからご説明は逆にポイントを絞ってという形にすれば議論もしやすいだろうということをご相談しながら帰ろうかと思っていました。皆さん方のご意見を踏まえて、少し次回は議論がしやすいように、事務局にもご協力いただいてと今考えていますから。そんなことで、委員、いいですか。

はい、どうぞ。

○委員

すみません。時間の終わりに発言させてもらって申しわけないんですが、きょう、子ども・家庭への支援と、それから福祉ということなので、やはり一言申し上げたいんですけど、ほかの分野で出てくるかと思ったんですが、外国につながる子どもの問題と、この子どもの問題のところには入っていなかったもので、そういう少数派のことも考えてもらいたいと。

特に、前にもお話が出たと思うんですが、一番声を出しにくい人たちの声を拾っていく、そういうことこそ子育てするなら北区が一番というところにだんだんつながっていくと思うんですね。

一人親家庭とか虐待への対応、それから貧困対策、この辺を入れていただいているので大変ありがたいと思うのですが、そういうことから考えても、まだこだわって申しわけないのですが、ファミリー世帯という言い方にはまだ私は個人的には抵抗がありまして、もう既に使っているのではないと言えそうなんですけども。

やはり、ファミリー世帯というのは、ある一定の家族像をイメージしているので、そういう意味では非常にはじかれる気がする人たちがたくさんいると思うんですね。

ですから、そういう人たちのことも考えていただければと思ひまして、きょうは特に子どもですとか福祉という分野ですので、この辺のところを一言申し上げたいと思ひました。

○会長

ありがとうございました。

本当に、まだおっしゃりたいことはいろいろあると思います。それと、この分野でもう一度開くかどうかということについても、ちょっと私のほうにお預けいただいて、可能性としてない可能性もありますから、ぜひこの分野できょう言えなかったことについては、ぜひ事務局宛てにご意見を頂戴したいと思います。

それについてのフォローは私のほうでも、できるだけ事務局と相談して、どういふご意見があつて、どう考えているのかということが皆さん方に伝わるように工夫をさせていただこうと思ひます。そんなことでお許しただけましようか。

(異議なし)

○会長

ありがとうございます。

では、時間がほぼ9時半になっておりますので、本日のところ、本当にきょうはきっと、俺はこれが言えなかったと家で眠れなくなる可能性がありますから、アルコールでもお飲みいただいて、じっくりお休みいただきたいと思います。

では、本日のところは、これで議題そのものについては、おしまいにしたいと思います。

事務局、何かほかにございますか。

○区

では、今、会長のほうからもお話ありましたように、ご意見等ございましたら、メールでもファクスでも構いませんので、事務局のほうまでいただければと思います。

次回の検討会の日程でございますけれども、2月17日になります。場所は、北とぴあですけれども、この下のフロア13階になります。飛鳥ホールというところで、本日と同じ19時から開催をさせていただきたいと思います。

なお、その次の第5回目は3月24日を予定してございます。ご案内のほうは、また別途させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長

ありがとうございました。長時間お疲れさまでございました。これにて終了いたします。

「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の改定のための検討会 第4回 議事録

日 時：平成26年2月17日（月）午後7時00分～午後9時01分

場 所：北とびあ 飛鳥ホール

1 開 会

2 前回議事録の確認

3 議 題

(1) 「現状と課題」、「施策の方向」について

- 2-1 地域産業の活性化
- 2-2 コミュニティ活動の活性化
- 2-3 個性豊かな地域文化の創造
- 2-4 生涯学習の推進
- 2-5 生涯スポーツの推進
- 2-6 未来を担う人づくり
- 2-7 グローバル時代のまちづくり
- 2-8 男女共同参画社会の実現
- 2-9 主体的な消費生活の推進

(2) その他

4 閉 会

出席者	平沢 茂会長	北原理雄副会長	
	岩崎美智子委員	川村匡由委員	藤井穂高委員
	松原 聡委員	池田幸恵委員	小澤浩子委員
	後藤 豊委員	鈴木将雄委員	高橋信子委員
	田辺恵一郎委員	新田 潔委員	松坂典良委員
	佐藤雄二委員	中田千穂委員	野村真美委員
	藤本由美子委員		

質疑応答

○会長

そろそろ始めたいと思います。よろしゅうございましょうか。

前回ちょっと時間がなくて、大変ご迷惑をおかけしました。きょうは説明が短目にとということになりますけど、その前に事務局から何かございましたら。

○区

では、初めに資料をご確認させていただきたいと思います。

まず、事前にお配りさせていただきました資料といたしまして、本日の式次第、それと現状と課題、施策の方向の資料、それと施策体系図、そして区政モニター・区政レポーターへのアンケート結果、これが事前にお配りさせていただきました資料でございます。

それと、本日席上にお配りさせていただきました資料といたしまして、まず前回の議事録、そして現状と課題、それに対する施策の方向を箇条書きでまとめましたA4横の資料、そして計画事業の進捗状況、これは本日の項目に関するもののみを抜粋してございます。

それと、参考資料といたしまして、1枚は北区の観光施策に関するもの、そしてもう一枚の資料はA3横の資料ですけれども、学校ファミリー構想に関する資料をお配りさせていただいてございます。

それと、本検討会の場以外でもメール等でご意見をお寄せくださいということでお伝えしておりますけれども、メール等でいただいた意見がございます。前回、第1分野に関するご意見と、本日、第2分野に関するご意見、委員の方からいただいておりますので、それもあわせて皆様の席上のほうにお配りさせていただいてございます。

それと、次回以降の今後の検討会のスケジュールについてもお配りさせていただいてございます。

以上でございますけれども、よろしいでしょうか。

○会長

資料、よろしゅうございましょうか。もし、進行して足りないものがございましたら、お申し出ください。

では、早速始めたいと思いますけれども。まず、本日机上配付の議事録につきましては、従来どおり1週間ぐらいの間に事務局までご意見をお寄せいただきたいと思いますということでございます。私もこの間、罵詈雑言を吐きましたので一部削除したいと思っておりますが、そのあたりは丁寧に見ようと思っております。言葉だけの話です。中身としては一切変えません。

それでは、早速、事務局から本日の中身についてのご説明を受けようと思っておりますが。前回時間が足りなくなったという反省を踏まえて、少し短目をお願いしておりますので、よろしくお願ひします。

○区

それでは、ご説明をさせていただきますけど。その前に、本日所管する所管部長のほう出席させていただいてございますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、清正総務部長でございます。

井手地域振興部長です。

中澤子ども家庭部長です。

田草川教育委員会事務局次長です。

佐藤学校適正配置担当部長です。

それでは、本日の資料についてご説明をさせていただきます。

本日は、地域振興、産業、そして教育、国際化、男女共同参画と、かなり広範囲な分野に及びますけれども、順番にご説明をさせていただきます。

なお、事前に資料送付した際、ご案内させていただきましたけれども、ご説明につきましてはポイントのみのご説明とさせていただきますして、直ちに議論に入っていただければと考えてございますので、よろしく願いいたします。施策体系図をごらんいただきながらご説明をさせていただきたいと思えます。施策体系図、資料2と表示してございますが、こちらの資料をごらんいただきたいと思えます。

こちら、前回、委員からご指摘をいただきましたけれども、現行の基本計画2010からどのような変更を加えたのかという点と、現行の基本計画2010で体系づけられている計画事業についてもわかるような形でお示しをさせていただきました。そして、青字が今回削除をしたもの、そして赤字が今回修正もしくは追加をしたもので、黒字のものは前回と同様というふうになってございます。

それでは、まず1ページでございます。2-1 地域産業の活性化についてでございます。こちらは、産業や観光、雇用などに関する分野になります。

まず、(1)の新たな産業の展開というところでございますけれども、ここでは②のところ、創業及び雇用の促進というところで、今回コミュニティビジネスの推進を新たに追加してございます。それと、③北区の魅力を生かした観光の推進というところでは、現在、北区では観光協会の設立に向けて準備を進めているところでございます。設立に当たっては、まず北区の観光振興の方向性や具体策を明らかにした「観光基本計画」というものを26年度に策定をする予定になっております。そして、平成27年度に観光協会を設立いたしまして、区、事業者、そして区民が一体となって北区の観光資源や魅力を発信する体制を構築していくという予定になっております。

また、それとあわせて、③の一番下のところ、鉄道観光の推進というふうにありますけれども、北区は、ご案内のように、鉄道といった資源がありますので、それを生かした観光振興を行うということで、26年度から「鉄道のまち北区プロジェクト」といった事業を行っていく予定となっております。

それと、ここには出てきていませんけれども、現状の課題の文書の中で少し触れさせていただきましたけれども、北区はナショナルトレーニングセンターといってトップアスリートの練習施設が西が丘にございます。また、東京都障害者総合スポーツセンター、これは障害者専用のスポーツ施設になりますけれども、これが十条

台にあるなど、オリンピック・パラリンピックの関連施設が複数ございます。こういったことから、観光の面から捉えて発信をしていけるのではないかと考えているところでございます。

なお、先ほど少しご紹介させていただきましたけど、本日は観光振興の施策についても参考資料としてお配りさせていただいてございますので、こちらをご参照いただければというふうに思います。

続きまして、(2)のモノづくりの振興のところですが、ここでは①の技術の高度化というところ、二つ目に東洋大学との継続的な産業連携の推進という施策を掲げています。こちらは、平成29年に赤羽台に東洋大学の情報系学部がオープンすることになっています。現在も、東洋大学とは包括協定を締結いたしまして、区政のさまざまな分野において連携事業を展開してございますけれども、大学の研究機関との連携を強化しながら新たな産業の開拓支援を行っていくといったことも考えているところでございます。

続きまして2ページ(3)生活サービス産業の育成でございます。ここでは②の活気あふれる商店街づくりとありますけれども、青字の「魅力ある商店街づくり」を、「活気あふれる商店街づくり」と今回変更いたしました。商店街の振興策について、③のところでも、「地域に根ざした商業振興」とございますけれども、商店街の活性化策が課題になってございますので、こちらについても少しご議論いただければと考えているところでございます。

続きまして3ページでございます。こちら、コミュニティの関係の分野になります。地域振興関係の分野になりますけれども、第2回目の検討会の際に、新たな中期計画の基本的な考え方ということでご説明させていただきましたけれども、区の最重要課題として地域のきずなづくりを位置づけたと申し上げました。北区の場合、高齢化率が23区でトップとなっておりますけれども、それと相まって生産年齢人口の減少も進んでございます。そのことがコミュニティのあり方やまちの活力といった点において影響が出てきているということで、中期計画の中では、豊かなコミュニティと活力のあるまちを目指して、「地域のきずなづくり推進プロジェクト」を計画化してございます。

まず最初の取り組みといたしまして、北区への愛着や誇りを持ち、区民の一体感を育んでいくことを目的とした、「区民の日」とでも申しますか、記念日を制定していくことですか、また町会・自治会への支援策としてIT化支援、ホームページの作成支援などを計画化してございます。こちらについては、今回の基本計画の中でも次の推進プロジェクトといった新たな施策を打ち出していきたいと考えてございますので、こういったところもご議論いただければと考えてございます。

また、地域には町会・自治会だけではなくて、NPOやボランティア団体、またPTAや消防団、民生委員など、さまざまな団体がございます。そうした地域コミュニティ団体のネットワーク化といった点、そういった点についても少しご議論いただければというふうに思っております。

続きまして、4ページでございます。ここは文化の関係になります。個性豊かな地域文化の創造というところで、北区が行う文化施策についてご議論いただければ

と思っております。

(1)の①、地域の個性を生かした文化芸術の創造といったところ、この一番下では、北区文化芸術振興ビジョンの見直しとあります。これは北区の文化施策の指針となっている計画でございますが、こちらのビジョンの見直しについても今後検討をしていく予定になってございます。

なお、中期計画においては、豊島地区にあります中学校、これは統廃合いたしまして現在閉校になっている施設でございますけれども、この跡地を利用いたしまして文化芸術活動の拠点施設を整備していく予定になっております。

(1)の④、文化芸術を支えるしくみの構築、この一番下の部分に、新たな活動拠点を核とした情報発信と連携・交流の促進とありますが、ここがそれに当たるものでございます。新たな拠点施設では、文化芸術活動を行う団体や個人に対して活動のためのアトリエや稽古場などといったものを提供していくこと、またそうした利用に対して時間単位だけではなくて月単位や年単位での貸し出しも検討していきたいと思っております。また、利用者や地域の方々が交流できる場として、スポーツ観戦などができる視聴覚室やギャラリーなども整備していく予定になっております。

続きまして5ページ、2-4生涯学習の推進と、6ページの2-5生涯スポーツの推進は、主に生涯学習関係の分野になります。

そして、まず5ページ、(2)の②身近な学習の場の充実というふうにありますけれども、ここに、一番下のところで、博物館の講座等の充実というのがございます。これは①の多様なニーズに応える学習機会の拡充と、こちらのカテゴリーになります。申しわけございませんが、修正をお願いしたいと思います。

それと、こちらの分野では、主に6ページになりますけれども、スポーツの関係で、今回のオリンピック・パラリンピックの東京開催を見据えまして、そのための関連施策を新規施策として多数打ち出しております。先ほど観光のところでも申し上げましたけれども、北区は競技会場そのものはありませんけれども関連施設を抱えているということから、オリンピック・パラリンピック開催にあわせてそちらの面から北区をPR、発信していくことも考えているところでございます。

そして、続きまして7ページでございます。2-6未来を担う人づくりというところで、ここは教育関連の分野になります。

まず、(1)の⑥特色ある教育活動の推進というところでございますけれども、最初の赤字のところ、下から三つ目になりますけれども、学びの系統性を踏まえた一貫教育の推進とございます。この北区独自の教育システムといたしまして、中学校区を単位といたしまして、学区域の重なる小学校・幼稚園が連携して就学前から中学校3年生までの学びの系統性を踏まえた一貫教育を推進してございます。この一貫教育のベースとなるものが「学校ファミリー構想」という呼び方をしております。今回、参考資料をお付けしてございますけれども、それぞれの中学校、北区では12校ございますけれども、12校ある中学校区の単位をサブファミリーという言い方をしております。この各サブファミリーごとに義務教育における一貫性の確保に努めると同時に、それぞれサブファミリーごとに特色ある教育活動を行うといった取り組みを行っているところでございます。

また、教育の根幹部分になります学力では、(1)の①確かな学力の保証といったところになりますけれども、ここでは言語力の向上といったところですか、また(1)の④グローバル時代に対応した国際人の育成、三つ目のところでございますけれども、新聞を活用した授業の展開と、また同じく④の一つ目、外国語活動の充実を掲げてございまして、国語や英語といったところに力を入れていくような方向性になっているところでございます。

また、下のほうになりますけど、⑦の就学前教育の充実といったところでは、就学前教育プログラムやカリキュラムの実践を通して、小学校と円滑な接続を目指した取り組みを行っているところでございます。また、子ども・子育て支援新制度の導入を踏まえまして、一番下になりますけれども、認定こども園の導入についても検討を行っている方向性になってございます。

続いて、8ページでございます。引き続き教育の関係の分野になりますけれども、こちらでは教育環境の整備や家庭・地域社会との連携などについての施策を定めてございます。

(2)の①のところ、授業力の向上ですとか、②の「学びと生活の場」としての学校施設設備の整備といったところでは、ICT教育についての方向性を示してございます。また、④の教育支援体制の整備のところでは、教育相談の充実ですとか、学校と教育委員会との連携強化、またシンクタンク機能の充実を図るために、④の一番下、(仮称)教育総合センターの設置などを定めているところでございます。

北区は現在、「子育てするなら北区が一番」、また「教育先進都市・北区」といったものを掲げてさまざま取り組みを行ってきていますけれども、この未来を担う人づくりの分野はその中心をなす部分として次の基本計画でも特に重きを置いていく分野だと考えてございますので、そうした点も踏まえてご議論いただければと存じます。

続きまして、9ページでございます。2-7グローバル時代のまちづくりでございます。ここは、主に国際化への対応に関する分野になります。

北区の人口推計によりますと、今後、日本人人口については減少していくわけでございますけれども、外国人人口については増加をしていく予測となっております。昨年10月1日時点での外国人の割合は、約4.3%となっているところでございます。また、北区は中国の北京市西城区と友好交流協定を締結して国際交流を進めているですとか、また平成24年の5月になりますけれども、滝野川に東京国際フランス学園という施設が移転してきてございます。これは、フランス政府直轄の公立学校になりますけれども、こうした機関との交流を進めているというところでございます。

続いて、10ページでございます。男女共同参画の分野になります。

北区では、平成18年に男女共同参画条例を制定いたしまして、男女共同参画の行動計画になります「アゼリアプラン」を策定して、このプランに基づきましてさまざまな施策を行ってございます。

(2)の①のところ、男女共同参画の推進でございますけれども、二つ目、審議会等への女性の積極的な登用にございますけれども、アゼリアプランでは北区の審

議会等の女性委員の割合を目標値40%として取り組みを進めているところでございます。

また、今回の基本計画の中では、(2)の②のところにあります、暴力防止の総合的な支援の推進でございますけれども、平成26年度に配偶者暴力防止対策基本計画を策定する予定でございます、それに基づきましてさまざまな施策を展開していく予定になってございます。

また、(3)でございますけれども、①仕事と家庭生活の両立支援にありますように、ワークライフバランスの実現に向けて取り組みを進めていくという方向性になっております。

最後、11ページでございます。主体的な消費生活の推進でございます。

近年、悪質業者によるさまざまな手口で不当請求や架空請求、また詐欺などといった事案が発生してございますけれども、(1)の消費者の自立支援といったところでは、そうした情報の提供ですとか、消費者教育の推進、また相談体制の充実、そして相談員の資質の向上などを定めているところでございます。そして、(2)消費生活の安定のところでは、学生、高齢者、障害者などがトラブルに巻き込まれることのないよう、③にありますように、関係機関や団体、また警察との連携強化を図っていくといったところを定めているところでございます。

資料についてのご説明は以上でございます。

○会長

2-8、男女共同、この体系表の見出しは「参画」が抜けているから、そこは「参画」を入れたほうがいいですね。私が気がついたのはそのぐらいだったんですけども。

今、体系図で概略のお話をさせていただきました。これからご意見を賜りたいと思いますが、中身を少し整理いたしまして、2-1と2が産業とかコミュニティということで若干近いものがございますので、まずこれを一くくり。それから、3、4、5、6が教育・文化・スポーツというあたりで、これが一くくり。最後に、7、8、9、その他いろいろ、というぐあいできなくてまいりたいと思います。

初めの二つについては、おおよそ20分ぐらいを目途にご意見を頂戴したいと思います。

では、1番目の地域産業で、ご質問、ご意見をお願いいたします。どうぞ。

○委員

確認なんです、1ページ、都の技術支援機関となっておりますね。これは、本文の3ページにある東京都立産業技術研修センターを指しているんですか。これは、移転されていませんか。

○区

北区からは移転してしまっているんですけども、こういった機関を使ってほしいというところです。

○委員

移転したのを承知の上で入れてあるんですね。わかりました。

○会長

では、ほかに。2-1につきまして、どうぞ。

○委員

かなり細かく網羅をされているんですが、中小事業者という弱者のセーフティネット、特に金融面に関しては、当然のことながら地域の金融機関と連携しながらサポートしていくというのは必要だと思います。しかし、基本的に商売に当たるものについて余り過保護になるのはいかがなものかだと思います。とはいえ、地域の中で、特に地域の課題をビジネスで解決するというコミュニティビジネスの部分については地域密着型になるので、それは行政が抱えている地域の課題を地域の人たちの手によるビジネスで解決するという意味ではとても価値があるので、ここに力を入れるというのは賛成です。いろいろな相談業務やりますとかと羅列をしていますが、基本的に超一流の人を相談員として確保できるかという現実的な問題を考えれば、そういうものは中小機構がコールセンターをつくるという話もありますので、直接いろんな諸問題の問い合わせができるような体制が良い。相談に行くのであれば北区ではなく、これは東京都として、実際にフェイストゥフェイスの相談に乗ってもらえれば良い。区として行くと中途半端になるんじゃないかと心配をしています。本当に力のある方をずっと雇用するとなれば相当な経費がかかるわけで、逆に言えば、中途半端ならばほとんど価値はないと思います。

それからもう一点、もう20年前から産業は変わっているのですが、ようやくこの一覧表の中の②で創造的都市型産業の誘発と書いてあります。こういったことがなかなか具現化していかない現状からすると、もう少しここを踏み込んでいかないといけない。つまり都市型産業という中には、カルチャービジネスもあれば、教育ビジネスも福祉ビジネスも環境ビジネスもある。つまり今までの経済産業省の管轄以外のところに比較的消費者向けの産業が成長しているということなのです。産業支援をする本当の理由は区民生活を豊かにするためです。特にその生活関連産業についてしっかり見きわめていかないとはいけません。技術支援をするとかは、今までの延長線上であって大きな成果を上げられず、区民生活を豊かにするところにはなかなかつながらないと感じているので、ぜひそういったところをお願いしたいと思います。

最後に、観光協会の設立については大いに賛成なんですけれども、ぜひ民間の創意工夫を導入できるようにすることを、どこかに書き込んでいただきたい。公設民営まで踏み込んで書くかどうかは別問題としても、民間の知恵がかなり大切になるかと思っています。いずれにしても、この地域産業というのは、教育の関係も文化の関係も全てさまざまに関連をしているので、1個1個分断をして物事を考えるのではなくて、連携をしながら見ていく。例えば、学校の跡地利用で稽古の場所をつ

くったり、スポーツ観戦ができる施設をつくるというお話があるけれども、実はそれ自体も本当はビジネスの分野であって、行政がお金をかけてやるというのが本当に意味があるのか、むしろ民間に、創意工夫や知恵を出すような仕掛けのほうが、僕は今の時代には合っていると思っています。

以上でございます。

○会長

一つ一つとてもよくわかるご意見だったんですけども、今のことについて、何か北区からございますか。特にはないですか。

じゃあ、どうぞ。

○委員

今、北区の観光の話が出たんですけども。資料のところには北区の観光施策についてA4別紙で出されていて、その中で一番最後から二つ目の観光基本計画の策定、平成26年度となっていて、私は観光ボランティアで当事者の一人なんですけれども、お願いというふうにしたほうがいいと思うんです。観光基本計画っていうよりも、今回、2-1、2、分野別に分かれているんですけど、2分野の多くの分野で観光が出てくるわけですよね。具体的には、例えばpの3ページ、地域活性化のA4縦型の資料ですね。それから、pの9ページ、これも個性豊かな地域の文化創造の現状と課題のところ、八代将軍吉宗何たらと。その次にpの11ページの上段で、観光資源の利活用ですね。それから、次に、これがきょうの私の最大の要望なんですけど、pの29ページの(4)の1、地域社会との交流促進という形で、要は小学校・中学校の未来を担う人たちに、これはもともとは未来を担う人づくりなんですけれども、その人たちに地域の誇りを持ってもらうために、ぜひ地域の観光資源、文化・歴史を学んでいただきたいと。その中で、私、行政も、それから我々の委員会もお手伝いをしたいと。

具体的なことを申しますと、例えば、この前、紅葉小学校で紅葉小学校の周りの歴史・文化について、我々と先生で、授業の一環として地域文化を小学校3年生から4年生に教えました。それ以外にも、今、中央図書館で「歴史の初めの一步」という本を小学生向けに出されているんですけど、残念ながら授業でほとんど使われていません。使われない理由の一つは、それを教えることができないということなので、ぜひ一般的な観光資源じゃなくて、地域に住んでいる小・中学生の人たちに地域の誇りを持っていただきたいと、そういうものを観光の施策の中にぜひ入れていただきたいというのが要望でございます。

以上でございます。

○会長

委員のご発言もそうでしたし、今1と2を切り離してはいますけれども、ほかの分野とも当然かかわりがありますから、今のようなご意見で結構でございます。主として1と2ということで、ほかにいかがでしょうか。

今ちょっとお聞きしながら、私わかってなかったんですが、学校の中で地域学習についての中身が全くないということはないんでしょうね。どなたかお答えください。

○教育委員会事務局次長

ありがとうございます。

基本的には、北区に関してそれぞれの学年の中で、その時々、適した教材を副読本等で補いながら、特に北区の歴史を、また低学年の場合は、本当に地域といったものを教えるようにということで取り組みはさせていただいております。各学校の中で問題意識はもちろんあるんですけども、そこが十分なところと、まだちょっと足りないところがあるとは認識しております。先ほどご紹介いただいた本も全部副読本として位置づけはしておるわけなんですけど、今後、その活用が図れるように、担当する教師の力をもうちょっとアップさせていかなければいけない、そういう認識ではあります。各学年全てにおいて、そういった教育はしているところではございます。

○会長

より充実をというご要望と受けとめたいと思います。

あと、委員からのご発言で、相談事業のことがありましたけれども、整理すべきものはもうちょっと整理したほうがいいのかという感想は、実は私も持ってまして、この辺はぜひ事務局の中で、実際こんなにやることあるんだというのはよくわかるんですけども、というところですね。

ほかにはいかがでしょう。もしよろしければ、2番目のコミュニティのところはいかがでしょう。特にはないですか。

では、1、2はとりあえず切り上げてまして、3、4、5、6について、教育・文化・スポーツ、そのあたりですけども、もちろんほかの領域と関連させながらのご意見で結構でございますが、いかがでしょうか。

それから、きょうは委員からご意見をいただいているんですけど、ペーパーそのものを全部というのは時間があれですけども、何か関連するところではございましたら、ご意見をお願いできますか。

○委員

第2分野に関する意見の中で一番重要に考えていただきたいのは、1の(4)勤労者への相談体制支援の強化です。派遣社員や契約社員の権利の向上というか、そういったことにもっと力を入れていただきたいなと思います。

あと、スクールカウンセラーについて。我が家に中学生がいるんですけども、受験生なので、自殺をほのめかす言動も出るぐらい、かなり悩んでいた時期に、スクールカウンセラーの活用をさりげなく促していたんですけども、絶対嫌だという本人の否定的な態度を目の当たりにして、活用できているのかと疑問に思ったので、見直していただけたらいいんじゃないかと思いました。

以上です。

○会長

今のスクールカウンセラーのお話は、文面をまだ丁寧に拝読してなかったんですが、本当に必要かというのは、必要だけれども本当に必要な体制になっているかという趣旨ですか。無用だということではないですね。

○委員

そうですね、現状でいいかどうか見直すことが必要ではないかと。

時代が変わってきて、メールとかLINEとか、方法がふえたので、そういった相談体制がいいんじゃないかなと実感しましたので、意見とさせていただきます。

○会長

ありがとうございます。

文書でいただいたものの中で、特にというところをかいつまんでお話しいただきました。文書そのものは事務局でもきちんとお読みくださっているようでございます。それから、前回のものについても、お二方からプリントが配付されておりますが、意見が書面等に出されております。どうか、これからもこういう形でご意見をいただけますと、事務局としても大変助かるということでございます。

では戻りまして、今、委員からのご意見もございましたが、教育、それから文化、スポーツ等につきましていかげでしょうか。

どうぞ。

○委員

教育についてお伺いしたいと思います。この見え消しの赤青でいうと、8ページの2-6、未来を担う人づくりの上から二つ目、赤字のところですね。授業力の向上の中に、ICT教育の活用による質の高い授業の実施と、こういうところがございます。事前配付資料の中では、28ページの下から七、八行目ですね。ICT教育は、北区が教育について非常に先進的な取り組みをして重要な施策としていることですので、もう少し具体的に、どうお考えになっているかとか、今どういう方針を立てているのかということを、ご説明いただきたいんですが。

○教育委員会事務局次長

大きく二つございます。今現在、実はICTについては検討会を進めておりまして、具体的なお話をさせていただいております。

そこで今掲げているのは、いわゆる伝え合う力、これ全体を通じてコミュニケーション能力といいますか、お互いの気持ちを正しく伝え合う力を育みたいというのが一つ、大きな目標となっております。あくまでICTはツールと考えておりまして、その活用の仕方をどういうふうにするのかということが一つです。もう一つが情報教育、情報に対してどのような姿勢で向かうべきかという、その2点でござ

います。

今現在、どちらかというと、機器が先行して、教育の現場では活用がなかなかされていないといった点がありますので、具体例をいろいろ示しながら、その中でまさに質の向上、要するに限られた授業時間をいかに充実させるかといった方向で、教師に使っていただきたい。子供たちに対しては、伝え合う力ということで、ツールとしての使い方、また自分の表現力、そういったものを磨いていただきたいと、そういった方向でやらせていただいております。

○会長

いいですか。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

大事な政策って幾つかあって、私は前回、少子化では待機児童ゼロを目指しますというところで具体的に伺いました。教育に関しては、実はいろいろなところでもっと具体的に議論が進んでいるわけですね。国は実はそんなばかりでもなくて、例えば、2010年代、遅くとも2019年までに、全ての児童・生徒に1人1台の情報端末を配付するというのを、閣議決定しているんですね。ですから、抽象的に、伝え合う力を育む、みたいな話ではなくて、それから、きょうのお話だとどうも電子黒板をどう使うのかみたいな話ですけど、国がもう2010年代に1人子供たちに1台配るといような方向を出しているわけですから、そういう方向性の中で北区がICT教育の推進をどう具体化させていくのかということが、区民に対してもっとわかりやすく見せるべきだと思うんですね。

それからもう一つ言えば、僕は一番最初るとき、これだけ見たら北区がどうなのかわかりませんから、ほかの同じような規模の区と比べてどうなのかが大事なんだと申し上げました。これに関しては、もうニュースで流れているように、荒川区は2014年4月に全小・中学生に情報端末を配布するわけです。抽象的に伝え合う心云々とか力を云々じゃなくて、近くの荒川区がもう配付してやっています。それから、私が実際に提言して実現しました佐賀県の武雄市も、この4月から、全ての小学生にタブレット端末を配付ということが進んでいるわけですから。私は抽象的な言葉ではなくて、説明責任として、荒川区でやったことを何で北区はできないんだ、やらないんだ、何でやれなかったんだと。理屈は理屈でいいんですよ。そんなのを配ったってしょうがないじゃないかと思ったとか。でも、少なくとも国が大きな方針を決めて、幾つかの自治体で先行して出てきたことに対して、むしろやらなかった、ネガティブなことについての説明責任を、僕は区民に対してすべきだと思うんですね。そのあたりはどうお考えでしょうか。

○教育委員会事務局次長

今お話しいただいたこと、詳しくではないですが、私どももちろん情報として持っております。また、先ほどの検討会の中では、タブレット端末等の配付につい

でも、もちろん理想としてそういったものが一番いいんだということも議論はしているところがございます。ですので、正直言って、経費のかかわる問題でございますので、その部分をどう捻出していくかといったことも加味しながら、時期を見ながらというところがありますので、できないとかそういうことではなくて、もちろん方向性としてそういったものを打ち出すことは可能かと思いますが、現実問題としてそれを用意できるかどうかというのはまた別の問題になりますので、その辺も含めて、決して曖昧にせずに、何らかの形で表現できればというふうに思います。

○会長

今のお話のICTについては、一つは教員が十分にこれを使いこなし、子供たちに指導できるだけの力を持たないと、壮大な無駄遣いになる可能性もあるということですね。僕は端末を全児童に持たせるという動きに反対しているんじゃないんですけども。東京都が都立の全ての高等学校、全ての教室にICT関連の機器を配置したんですが、私、数年間、東京都立高校の学校経営診断でずっと都立高校を回ったんですが、大半の高等学校が教室に置いてないんですよ。本来、教室に置いておいていつでも使えるようにという発想だったはずが、ないんですね。さり気なく聞いてみると、大体会議室に集まっていて、会議室の中にずっと並んでいるんです。ほとんど使っていない。たまに使っている先生がいるんですけど、使い勝手がとても悪いとか。ですから、今のようなお話を進める場合には、どういうものがよいのかとか、それから先生たちが十分にこれを使いこなすだけの力があるのかとかいったようなことを存分に調査した上で進められたら、効果が出てくるだろうということ、私としては申し上げたかったかなと思います。

それから、先ほどの委員の、お子さんのLINEとか新しい問題について、情報教育という言葉が先ほど出ましたけれども、教師の授業力ではなく、情報教育ですよ。そう考えていいですか。

そういう中で、子供たちの情報社会の中でのスタンスも、これからはやっていかなきゃいけない、そういう中身なんだろうとは思っています。

ありがとうございます。

どうぞ。

○委員

私は某市のICT教育推進協議会の会長をやりまして、今、会長がおっしゃったようなことについては、もう2年ぐらい前から議論を全てやって、某市の場合では、小学校の教室に電子黒板1人1個なくて、フロアに置いて奪い合いでした。ですから、ここは北区の区民の方に、そういうのが進んでいるところが幾らでもあると。入れるか入れないかの議論ではなくて、国がもう入れると決めているわけで、教育で先端に行くんだというのであれば、はっきり申し上げて、先端からすると3年はおくれていますね。全部の平均からするとそんなことないですよ、一生懸命頑張っておられるのはわかります。だけど、調べましたら、北区のICTの推進協議会みたいなものを大分前にやっておられたのはありましたけど、どうもその後の展開が。

今は何か会があると聞きましたけど、出ていなくて。一番先を目指すには、3年はおくれている、これははっきり申し上げたいです。ぜひそこはキャッチアップして、入れるか入れないかの議論よりは、むしろ国自体がもう入れると決めていて、どうやってそれを入れるのかという議論になってきているということも事実としてお伝えして、せつかくここで言葉として入っていますから、これをしっかり具体化していくことが、「教育先進都市・北区」のためにはそのぐらい具体的なのをぜひ出していただいて、という希望を含めて。

○委員

先ほど来、先生方のほうから、教育の特に情報教育に関してのご指摘がありまして、私もこの点についてはきょうこの場でご意見させていただきたいと思っていたところでした。

我が息子は中学校3年生で、区外の学校に通っているものですから、スマホを持たせております。したがって、先ほど委員がおっしゃったように、LINEや電子掲示板など、大人が知らないほどの知識を持っており、とてもではないけれども子供の知識に大人が追いついていないという現状ですので、国がタブレット端末を1人1台、小学生・中学生に全て配付するといっても、もう彼らは使い方も知っているし、どういう機種が自分に合うかも知っている。最近ではスマホ子育てと言われているように、3歳児・4歳児のお子さんが泣きやまないの、お母さんがスマホを持たせて育児をしているという場面も、実際にテレビでもありましたし電車の中でも見るようになりました。

そういったこともありますので、教育と家庭で今一番必要なのは、大人がリテラシーを、まず率先してこういった世界に踏み込んでみて、子供たちに対してきちんと大人が指導できるような体制をつくっていくということが必要なんじゃないかなということで。この施策体系図の8ページの(2)の教育総合センターの設置というのがございますけれども、ここでシンクタンク機能をおつくりになるということですので、これから情報のあり方というのはどんどん世の中進んでいくと思われまますので、こういった情報リテラシーのあり方についてもしっかりと検討してサポートしていけるような情報発信をしていただけるとありがたいかなと思いましたが、まず1点目です。

2点目といたしましては、スクールカウンセラーのお話が委員から出ましたけれども、保護者にとっても子供にとっても敷居が高いといいますか、どこまでご相談できるのかすごく気になるころではあるんですね。実際、子供も悩みがあっても担任の先生に言われちゃうんじゃないとか、職場では私たちが産業医とか産業保健師の先生とかいらっしゃるんですけど、これを相談したら人事に話が筒抜けになっちゃうのかなということで相談できない若いスタッフもいるとか。スクールカウンセラーのどういう機能が子供や家庭に対して効果があるのか、資質向上だけじゃない周知といったことも、これから活動の中に積極的に取り入れられていくということが必要なのではないかと感じております。

以上2点です。

○会長

ありがとうございます。どうぞ、今のような形でいろんな側面からご意見ください。

はい、どうぞ。

○委員

学校教育の中では、確かな学力、それから豊かな心、そして健康な体力に支えられた生きる力を育むことが非常に重要であると述べられていて、それは確かにそうなんです。その根底として、子供たち一人一人がみずから自分の命を守ることができる、そういう子供を育てることが、東京にあってもいつ大きな地震が起きてもおかしくないというような状況、また北区の中には地震等が発生するとかなり危険な地域というのもあるわけですから、そういう子供を育てることをどこかにきっちり、あるいは全体の方針の一つとして位置づけていただけたらなと思います。

これは、教員の方の意識もそうですし、また地域とか家庭の方と連携して推進すべきことで、学校によっては総合防災教育の一環として大きな地域と一緒に防災訓練等を通し、また生活のさまざまな場面でみずからとっさの判断で命を守れる子供を育てようという、そういう取り組みを始めつつある学校もありますので。これは、子供たちが小・中学校のころにそういう意識を身につけますと、大きくなって学校を卒業してからも一人一人が防災意識が高く、また自分の判断で自分の身を守れる住民がふえるわけですので、ぜひそういう部分もどこかに明記していただけたらなと思います。

以上です。

○会長

学校でやられているのは、区としてリードしているのではなくて、学校が主体でやっているんですか。

○委員

そうですね。それぞれの学校によりますけれども、私の近くの学校では、さっきお話に出ましたサブファミリーで、全員一緒に訓練というのは大変なだけで、中学一つと三つの小学校が今は先生方が話し合っている状態で、共同で防災の講演会等も持って、そして実践的に都内のある区の小学校でこういう学習を進めたらこういう子供たちが育ちましたというような事例も学んでおられますので。多分、それぞれの地域で学校ごとに、地域の消防団ですとか、町自治会の方と相談しながら訓練を実施されているんだと思います。

○教育委員会事務局次長

ありがとうございます。

いわゆる安全教育といったような形の中で、交通安全ですとかそういった身の守

り方ですとか、その一環の中で防災教育はもちろんやっているわけなんです。今お話があったように、各学校で取り組み方がちょっと違っております。今現在進めようとしているのは、先ほどお話のありました学校ファミリーという中学校と小学校が一体となって進めていこうということで、できれば幼稚園等も含めまして、その地域の中で地域の町会・自治会の方々とも連携を図りながらということで。ただ、まだスタートしたばかりなので、ぜひこれを全区的に広げていきたいと考えているところでございます。ですので、若干、特に防災の具体的な訓練については、学校間によってそれぞれ取り組み方が違ってはいるのは確かでございます。

○会長

委員、さっき手が挙がってましたかね。

はい、どうぞ。

○委員

すみません、2点なんですけれども。

施策体系図の2-6の(1)の消えてしまったほうの⑤の青字なんですけれども。ここの人権教育の推進というところの2項目目に、「思いやりの心や連帯感の育成」というのが書いてあって、でも青字だからこれはなくなっちゃったんだなと思って読んでいたんですね。だけど、これにかわるものがないわけでもないのによく見ていくと、(1)の2番のところに「豊かな心を育む」ということで、27ページを見るとかなりはっきり具体的なことを書いていただいている、子供がこれから大きくなっていくに当たってどういった気持ちで成長していくかというの、こういう方針で教育をしていきますというのを書いていただいているんですが、親の目線でいくと、「基本的生活習慣の確立や」とか、ちょっと難しいんですね。人権教育の推進って、じゃあ何してくれるんだろうというふうにやっていると、結局は「思いやりの心や連帯感の育成」と、そういったわかりやすい言葉にしてもらえないと、子供に何を実際に教えてもらっているのか、勉強だけであればいいわけではないので。こういうところは、誰が読んでも、ああ、こういう気持ちの子供を育ててくれているんだという、具体的な言葉で私は書いてもらいたいと感じたので、それが1点です。

もう少し先に進んで、2-6の(4)の①地域社会との交流促進で、コミュニティスクールや学校評議員・学校評価等の充実・推進という項目があるんですが、実際に自分が学校評議員として学校にいるわけなんですけれども、この前も学校評価アンケートがあったんですね。学校評議員というものに、実は私、なっているんですけれども、定義を知らなかったの、学校評議員というのは、この学校が1年やってきたことに対して、こうだったねと、反省を含めての話をするものだと、私は聞いてきていたんです。実際読んでいくと、実はどうもそうではないらしくて、ある程度、学校経営をしていただく先生方のやり方を見ていないんですけど、意見を言いたいということでは決してなくて、でも、うーんと思うことがあれば、そこに対して発言ができる立場なんだというのを、今、確認をしたところなんです

ね。

うちは子ども3人いて、下2人が中・小と通っているわけなんですけど、学校評価のアンケートというのを、同じ時期にそれぞれもらってくるんですけども、学校評価のアンケートの内容って、後で教えていただけたらと思うんですけど、学校ごとに違うものなんですか。内容はかなり違ったんですね。

だとすると、学校に都合のいいアンケートもつくれてしまうわけなんです。私たちが親目線で見えていたところ、この答え方だと、学校の都合のいいように、こういう効果が出たんだよというところばかりが見えてしまうようなアンケートのつくり方というの、はっきり言って見えたので、学校評価のアンケートに関しては、平等ではっきり意図のわかるものをつくっていただけたらなというのが、評議員としても親としても、今回、感じたところなので、校長先生の学校経営ということもありますから、ぜひその辺の意識というのを、皆さんと一緒にいただけたら、親も戸惑わずに済むなと思いました。以上です。

○会長

学校評価のことで、何かございましたら、ご説明があるとうれしいんですけど。

○教育委員会事務局次長

今、できるだけ地域の方々のご意見を学校経営に生かすということで、学校評議員それからまたコミュニティスクールといった形を進めております。評議員の場合は、権限がコミュニティスクールとはちょっと違いまして、比較的意見を言うような立場にあって、それを参酌してというような形になりますけれども、基本的に、学校経営の中心である校長の権限の中でそれをやっていきますので、若干そういった違いが出てくるのかなというふうに思います。

私は全校の詳細まで承知していなかったもので、大変申しわけなかったんですけど、ご意見として承りまして、戻ってからよく調べてみたいと思います。

○会長

北区の場合は施行規則の学校評議員の考え方を、そのままほぼ適用していると考えてよろしいんですかね。

そうすると、評価ではなくて、校長の学校経営を補佐するような、そういう機関と位置づけられているということですね。

学校評価というのは北区としてはやっているんですか。

○教育委員会事務局次長

それぞれ、教育委員会全体としての評価としてやっております。

○会長

そこでは、恐らく共通した項目ってあるんですよね。当然、どうなんですかね。

○教育委員会事務局次長

各学校の、何か項目別にしたものという、そういう意味ですかね。

すみません。一応、1年間の各学校の状況について報告をしていただいて、そしてそこには、一定程度共通した保護者アンケート、それから教員のアンケート、それから生徒直接のアンケート。こういったものの結果を見て、そして一個一個の問題点を把握しているというのが現状でございます。

ちょうど今の時期に、今年度の各学校の校長からこちらが資料を受けて、一人一人に会ってヒアリングを受け、そしてその中でやりとりをして、課題について話し合っているというのが現状でございます。評価自体は、その中で、個々のものについてはやっているというところでございます。

○会長

今、委員さんがおっしゃったような仕組みは、品川区にあるんですよね。あそこが、文科省が考えた学校評価のシステムを、ほぼそのままやっているというのか。あそこの場合には全ての学校で共通する項目で評価をしていくということがあって、自治体によって、本当にさまざまです。ですから、北区はまだ、いろんな意味で、これから検討すべき課題がそれなりにあるかもしれませんね。

どうぞ、ほかにございましたら。

○委員

学校のことが出たので、8ページの学校・家庭・地域社会の連携の推進と書いてあります。これはずっと言っているんですが、学校と家庭は、先生方も連携をしていると思う。では学校と地域はといいますと、校長と副校長だけなんですよね。ですから、これ田草川次長がいらっしゃいますが、一般の教員が、果たしてどのような考え方をもち地域と接しているかというのが、甚だ疑問なんです。これは私が言うと、東十条と受け取られると大変、不本意なのですが、あくまで一般論として、ほかの同じようなことをやっている仲間からもお話を聞きますと、放課後こども教室とか、子どもプランとか、学習ボランティア等、いろいろ学校にかかわる項目がありますが、なかなか一般の教員の方に、そこらへん本当にご理解されているかなというのが、大変、疑問に正直思っています。

校長、副校長は、10年前から見たら格段の差で地域と密着をして、例えば地域の行事にも、本当に土日にもかかわらずお出になっていただいているというのは、大変評価します。時代が変わりました。ですが、一般の教員の方はというと、教育委員会でも話題にしたり議題にしていることがあるのかなと、お尋ねしたいと思います。

○教育委員会事務局次長

常に学校と地域家庭、ここでの連携というか、子どもに対する教育につきましては、一体化をすべきであるという、一つの考え方がございます。ただ、おっしゃるように、比較的、窓口となっている校長、副校長につきましては、地域の行事にも

大分出ますし、話す機会も大変多いということで、理解は進んでいます。接点がなかなか行き渡らない個々の教員になりますと、なかなか難しいところが確かにあるのが現状でございます。今現在、各学校の校長、副校長を通じての話になりますので、若干時間はかかっておりますけれども、これから学校ファミリーを通じての活動を進めていく中で、その点をできるだけ埋めていきたいというところで、方向性として考えているところです。

○委員

地域のことをやっている一員としては、ぜひそこをお願いしたいと思います。決して、我々のやっていることを評価しろということではありません。一般の先生方にも、ぜひご理解を深めていただいて、一緒にやろうというお気持ちを少しでもお持ちになっていただきたいと思っております。

○会長

ほかにいかがでしょうか。文化・スポーツ等もでございます。

○委員

2点ほど意見を申し上げたいんですが、まず一つは、前回か前々回か、ソーシャル・キャピタルという言葉が出てきて、そのソーシャル・キャピタルという言葉自体がわかりにくいというようなご意見もありましたけれども、北区の施策としてそれを打ち出す意義は、私は結構あるかなと思います。北区らしいかなとも思うんです。それと学校教育の中身がどういうふうに関連しているのか。今の大学生を見ていて、大学生だからかもしれないけれども、地域とのつながりというのは、実は余りない。このごろ大雪が降って、雪かきとか道路に面している皆さんが一斉に出てやりますよね。ああいうところにアパートの皆さんが、学生が出てくるかという、まず持っているものがないので、雪かきしようがないというものもあるかもしれませんけれど、その辺りのソーシャル・キャピタルをつくっていかないと、世代間交代のときに大丈夫なのかなというような危機感を感じているので、いろいろところでソーシャル・キャピタルという言葉が出てくるとすると、学校教育的にはどうするのかというの、一つの論点としてはあるかなと思います。

それからもう1点は、幼児教育の部分ですが、これは具体的に今回の施策に盛り込んでほしいという意味ではありませんけれども、やっぱり幼児教育の部分が北区に限らず弱いと私は理解していて、これは世界的に見ると幼児教育にお金をかけるというのは、今、世界的に、そのほうが費用対効果が高い。大きくなってしまってから力を補足するよりは、幼児期にお金をかけるというのが、世界的な傾向なんです。

その意味では、日本の場合は幼児教育について、放置されているとはもちろん言いませんけれども、多様な保育ニーズ、前回も多様な保育ニーズの提供という言葉はでてきましたが、多様で質の高い保育を、ぜひ目指していただきたいということです。

先ほど、長い目でと申し上げたのは、0歳から6歳までの子どもたちを、北区としてはどうするのか。0歳から6歳までの子どもたちをトータルに見るような、そういう総合的な施策ができないかなというのが、諸外国を見ていると思うところが結構あります。そういう意味では、今回でいいますと、幼児教育の充実というものが7ページの下に出てきますけれども、確かに北区の場合は保幼小の接続のプログラムとかもおつくりになっていて、それで私立幼稚園の連合とかも力があると聞いていますし、そういう力はあるとは思いますが、そうした0歳から6歳までのトータルに、区としてどう考えるのかということは、結構、重要なところだと思いますので、長い目で検討をしていただければと思います。

○会長

何か、北区のほうであれば。

○区

前回の子ども家庭への支援への分野のところでも、就学前の子どもが質の高い教育・保育が受けられるよという文言も入っておりまして、その方向性でもって、北区としては施策を進めていきたいというところです。これは教育委員会がとか区長部局がとかという区切りの話ではもちろんございませんで、全体として、北区の子どもが就学前の教育・保育、質の高いものを受けられるようなことを目指していくというようなこととございます。

それから、財源に関してのお話は、これは国の子ども子育て会議でも盛んに議論になってございますけれども、今まで社会保障三経費と言われていたものに加えて、子ども・子育てに関して、消費税の増税分から7,000億を入れていこうと。その中には社会保障の経費として、それを位置づけていこうということとございますので、国としても、また地方自治体としても、その方向性は同じと捉えております。

ここに先生も入っていただいておりますけれども、北区の子ども子育て会議でも、そういった方向で議論を進めていただいているところでございます。

○会長

委員は、北区の教育にいろいろかかわっていらっしゃって、さっきのソーシャル・キャピタルという言葉は僕は使いたくないんだけど、きずなのある社会づくりに子どもたちがどうかかわるか。そのことについて、学校教育は何かやってないんですか。

○委員

そこらへんがどうなっているのか、私としてはお伺いしたいんです。

○会長

そこをどうでしょう。

○区

この間のソーシャル・キャピタル、委員長は余り使いたくないとお話がありましたけれども、地域とか社会における人々の信頼関係とか結びつき、それが豊かな社会ほど、治安ですとか教育ですとか、そういうことに豊かであるという形の概念と考えています。そういう意味では、はっきりまだ、この基本計画の中でも、そこそこを結びつけて、自覚しながらやっているわけではありませんが、地域に開かれた学校とか、あるいは先ほどお話が出ました、学校と家庭と地域社会の協働みたいな形の中で、お互いにその顔の見える信頼関係を、学校も地域も築きながら、教育もしっかりですし、地域社会の参加もしっかりですというようなことになっていくのかなと、おぼろげながら思っていたところです。

○区

基本的な考え方として、目標としては地域社会の一員としての自覚を持つこと、また、北区に愛着を持つということというのが、我々が非常に大きく教育目標として掲げているところです。

例ですが、浮間小学校では、今回、周年行事があったわけなんですけど、その中で、まちの中に子どもたちが出て行って、お年寄りとお話をしながら浮間の歴史を調べていったという、かなり時間をかけてのものでしたけれども、こういった学習などをやっております。

いろいろありますので、国家がどこまでというところはありますけれども、とにかく地域を知って、地域の人を知るのが一番重要であると考えておまして、その実践、数が多いかどうか何とも言えませんが、幾つかのところでは確実にやっているところで、今後もこれを広めていきたいと思っております。

○委員

地域と児童・生徒のかかわりの例ですけれども、私の住んでいる近くに、赤羽岩淵中学校という中学校があって、赤羽中学と岩淵中学という二つの学校が一緒になっているんです。岩淵中学校時代に、その学校はちょうどLaLaガーデンという商店街の中に位置してまして、毎朝子どもたちが商店街の清掃を、もう何十年も伝統行事として続けています。ですから掃除をしている子どもたちと、アーケードを歩いて駅に向かう通勤の方とか、また商店街の方とは、もう日ごろから顔見知りになっているんです。

現在、赤羽岩淵中学校は新しく校舎を建て直しをするということで、今までとは違う場所に移っているんですが、今年の4月に新しい校舎がオープンしたときに、今までの昔の岩淵中学校の行事が戻ってくるかな、来たらしいなと住民の一人として思っているところです。

また、北区には、児童館を中心としたネットワーク事業がありまして、北区の中を七つの地域に分けて、児童館とそこの利用者、民生・児童委員、主任児童委員、また区域の中学校、小学校の子どもたちが一緒になって事業を行っています。地域によって本当にさまざまなんですけど、学校によっては、イベントを開くときに企画

段階から中学生が参加をして、当日の司会進行、運営等も中学生が地域の人と一緒にやって行って、乳幼児を持っているお母さんたちを励ますというような、こういう行事をしているところもありますので、地域と子どもたちのかかわりが、いろいろなところで少しずつ芽生えているんじゃないかなと感じています。

○会長

それは、新しい校舎は昔の岩淵中学校のところにできるんですか。それで今は一時的に赤羽中学校にいるわけですね。

私、赤羽中学校の卒業なもんですから。あの辺のことはよくわかるんですけど。

今のお話のような、継続する行事はいいですよ。学校で何かやると、イベント的にやって後が続かないというのはよくあるけども、学校教育の中では続けることが大事なんですよ。

もう一つ、藤井さんの発言を聞きながら、学校教育で子どもたちを地域の中にとりこむプログラムとして、本当は社会教育の中にも必要で、その辺のことって、北区は何かありますか。若者を巻き込む社会教育というのかな。

もしかしたら、あんまりないかもしれませんね。社会教育という言葉自体が、行政用語としては死んじゃったんでしょう。生涯学習ですもんね。それもまた、いずれ考えてみてくださるといいかなと思います。

どなたか、お手をお挙げになっていらっしゃいましたか。どうぞ。

○委員

ちょっと質が違う議論になっちゃうんですけど、こういう施策に関しては、予算がいります。タブレット端末を配るのも予算がいりますし、何かをやるにしても施設が必要ですね。

例えば、ここの分野で見え消しのほうでいきますと、3ページの2-2ですね。コミュニティ活動の活性化というところの、下から三つめぐらいに、施設の配置、機能の見直し、赤字でありますね。それからその下に、機能に合わせた施設機能の効率化という言葉があります。

それから、5ページの下から7、8行目ぐらい、これは黒字で、公共施設の有効活用というのがございますね。

それから、上から10行目ぐらい、②東京オリンピック、パラリンピックというところの二つ目、施設のバリアフリー化とありますね。

前回のところは小規模な入居施設を誘導みたいなこともありましたし、施設をどうするかというのは、非常に深刻な問題だと思うんです。もっと最初にやったときにも、公民連携とか、いろいろな言葉が出てきましたよね。そういうことと、この施設の問題、ハード、インフラの問題をどう区を連携をさせていくのかというところが、僕は縦割りで分断されちゃっているような気がするんですね。

それからもう一つ、ここも非常に大事な問題で、北区はそういう、公共的な施設って幾つぐらいあるんでしょうか。多分、すごくたくさんあるんでしょう。児童館もあれば、コミュニティもあるでしょう。老朽化で建てかえなきゃいけないものも

絶対あるはずで、それは逆に言うといい機会、老朽化して建てかえるときに、同じものをもう1回つくるのか、いや、そうじゃなくて、コミュニティ施設にかえていこうとか、あるいは高齢者の施設にしようとか。いろんなものがあるはずで、なおかつ、それを従来どおりに公共事業でやるのか、上手に公民連携でやるのかというところの議論は、絶対必要だと思います。バリアフリー化だってお金がかかるわけですからね。特に障害者差別解消法ができましたから、いろんなところでやらなきゃいけない。

ですから、今の施設の老朽化の状況、いつ建て直さなきゃいけないかということ、区民に示さなきゃいけないし、建て直すとしたら同じものをつくるのか違うものにするのか、ここここはくっつけますよとか。どこか売って何十億もうけましたよね。そこで金を引っ張り出すとか、いろんなことがあるはずで。

例えば、きょうのところだけでも、配置見直しをしますとか、抽象的な言葉ばかりなので、5か年プランを区民に見せるときには、公共施設一覧をばんと出して、これはいつまでに建て直して、同じものをつくっていいのかどうかみたいなことが、もうちょっと具体的にならなきゃいけないと思うんですね。

多分、そういう作業はなさっていると思うので、そのあたりを区民の方に見せるべきですね。この施設を建てかえるんだから違うものにするとか、ここはもういらなから売って、そのお金でタブレット端末を買うとか。予算の制約の中で、ここにも施設の配置の見直して書いてあるわけですから、施設もかえなきゃいけないです。その辺が具体的に今どのぐらい検討できているのか、お話しいただけますか。

○区

確か、1回目の検討会のときに、区の現状と課題をいろいろとご説明した中で、少し触れさせていただいたかと思いますが、公共施設の老朽化について、北区としても、十分問題視をしています。ですので、公共施設については再配置を進めていこうということで、昨年7月、公共施設再配置方針を作成させていただきました。委員が今おっしゃったように、大分老朽化が進んでいますので、今後、それを仮に今と同じものとして建てかえた場合、どのぐらいの経費がかかるのだろうと。一方、それに対して、区の財政的な視点で見た場合、どれぐらいの経費を充てられるんだろうかということを試算した結果、とてもではないですけども、区の財政では賄えない状況になっているということでした。

公共施設を整備した当時というのは、北区の場合、昭和40年前後、人口増加に合わせて整備してきたのがピークだったわけですけども、当然、今とそこそこの人口も違いますし、人口構成も違うということで、何の考えも持たずそのまま建てかえるのが果たしていいのかどうか、もう一度、検討をしようということで、再配置方針を作成しました。

取り組みとしては、一つは用途転換です。今ある施設をそのまま建てかえるのが本当にいいのか、新しい需要は発生していないのか、なおかつ施設そのものが、これまでは一つの施設に対して一つのサービスを提供するというのが一般的でしたけれども、施設と機能を、機能というのはサービスのことでですけども、分離して考

えて、一つの施設に複数の機能を持たせることも可能じゃないかということで、これまで使った施設を、新しい需要に対応する施設に改築したりですとか、もしくは今までの施設を、利用時間帯によって利用者の稼働率に差がありますので、そういったところで複数の機能を提供する、そういったところに用途転換をしていこうというのが一つです。

もう一つは、老朽化している施設、学校が北区は多いです。ですので、これから学校を順次、改築していくわけになっているんですけども、学校の改築に合わせて、周辺の公共施設を集約化・複合化できないかということも、今、考えています。地域のコミュニティ機能ですとか、また、これまで児童館でやってきましたものを、今、北区の場合、放課後子どもプランに移行しているわけですけども、そういった機能を学校の改築に合わせて集約化していくことで、総量施設延床面積そのものを抑制していくことができないかということも、今、考えています。

それともう一つは、統廃合・廃止。これは施設の利用目的が、当初、整備したころとは社会情勢が異なっていて、役割を終えたと考えられる施設については、統廃合・廃止を検討していこうということです。

大きくその3点を、公共施設再配置方針の中で定めて、これと基本計画等で定めている施策については、きちんと連動させて考えていこうという方向性で、今、取り組みを進めていくところでございます。

○委員

今のことは非常にわかりやすく、抽象的ですね。だけど、これから先、3年、5年で老朽化するのも出てくるし、本当に必要な施設も出てくるし。バリアフリー化は障害者差別解消法で、相当深刻な社会的配慮として自治体は求められるはずで。今おっしゃったことは非常に当たり前のことですから、具体的に、この施設は何年に老朽化でもう危ないから、廃止してこういう機能転換をすとか、もう土地を売っちゃってお金を取るとか、具体的なところはどこまで決まっているんですか。

○区

今、全体の方針を策定したところですので、今後それを受けて具体的な実施計画を、今委員がおっしゃったような、具体的、どこの施設をどうするかというのを、今後、決めていくんですが、それはこの基本計画の中で、ほかにも経営改革プランとか、区が定める計画がありますので、その中で個別の施設をどうしていくかということについて、決めていこうと思っています。

○委員

それでも、もう少し具体的であっていいんじゃないかなと思いました。何十年先のことじゃなくて、本当に3年後に終わるような計画ですもんね。ですから、こういう施設はこういう方向に改築していくとか、あるいはバリアフリー化にとんでもないお金がかかるから元から変えちゃったほうがいいとか、地域の余り使われていない公民館的なものは変えていくとか、僕は、もう少し具体的なものがあっていい

んじゃないかと思いました。

それから、もう1点は、施設運営の話で、3ページの下のほうの(2)の②に、区民主体の施設運営の推進とありますね。これは運営を区民にやってもらおうかみたいな、公民がやるよりは安く済むかもしれませんね。ここは公民連携で、建設から運営までセットにしたらトータルの費用は大分安くなるかもしれないねとか、いろんな議論が出ているはずですよ。ここでも、施設をどうするかという話と、運営をどうするかという話と、実はそれをセットにやったら、ばらばらに組み合わせるよりもっと安くなるかもしれないという話です。PPP、公民連携の考え方とか、もう大分出ているわけですから。

北区はそういうのも売りにしているわけですから、ここも市民主体の運営と施設みたいな問題をばらばらに書くのではなくて、お金を節約しながら、なるべく区民に対するサービスの質を落とさないとか、そういう努力がもう少し見えてもいいんじゃないかと思ったんですけど、こんなものでいいんですか。どうなんでしょう。

○区

今回、施策の方向を議論していただいているのに、具体的には事業名が出ないので、委員にもご理解がいただけないのかなと思っているんですけど。

中期計画、これは3年間の実施計画で出しています。その中では、例えばどこどこ小学校を用途転換するとか。なでしこ小学校というところを改築するんですけども、そこに地域振興室とふれあい館を集約化するとか、またはこね荘という保養所があったんですけど、それは廃止するとか。そういうものはこの3年間の実施計画の中では、計画事業として位置づけていますので、今後、そういったものを基本計画の中でも位置づけていきたいと思っています。

もう一つ、PFIですとかPPP、そうした公民連携の部分についても、これもそういった手法で改築なりをしていくというのは再配置方針の中で定めていますので、それを具体的な施設名が出てきた段階で、どう組み合わせるのか、組み合わせていくなら、それはきちんと計画の中で盛り込んでいきたいと思っています。

○会長

今のお話で、委員のご要望が、もう少し具体像が見えるという。これはまあ基本的な方向なんだけれども、何かその辺の、既に、今、最後にお話をくださって具体的なプランももうありますよね。そういうものを、ちょっと盛り込むことだけでも、少し方向が見えて、例えばという、そんなのが入るだけでも大分印象が違うのかなと。これはまあ、私まだ、今、思いついただけですからわかりませんが、そういうこともちょっとお考えくださると、あるいはいいかもしれませんね。

○委員

議論を戻すようで申しわけないんですが。委員に反論するわけではないんですが。子ども・子育て会議では、かなり幅広い議論をしまして、必ず出てくるのは、量を充実させるだけではなくて、質の問題が大事だという議論ですね。それから、

先ほど委員がおっしゃったように、人権教育という点も、子ども・子育て会議では、小さいときから人権を考えることが必要だと、これは毎回のように出てきます。

それからもう一つは、ほかの子ども・子育て会議は、恐らく就学前の待機児童対策とか、そういったことがメインになっていると思うんですが、北区の場合は、非常にもうちょっと年齢層が広くて、中高生の居場所、そういうことも議論をしまして、これは次世代育成支援計画のときからそうなんですが、例えば8ページの下のほうに、子どもプラザの整備とあります。こういう子どもプラザというの、乳幼児を持つ親御さんへの支援プラス、中高生の居場所についても考えていこうということだったかなと、私は理解しているんですが、非常に幅広い議論をしています。

私としては、次世代育成ですとか、子ども・子育て会議でやっているの、ここには余りあえて入らないのかなと考えていたので、先ほど言わなかったんですが、委員がおっしゃったように、7ページの、例えば幼児教育の充実を消して、就学前教育の重視ということが入っていますけど、この辺にもうちょっと、今、議論をしていることを入れていただいたほうがいいのかなと感じました。以上です。

○委員

私は委員には反論しませんが、確かにそのとおりだと思うんですが、単に見え方として、もうちょっと総合的にまとまった施策として、一つの塊として体系的に出てきたほうがいいんじゃないのかなという趣旨なので、いろいろやってらっしゃるといことはよくわかりました。

○会長

今の委員の発言ともつながって、どうしても切り刻まれた情報で、僕たちはこれを見てしまいますね。だから、こんなにいっぱいできるのかという感想を持つ委員さんもいらっしゃるとか。北区でこれをつくることはとても重要なんだけど、読むときに僕たちが見えない裏側といったことがたくさんありまして、そこを読み切れないというところもあるんだと思います。

こういう議論の中でだけではなくて、これから、区民に伝えるというときにも、今のようなご意見を参考にしながら書いていただけるといいのかもしれないと思いました。

○委員

基本計画だから、新しい課題にどんどん応えていこうという姿勢はよくわかるんですが、もっとベーシックなところを、常にメッセージとして、北区はこれを重視していますよということを言い続けないと、これはいらなくなったのかなという気がするんじゃないかなと、資料を見ていて感じたんです。

例えば、未来を担う人づくりで、最初の青くなっているところは、新しい時代を生きる北区民の育成があって、北区の文化伝統と継承する郷土学習・言語力育成の充実というのが、前はありましたね。これが消えていますね。後のほうにばらして

入っているんだと思うんですが、こういった、自分たちの住んでいる場所、ローカルなことをきちんと学んで、地域社会の一員として育ってほしいというメッセージは、常に最初にあるべきだと思うんです。もちろん、確かな学力の保障というのは非常に重要なんだけど、それが最初に出てきてしまうと、地域社会の一員として育っていくところがすごく薄れてしまうような気がするんです。小澤さんの話などを伺っていると、実態としてはそういうところがあるんだということなんですが、基本計画のメッセージとしては、消えて薄まっちゃっているんじゃないかなという危惧があります。

それから、同じようなことが、2-7のグローバル時代のまちづくりでも、(1)-3の国際理解の推進のところ、青では国際理解・外国語教育の推進と書いてあって、国際理解という言葉が、冒頭の項目からは消えていますね。要するに、英語教育をやるんだという話になってしまっているんですが、グローバルといったときに二つの面があって、一つはグローバルにビジネスを展開していく人材とか、そういう意味では英語力というのは非常に重要なんですけど、一方で、地域社会の中に入ってきているさまざまな国の人たちのほとんどは、英語をしゃべれない人のほうが圧倒的に多いです。そういった人たちのことをきちんと理解するというのが最初にあって、その上での英語力じゃないかなという気がするんです。最新のニーズ、あるいは国の政策に答えようとしている、重要なことなんだけど、それで薄れてしまっているものがあるって、それはしっかりメッセージとして維持していくべきではないかなという気がします。

○委員

施策体系図の4ページ、個性豊かな地域文化の創造です。個性豊かな地域文化、東京オリンピックが開催されるにあたって、これから数年、オリンピックに向けて北区の魅力を発信していく、非常に重要な時期ではないかと思っています。

そういった意味もあって、北区の文化の創造、これをもっとダイナミックに、行政がお金をかけるというよりも、実際の文化芸術に携わっている方々や、そういったことをやりたいと思っている人たちの力をしっかりと引き出していくというアプローチで、文言ももっとダイナミックなメッセージになるといいなという印象です。

抽象的なんですけれども、お役所の言葉で、お行儀よく書かれているような印象がございます。個性的なといっても、北区としての文化メッセージが伝わるような、具体的、魅力的なキーワードがあればいいんですけれども、そういったものであるとか。文化芸術というと、古典的な芸術であったり、クラシックであったり落語であったりということもあるかと思いますが、若い方にももっと魅力的な分野だというふうに思っていたくために、例えば、クールジャパン戦略にあるように、アニメであったり歌とかです、若い人たちも自分たちで参加してみたいと思うような場を提供する、例えば①の個性的な文化技術の創造、ここに若い方々の力を発揮する場を持つてくるとか、新しい取り組みが伝わるような形でお示しいただけるといいのかなと思いました。

例えば、先ほど考えておりましたけれども、③の子どもたちへの文化芸術体験の

機会とか、音楽高校等との連携といったことも従来からやられておりますので、ここに書かれていることは大体现状維持ですが、個性豊かなという以上は、これから何か新しいキーワード、特に若者に魅力あるようなメッセージを、ぜひこの中に盛り込んでいただきたいと、そういう趣旨でございます。

○会長

今、たくさんのご意見をいただいて、まだいろいろご意見がおりかと思えますけれども、一応、ここまでのところは打ち上げまして、最後に残されている問題、三つばかりございましたけど、そちらに移行したいと思えます。どうぞご意見を頂戴したいと思えます。

何回も申し上げますけれども、言い損なったことについては、またペーパー等でご意見をいただくということになりますので、できましたら2-7、8、9、グローバル、男女共同参画、それから全体的な消費生活、このあたりでご意見を頂戴したいと思えます。いかがでしょうか。

全体に、今の真ん中のところをやっているも、グローバルとかそういった話も出ていますし、今までのところに余り出ていなかったのは、人権の中にあるんでしょうけど、男女共同とか、それから消費生活とか。そのあたりは余りご意見がなかったように思えます。もしございましたら、ぜひお願いいたします。ございませんか。

では、10分ほどの間に、これまで出たどの領域でも結構でございます、言い残されたことがございましたら、ご意見頂戴したいと思えます。いかがでしょう。

○委員

本文の6ページに、地域振興室の総合調整機能の充実と書いてありますが、これは後ほどの何ページのところに指摘することがあるのか、あるいは内容的にどのようなものなのかというのを、簡単に結構ですので、お願いいたします。

○区

施策の方向で言いますと、7ページの(2)の①の、コミュニティ活動の場の整備というところで、NPOボランティアプラザや地域振興室、ふれあい館機能の充実を図りますとなっているところです。具体的には地域のきずなづくり、これを今、区の最重要課題として掲げています。ですので、地域振興室のあり方についても、今後、少し見直しをしていく予定です。地域振興室にどういう総合調整機能を持たせるかというところで、大きく今のところポイントとして考えているのは二つあると思っております。

町会・自治会などを初めとした地域の団体への支援拡充、それを一つ考えています。それともう一つは、地域にはいろんな団体があります。町会・自治会だけではなくて、NPOでしたりボランティア、またPTA団体、消防団、また民生委員、児童委員、シニアクラブ、いろんな団体があります。それが今現在、きちんと地域でネットワーク化されているかというところ、そうであるところとそうでないところがあると。いろんな団体に横のつながりを持たせるような機能を地域振興室に担わせ

る、そういった調整機能の拡充を、今、考えています。

○委員

数年前、町会・自治会の加入率が非常に悪いということで、東京都自治会町会連合会、都町連が町会自治会の加入促進のポスターをつくったことがあるんです。それが北区に落ちてきて、問い合わせ先を地域振興室、ここの10階の、と列記しろという会長さんがいらっしゃったら、かつて区議会議員のOBだった先生が町会長をやっていたら、町会・自治会というのは自治だと、行政とは別のものだと、戦後できた自分たちでつくっている別のものなので、地域振興室がそういう窓口になることはないんだというかなり強いご意見を発して、当時の地域振興としては明快にしないまま、必要に応じて窓口にご相談をいただいても結構ですと曖昧にしたんです。

今回こういうことからしますと、しっかり町会・自治会のサポートをしていただける、今のような、ポスターの問い合わせ先に地域振興室が載るということも可能だと理解してよろしいですか。

○区

今現在、細かいところまで具体策を定めているわけではありませんけれども、今までの3団体の事務局としての地域振興室と、町会・自治会、日赤とか青少年地区委員とのかかわりより、さらに一步、全て、もう少し深いかかわりにしていこうと。なおかつ、横のネットワークも調整してもらうような機能を担わせていこうというところがございますので、いろんな地域の課題、これはコミュニティに限らず、例えば防災であったりリサイクルの関係、高齢者施策とか、そういった課題がありますので、そこをまずは一義的には地域振興室で調整していけるような機能を担っていく方向で、見直しをしていきたいと考えています。

ですので、問い合わせ先というお話がありましたけれども、地域振興室が一定の責任を持つというようなところも、方向性の一つとして考えられてくると思っています。

○委員

ありがとうございました。地域によって大分格差がありますので、私の思っているのと、あるいはそうじゃない地域もあるかと思えます。さっき3団体とおっしゃったのは、地域振興室のお力を借りて成り立っているのも事実ですので、それにNPOとかボランティア等々が加わっていくということでしたら、私としては賛成をさせていただきたいと存じます。

○会長

委員に聞きたいんですが、自治会とか、そういうところの役員の構成の男女比なんていうのはどうですか。

○委員

実は、きょうまさにご相談がありました。300世帯ぐらいの団地があるんですが、私どもの町会の一員ですので、町会の役員を出していただきたいと申しあげたら、とにかく高齢で、いないと。みんな75歳以上がほとんどだというお話がありまして、町会・自治会あるいは日赤、元保護司、民生委員、かつてボランティアを進んでやっていた時代から見ると、大変困難な時代だと私は実感しております。

前日も申しあげましたが、なかなか団塊の世代といってもすぐ地域の力としてなるというわけではありませんので、行政の方々のお力を借りて成立させていくのが大事だなということで、大変困難な時代だと理解しています。

○会長

雑談的にお話するんですが、男女共同参画のお話があったので。自治会は高齢化しているとか、どうしても役員が男に集中しがちだとかいう話があって、本当に局地的な事例なんですけど、神奈川県のある小さなまちで、一つの町会の次の会長選挙のときに、従来、副会長だった方とか、有力な候補が何人かいたんだけど、3すくみ、4すくみで結局決まらなくて、たまたまそこに出ていた40代の女性の方に、ふっとお鉢が回ったんですね。それから、その自治体が大きく変わったんですよ。

あれはおもしろい事例だなと思って、フォローしたいと思ったんですが。だから多分、共同参画で、自治体としてはこういう委員会、きょうも女性委員さんがある程度いらっしゃいますから、他区に比べれば本当にいいんですけども、町会レベルで、もっとそういうことが進むといいと思います。けどそのときには、北区はあくまでも自治会だからということになりますから、自治会との関連性を考慮しながら、そのあたりのことも考えていくといいのかなと、ふと思いました。雑談です。

○委員

私の町会で申し上げますと、6割以上が女性です。女性の力なくして、今、現実には町会を運営できないのが事実です。なかなか30代、40代とはいきませんが、女性のほうが年齢的には男性の役員さんに比べて低いし、女性のお力を借りてやっているというのが現実です。

○委員

2点ほどお話させていただきますが、まず先ほども出ていました人権の問題です。委員からも、早い時期に幼児教育の充実ということもありましたけれども、人権教育も、本当に子どものうちからしっかり取り組んでいくべきものだと思います。それで、学校教育の中でも、推進するとうたわれていますが、実は先ほど出ていました学校評議員として、私も近隣の学校に行っているんですが、そのときに人権教育の推進という項目が出ていまして、どういうことをなさっているんですかと質問をしたんですが、人権擁護委員の方が鉢のお花を持ってきて、これを育ててくださいとおっしゃったそうなんです。それはどういうことなんでしょうかと質問をし

ましたら、命を大切にすること子どもたちに教えるということだったんですが。北区として考えている人権教育の推進というのはどういうふうなものなのか、この場所でお伺いしたいのが1点と、あと2014年に配偶者暴力対策基本計画ができると書いてありますが、それについても軽く伺いたいなと思っております。

○教育委員会事務局次長

1点目、人権教育といったときに、命というのは大変大きなキーワードでございまして、0歳から義務教育の終わる中学校3年まで、発達段階に応じた形でそれぞれの意義を続けていこうというのが一番大きな考え方です。

先ほど来、特に就学前がお話になっておりますけれども、就学前教育のカリキュラム等を整備して進めていこう、また子どもの育つ姿を実際にお示して、こうやって子どもが育っていくんだと示した中で、この時期にはこういったものが必要といった位置づけをしつつ、特に学校教育になった場合は、道徳教育等と大変重要なつながりを持っています。人権の場合、道徳もそうですけれども、全ての事業に絡みますので、事業をする先生がそれを意識して、どんな場合にでも人権を意識した教育をするというところを重要視しているわけです。

ですので、一面的な決してものではなくて、個々の発達段階に応じた教材を使いつつ、進めていきたいと思っております。特に道徳教育、今回からモデルの学校ファミリー、サブファミリーをつくりまして、その中で進めて、それがもし効果的であれば、さらに進めようと考えているところです。

○区

配偶者暴力防止に関してでございますけれども、委員がおっしゃいましたとおり、配偶者の暴力防止法が策定されまして、国で基本計画を定めた段階です。市町村の段階では、この計画策定は努力義務となっておりますけれども、北区としては第5次の男女共同参画の行動計画の中に、これを位置づけていこうという考え方になっています。

内容としては、もちろん未然防止、それから実際に被害に遭われた方に対するサポートをどのようにしていくかというようなことを、計画の中に定めていくという考え方でございます。

○委員

その場合に、今のアゼリアプランの進捗状況の報告・評価というところで、今後の課題が幾つか出ていましたよね。その中で、加害者に対する支援、対策というところがなかなか進んでいないと。大変難しい問題だと思うんですね。もちろん区だけでは取り組むのは大変だと思いますので、都や国と連携したり、民間と連携して少しずつでも進めていただきたいと思いますのと、あとセクシャルマイノリティの問題がありますよね。男女というふうに分岐してしまうと、なかなか難しい問題があるということで、最近話題になっているところなんですけれども、計画の中にそういう視点も入れていただく、想定しながら計画に入れていただけるといいなというふ

うに思いました

○会長

まだ、ご意見おありかと思いますが、ちょうど時間が9時少し前になりまして、このあたりで打ちどめにしたいと思います。

どうかきょう、この場で言い残したご意見については、先ほど幾つかのプリントがありましたように、事務局宛にお送りくだされば、事務局としても、また我々もそのペーパーを通して皆様方のご意見を拝聴したことになりますので、どうかそんな形でも結構でございます、よろしくお願いをしたいと思います。

では、本日はこれで議事は終えますけれども、事務局、何かございますか。

○区

今、会長からお話がありましたとおり、ご意見等ございましたら、メール等で事務局へお伝えいただければと思います。

次回の検討会の日程ですけれども、先ほどお配りさせていただきましたスケジュールのとおりでございます。次回は3月24日、月曜日になります。時間と場所は、本日と同じ、ここ13階の飛鳥ホールになります。

ご案内は、また別途させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○会長

では、本日は長時間ありがとうございました。雪がまだ少し残っておるかと思えます。私の家のほうは、もうすごいんですよ。ですから、きょうもこれからどう帰るか考えております。気をつけてお帰りください。

ありがとうございました。

「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の改定のための検討会 第5回 議事録

日 時：平成26年3月24日（月）午後7時01分～午後8時54分

場 所：北とびあ13階 飛鳥ホール

1 開 会

2 前回議事録の確認

3 議 題

(1) 「現状と課題」、「施策の方向」について

3-1 計画的なまちづくりの展開

3-2 安全で災害に強いまちづくり

3-3 利便性の高い総合的な交通体系の整備

3-4 情報通信の利便性の高いまちづくり

3-5 快適な都市居住の実現

3-6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備

3-7 持続的発展が可能なまちづくり

3-8 自然との共生

(2) その他

4 閉 会

出席者	平沢 茂会長	北原理雄副会長	
	岩崎美智子委員	藤井穂高委員	松原 聡委員
	池田幸恵委員	小澤浩子委員	後藤 豊委員
	鈴木將雄委員	高橋信子委員	田辺恵一郎委員
	新田 潔委員	中田千穂委員	佐野雄二委員
	藤本由美子委員	野村真美委員	

質疑応答

○会長

お一人、ちょっとまだお着きでないようですけれども、定刻になりましたので、開始したいと思います。では、事務局のほうから、まず、本日の出席の部長さんのご紹介とか、何かありましたら、よろしく願います。

○区

それでは、まず初めに資料のほうの確認をさせていただきたいと思います。

事前にお配りさせていただきました資料といたしまして、本日の式次第、そして、資料1として、「現状と課題」、「施策の方向」が書かれた資料、そして、資料2が施策の体系図、そして、資料3が「現状と課題」、それに対する「施策の方向性」を箇条書きでまとめたA4横の資料になります。そして、資料4が計画事業の一覧と進捗状況、そして、毎回おつけしておりますけれども、区政モニター・区政レポーターへのアンケートの結果、A3の資料になります。それと今回参考資料といたしまして、これもA3の資料になりますけれども、本日、まちづくりに関する分野になりますので、区内のまちづくり事業を実施している実施箇所をあらわした区内の地図をお配りさせていただいております。

以上が、事前にお配りさせていただきました資料でございます。

そして、本日、お配りさせていただきました資料でございますけれども、前回の議事録と、それと前回第2分野に関するご意見を委員の方からメールでいただいておりますので、皆様の席上にお配りさせていただいております。

以上でございます。

○会長

では、本日は委員と、それから、もう一方ご欠席の連絡があったようでございますけれども、あとお一方がご欠席でございますけれども、本日も前回と同じようにたくさんのご意見を頂戴したいと思います。

では、早速、事務局のほうからご説明をいただきたいと思いますが、その前に、本日のご意見を頂戴する順序なのですけれども、3-2から始めまして、これを一つ。それから、その後、3-1、3、5、6、8をひとくくりにしてご意見をいただいて、最後に3-7、3-4という感じでご意見を頂戴していきたいと思っております。

では、事務局のほうからのご説明をよろしく願います。

○区

それでは、よろしく願います。それと、議事録につきましては、毎回同様でございますけれども、何かありましたら、事務局のほうまで、おおむね1週間後ぐらい、31日ぐらいまでにいただければと思います。こちらについても、議事録が確定しましたら、当日お配りしました資料とともにホームページにアップさせていただきますので、よろしく願います。

それでは、資料のほうの説明に入らせていただきます。本日は、まちづくり、そ

れと防災危機管理、情報政策、また緑や公園整備、環境政策とかなり広範囲に及びますけれども、順番にご説明をさせていただきます。

そして、本日も担当部長のほうが出席しておりますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、小林危機管理室長でございます。

越阪部区民部長でございます。

宮内生活環境部長でございます。

佐藤まちづくり部長でございます。

それでは、ご説明のほうに入らせていただきます。ご説明につきましては、ポイントのみのご説明とさせていただきます。直ちに議論のほうに入っていただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

まず、3-1、計画的なまちづくりの展開についてからでございます。前回同様、資料2、政策体系図に基づきまして、ご説明をさせていただきます。これも前回同様でございますけれども、青字が削除したもの。そして、赤字が修正または新たに追加したものとなっております。

まず、資料2の1ページでございます。計画的なまちづくりの展開ということで、こちらは、ハードとしてのまちづくり事業に関する分野になります。まちづくりにつきましては、区の上位計画であります都市計画マスタープラン2010というのがございますが、これをもとに計画的なまちづくりを推進しているところでございます。

まず、(1)の適正な土地利用への誘導というところでは、①のところでは七つ目の項目になりますけれども、「大規模住宅団地建替え時の一体的な土地利用の誘導」と、ここの部分を新しく追加してございます。現在、北区では、赤羽にあります赤羽台団地、これはURの賃貸住宅になりますけれども、これと桐ヶ丘にあります都営桐ヶ丘団地、また、ほかにも区内の比較的大規模な都営住宅の建て替えが順次行われてございます。

そして、これに合わせて道路や公園など公共施設や、また、商業施設など、生活便利施設の適切な配置を図るとともに、なおかつ、高度利用を誘導いたしまして、防災機能の向上や、ファミリー世帯向けの住宅等の供給を含めた計画的なまちづくりを進めているところでございます。今回、この部分を新たに追加をしてございます。

そして、②のところにつきましては、これまで「国公有地跡地等」としてございましたけれども、大規模敷地の有効活用につきましては、公有地だけに限らないといったことから、今回、「国公有地跡地等」の部分を削除してございます。

続いて、下のところ、(2)の地域特性を重視した協働型のまちづくりのところでございますが、ここでは、①地域特性に応じた拠点の整備といったところで、「にぎわいの拠点」、「地域の生活拠点」などの整備促進が挙げられてございます。これらは、主に区内の駅周辺のまちづくりを挙げているものでございまして、現在、北区では、埼京線の十条駅周辺のまちづくりを進めてございます。ここでは、市街地再開発事業ですとか、鉄道の立体交差化事業、そして、木造住宅密集市街地の改

善などに取り組んでいるところでございます。

そして、今後は、王子駅につきましても、北区の中心的拠点になりますので、現在、駅周辺の開発の方針となりますグランドデザインの策定をしているところでございます。今後、具体的なまちづくりを王子についても進めていく予定になっています。ほかにも、区内のJRの駅周辺のまちづくりを順次進めていく予定になっています。

続きまして、2ページでございます。3-2安全で災害に強いまちづくりでございます。ここは、災害対策や危機管理の分野になります。

まず、(1)の防災まちづくりのところでございますけれども、道路の防災機能の向上や、木造住宅密集市街地の改善を中心とした事業を導入しています。①の都市の防災機能の向上のところの五つ目になりますけれども、赤字で「木密地域不燃化10年プロジェクトの推進」とございます。これは、東京都の新しい制度になりますけれども、東日本大震災の発生とか、また、首都直下地震の切迫性を踏まえまして、木密地域の改善を一段と加速するため、地域内の都市計画道路の整備や、広場等の公園の整備、また、住宅の建て替えの促進など、10年間の間に、より踏み込んだ整備促進ですとか、また、地権者などへの新たな支援策を行うことで、集中的な取り組みを行うこととしてございます。現在、このプロジェクトは、北区では十条地区と志茂地区で取り組んでいるところでございます。

次に、(2)の防災体制の整備・充実のところでございます。ここでは、①の予防・応急体制の整備・充実のところ、災害時の情報収集伝達体制の整備といったところで、これは、防災行政無線のデジタル化ですとか、また、SNS、公衆無線LAN、臨時災害放送用FM局の活用など、災害時における情報通信の充実に努めることとしてございます。

また、①の四つ目にありますけれども、災害に強い庁舎の建設とございます。現在、北区では、庁舎の老朽化に伴いまして、新庁舎の建設に向け、検討を進めているところでございます。新しい庁舎につきましても、防災面からの考え方を示しまして、災害発生時において、防災拠点としての役割を果たしていくため、耐震性が高く、災害に強い庁舎を目指すこととしてございます。

そのほか、災害時の要援護者に対する支援ですとか、災害医療体制の充実などについて、新しく追加をしてございます。

続いて、(3)の部分です。地域防災力の向上のところでございますけれども、ここでは、東日本大震災によりまして、改めて人と人とのつながりですとか、家族のきずなを再認識したところがございますけれども、災害時に備えた地域のきずなづくりを新しく項目として追加をしてございます。地域の結束力の向上を目指す取り組みですとか、若手の防災リーダーの育成などを行ってまいります。

続きまして、一番下のところです。(5)地域防犯活動の充実のところでございますけれども、ここでは、振り込め詐欺などへの対策ですとか、防犯カメラ等の推進を新しく追加をしてございます。

続きまして、3ページでございます。3-3、利便性の高い総合的な交通体系の整備でございます。ここでは、道路ネットワークの形成とか、公共交通機関、また、

自転車の駐車場や駐輪対策などについて定めている分野になります。

まず、(1)の体系的な道路ネットワークの形成というところでは、②のところになりますけれども、一昨年の中央道笹子トンネルの天井板崩落事故を契機に、トンネルですとか橋梁など、インフラの老朽化が社会問題化しています。そこで、ここでは道路ストックの適正な管理ということで、街路灯や道路標識、また橋梁の調査など、計画的に実施をしていくこととしてございます。

そして、次に、(2)の交通公共機関の利便性の向上というところでは、①で、公共交通機関等の整備・充実を挙げています。北区は、京浜東北線を境にしまして、台地部と低地部に分かれてございます。そのため、東西間で高低差が生じるといったような地形になっていることもありまして、高齢者・障害者などへの交通手段の確保といった観点から、コミュニティバスですとか、また、既存の民間バスの路線を活用しましたバス運行事業などを、ここで計画しているところでございます。

なお、現在、北区では、王子から田端方面にかけまして、1路線2系統でコミュニティバスの運行を行ってございます。

そして、一番下のところ、(3)の自動車・自転車利用の適正化のところでございますけれども、ここでは、③歩行者・自転車が利用しやすい環境づくりということで、自転車走行空間——自転車専用道の整備でございますけれども、検討していくことを新しく追加をしてございます。

続きまして、4ページでございます。情報政策に関する分野になります。情報通信の利便性の高いまちづくりということで、まず、(1)情報通信基盤の整備でございます。ここでは、①区民が利用しやすい情報通信基盤の整備ということで、五つ目になりますけれども、社会保障・税番号制度の導入について。そして、六つ目のところ、新たな情報通信基盤の誘致検討では、民間における公衆無線LAN基地局の整備ですとか、また、最後のところ、公共データの民間開放の検討というところでは、オープンデータについて新しく項目を追加をしてございます。

また、②の区政の高度情報化のところでは、クラウドですとか、また仮想化、電子区役所機能の充実などの視点を新たに追加をしてございます。

続きまして、5ページになります。3-5です。快適な都市居住の実現になります。ここでは、主に住宅政策に関する分野になります。第2回目の検討会のときに、新たな中期計画の基本的な考え方についてご説明をさせていただきましたけれども、その際、区の最重要課題として、ファミリー世帯の定住化を位置づけましたと申し上げさせていただきました。ここでは、(3)のところになりますけれども、子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援といったところで、ファミリー世帯の定住化といった観点から、子育て世帯の定住促進ですとか、居住継続の支援となるような住宅施策を計画しているところでございます。

続きまして、6ページになります。3-6です。うるおいのある魅力的な都市空間の整備でございます。ここでは、景観形成ですとか、公園に関する分野になります。

まず、(1)美しいまち並みの創造のところでございますけれども、現在、北区では、景観行政団体の移行を進めているところでございまして、平成26年度の移

行を目指してございます。それに合わせて、景観条例の制定とか景観計画を策定することから、②にあります景観計画に基づく景観づくりの支援を新たに追加しました。

次に、(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成のところでございますけれども、ここでは、①区民主体の身近な公園づくりといたしまして、区民との協働による公園づくりの推進を挙げてございます。現在、北区では、ほぼ全ての公園整備におきまして、ワークショップの手法を活用した整備を行っております。

また、その後の公園管理におきましても、ボランティア制度を導入した公園管理を実施しているところでございます。

また、②の季節感あふれる公園づくりのところでございますけれども、ここで北区は、新荒川大橋の緑地、荒川の土手沿いなのですけれども、芝桜を整備してございます。大体6万4,000株の芝桜ということで、かなりインパクトある芝桜になっているのですけれども、そこに「KITA CITY」という文字をあしらったものを整備してございまして、区民の皆様にあらぎを与えたりとか、あと北区の新たな魅力づくりのスポットということで、そういった取り組みも行っているところでございます。ここでは、新しくそういったお花畑とかスポット的な花壇の整備を進めていくとしてございます。

続きまして、7ページでございます。3-7 持続発展が可能なまちづくりということで、ここでは、主に環境政策、エネルギー政策に関する分野になります。

まず、(1) 環境に負担の少ないライフスタイルへの転換というところで、①といたしまして、再生可能エネルギー活用を追加してございます。集合住宅や事業者への新エネ・省エネ化や、災害時に利用可能なエネルギーの検討などの項目を新しく追加をしてございます。

また、(2) の資源循環型システムの構築のところでは、②のところになりますけれども、更なるごみの減量化ということで、発生抑制や排出抑制を推進していくことですか、また、雑がみ分別の徹底ですとか廃プラスチックなど、新たな資源化の検討。また、金属資源回収システムの構築などを新しく追加してございます。

そして、(3) 良好な生活環境の保全のところでは、②のところになりますけれども、環境汚染問題への対応というところで、PM2.5への対応などを新たに追加してございます。

続きまして、8ページ、最後になります。3-8です。自然との共生ということで、自然環境保護の分野になります。(1) 自然環境の保全・創出というところで、①で、ここでは外来種の生育状況や駆除の必要性などについて、情報を共有できる仕組みの検討を追加してございます。また、②のところでは、小・中学校などにおきまして、ビオトープやソーラーパネルなどを活用した環境教育、また、指導の充実といったこと。また、カワセミやタヌキなどといった野生動物に関する情報の周知などといったところを新たに追加してございます。

そして、最後になりますけれども、(2) の環境緑化の推進のところでございますけれども、ここでは、駅前広場など、多くの人が目にする場を中心に公共空間の緑化を推進していくことですか、また、民間緑化を進めるために、屋上緑化や壁

面緑化、また、生け垣などへの助成を行っているところでございます。また、区内の緑被率の低い地域を緑化推進モデル地区に指定いたしまして、重点的に緑の保全・創出を推進していくことなどを定めています。

このモデル地区でございますけれども、平成26年度から、まず初めに、滝野川東地区をモデル地区として指定いたしまして、取り組んでいく予定になってございます。

資料のご説明は以上になります。よろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

では、先ほど申し上げましたように、まずは、安全・防災という3-2のところから、時間配分としては、およそ20分を予定しておりまして、その後、少しまとめて幾つかの項目をやりますので、大体19時40分あたりまでと思っておりますが、どうぞご質問・ご意見をお願いいたします。安全・防災のあたりです。いかがでしょうか。

○委員

ちょっと伺います。防災拠点の役割と新庁舎の考え方と、王子駅前のグランドデザインと、おっしゃっていることはリンクしますか。全く別だと考えていいんですか。

○区

先ほど、庁舎としての防災機能の充実ということを上申して、新しい庁舎の検討を進めているというところでございます。そして、今回、庁舎をどこに整備していくかということにつきまして、このたび、3月の議会になりますけれども、王子地区のところを候補地の一つとして、今後、検討を進めていくというところで、議会の了承をいただいておりますので、今後、王子のまちづくりと新しい庁舎の部分というのは、整合性を持って進めていく話になるかと考えてございます。

○委員

はい、ありがとうございました。

○会長

今、とりあえず3-2のところをやっていますけれども、この分野は全体に切り離したら、多分考えられないから、常にほかとのリンクも考えながら、どうぞご質問・ご意見を頂戴したいと思います。とりあえずは、特に安全・防災に関連してと思います。はい、どうぞ。

○委員

よろしく願いいたします。防災まちづくりについて一つお尋ねしたいのですけ

れども、ここ最近、東京都の防災まちづくりの中で、不燃化10年プロジェクトが策定されて、北区も、志茂と、十条の西が選ばれて、ここを重点的に進めるという話になっていますけれども、十条の西のほうでは、駅前に再開発の話もあるのですけれども、その再開発のお話と、それから、密集市街地の改善は、どういうリンクといいますか、関係性を持たせて検討していこうというか、事業を進めていこうということをお考えなのか、少しお伺いさせていただきます。

○区

木密地域不燃化10年プロジェクトについてのご質問でございます。十条につきましては、もともと防災都市づくり推進計画の中で、非常に防災上問題がある地域ということで、重点整備地域という位置づけになってございました。そういう中で、新たに東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトという考え方が来まして、その中でメインがいわゆる特定整備路線の整備、それから、あわせて木密地域を燃えないうまにすることをメインなのでございますけれども、そのための事業の中にコア事業という位置づけがございます。そのコア事業が、今ご紹介のありました駅前の再開発事業になっておりますので、いわゆる木密地域不燃化10年プロジェクトの中の位置づけでもあるということになっております。

○委員 ありがとうございます。その再開発によって、そこに大きな建物が建ちますよね。そういった開発とあわせて、その木造密集市街地の空閑地をどうつくっていくかというところで、恐らくプログラムのには、うまく再開発の床を使いながら、建て替えを進めていこうというお話を考えられているのかなと思うのですけれども、密集市街地の改善はとても大事なことですので、よろしく願いますということと。

それから、もう一点だけお伺いしたいのですが、十条の西については、補助73号線について、これを拡幅というか、延焼遮断帯というか、燃え広がらないために整備をしていくという形で行われると思うのですけれども、ちょうどこれはすぐ横に商店街、十条駅のとてもにぎわっている商店街があります。そことの関係をうまく捉えて、すぐ横で道路を拡幅したことによって、例えば、にぎわいが分断されてしまうとか、そういう話になってくると、その地域全体の魅力が失われてしまうということがあると思いますので、その辺はうまく相乗効果を狙えるようなまちづくりの取り組み方ということをうまく仕組まれていくと、とてもいい結果になるかもしれないし、逆にやるべきではなかったということにもなるかと思っておりますので、この辺は慎重にといいますか、大胆にといいますか、ちょっとこの辺を考えて進めていただければと思います。

以上です。

○会長

今のはご要望ということですが、何かそれについてお話しくださることはありますか。

○区

委員ご指摘のとおりでございます、この再開発事業と、それから、道路の整備、非常に商店街に大きく影響します。大きくかかわっているということで、区といたしましても、できるだけ商店街の皆様、地域の皆様の声を伺いながら、お互いが相乗効果というか、よくなったと、ウインウインの方向になるように十分話し合いながら、まちづくりを進めていきたいと思っております。

○委員

燃えないまちづくり、あるいは防災体制の整備・充実は、非常に重要だと思えますが、それを支えるのは、住民一人一人の高い防災意識だと思います。私は、消防団員ですけれども、北区には三つ消防団がありまして、私が所属している赤羽消防団は、定員が200人ですが、現在175人しか団員がいません。この4月には、4人の方が入団しましたけれども、8人の方が退団していて、これは全国的に消防団員の不足というのは、大きな課題として挙げられているのですが、例えば、北区で実施されている防災訓練等を見ますと、いつも出てくる方が同じ顔ぶれで、割合に年齢も高い方が多い。

また、非常に熱心に自主防災組織にかかわっている方の顔ぶれを見ても、いつも同じ方が一生懸命活動をしていて、やはり比較的年齢の高い方が多いというのが現状だと思います。

この若手のリーダーを育てるということも目標にされていますけれども、災害を人ごとではなくて、それぞれが自分のこととしてしっかりと備え、そして、きずなづくりというのであれば、手を携え合って、安全なまちをつくるということが非常に重要だと思います。

赤羽消防団でも、今年度は、団員を確保するための委員会を設置して、いろいろ知恵を絞ろうという予定がなされていますけれども、今、事務局が調べていますと、一人も消防団員が存在しない自治会というのが存在していて、何人もの方が団員になっている自治会もあるのですが、お任せみたいな自治会があって、そういう消防団員が一人もいない地方自治会に一生懸命働きかけをしてみようかということも案として挙がっています。防災意識を高めるのは、もう区全体で、まちぐるみで何か工夫をしていかないと、例えば、防災訓練一つをとっても、今までのやり方では、なかなか人が集まりません。

先日、赤羽では、防災コンクールといって、地方自治会の方が競い合う防災のイベントが消防署主催で実施されたのですが、そこは結構盛り上がっていました。

ただ、そこに出てくる方も、毎年同じような方なので、ぜひ今まで余り関心がない、防災訓練にも参加しない方たちが、何とか足を運んで、意識を高めてくれるような方策があればなと思っています。

もう一つ、長くなって恐縮ですが、人材づくりというのは時間がかかるけれども、釜石の奇跡という事例を出すまでもなく、小中学生あるいは就学前の子どもたちにしっかりと防災教育を施すことで、将来的には、住民のほとんどの人が、防災意識

の高い大人に育っていくという遠大な計画を立てたのが釜石市だったわけですがけれども、今、北区の中でも、さまざまな小中学校でかなり一生懸命、総合防災教育に取り組んでいるところがございますけれども、教育の中でも、自分の命を自分でとっさに守ることができる人材を育てるということに、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

以上です。

○会長

そういえば、今ちょっとお話を伺っていて、私は、消防団の存在を知ったのは、成人してずっと後なのですよね。

だから、意外と子どものときに、要するに消防署の仕事と消防団の仕事が全然わかっていなくて、多分そのあたりは、学校教育の一つの問題なのでしょうね。それと同時に行政の何らかのコミーシャルというのか、その辺もコミーシャルではないですか、宣伝というのか、両方の問題がきつとあるのでしょうか。ありがとうございました。

何かその点についてはございますか。特にはございませんか。

○区

消防団の件につきましては、私からお答えをさせていただきます。北区内に三つの消防団がございまして、まちのさまざまな訓練をしていただくとともに、区の防災訓練の際には、いろいろご指導をいただいております。

区といたしましても、消防団にできるだけお入りいただけるように、例えば、成人式で消防団員の勧誘をさせていただいたり、区で実施している、小学生の子ども防災プロジェクトや、中学生の地域防災力向上プロジェクトに参加された方の中で、実際に消防団にお入りになっているという例もございますので、そういった地道な活動の中で、消防団員に将来なっただけのような人材を育成させていただけたらと考えてございます。

○委員

今、筑波にある独立行政法人の防災科学技術研究所というところが、全国の自治体の災害時のいろいろな情報等についての管理体制をつくらうとしていて、その関係で私も幾つか資料を見せていただいて、私が見せていただいたのは、神奈川県藤沢市の地図がばっと出ていますね。ここは津波が来るとか、それから、ここは震度がどのくらいかという、いわゆる防災マップは相当詳細なものできていて、それをウェブで一般市民の方も閲覧できる形にどんどん進めていこうというのを見ましたので、ご質問は、北区の防災マップですね。火災のリスクというのもありますし、さすがにここは津波は来ないでしょうけれども、揺れは場所によってすごく違いますし、それから、崖崩れの危険性とかもありますので、そういう区民に提供するような広範な防災マップみたいなものがあるのかどうかと、あれば素晴らしいと思うので、きちんと区民に知らせていただきたいと。

もし、なければ、先ほどちょっとご紹介したところとかでいろいろ事例がありますので、つくって区民の方に提供するの大事だなと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○区

防災マップの件でございますが、危機管理室で、地震等の防災マップをつくらせていただいております。

ただ、委員からお話がありましたような、実際にどのくらいの被害がどのエリアであるといったマップではなく、地震等が起きた場合に、どこに避難をしていただくという避難場所とか、学校等の避難所を記載するとともに、避難する際に必要なものはこういうものですよとか、日常の備えはこういうものですといったものを記載した防災マップを作成しております。

また、まちづくり部で、荒川・隅田川等が氾濫した場合のハザードマップを作っております。

さらに、区民の方々には、北区の防災ハンドブックという形で、防災に対してどのように対応していくかという、内容のハンドブックを作成して、全戸配布させていただいております。

○委員

ちょっとついでなのですけれども、やはり区民の方が自分が住んでいるその場所が、どのくらい危ないのかとか、そうではないということが、ちょっとわかるようにしたほうがいいような気がしてまして、私は、その藤沢市の地図を見せていただいたときに、危ないところの地価が下がってもいいよねみたいなことをちょっと冗談っぽく言ってしまったのですけれども、逆にそういうところでわかってくれば、地価が下がったら困るわけで、そこはしっかりと防災対策をしようとか、防火対策をしようとかという話になってくるので、ぜひそういういろいろな地図を上手に統合して。もう、しょうがないですね。本当に危ないところは危ないと伝えることが一番大事だとも思いますので、ちょっとそういう総合的な防災マップみたいな、それをベースにした避難とか、緊急度みたいなものがわかるようにしたらよろしいのではないかと。ご提案です。

○野村委員

私のほうは、資料2の2の(2)です。災害時の要援護者の支援について、質問と意見を述べさせていただきたいと思っております。

私は、実は、2年前からマンションの管理組合の理事をやっておりまして、320世帯ございます。16年たつて、高齢者の方も徐々にふえてきて、いざというときに、声かけをしてくれるような仕組みをマンションの中でつukれないかというお声もありまして、具体的に理事のほうで集まって、ささやかながら防災マニュアルというものをつくってみました。やはりマンションということなので、プライバシーを非常に気にされていて、必ずしも、居住者名簿ですら100%出てこない

いう状況で、非常に苦慮しております。

消防法上、14階ですので、年に1回、消火活動・避難活動等もやっているのですけれども、320世帯あって、参加が約70世帯ということで、なかなか難しいということは日々、感じております。その中で、やはりマンションの中でも認知症と思われるような方とか、車椅子を常時使っておられるような方には、区のほうで、要援護者の名簿登録などもされているようなのですけれども、そういった情報を管理組合のほうで共有をしていただくとかは、そもそもできない話ではありますが、私どもも、どのようにしたらいいのかという方針を考えるに当たって、ここの区の災害支援の体制というのがどこまで区のほうで対応されるのか、個別支援計画のようなどころまで落とし込んでやっていかれるのか、そうではなく、あくまでも情報集約のためにやっておられるのか、どういった方針でこの事業を考えておられるのかというのを一つお伺いしたいと思っております。お願いいたします。

○区

災害事要援護者の件は、私からお答えをさせていただきます。区で名簿をつくらせていただいておりますが、名簿の作成に当たりましては、手上げ方式という形で、高齢者等の一定の条件を満たした方で、自ら要援護者名簿への登録を希望した方を対象に名簿をつくっております。その名簿につきましては、ご本人の同意を得た上で、警察、消防、自主防災組織、民生児童委員、高齢者あんしんセンターに提供をさせていただきます。

都市部の自治体はほとんどそうなのですが、災害時要援護者名簿を作成いたしまして、それぞれの機関に提供をさせていただき、災害時には、自主防災組織さんにもその名簿を活用して災害時要援護者の安否確認をしていただいております。

○会長

まだ、きっと、おありですか。では、お一人だけ。

○委員

すみません。(5)の①の防犯カメラ等の設置の推進ということが追加されたということで、実は、私の地域で、連続放火が去年ありまして、それで、一時非常に住民としては不安だったのですね。それで、犯人も捕まったかどうかわからない状況で、カメラがあれば、犯人の確保もできると思っていたので。それで、これは進めていただけるという推進なので、具体的には大体どのくらいのことを計画しているのかというのをちょっと知りたいと思ひまして。

○区

防犯カメラの事業でございますが、平成23年度までは、商店街を対象に補助事業という形で実施しておりましたが、平成24年度から町会・自治会も補助対象になりまして、急速に、補助申請が増えており、平成26年度は平成25年度の3倍となっております。東京都も東京オリンピックが決まったことで、今後もこの事業

を継続するとのことをございますので、町会・自治会さんをご相談をさせていただきながら、本事業を進めさせていただきたいと考えています。

○会長

この分野は、まだまだいろいろご意見等たくさんあるのだと思いますけれども、これは他の項目とも関連して、必要があれば戻っていただいても結構ですし、また、いつも申し上げておりますけれども、別途、区のほうに直接ご意見をいただくという形でもよろしいと思いますので、言い残した点は、そのようによろしく願いいたしたいと思います。

今、ちょっと話をしている中で、多分そういうことはないと思いますが、ハザードマップの話がたまたま出たものですから、これは名称を出すのがいいかどうか別として、現実だから申し上げますが、私の大学がある越谷市が、ハザードマップで避難場所が、私の今勤務している大学なのです。

ところが、この大学は、土手より少し下がっておりまして、水が出たら非常に危ないところが避難場所になっていて、これでいいのかなど。最近のものをちょっと見ておりませんから、多分、そういうことは北区はないだろうと思いますけれども、どこでどうつくられたのかとちょっと疑問があったりいたしました。

それから、先ほどのマンションの問題ですけれども、やはり住民の方の自主的な組織づくりとか、そういうこともきっと大事ですから、このあたりがまさに行政と住民との協働というところで、ポイントの一つなのだろうなど、ちょっとお話を伺いながら思いました。すみません、私が余分なことを申し上げました。

では、続きまして、今度は、1、3、5、6、それから、8につきまして、まとめてどこからでも結構でございます。およそ8時半ごろまでをめぐりご意見を頂戴したいと思います。どうぞ。

○委員

資料の1のほうなのですけれども、ここで、3ページ目の施策の方向の(1)①の下から二つ目の丸のところ、大規模住宅団地の建替えに際しては、高度利用を誘導しますという言葉があります。これは、先ほどの説明の中にもあったような気がしますが、具体的には、高度利用を誘導するというのは、どういうことを意味しているのでしょうか。

○区

現在の大規模な住宅団地は、どちらかというと、非常に環境としてはいいのですけれども、余裕のある建て方をしております。そういう意味では、都内のなかなか便利な土地で、少しゆとりがある建て方をしておりますので、そういうものは少し集約をさせていただいて、もう少し高く、それから、容積率も多くしっかり建てていただいて、その余剰の土地をやはりまた、ファミリー層等の住宅供給あるいは公園・道路等に充てたいという意味で、この高度利用という表現をさせていただいております。

○委員

一般論としてはわかるのですが、実際建て替え事例を見ていると、高度利用が突っ走っているなという感じがしなくもないですね。やはり、ゆとりがあって、緑がたっぷりあって、オープンスペースがたっぷりある。これは、今まで議論していた防災の面から言うと、こんなすばらしい環境はないのですね。

だから、やはり市場原理を余り強く出し過ぎない形で、高度利用と簡単に言い過ぎないほうがいいのではないかなと。やはり適正な利用だと思うのです。建て替えるためには、もちろんお金も要るし、ある程度の戸数をふやさなければいけないとかファミリー層を入れるために戸数をふやさなければいけないということはありますけれども、それは適正な規模でやってほしいなど。URなんかがかつては公的な視野でやられていましたけれども、最近は必ずしもそうでもないみたいで、どんどん大きいものを建てるので。

それで、先ほど、マンションの話もありましたけれども、やはり適正な規模でつくらないと、住民の内部での自主的な組織もつくりにくい、きずなもつくりにくい。そういう意味では、やはり高度利用ではなくて適正な利用を図るとというのが、これから求められるのではないかなと思います。

○会長

もっともなご意見だと思います。ぜひご勘案くださいませ。
ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員

3-5の中に空き家対策の検討というところがあるのですが、そのところで、こちらのほうの資料を読んだときに、空き家対策の補助まではあるのですが、強制力みたいなのがないのですね。それで、実際的に自治会であったのが、住人がいないからと、結局安全性の問題、それから環境の問題、それと、そのことを行政側をお願いしても、消防・警察をお願いしても、何も起こらないとそのままになってしまうというのがあるのですね。

ですから、もう少し強制力を持った案をつくっていただけたらと思いました。すみません、お願いいたします。

○会長

これは、テレビで見たとおりいろいろな制約があって難しそうですが、これについて、北区のほうで何かお考えはありますか。

○区

空き家対策につきましてですけれども、今お話にありましたように、空き家というのは、私どもは3種類あるかなと思っているのですけれども、現状のまま、うまく利用・活用可能なもの、それから、修繕等を行うことで活用可能なもの、それか

ら、取り壊しや建て替えが必要なもの、この3つに大きく分かれると思ってございます。

私どもとしましては、まず、優先度を考慮して、取り壊しや建て替えが必要なものに対して、現在、老朽空き家、老朽家屋と言っていますけれども、除却の支援事業を行っております。それは、昨年度、11件壊されている状況がありまして、それから、私どもの建築家のほうで適正に管理されていない建物に対して指導等を行っているということで、それも昨年度は、69件適正管理を行っていただいたという実績もございます。

いずれにしましても、権利者がなかなか特定できない。それから、なかなか除却にも至らないという、防犯上あるいは環境上問題があるということで、現在、区のほうでは、来年度、条例制定に向けて、今お話がありましたような、どこまで強制力が行使できるか、ちょっとその辺も含めて検討中でございます。

それから、また、国のほうでも、今、法案等の検討に入っていると伺っておりますので、その辺も十分注視しながら、条例の制定に向けて作業を進めたいと思っております。

○委員

ありがとうございます。

○会長

あれ、所有者を特定するのは相当難しいのでしょうか。

○区

ええ。本当に難しく、最後には、どなたがお持ちなのかわからない。あるいは、複雑過ぎて、いろいろな方が絡んでいて、どの方にお声をかけていいかわからないというケースもございます。

○会長

ほかにいかがですか。

○委員

(3)の①子育て世帯の定住促進というところで、この転入する子育て世帯への居住支援というのは、非常に魅力的なものだと思います。北区が力を入れているファミリー世帯の定住化ということですがけれども、現在、もし、わかる範囲と申しますか、言える範囲で、具体的にはどういうことを考えておられるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○区

これは、たしか新しく追加した項目ですので、区外の方から呼び寄せるような施策というのをちょっと検討していきたいと考えているのです。

今、北区でやっているのは、区内から区内への転居といったところで、例えば、3世代が同居するときに助成を出すとか、あと、親のそばに住む際に助成を出すとか、ちょっとそういった子育て世帯向きの取り組みは行っているのですが、いまひとつ区外に対しての発信という部分で、まだ薄い部分がありますので、少しそこを手厚くして、区外から転入者を呼び寄せるような施策を少し考えていきたいというのを思っているところです。

○委員

その辺のもう少し具体的な部分というのは、何かイメージとしてあるのでしょうか。

○区

ちょっと例えば、以前、たしか台東区なんかは、新婚の方にしばらく何年間か助成していたというケースもあつたりしたというのは聞いたりもしていますけれども、こうだというのは、まだ今のところ持ち合わせていないのですが、北区の場合、保育園の整備率が23区でトップですので、その部分では、大分魅力的な施策を出していると思っていますので、あとは、やはり住宅の部分が増えれば、一層その取り組みは強化されると思っていますので、そのところをうまく組み合わせていきたいと思っています。

ただ、すみません。今のところ、ちょっとまだ具体的なところまでは検討しているところではございません。

○委員

今から20年くらい前に港区が、いわゆるファミリー世帯向けにたしか月2万円の補助を出したのですね。そうしたら、賃料が2万円上がったという事例がありました。やはり需要と供給で価格が決まるので、2万円の補助が出るということは、2万円を足しても借りられるということになるわけです。そういう方策でない、保育園の充実とかというほうに傾注をすべきだということを意見として申し上げたいと思います。

それから、もう一つ、1のところ、計画的なまちづくりなのですが、国交省絡みのまちづくりということは、カテゴリーとしては問題はないと思いますが、まちづくりという言葉がどうしてもひとり歩きをして、インフラなどハード的整備とか、都市マスタープランということイメージしながら、まちづくりをお考えになられているけれども、一般区民からしてみても、まちづくりという言葉は、それぞれイメージできるものが違うとまずいというのを常々考えています。

特に、この計画的なまちづくりのときに、市民とかの協働という言葉が入っているのですが、それはどうなのでしょう。いわゆる都市整備的なまちづくりとして市民との協働、これはやっていますよね。

だけど、産業振興的なまちづくりもあるし、文化振興的なまちづくりもあって、それぞれがみんなまちづくりと言って、市民との協働と言っている。ここが、前も

ちょっと申し上げたと思いますが、一度整理をしていただけないかというお願いです。生活者にとってみると、全てがまちづくりであるということなのです。

最後に質問なのですが、この3-8のところの自然との共生ですけれども、北区に区民農園というのがあるのかどうか。23区の中で多分持っているところもあると思うのですね。安心・安全ということからすると、区民農園的なものは、必要とされているのではないかと。ドイツですと、市街地があって、その周りをクライネルガーデンと言って市民農園にして、万が一のときには、そこで何とか保てるというまちづくりを進めていたりするので、北区は、運のいいことに河川敷がいっぱいあるので、うまくそういう国交省の河川のほうと交渉していただくというのも、方法としてあるのではないかと思います。

埼玉県のある市ですけれども、市民農園が発達したら、家庭菜園コミュニティーというのができてきて、子どもの健全育成につなげたりとか、食の安心・安全とか、そういうところまで発展をしていっているという事例もあるので、ちょっと質問と方針について、お聞かせをいただければと思います。

○区

区民農園については、北区はありません。委員おっしゃるように、お隣の板橋とかでは流行ったりもしています。その区民農園の考え方につきましては、委員のほうからもありましたように、コミュニティーといった部分もありますし、あとは、北区の場合は、高齢化率が23区で一番高いという中で、高齢者への施策、高齢者がまちに出てくるような仕組みづくりといったことですか、また、土をさわることでの精神的な部分での効果といったものも言われたりもしていますので、そうした中で、考えていく余地はあるのかなとは思っているのですけれども、ただ、いかんせんやはり場所の問題もあります。

ただ、そういった中で、その自治体の外に確保してやるという取り組みをやっているケースもあつたりもしますので、そこの部分については少し検討はしていきたいと思っています。

○会長

ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

○委員

私も、子育て世帯の定住促進という部分についてお聞きしたいというか、意見があるのですけれども、先ほど、委員もおっしゃいましたが、ファミリー世帯を呼び寄せるために数万円を補助するという話ではなくて、そういうことではないやり方を、うまく仕組みをつくるということで展開していくべきではないかとは思っています。

では、どういうものがあるかという、私もそこまで詳しいわけではないのですが、例えば、ファミリー世帯、子育てで共働きの世帯が、どうやったら北区の中でマンションなり、一戸建てを構えられるかという、そこを突き詰めて考えていくと

いうやり方だろうと思うのですが、例えば、住環境条例、中高層指導要綱みたいな、そういったタイプのものが北区さんの中にあると思うのですけれども、そういったものでうまく子育てがしやすい仕様を誘導していくというやり方をやっていくという方法があると思うのですけれども、その辺、何か考えているところがあれば、お伺いしたいという部分があります。

○区

すみません、先ほどちょっと深刻な話をしてしまったので、何となくちょっとばらまきの施策を考えているみたいな印象を与えてしまったかと思うのですけれども、そういうことではなくて、北区はこれまで住宅施策については、ハードという支援ではなくて、ソフトの支援をやっていきましたので、それは今後もそういった方針で少し考えていきたいと思っています。

それで、何で住宅施策なのかといったときに、北区から転居する方にアンケートをとると、やはり住宅が古いからとか、狭くなってきたからとか、そういった意見がやはりほとんどを占めています。その転居した先の行き先を見ると、埼玉が多いのかとちょっと思ったりもするのですけれども、やはり多いのは、板橋とか、豊島、足立、そういった隣接区が多いのですね。

ですので、転居する人の考えとしては、生活圏は変えたくない。ただ、やはり住居の問題があって、転居はしたいということであれば、やはり何らかしらの魅力的な住宅施策があれば、引き続き北区に住んでいただけるし、なおかつ、ほかからも転入していただけるというところで、少し何か考えられないかなというところを、今ちょっと検討をしているところです。

○区

少し補足をさせていただきます。私どものほうで居住環境整備指導要綱という要綱がございます。一定規模以上の集合住宅を建設される場合には、事前に届け出をしていただきまして、私どものほうで必要な公開空地、それから公園、あるいは、先ほどお話がありました子育て支援施設等の要望を出させていただいております。

大規模なマンションにつきましては、やはり子育て施設を入れることが、むしろ事業者にとっても非常にプラスになるということで、結構いろいろと前向きに検討をしていただいている施設が幾つかございます。

そういうことで、その住宅そのものよりも、住宅に付随する付加価値といいますか、子育てしやすい環境、子育てをしやすい良好なといいますか、緑とか、子どもが遊べる空間とか、そういうものを含めて、私どものほうで指導をさせていければと思っております。

○委員

今後、子育て世代を各自治体で取り合うという状況に絶対なっていくしますので、そこで何かきらりと光るような施策を打ち上げていかないと、どんどん豊島区、板橋区に流れていってしまうということになると思いますので、その辺はしっかりと

よろしく申し上げます。

○会長

今、委員が、お手が挙がりましたかね。

○委員

ありがとうございます。委員のご意見に関連して、実は、私は、そのあたり非常に北区として取り組んでみるといいなと思っていた事業の一つで、やはりそういった農園であるとか、私が具体的に考えていたのは、緑化ということの支援というのは、行政が主体となってやるのではなくて、例えば、モデル事業としてある町会の路地に花を植えて、美しい景観をつくることで、例えば、コンペのような形で、この地区はこういう花をテーマに鉢植えを、窓あるいは露地のところに植えて、手入れをしてという活動、そういったことが発生して、例えば、八千代市でしたか、バラの花をまちを挙げて、バラのまちというとても美しいまちになって、それぞれの各家庭でも鉢植えを一つ、あるいは庭に1本植物を植えるという、とても町全体の景観の向上と、あと、つながりとか、そういったことにもつながったという事例をテレビで見たりもして、大変いいなと思ったりもしました。

また、例えば、クリスマスなんかですと、マンションなんかですと、イルミネーションをやるのですけれども、そのイルミネーションも、例えば、複数マンションが固まっていますと結構楽しかったりもしますので、そういったクリスマスイルミネーションの通りのようなもの。例えば、コミュニティーでやることに対して広報していただくとか、ちょっとした支援をしていただくとか、そういった何かきっかけづくりのようなことを行政の方が支援をしていただくということも考えていただいて、そうしますと、やはり子育て世帯というのは、結構そういったイベントに参加をする機会を非常に求めておりますし、一方で、高齢者の方やひとり暮らしの方もそういった活動に非常に参加しやすいと思いますので、そういったソフトの面での事業をもう少し国民寄りに何か考えていただくことも、これから検討していただくとありがたいのかなと思いました。意見でございます。

○会長

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。

○区

今の意見に関しまして、緑化推進モデル地区につきましては、来年度の新しい予算の中で事業化をしておりますので、そこで、一つの町会・自治会のほうで手を挙げていただきまして、そこでまずは展開をして、それを全区的といいますか、広めていきたいという考えは持っております。

○会長

今いただいたようなご意見の施策が少し進みつつあるということですかね。
いかがでしょうか。ほかにございませんか。

○委員

3-6のうるおいのあるのところで、これも資料の1ですけれども、25ページの下から三つ目の丸で、「北区を特徴づけるすぐれた景観を、区民とともに、積極的に守り、育て、創出します」という方向性が打ち出されていて、これは大変いいと思うのですが、その後を読んでいくと、どうも美化と公園づくりぐらいのところでは、何か区民は参加していないような気がして、もう少し景観づくりそのものに区民が積極的にかかわっていけるような場を設けていってもらえるといいかなという気がします。

景観づくりでは、北区景観100選というのを区民の投票で決めたという、割と北区らしいなということをして15年以上も前にやったのですよね。それをやったとき大変盛り上がり、うちの近くのこれが100選に入っているということをかかなり多くの区民の方たちがおっしゃっていたのですが、やはり15年たつとちょっと古くなっていて、中にはなくなっていたりするものもあるので、やはり区民が参加するそういうちょっとイベント的なものを定期的にやっていくとか、そういったみんなが楽しみながら参加できるようなところから入っていける試みがもう一度あるといいかなという気がしています。

それから、景観形成地区、景観形成を本格的に進めるには、景観形成地区の指定をするのが効果的なのですが、これはこの資料4の3ページ目を見ると、96番に「地区の指定」というのがあって、最終的に4地区で、平成22年から平成26年で1地区、平成27年から平成31年で1地区ずつで、今現在2地区で、4地区にするという表なのですが、平成25年度末見込みで言うと、2地区のままなので、平成26年度に1地区指定するとこれは読めばいいのでしょうか。これは質問なのですけど。

○会長

いかがですか。どなたがお答えくださるのかな。

○区

すみません、景観形成地区の指定につきましては、これはあくまでも予定といたしますか、希望なのですけれども、できればこのスケジュールで、地区をふやしていきたいということで、ここに数字が落ちております。

○委員

これも住民の方の気持ちの一つにならないと、地区として意味がないので、指定にもできないと思うのですが、そういう意味で5年くらいに一つというのは、そのぐらいのペースかなという気がするのですが、平成22年から平成26年で一つなので、残りがあと1年しかないから、頑張ってくださいねということです。よろし

くお願いします。

○区

それから、すみません。前段のところで、いわゆる北区の景観100選のご紹介をいただいたのですけれども、今、区の広報誌で一番売れていますのが、この北区景観100選でございます。いろいろな意味で、本当に多くの区民の方が参加していただいて、今でも、北区にこういう景観があるのだなということをご皆さんが興味を持ってごらんになっていただいているということがございますので、それと匹敵するかどうか、できるだけこの機会、今、景観形成地区の検討とか、それから景観の計画を策定しておりますので、その中で区民の皆さんに少しでも景観について考えてもらう、景観とは何かということを改めていろいろと興味を持っていただくような行事といたしますか、何かそういうものは考えたいとは思っております。

○委員

私も景観について少し質問をさせてください。私も、仕事として景観計画の策定に幾つかかかわらせていただいているということで、ちょっと専門的な部分になってしまいかもしれないのですけれども、今、平成26年度に景観行政団体になって、その後に景観計画を策定するというスケジュールですという話はあったのですが、この景観計画の重要なところとして、届け出に基づく誘導を実効性を伴ってやるという、その部分は確かにあるので、そのところはぜひやってくださいというところなのですけれども、やはり景観をもっともっとうまく使えるとは思ってまして、今回のテーマであるきずなづくりとか、そういうところにも景観を豊かにする、きれいにする、それから、魅力的なものをふやすというところで、うまく区民参加といったものを積み重ねていくテーマとして、景観はとてもうまく使える要素だと思っています。

私も、例えば、町田市で景観づくり市民サポーターというものを立ち上げて、その市民の皆さんが、景観の普及啓発についていろいろな取り組みをしていただくとか、それから、ハンギングバスケットというものを皆さんで作成してもらって、それをまちに飾っていただくということをやりながら、コミュニティーとかきずなといったものをうまく高めるといったところと、景観をうまく豊かにしていくという観点で捉えられると思いますので、ぜひ景観計画の策定に当たっても、そういった区民参加、区民協働による景観づくりといったところをどんどん打ち出していただいて、その中でこれからもうまく動いていけるような形にしていいただければと思います。

○会長

そうだね。北区だってあれですもんね、王子稲荷とか落語なんかに出てくる名所はないわけではないのだけれども、本当に地味だね。というか、宣伝を余りしないのですかね。もったいないという感じがしますけれども。

今のご意見は、よくお聞きいただいたと思いますが、交通関連のところ、全然

ご意見がまだ出ていないのですが、いかがでしょう。どうぞ。

○委員

コミュニティバスのことについてちょっと伺いたいと思います。この資料4の3ページのところに、89番、「コミュニティバスの運行」と書いてあります。これの全体計画並びに必要量、前期・後期の計画ということで、ちょっとご説明をいただきたいと思っています。

というのは、現在、駒込ルートというのでしょうか。大変好評で、あの地域の方は、ある意味恵まれているなということで、今、北自連の中でも、いろいろなご意見が出ていまして、我がほうには、ぜひというお話があちこちに出ています。

ただ、何か計画がいろいろあって、候補地が5地区ぐらいはモデル地区として手が挙がっているのだとかと、いろいろなうわさ話は、きょうは出ておりませんが、そこについて、現行でお話しできる範囲でご説明をお願いしたいと思います。

○区

コミュニティバスの運行についてです。以前、今走っております西ヶ原東・田端のルートですけれども、それを選定するために検討委員会を設けまして、さまざま検討いたしました。その結果、5地域が候補地区として、まず選定されて、その中で事業採算の問題、それから、運行ルートの問題等、ここのルートであれば、どうにか走れそうだということで、現状のルートが今走っているところです。

現在、当時の検討について、すみません、ちょっと正確に年数が出てこないのですけれども、随分年数がたったということで、改めてその地域について時点修正といたしますか、今の社会情勢、あるいはその地域の実情等を踏まえて、再度、その検証は行っております。

そうは言いつつも、今、コミュニティバスというだけではなくて、いわゆる高齢者・障害者の皆さんがお使いになる交通については、公共交通——区内公共交通手段という表現に今変えまして、民間事業者の力もかりながら、便利な交通手段を考えていこうではないかという考え方に切り替えつつあります。その両方をにらみながら進めておりますけれども、少なくとも、現段階の検討の中間段階ですけれども、コミュニティバスにつきましては、事業採算性に非常に大きな問題がある。数千万円の赤字になるというのは、確実に見えているという状況でございます。

○委員

この表で見ますと、31年度目標「3路線」と書いてありますが、これは変わらないのですか。

○区

これは、今の基本計画2010で計画した路線数です。今、最新のものとしては、来年26年度から3年間の中期計画というのを今つくっていまして、これが最新の計画になるのですけれども、ここの中では、その平成26年度から平成28年度ま

での間には、1路線、これは、具体的に申しますと、浮間地区を走っています民間のバス事業社、バス路線があるのですけれども、そこと区のほうの協働事業ということで、1路線を整備するというのが、今のところの最新の計画です。

この後、今、2010の改定を議論していただいているのですけれども、次の基本計画の中で、今、部長のほうから、検証中というお話がありましたけれども、その検証計画を踏まえて、再度、どういった計画数にするかというのを、次の基本計画の中で打ち出していきたいと考えています。

○委員

コミュニティバスという表現からすると、当然、採算が合わないのは、当初から承知の上でやったのだと思っております。

それで、今、1路線、平成26年から平成28年とおっしゃいましたか。これはもう既に議会なんか通って、浮間地区にできるということは決定しているのですか。今、そこまで決まっているの。各地区、大分評判が高いので、あえてご質問をしました。ありがとうございました。

○会長

今のお話で、非常に素朴な疑問なのですが、コミュニティバスと呼ばれている交通機関で採算がとれているところというのはあるのですか。

○委員

採算がとれているのは、ないのではないですか。

○区

最近調査した中では、採算がとれているところはないと認識しております。北区が、場合によると来年度、少し黒字になるかもしれない。

ただ、バスが今度傷んできておりますので、また、新たな減価償却費が出てくるということで、黒字になるのは、数年、その後はまた赤字になるという状況になるかと思えます。

○会長

とはいえ、本当に、私なんかは運転免許を持っていませんし、車がないですから、買い物難民になるとどうしようかという話が現実でありまして、非常に難しい問題だなと思えますね。

どうぞ、おっしゃってください。何でも結構です。

○委員

ありがとうございます。

自分も今、子どもを育てている世代なので、ファミリー世帯というところは、やはり気になってどうしても見てしまうのですけれども、自分は、もう一番下が大

きくなってきたので、保育園に預けるとか、そういった場面ももうなくなってきてしまったのですが、それでも、例えば、この前の大きい地震なんかがありますと、自分が働いていて、自分はちょっと今、青山のほうに行っているのですけれども、もし、そこで起きてしまったら、子どものもとにはすぐ帰れないわけなのです。

もっと子どもの小さいお母さんも多分望んでいることなのですが、できるだけ自宅の近くで働きたいと思うのです。

そういった、またちょっと管轄するところが違ったりすると思いますし、ただの母親の希望と言われてしまえば、本当にそのとおりなのですからけれども、女性が家の近くで働けるということは、やはり大切なことなのかなと、私は身を持って感じていますし、できればそうなってもらいたいので、ただハローワークとかで、よくチラシが駅に置いてあったりするのですけれども、週5回とか週4回とかあるものに、母親は学校の行事もあるし、いろいろなことでなかなか手をつけられなかったりするので、例えば、それを週4日とか行かなければいけないものでも、例えば、二人でやったらできるのではないかとか、いろいろな考え方ができる職もあると思っていますので、それは、きっとまた、北区役所ではなくて、違うところでやるお仕事なのかもしれないのですけれども、そういった働きかけのほうをぜひ、会社ですとか、個人事業者の方にしていただけると、近くで少しずつ働いていけるお母さんがふえていくのかなと思っています。

やはり自分の家だけにいると、とても人間の視野は狭くなってしまうので、少しでも社会に出ていくことで、最初のほうにもありましたが、ボランティアに向かう意識がまた出てくるものと思っています。

ですので、必ずそのようによくしていただいた母親というのは、成長してから、また社会に返していけるものだと思っていますので、何か働きかけをしていただけることがあったら、そういったことも子育て世代への支援ということで、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○委員

多分きょうのテーマとちょっと違うのかもしれないのですけれども、働き方がここ5年くらいで変わってきてまして、クラウドコンピューターが進めば進むほど、わざわざ満員電車に乗って会社に行かなくても済む、そういう可能性を持ってきたことは事実で、企業の中では、サテライトオフィスというのをつくって、本社まで通勤しなくても済むという会社も出てきています。それは、今、大きい会社がそういうのですけれども、行く行く、そういうことでは中小企業向けに複合で、共同でそういうサテライトオフィスをつくるというものを誘致してくる。そういう誘致とあわせて、例えば、規制の緩和措置とか、それから、容積率のアップとか、何かさまざまな仕掛けをすると、ある意味、ディベロッパーもそういったところに同調してくる。子育てがしやすく、働きやすい場所となれば、それなりの今度は価値が出てくるわけで、そういうことからすると、きょうの話にもつながってくるかもしれません。働き方が随分変わってきているので、可能性は大きいので、私は期待したい

と思っております。

○会長

今の話は、多分3-4に少しかかわって、情報なんていう問題も多分あるのだと思うのですけれども、先ほどお伺いしたところでは、今、委員がおっしゃってくださったようなことは、必ずしも計画の中にはないですね。でも、恐らく視野の中には入れてもいいのかもしれませんが、非常におもしろいご意見だと思います。

今の件で、何かそちらからお話がございますか。特にはございませんか。

○区

具体的には何もありませんけれども、確かに働きやすい職場環境とか、職住接近ということで、このごろ都心回帰ということもあったりもして、少しでも都心の中で勤め先まで1時間もかからないで行けるよという話があるかと思えます。

産業のところや何かでは、北区は中小企業がほとんどということもありますので、委員がおっしゃったように、大企業では、だんだんそういうことも進んできているとは思っておりますけれども、そういうこともハローワークや何かも含めて、産業界とお話をする機会があったときにお話をさせていただきたいと思っています。

○会長

ありがとうございます。

では、時間はまだ若干残っておりますのですけれども、あと2項目残っておりますので、そちらにまず進んで、また必要があれば少し戻ってもよろしいかと思えます。

そうしますと、次は、7番目です。持続的な発展云々というところ、これについてどうぞご意見等ございましたら、お願いいたします。

環境の問題、それから、ひところ流行語のようになったエコとか、そのあたりの問題かと思えますけれども、いかがでしょう。

では、特にございませんようでしたら、もう一つ、情報が残っておりまして、そのほうも含めてでも構いませんし、少し情報のほうに行ってみましょうか。何かございましたら。いかがでしょう。この辺は、もしかすると委員が何か。

○委員

情報は、発信するのと、あとやはり出すほうですね。それから、区民からのアプローチに対してどう応えるかと両方の面があって、そのリテラシーというのでしょうか、それが大事だと思うので、それを区民に対して、教育というところちょっと上から目線になってしまうのですけれども、どう手だてを考えておられるのかというのが1点。

あとは、大学がこちらに来て、情報系の学部が来るという話も伺っていますので、そのあたりを使わない手はないと思うので、何か有機的な関係づくりみたいなものを、今の段階でアイデアがあるのであれば、お伺いしたい。2点、ちょっとお伺いします。

○区

情報リテラシーは非常に大切だと思うのですが、過去においては、IT講習会という国の事業がありまして、それを使って、北区でも区民の方のパソコンとインターネットを使うということを講習会として、大規模にやったということがあります。

それとあと、区の中では、学校教育の中でITの教育をしていくというのが大きな柱になっているかなと思っています。そういう意味で、コンピューターあるいは携帯電話、スマートフォンを使うというレベルでの話というのは、相当インフラも含めて普及してきたかなとは思いますが、リテラシーという意味では、いわゆる情報に関するさまざまな判断能力をどう培っていくのかということについては、結構大きな問題があるかなと思っています。

ただ、これを、では具体的にどういうアプローチが可能なのかというのは、なかなか正直悩ましいと思うのは、やはりその区民のニーズといかに組み合わせさせていくのかというところが大きなポイントになるのかなと思っています。

それと、大学の活用についても同じようなことが言えて、いわゆる一般の区民のレベルなのか、あるいは産業的なレベルなのか。産業の中でも、中小企業の底上げをしていくというレベルなのか、先端的なものを狙っていくのか、その辺の狙いどころも含めて、検討が必要なかなと思っています。

ただ、やはり、行政としてその辺をどこまで踏み込んでできるのかというのは、正直悩ましいところで、どうやったらこれができるのかというのは、なかなか難しいなという感想は持っています。

○区

大学との連携との関係で、今、東洋大学のほうが赤羽台に来るということですが、ただ、今、計画されているのは、既存の学部が移転ではなくて、何か新しい要素を取り入れたかなり先進的な学部をつくって、そこに誘致したいという意向も伺っているところです。ですので、その辺は、少しそういったところも見据えながら連携していきたいと思っているのですが、今、具体的に動いているのは、産業の関係になっています。主に産業の関係で少しワンストップの窓口をつくって、連携をしていくというところを今、検討をしているところでございます。

○委員

ちょっと時間がありそうなので、いいですか。すみません。区民とのリテラシーの問題で、やはりスマホがすごく普及してきたことで、大分こういうパソコンを開いたりとかというのは様子が変わってきているので、スマホ対応というのは、私は、結構大事なのではないかと思っていて、やはり大きなパソコンの画面で見るホームページとスマホ対応というのは違うと思いますので、そのあたりのところは、ちょっと積極的にやっていくと区としての売りになるかなというのが1点。

それから、もう一点は、これも大分前なのですが、電子マネーがカードでエディとかああいうのが出たときに、東北のあるスーパーがそれを使い始めて、お年寄りの方はそれは使わないだろうという見込みだったのですが、実際にやってみたら、お年寄りの方の利用率が圧倒的に高かったのですね。

これは、私も大分そうなのですけれども、何か財布の中から1円玉を引っ張り出したりするのは、もう大変時間がかかってしまって、レジとか、お年寄りの方なんかは特にそうで、そういうときには、例えばそういうのがむしろ高齢者の方にとって、すごく便利かもしれないけど、今は、もうそういう電子マネーがカード式ではなくて、こういうスマホに携帯電話にどんどん入っていますから、何かそういうのを積極的にちょっとぐっとやると、ただ単に、ICTを活用しようというのではなくて、高齢者にとって優しいICTの使い方みたいなのが、区の行政の売りとして、テーマにならないかなという気持ちでいるのですけれども。

○会長

確かにそうですね。

○区

ホームページの件だけちょっと。ホームページは、今、リニューアルを計画しています。アンケートというか、何でアクセスが多いのかといたら、やはり4分の1は、スマートフォンかタブレットということがわかりました。そういうことも含めて、平成27年の2月、今度の2月に新しいホームページをつくる予定でありますけれども、そこでは、非常にそのタブレットあるいはスマートフォン対応にできるような形を考えているというところでございます。

○区

電子マネー、私も毎朝、KIOSKで買い物をするのですけれども、買い物をしている人の半分以上がSuicaとかそういう電子マネーで、多分3分の2くらい、現金で払う人はほんの少ししかないという感じで普及してきているのかなとは思っています。

電子マネーを使うこと自体は、コンビニに行ってnanacoくださいと言えば使えるようになるので、それほどハードルが高い話ではないと思うのですけれども、その活用をどうやって、行政として広げていくという話になるのかというのは、電子マネーが直接ではありませんけれども、いろいろな公共料金とか、税とかいろいろな使用料なんかでのそういう活用ができるのかどうかということは、大きな一つの課題だと思っています。

前に比べて大分ハードルが低くなって、特にクレジットカードなんかもハードルが低くなってきていますので、その辺は、今後、使う条件が相当熟してきたのかなという感想は持っております。それは、ぜひ取り組みたいと思っています。

○会長

はい。

○委員

多分、利用者側からどう使うかということ、これから見ていく時代ではないかと思うのです。確定申告が電子申告になって、その書類を制作する時間が5分の1ぐらいになっているのですね。利用者側の視点で改良が加えられているのですね。それと同じように、利用者側からこのITを使ったらどう便利かということをよくご意見を聞くというのが、多分ここの利便性の高いまちづくりにつながるのではないかと思います。

もうそうなっているのかもしれませんが、例えば会議室だとか、こういう会場の予約は、インターネット上であいているかどうかがわかって、なおかつ、ネット上で申し込みができて、コンビニで決済ができるとか。もう民間では当たり前のことが、恐らく行政側だとできてないということもあるかもしれないので、そういう視点で見ていくのがいいのではないかと思います。

それと、ある過疎地域なのですけれども、一人住まいのお年寄りのところにタブレットを配りまして、安否確認に使っているというところもあります。その地域のイベント情報がリアルタイムでどんどん更新されていて、きょう、どこで何をやっているのかとか、何があるのかというのが変わっていくので見たくなるのですね。

見に行ったかどうかで安否確認をしているので、行政側が一方的に情報発信をする仕組みだけではなくて、区民が相互に交流するために必要なネットワークを整備し、運用はむしろ行政がやるよりも民間に任せていくという、そんな仕組みができてくると、タブレット時代を目の前にして、相当利便性の高いまちになっていくのではないかと思いますので、意見として申し上げました。

○会長

今、ずっとお話を聞いて、それから、先ほどの委員のお話のいわゆるリテラシーというのか、それも非常にハイレベルなものというよりは、使いこなせレベルで、ちょっと高齢の方だと、まだやはり抵抗感があって、お使いになれないというケースがあると、では、そういう方をどうするのかということも多分これから問題だと思いますから、そのあたりも含めて、今のようなご意見のご検討がなされるとよろしいかなと思います。

はい、どうぞ。

○委員

今、おまとめいただいたようですけれども、それに加えて一つだけ要望がございまして、こちらの項目の中で、情報セキュリティー対策の徹底というものがございまして、利便性が高いこういった情報化が進みますと、さまざまな個人情報も集まってまいりますので、そうなればなるほど、セキュリティーというものが大事になってくると思います。

技術的な側面というよりも、これは個人情報を扱う事業者としてのスタンスなの

ですけれども、今、民間の企業は、個人情報扱うものとして、どういう態度で情報を扱うかというのをそれぞれ開示していると思います。それは、もう行政の方にも求められると思いますので、行政としても、その情報のセキュリティーについては、きちんと責任を持つということをここでしっかりと明記をしていただきたいと考えます。

例えば、うちの職場などでも、例えば、その個人情報に対しては、その権限がそれぞれの職位とか職制によって決められておまして、同じ職員でも、アクセスできるものとできないものというのは、当然出てまいります。そういった整理も行政の中で当然されていると思いますけれども、やはり区民にどういった情報セキュリティーの仕組みをつくっておられるのか、そういうスタンスもせっかくの機会ですので、ここに付記していただくとよろしいかなと思いました。これは意見でございます。

○会長

ありがとうございます。

では、あと10分ほど、今度は、特にどの項目と申し上げませんから、今までご意見ができなかった方も含めて、どこでも結構ですので、お手を挙げてくださればと思います。いかがでしょうか。

○委員

すみません、情報のことでもう一つだけ。これはもう単純な、ちょっと記録に残していただければいいぐらいのご提案なのですが、セキュリティーの話も出ましたけれども、自治体で大体自前でサーバーを置いて、自前で管理している例がほとんどなのですね。

ですけれども、先ほど委員から指摘がありましたように、クラウドが非常に普及してきていて、そこをむしろ自前のサーバーを攻撃されるリスクよりは、サーバーに置いたほうがリスクが少ないといった点もあって、今、多くのところがそういう自前サーバーではなくて、クラウドに移し始めています。

例えば、東洋大学は、学内の公式メールを全部Gメールにしました。それで、もう学内にサーバーを置かないで済むので。ご提案は、全国の自治体に先駆けてサーバーを使って、上手にやって安く・安全にできるみたいな可能性もあると思うので、そのアイデアだけちょっと議事録に載ればいいなと思って発言しました。

○会長

私の大学も、自前のサーバーでメールをやっていたのですがクラウドサービスのほうに今移行をしまして、当初、やはり教員の中には抵抗感を持って、何で第三者のサーバーを使うのかということがあったのですが、実は、自前のときは攻撃を数回受けているのですね。その後はないのですよね。

ですから、やはりどうもそういう時代になってきたようだなという感じがいたします。委員のおっしゃるとおりかなと思いますね。委員のおっしゃることも非常に

よくわかりました。

いかがでしょう。もうあと5分ほどと思います。何か、はい、すみません。

○区

情報システムをどう管理するかというのは非常に重要な問題でして、大きな流れの中でクラウド化の問題は避けて通れないと、私は考えています。

ただ、クラウド化というのは、あくまでも一つのシステムなり、ハードウェアなり、ソフトウェアのシステムを、多数の利用者で共有するから低いコストで利便性の高いサービスを受けられるということでございますので、そういった中で、セキュリティー情報システムの安定性とかセキュリティーの話と、利便性・効率化の話とをどういうレベルでバランスをとっていくのかということについては、やはり公的なシステムの中身によると思いますけれども、基幹システムについては、やはり相当慎重な対応も一面で必要なのかなと思っています。

○委員

いや、そのとおりなのですけれども、これは、東北の大震災のときの自治体が、やはりサーバーが全部いかれてしまっているのですね。

だから、そういう意味で、おっしゃったことはそのとおりなのですけれども、自前で置くことのリスクと、外に置くことのリスクの勘案の問題で、私は、意外とそこは微妙なところがあるなど。すみません、意見です。

○会長

ということでございます。

では、時間があと十数分残っておりますけれども、もう一方、お二方、どうぞ。

○委員

それでは、3-5の大規模住宅団地の建て替え・再生というところについてお聞きしたいと思います。先生からも少し前にお話がありましたが、ここで書かれているのは、大規模団地の建て替え・再生というお話になっています。北区の課題として、やはり密集市街地と、それから、大規模団地の再生というのは、大きな課題だと思っておりますが、その大規模団地の建て替えが起こる部分について、例えば、赤羽台団地とか桐ヶ丘団地とか、そういったところは、もう建て替えが進んでいるということで、課題は解消されるだろうとは思っているのですけれども、それ以外の団地というのは、北区の中にもたくさんあると思います。

そういった部分について、どうお考えになっているのかといったところをお聞きしたいとは思っています。なぜかという、例えば、高齢者の割合というものを考えたときに、やはり今の団地というところで、高齢化がとても高い状況にあるというところもありますので、そういった点で、建て替えが起こる団地だけではない部分で団地への対応というのは必要であろうと考えているところと。

それから、例えば、高島平団地なんかですと、お隣の大東文化大学とうまく連携

をして、その学生を安く住ませることで、そこの自治会活動に参加してもらおうといったことで、うまくその地域と大学とが団地を介して、まちづくりを行えているという事例も幾つも見られますので、そういったことを例えば、北区のまだまだ建て替えが起こらないであろうという団地で、ただ高齢化が進んでいて、地域にとっては課題だといったものに対して、うまく対応をしていくというやり方があるのではないかと考えているのですけれども、その点、展望がもしあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○区

いわゆる大規模団地だけではなくて、団地の特徴的な課題として、やはり高齢化というのは否めないと思います。どこの団地も高齢化の中でいかにコミュニティを強化して、それで見守りを強化して、まちの活性化を図るかというさまざまな検討をしているのですけれども、現段階ではまだ、これといった施策といますか、うまく機能していないという状況だと思っています。

ただ、現在まだ具体的ではないのですが、都市再生機構等とも、この高齢化について、何らかの形でモデル的な事業ができないのだろうかということは、それぞれ協議をしているところです。既に団地と、それから、町会も含めて、高齢化の高いところでいわゆるどういう施策というか、どういう課題があるかということは、一度研究をしたことがありますので、その結果も含めて、団地の高齢化、実は、ほかの自治体では既にいろいろな動きを始めているとは認識しておりますので、その辺も研究しまして、赤羽台あるいは桐ヶ丘の団地等の中で、こういうことが北区として、まちづくりとして、進められていきますということが何かしら打ち出せるというなと思っています。

○会長

ありがとうございます。

まだ、ご意見はおありかと思いますが、そろそろこのあたりで切り上げまして、また、毎回申し上げておりますように、今回、ご意見をいただけなかった委員さん方、どうぞ直接事務局のほうに、また、文書でお出しいただいてもよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

では、本日の議論については、このあたりで切り上げたと思いますが、事務局のほうから何かございますか。

○区

それでは、今、会長のほうからもありましたけれども、本日、ご意見を言い足りないところがございましたら、メールでもファクスでも構いませんので、事務局のほうにお寄せいただければと思います。

そして、次回の検討会の日程でございますけれども、既にスケジュールをお配りしてございますが、次回は4月22日、火曜日になります。時間と場所は、本日より同じになります。

基本計画につきましては、本日で各分野の議論が一通り終了いたしましたので、次回は、経営改革プランを少しメインにご議論をいただきたいと思っております。

それと、基本計画につきましても、今までの部分の総括的な議論を少しお願いできればと考えております。ご案内のほうは、また別途させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○会長

では、次回は、4月22日ということでございます。よろしくお願いいたしますと思っております。

本日は、これにて閉会したいと思います。ありがとうございました。

「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の改定のための検討会 第6回 議事録

日 時：平成26年4月22日（火）午後7時00分～午後9時00分

場 所：北とびあ 飛鳥ホール

1 開 会

2 前回議事録の確認

3 議 題

- (1) 経営改革新5か年プランについて
- (2) 検討会のまとめ
- (3) その他

4 閉 会

出席者	平沢 茂会長	北原理雄副会長	
	岩崎美智子委員	川村匡由委員	松原 聡委員
	池田幸恵委員	後藤 豊委員	鈴木将雄委員
	高橋信子委員	田辺恵一郎委員	新田 潔委員
	松坂典良委員	佐野雄二委員	中田千穂委員
	藤本由美子委員		

質疑応答

○会長

では、委員は多分、間もなくご到着かと思いますが、本日、3委員がご欠席ということで、1名の委員が少しおくれてこられるということでございます。ですから、もう間もなくと思います。始めたいと思います。

本日が、第6回目ということでございまして、あと残すところ、きょうと次ということで2回だけになりました。

では、初めに事務局のほうから資料等の確認をお願いできますか。

○区

それでは、資料のほうを確認させていただきますけれども、事前にお配りさせていただいたものとして、本日の式次第、そしてまず経営改革プランの関連の資料になりますけれども、資料1として、経営改革プラン改定のための検討資料、そして参考資料1として、(仮称)「北区経営改革プラン2015」の体系図、そして資料2として、北区の行財政改革の取り組み、そして参考資料2として、北区経営改革新5か年プラン項目別実施状況、そして次に、基本計画の関連の資料になりますけれども、資料3として、主な意見と対応の表になっています。それと、資料4が、施策体系図というところでございます。

それと、本日席上にお配りさせていただきました資料として、前回の議事録、それとこちら経営改革プランの関連の資料の部分、資料1のところについて訂正がございましたので、その訂正版の資料を本日皆様の席上にお配りさせていただいております。

以上でございます。

○会長

よろしゅうございましょうか。資料、もし何か途中でございましたらおっしゃってくだされば、事務局のほうからお届けできると思います。

それでは、本日は、大きく二つの議題がございまして、一つが経営改革プランについてご説明をいただいて、少し質疑応答と、あるいはご意見を頂戴するということ。それから、もう一点は、今まで現状と課題、それから施策の方向について議論してまいりましたけれども、それについてまとめの議論をしていきたいと考えております。

本日、おおむねまとめの議論を経まして、次回7回目は答申の文案について文言の検討、チェックなどをしたいと思っておりますので、基本的に中身に立ち入るのは本日が最終ということに一応なりますので、どうぞそのあたりも踏まえてご意見を頂戴したいと思います。

では初めに、経営改革プランにつきまして、区よりご説明をお願いいたします。

○区

それでは、私のほうからご説明させていただきます。

4月から組織名称が変わりましたので、よろしくお願いたします。

それでは、第1回目、第2回目と北区の現状と課題、また経営改革プランの実施状況についてご説明させていただきました。本日、資料1につきましては、おさらいになるかもしれませんが、人口に関するもの、財政状況、また、他区と比べた北区の現状と課題となっているところでございます。

また、資料2につきましては、次の経営改革プランの必要性や方向性などを示した資料になっているところでございます。

それでは、資料1からご説明させていただきます。なお、今回は事前に資料を送付させていただいておりますので、簡潔にポイントだけご説明させていただきます。また、本日、資料1の訂正版ということで一番最後のページ、10ページになりますが、こちらが新しい訂正後になりますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料のほうから説明させていただきます。1ページでございます。中段のところでございます。65歳以上の人口構成比になるところでございます。東京都全体と比べて、どの年度でも北区は上回っているという形になるところでございます。

飛ばしまして2ページでございます。中断③の人口の増減率、2010年から2050年でございます。出典は、「東京の自治のあり方研究会」の資料でございますが、2010年と2050年と比べて、港区、江東区、中央区が人口増加する中、北区、中野区、渋谷区につきまして、20%以上30%未満でございますが、人口減少が見込まれるところでございます。

続きまして、3ページでございます。中段、⑤生活保護受給者の状況でございます。グラフにつきましては、北区は平成24年度9,712人、2.91%の保護率で、年々増加傾向にあること。その下の四角の囲いの中でございますが、ほぼ人口が同規模の品川区、中野区と比べると人数、保護率とも高い数値という形になっているところでございます。

恐れ入ります、4ページ目でございます。上段のほうでございます。(2)公共施設の更新需要の急増でございます。①施設の建設、改築経過年数でございますが、昭和30年代後半から昭和40年代前半に建築された施設が多くなっているところでございます。中段のグラフにつきましては、区立小・中学校の建築経過年数のグラフでございますが、築40年以上が86%を占めているところでございます。

5ページでございます。5ページは、③公共施設の状況と建替え・改修費用で、上段と下段にグラフがあるところでございます。上段のグラフにつきましては、旧耐震基準(昭和56年以前)の建物が多くあるということ、下段のグラフにつきましては、公共施設の建替え・改修などにかかる経費の試算でございます。平成23年から平成42年までの年単位の平均が95億6,000万円、平成43年から平成62年までの年単位の平均が75億6,000万円という形になっているところでございます。

北区では、過去10年間に公共施設の建設や改修に使った費用につきましては、60億円程度という形で推移しておりますので、財源確保が課題となり、公共施設

の有効活用が今後必要になってくるというところがございます。

続きまして、6ページでございます。北区の財政状況でございます。（1）歳入の構造で、下段の②歳入における他団体との比較でございます。北区は、23区の平均と比べまして特別区税の割合が低く、特別交付金に対する依存度が高いところがわかるところでございます。同じ程度の人口規模である品川区と中野区と比べても、歳入構造の違いが見てとれるところでございます。

続きまして、飛びまして9ページでございます。9ページにつきましては、主要5基金の残高の推移でございます。平成25年度につきましては、見込みでございますが、396億円の基金があるところでございますが、中段の②基金の活用計画のところでございます。北区中期計画（平成26年度～平成28年度）における主要5基金の活用計画は以下のとおりとなっております、約350億円の活用を予定しているというところでございます。

この活用というのは、基金を取り崩すということになりますので、基金の残高が大幅に減って約40億円程度になるということになるところでございます。平成28年度以降は、基金が大分少なくなるということも想定されまして、厳しい財政状況が続くものと考えているところでございます。

こちら、施設建設基金、財政調整基金とまちづくり基金というのが中期計画のほうから抜粋させていただいたものでございます。

続きまして、資料2のほうをごらんいただければと思います。資料2におきましては、1、基本構想における行財政改革の考え方でございます。北区の全ての実施計画につきましては、議会の議決をいただいて基本構想の考え方を踏まえた上で策定されるという位置づけになっているところでございます。

経営改革プランにおきましても同様の考え方になるという形になるんですが、その基本構想の中で定めておりまして、第6章、囲みの中でございますが「基本構想を実現するための区政運営」という項目がありまして、その中でお示しの考え方、「主な項目」というのがありますが、示されているところでございます。

中段より下の2、経営改革5か年プランの改定に当たっての考え方でございます。今後も厳しい行財政運営が続くことが想定される中、複雑・多様化する多くの行政課題に対応するため、継続的に経営改革を行う必要があること。

二つ目の印でございますが、現行の経営改革プランを継承しつつ、北区基本計画の実現、基本計画2015のための資源調達、健全で安定的な行財政運営を確保し、区民サービスの向上に努めると考えているところでございます。

3、経営改革の方向性でございますが、これまでの現行の経営改革プランにつきましては三つの方向性を示させていただいたところでございますが、今回の改定に当たりましては四つの方向性に基づき実施すということで、事務局のほうでお示しさせていただきました。

区民とともに～地域のきずなづくり～、多様な主体との連携と行政が担う役割の見直し、簡素で持続可能な行財政システムの確立、この三つは前回のものを周到しているものでございますが、一番下の丸、最後の丸でございますが、公共施設のマネジメントにつきましては、新しく加えさせていただいたものになります。

こちらのほうにつきましては、別途お配りしております参考資料1をごらんいただければと思います。こちらの表になっているほうでございます。

こちらのほうは、目的がございます。「北区基本構想の実現」、「基本計画2015のための資源調達」、「健全で安定的な行財政運営の確保」となっており、これらを実施するに当たりまして、区民サービスの向上につながるということでございます。

方向性でございますが、先ほどご説明させていただきましたが、四つお示しさせていただきます。

1「区民とともに～地域のきずなづくり～」でございますが、区政の基本である「区民とともに」は、本改定におきましても引き続き追及されるべき課題であると認識しております。情報の共有化や区民参画の一層進めるとともに、区の最重要課題である地域のきずなづくりに重点を置いた取り組みをさらに進めていくというものでございます。

続きまして、2でございます。「多様な主体との連携と行政が担う役割の見直し」でございます。区は、民間団体やNPOなどの公を担う多様な主体の連携を図りながら、それらの主体と意欲と能力を十分に発揮できる環境を整えていく必要があると考えております。

また、限られた資源の中で、質・量とも増大していく行政需要に的確に対応していくため、既存の事務事業などのさまざまな官民の役割の見直し、区が担う役割を明確化することで新たな需要への対応、サービスの適格な取捨選択という形になるかもしれませんが、そういったことを進めていくというものでございます。

3でございます。「簡素で持続可能な行財政システムの確立」でございます。こちらは、引き続きになりますが、内部努力の徹底を図りながら簡素で無駄のない行財政システムをつくり上げていくことが大切だと思っております。また、職員の遂行能力の一層の向上を図るとともに、社会保障・税番号制度など、新たな制度を活用いたしまして、より簡素な組織体制や業務執行の仕組みづくりを進めてまいりたいと思っております。

また、適正な受益負担を求めていくことや、新たな歳入確保の導入など、財源確保に向けた積極的な取り組みを進めてまいりたいと思っております。

4が、新しく追加させていただきました。「公共施設マネジメントの推進」でございます。今後、老朽化した公共施設の建てかえや改修など、多額の更新費用が必要となるところでございますが、財政状況が厳しさを増す中、将来的に負担できる更新費用は現在より少なくならざるを得ないところでございます。このような状況の中、限られた資源の中、区民サービスの向上を図るため、平成25年7月に北区公共施設再配置方針というのを策定いたしました。公共施設のあり方の見直し、施設の有効活用や維持管理コストの削減など公共施設のマネジメントに取り組んでいきたいと考えております。

例示でございますが、総量抑制、維持管理コストの縮減、長寿命化、情報の一元管理、統廃合・廃止、用途転換・集約化・複合化、有効活用という形でお示しさせていただきます。

それでは、恐れ入ります。先ほどの資料2に戻っていただきまして、続きでございますので、資料2の1枚おめくりいただいたところでございます。4、新たな経営改革の項目案としまして、これまでの継続のもの、新規のものを合わせて資料のとおり事務局のほうで考えさせていただいたものでございます。もちろん、これだけではなくて、また新たに精査して新たな経営改革に対する項目は検討していきたいと思っているところでございます。

ここで、すみません、資料の誤植があります。一番下の丸の公共施設のマネジメントのところでございますが、一番上の米印のところ、学校施設跡地の有効活用がありまして、その三つ下、また学校施設の跡地の有効活用と同じものが入っておりますので、片方を消していただければと思います。申しわけございません。

また、裏面でございますが、参考といたしまして、現経営改革プランの進捗が遅れている項目、一部実施、検討継続も含まれますがお示しさせていただきました。これらにつきましては、次の経営改革プランに方向性を変えるものもありますが、継続して実施に向けて検討を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、参考資料の2でございます。こちらは、北区経営改革新5か年プランの項目別の実施状況でございます。先ほどの参考より、こちらは全部になりますので、全項目を入れさせていただいたところでございます。

実施、一部実施、検討継続、未実施など、それぞれの実施状況をあらわしているところでございます。また、この資料の最後のページでございます。最後のページのところで、経営改革プランの取組みによる効果額をお示しさせていただいているところでございます。平成22年度につきましては、計画が48億円のところ、効果額が約44億円、平成23年度につきましては、計画が約10億円に対して、効果額は約7億円、平成24年度につきましては、計画が約45億円に対して、効果額は71億円という形になっております。

この71億円、大分差があるところでございますが、これは学校跡地を売却したことによって金額が大きくなっているということでございます。

資料の説明につきましては、以上でございます。

○会長

ありがとうございました。今、経営改革プランについてのご説明をずっとしていただきました。特に柱を立てて質疑応答、議論をいたしませんので、お気づきの点を何なりと、ご質問なりご意見なりをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○委員

次回検討に出てくる最終報告というのは、この施策の方向（対応等）みたいなところが文章になって出てくると考えてよろしいですか。

○区

基本計画のほうのお話でしょうか。今まで分野ごとにご議論をお願いしたときに

お配りさせていただきました現状と課題という文書と、それと施策の方向という部分、その部分を答申という形で取りまとめさせていただければと思っています。今回は、これ用の資料ということで、これについて特にこの形が答申になるというわけではございません。

○会長

委員、質問よろしいですか。

○委員

すみません。例えば、ここの施策の方向ってここで赤字とか青字で書いてありますよね。それがピックアップされて文章になるというイメージでいいのかどうか。

○区

この施策の方向の欄のところって、施策の方向の部分もちろんあるんですが、現状と課題の部分もちろんありまして、それを青字のところは、これまでの議論の中で委員の皆様にお配りさせていただいた文章を削除したもの、赤字のものについては追記なり修正をさせていただいたものということで、今回、ここの部分だけをこの資料でピックアップしていますけれども、答申の中では最終的に一連の文章になってこの表現の部分があらわされてくるという形になります。

○会長

前回まで机上に配付されていた、送っていただいた、例の現状と課題というあれですよね、各施策ごとの。あれが答申の基本になると、こういう考え方でよろしいですか。

○区

はい。

○会長

ということですが。

○委員

何かちょっとよくわからないですけど、要するに、最終的な案を確定して、きょうがその最後の議論であるならば、たたき台が何かちょっとわからなかったのご質問したんですけど、それ自体はないということですか。

○区

最終的な答申案の形でお示しさせていただくのは、次の回で答申のような形のものをお示しさせていただきたいと考えています。今回は、これまで委員の皆様から出たさまざまなご意見がありますけれども、それに対してどのような考え方、これは

事務局案ですけれども、どのような考え方で対応させていただくかということも1表のほうでまとめさせていただいたということで、本日のご議論を踏まえて最終的な答申案の形を次の回でお示しさせていただきたいと考えています。

○会長

委員、前回まで配付されていたあれがありますね。あれが、ですからまとまってご意見を頂戴したところを修正した形のものが次回出ると、こういうことなんです。

○委員

何かちょっとよくわからないんですけど、何となしにわかりました。

でも、本来であれば、もし今回が最終的な議論の場であるのだとすれば、次回に大きな訂正とかが可能ならば別ですけれども、そうでなければこの場で最終答申の案のプロトタイプが出てきて、それに対して我々が何かコメントして、その修正を受けたのが次回配られて、そこでめでたく了承というのが本来の姿かと思ったので、ちょっと質問させていただきました。

逆に言えば、次回すごい僕が文句を言っちゃったら、じゃあ、どうするんだみたいな話に、多分、一般的な審議会ではあり得るはずで、その意味では今回が事実上最後だとしたら、そういう資料がどれですかという質問だったんですけど、ちょっと別の形で出てくるということでもよろしいわけですね。

○会長

というか、今まで出されたものの微調整したものがまとまって出てくると考えてはいけないのですか。そうでしょう。

○区

本日の議論まで含めまして、ご意見等をいただいて修正なり追記、もしくは、いただいたご意見に対する事務局の考え方をお示しさせていただいたものが次の回で出てくるということで、ちょっと前回までお配りさせていただいた資料がないと、なかなか説明が難しいんですけども、このような形でそれぞれ前回まで資料をお配りさせていただいていましたけれども、これの中でご意見をいただいています、そのご意見に対してどのような対応をさせていただくかということも、今回、1表でお示しをさせていただきました。

それに対して、もう一度議論いただいて最終的にその議論を踏まえた形をもう一度この形で次の回でお示しをさせていただくという流れで進めさせていただきたいと思っています。

○会長

あともう一つ、今、委員のご質問があったので確認をしておきますが、経営改革プランについては答申の中でどう取り扱われるんですって。

○区

経営改革プランのほうにつきましては、前回、このピンクの冊子で出しているんですが、参考資料1の体系図が、今回お配りした体系図で生かされるとなればいいかなと思っているところでございます。

具体的に、中身の個別の項目につきましてはある程度、庁内で検討というのもあるかと思うのですが、今回、ちょっと例示させていただきましたが、これ以外にもしあればご意見とかいただければと考えているところでございます。

○会長

確かに、委員のご意見もわからなくはないので、前回までずっと来てはいるんだけど、まとまって机上にきょうはないし、一々持ってくるというのも厄介だということ、それがちょっと具体的なイメージがしにくかったんだと思いますけども。

今のようなご説明で、委員、また次回いろいろご意見は頂戴いたしますので、その折にと思えます。

今、お気づきの点ございますか。

○委員

例えば、資料3のところで、赤と青がありますよね。ここについて、今、意見を言ってもいいですか。

○会長

すみません。それは、次の議題でやりますので。

○委員

そうですね。わかりました。

○会長

今は、先ほどの担当課長の経営改革プランのほうだけでちょっとご意見を。

はい、どうぞ。

○委員

ちょっと参考資料2の北区経営改革新5か年の項目別実施状況の表と、配付していただいた資料4の施策体系図ですよ。そこのところで、具体的に例えば備考欄で計画事業のところであってこうなっていますと。これとの関係というのは、資料4のところから抜粋して参考資料2をつくられたのか、全く違う視点でつくられたのか、そこをちょっとご説明いただきたいんです。

○区

申しわけございません。今回、基本計画と経営改革プラン、二つの計画について

の改定についてご議論いただいているということで、参考資料2については、経営改革プランのいわば体系図的なものになります。資料4のほうについては、基本計画の体系図になりますので、それぞれ別の計画の体系図を資料としてお出しさせていただきますので、ここの中で特に関連性というのはないような状況になっています。

○会長

はい、どうぞ。

○区

こちら、参考資料2のほうでございますが、まず経営改革プランはピンクのほうを経営改革担当課で作成いたしましたして、その後、改定版がこちら出ております。こちらの修正版の中の一つ一つの項目について、実施状況のほうを参考に入れさせていただきますところでございます。

○会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員

参考資料2の見方がよくわからないので、教えていただきたいのですが。例えば、実施という項目については何が実施されたかというのが幾つか、かなり例示されているんですが、一部実施とか、検討継続とか、未実施に関しては、空欄なんですよね、一番右の欄が。例えば、一部実施というのは何が実施されていて、何が実施されていないのかとか、そういったことはこっちを読めばわかるということですか。何か、これを見てもそこら辺がよくわからないので、この資料をどう使えばいいのかがわからなかったんですが。

○区

申しわけございません。実施状況につきましては、左側の項目についておおむね実施が図られているものになります。一部実施のほうでございますが、資料右側の主な取組内容、効果額の欄をもっと充実させなければいけなかったところがございますが、部分的に実施したもの、もしくは課題が残っているものという形になります。

すみません、ちょっとこれほどこを見れば載っているというのは、ここではございませんので、申しわけございません。

検討継続につきましては、実施に向けて検討継続をしているところ、年度で若干おくれが生じているものもございます。プランの冊子に年度別に何年度に実施とありますので、その実施がおくれているものというものもございます。そういった項目で、右側のほうを充実させればよかったんですが、この実施状況につきましては

どこを見れば載っているというのは、きょうの資料ではないところでございます。

○委員

いや、それがあると、例えば経営改革プランの今後についてこういったところをもっと力を入れたほうがいいんじゃないかとかいうことが言えたのかなという気がするんですが、きょうのこの資料だと、「そうですね、ごもっともですね」しか言いようがないと思って、参考資料2は何のためについていたのかなということがよくわからなかったということです。

○会長

これは、この参考資料という形で答申の中に附属資料でつけるんですかね。

○区

そうですね。特につけるということは考えていないところでございます。

○会長

今のところは考えていない。きょうの議論のために必要だったということになると、今、委員のおっしゃったように、未実施の部分とか、一部実施の部分——未実施の分は全部だから、一部実施がどうなっているのかというのがちょっと確かに知りたかったですな。

何かお気づきの点ございますか。特にはないですか。

○委員

いや、今言ったことで全てです。

○会長

わかりました。

ということで、ちょっと一部実施がどういう中身であるかというのがよくわからなかったりするんですけど。

はい、どうぞ。

○委員

きょうはちょっとおくれて申しわけありませんでした。また、前回は海外へ行っていまして留守をしまして、どうも恐縮でした。

今の議論ですけど、一部実施あるいは未実施とありますけども、なぜなのかというところも、やっぱりきちんと評価して入れないといけないんじゃないかと思うんですね。実施したことだけ書いてあってということですから、そこもちょっと限られたスペースかもしれないんですけど、ちょっと工夫していただければと思います。

それが次のプランの課題になりますからね。もちろんスクラップの部分はあるでしょうけど、お願いします。

○会長

先ほどの委員のお話ではないですけども、次回一応、答申案分について検討するというになると、そのときのために若干、今のような一部実施のところについて補足をした資料が次回、出ますかね。難しいかな。

○区

では、参考資料ということで、この一部実施につきましては、何が実施して何ができなかったのかというのは、次回お示しさせていただきたいと思っております。

○会長

そうですね。もし、それが出れば、そのときだけの議論では難しいかもしれませんが、何らか、もう少し具体的な意見が出てくるかもしれないということで、では、すみませんが、ひとつよろしく願いいたします。

○委員

これ多分、最初のころに申し上げたかもしれませんが、この項目別実施状況ってきょう議論にありましたように、私は非常に大事だと思っていまして、極端なことを言えば、実施に関してはむしろ何も必要ないんです、コメントは、実施したので。ですから、未実施とか、一部実施について、何でそうだったのかと、どの部分をもって一部と言ったのか、5%なのか95%なのかもわからなくて。

さらに、本当であれば、僕はその後にそのことについて、ここのメンバーが納得したかしないのかと。例えば、市場化テストをやらなかったということですよ、未実施。そのことについて、我々が納得したかどうかみたいなのも、本当はそこに一つ項目が入って、それが僕は全体の資料にちゃんと入ってしかるべきかなとも思うんですけど。

余り載せないのが慣例であれば、それでいいかもしれませんが、多分、区民の方とか、ここで何を議論してきたかというときに、やっぱり一番気になるのが未実施とか一部実施についてで、その現状をはっきり把握して、原因と、もうしようがないとするのか、我々がぜひ次にはそれをやってほしいと思っているという議論が必要だったような気がするんですけど。

そういうことを含めて、先ほどから同じことを言っていますけど、最終的なイメージがないままで、これが本当に最後に載るか載らないかもわからないままで、きょう議論するのはちょっと不確かだなという気がしました。

それから、このあたりのところも、すみません、ちょっとよくわからないのですが、資料1の例えば北区の人口推計みたいなのは載るんですか、載らないんですか。一番最初のページの色分けの、構成比とか高齢化が北区が進んでいますよという資料。

○区

前回のこちらピンクの冊子のほうでございしますが、65歳以上の人口の構成比だとか、あと扶助費、高齢者の推移だとか、こういった数値的なものも載せておりますので、これ全部載せるかどうかというのは、今後検討しなくてはいけないと思っておりますが、一部は載せるという形になります。

○委員

そうであれば、僕はこういう人口推計に基づいた北区の今後の財政状況について、歳入はどう変化していくかとか、そういうのは計算できるはずですので、このぐらいのタイムスパンのものを、僕は載せたほうが良いような気がするんですね。

後ろのほうを見ますと、数年先まで——何年先ですか、これ。何年後か何かありますけど、そんなのはほとんど変化が出ていませんから、要するにそういう大きな社会の変動はここにあるように、繰り返しおっしゃっているわけですから、少子高齢化はみんながわかっていますし、北区がほかの区に比べると高齢化率が高いとかいうこともわかっていますから。そのことが、歳入にどう反映するのかという、これと同じぐらいの10年ぐらいのパターンですかね、そういう試算ですね。

それから、一方、逆にお金はかかっていくわけですから、歳出に関してはこのぐらいふえていくと。そういうようなものの中で、過去のお金を食い潰していけば何とかなるのか、そうじゃないのかみたいなことが、僕はあったほうが良いと思うんですね。

ただ、財政については、これは経済政策ですから私も難しいので、例えばAパターン、Bパターン、Cパターンみたいな形でも良いと思うんですけどね。でも、要するに高齢化が進むのはわかり切っていて、それに応じて多分、税収も減っていくかもしれないと。

一方で、支出がふえるのもある程度予想がつくはずで、ちょっとそういうしっかりとした歳入と歳出の5年、10年ぐらいがわかれば、それに応じて何をやらなきゃいけないんだというのが伝わると思うんですね。

人口の推計ばかり、そういうところに数値が行っていないのは、僕は入ったほうが良いと思いますので、もし可能であればぜひ入れていただきたい。難しいのは百も承知ですので、幅があっていいと思うんですけどね。

○会長

それは、庁舎内では何かないんですかね。

○区

財政計画につきましては、基本計画を策定するときに、まだもう少し先になってしまうんですけども、基本的には5年、それと10年という形での歳入と歳出の見込みというものを出します。

経営改革プランは、基本的には本当は財政計画がある程度できて、どのぐらいお金が足りなくなるので、どれぐらい減らさなきゃいけないということが出てくるんですが、今の段階ですと、ちょうど今回の資料1でお示しさせていただいた8ペー

ジに、今現在出ている中期計画、3年間の財政計画は計算をして公表しているということで、それを現在ちょっと出させていただきました。

それを見ても、かなり財政調整基金等を取り崩さなくちゃいけなくて、大変な状況にはあるんだと。それが、その後、5年間であれば2年間もほぼ人口も減ってきますので、扶助費も上がっていくということで同様な傾向が続くだろうということを今回の議論の中では想定をしていただいて、お話をいただければと思っております。

最終的には、財政計画はきちんと出させていただきます、それは基本計画の中で出していきます。

○会長

ということでございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○区

今、手元に参考資料1というものと、それから先ほどからおっしゃっていただいたピンクの冊子、現行のプランですね。その中の1ページの、新5か年プランの体系図というものを見比べてみているんですけど、3本の柱が4本になったというお話で、その中で公共施設マネジメントという部分が特に重要だということで、一つ追加されたというお話をいただいたんですけども。この経営改革プランと、それから基本計画、今回2本の答申が出るということですよ。

この経営改革プランのほうは、きょう初めて議論するに近いのかなと、そんな感じではいたんですけども、基本計画と両方まとめてご議論するというのであれば、基本計画の一番初めのときに、きずなづくりというものがやっぱりこれから重要になるというお話と。

それから、もう一個、ファミリー世帯をどう呼び込むかみたいな、そんなあたりがこれからの課題というか、重点的に考えていきたいことですよというお話がたしかあったと思うんですけども。

それと、考えてみると、今回の経営改革プランの方向性の中で、地域のきずなづくりという言葉はここに明確にうたわれていて、これについて5カ年で何とかしていきましょうというような話があるんですが。このファミリー世帯のお話ということについては、この中に2、3、4の中にも、いずれも見えてこないという話がありまして、そうすると基本計画の中ではそれを考えていこうというお話があったところで、一緒に検討しているはずのこちらのほうに何も無いということになってしまうと、一緒に検討してきた意味もないのかなということがありますので、その辺はどうお考えになっているのかなということをちょっとお聞きしたいというところが1点というか、それをお願いします。

○会長

では、まず今の点について。

○区

基本計画と経営改革プランというのが表裏一体といいますか、基本計画があつてその財源調達のために、それで区民福祉の向上とかということがあるのですけれども、その財源調達のために経営改革プランを立てて、財源の不足分を補っていこうという形で考えています。

基本計画の中で、今回の重点項目という形できずなづくりとファミリー層の定住化というものを積極的に進めていこうと。そういうふうにして、新しいことに取り組んでいくと、おのずとお金が足りなくなってくるということで、では、それについてどうしようかということで、基本的には経営改革プランと基本計画の関係というのはあると思っています。

その中で、地域のきずなづくりということは今まで区民とともにということで、基本計画もあるいは経営改革プランも一つの大きな基本的な考え方と、区政の基本的な考え方として捉えてきました。

そういう意味では、地域のきずなづくりについては、それを例えば担っていただくのが地域だったりすることによって、経営改革的な視点も少しありながら区民全体でこれを考えていこうという形を捉えているので、経営改革プランにも結構出していけるかなと思っています。

ファミリー層の定住化については、基本的には基本計画の中でそれについては考えていき、そのために財政的に不足するようであれば、こちらのほうでそれをやっっていこうという大きな考え方と。ですので、ファミリー層の定住化を経営改革プランの柱みたいな形ではなかなか出していけない——出していけないというわけでもないですけど、頭にはいつもありながらも、それは項目としてはなかなか出てこないのかなと思っています。

○区

お話、よくわかりました。この経営改革プランのほうは、基本計画で足りなくなるようなお金の不足米をどうするかというところを中心に検討されているというお話で、なるほどというお話だったんですけども。それにしたとしても、基本計画の中で応答していらっしゃるんですよね。

その2点について、ここでその1点、何も触れられていないというところは、私が今思ったようなこと、疑問を抱くというところにもなると思いますので、そういったところは何かしらそれを念頭に置いた中で、財政改革をどうしていくのかということは、やっぱりしっかり考えていくべきだと思いますので、ちょっとその辺は次回答申が出る間までに何かご検討いただければなと思います。

○区

大きな視点の一つだとは感じてはおりますので、前文も含めましていろんな意味で頭の中に入れておかなきゃいけないという項目ではありますので、何かちょっと考えてみたいと思っています。

○会長

そういえば、今、資料2のほうだったかな、きずなづくりのところで、きずなづくりプロジェクトって書いてありましたね。これ、何か具体的なプランって、今あるんですか、プロジェクトに関連する。

これも前のに載っているのか。

○区

これにつきましては、こちらの中期計画のほうに掲載している事業をそのまま載せていただきました。具体的には、これからどうしていくというのは、これからになるところでございます。

○会長

多分、今のご質問とも関連があって、この辺が割と重要なプロジェクトになっていくのかなという感じがいたします。

はい、どうぞ。

○区

これは、簡単なアイデアなんですけど、今の地域のきずなづくりプロジェクトというものがあるという話であれば、ファミリー世帯の定住化プロジェクトというものがあってもいいのかなとは感じました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。

ほかに何かそういうご質問・ご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

○委員

資料1の高齢化のお話とか、それから生活保護受給者のもので中野区、品川区との比較が出ていますね。これは、たしか以前、他区と比べてどうなんだというご質問があったことに対して、こういう形で答えていただいたと思うんですが、大変なるほどというんでわかりやすくなったんですが、わかりやすくなるとまた欲が出てきて、例えば中野区、品川区と比べてもなあ、みたいな感じがしなくもないんですね。

じゃあ、どこと比べればいいのかというのはよくわかりませんが。例えば、歳入の話のところでは北区の特別区税が低い。都心区と比べて低いのは、ある意味で当たり前かなという気がするんですよ。

じゃあ、同じくらい低いのはどこだとか、一番いいのはどこだとか、そういったデータがあると、北区はどうすればいいのかというのはもう少し議論できるような気がするんですが。だから、規模が同じだけではなくて、北区を考えたときに参考

になりそうな他区の例というのをそれぞれのデータごとにそろえてもらえると議論がしやすいかなと、どんどん欲張った注文が出て申しわけないですが、という気がしました。

○会長

何かそういうのありますか。頭の中にでも、望洋と記憶されていることとか。

○区

こういう特別区の統計というのはございます。その資料で、財政状況というのがここで比べることはできますけど、そういったもし資料がということではありますが、ただ、次回が最後でございますので、その点がちょっとどうかなというのもあるところでございます。

○会長

財政の問題でね、北区の抱えている問題と割と類似している区というのは何かぱっと思い浮かぶところあります。足立区なんてそうかなと思ったりするんだけど。

○区

周辺区と言われているところという意味では、足立区とか、板橋区とか、荒川区とかそこら辺は同じような区民税が低くて、財政調整の部分に依存しているという形になっています。

多分、これ港区が一番いい区だと、区民税がこれだけ自分たちの自前のお金できている区ということで、一番財政状況はよかった区だとは記憶しております。

○委員

よくわかりました。こういうデータ出すときに、やっぱりここで何を議論してほしいのかということ、むしろ事務局のほうで決めてデータを整理していただくと、多分、それに乗せられて我々は議論できるという。ちょっとそこら辺の意図が見えないというか、そうすると議論がなかなかしづらかなという気がしています。

○区

今回は、23区平均というのと、あとは同じぐらいの面積、人口というところで、品川区と中野区、それと23区平均。23区平均ですと、大体北区の位置というのがおおよそわかっていた上で、同じぐらいの規模のところと比較してもそれほどよくないということがわかりいただけるかなということで、今回は品川と中野というのをピックアップをさせていただいて、あとは平均を出して比べられるかなということで、お示しをさせていただいています。

○会長

ということで、これは確かに今、副会長さんおっしゃったように時間が非常に限

られた中で、どういう資料を出すかというのは確かに事務局としても非常に難しいところだったと思うんですけども。次回、短い期間ですが、答申に向けて最低限これだけはみたいな議論がもし必要であれば、それに資するようなデータをちょっとお示しいただくと議論しやすいというご意見と私は伺いましたので、よろしく願います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員

前回の基本構想と同じように、5年計画なんですね。それで、財政的な見通しも当然出さなくてはいけないと思うんですけど。考えてみますと、ざっと見ますと、要するに少子高齢化がさらに進むと、財政的に大変だと、きずなを深めようと、民活導入もせざるを得ないと、基金も取り崩さなくてはならないということなんですけど。

これ考えてみれば、向こう5年間だけの話を言っているだけなんですよ。やはり、こういう短期的な視点だけでなく、中長期的な視点を考えるべきだと私は思いますよ。ましてや、これ基本構想ですから。

そういう意味では、もっとマクロにも捉えて、資料1ですと1ページに「少子高齢化による行政需要の増大」と書いてあるんです。確かにそうです、短期的に見ればね。中長期的に見れば、人口は減るんですよ。減るということは、単純に言えば行政需要は減ります。需要は減ります。財源もそんなに必要がなくなります。空き家がいっぱい出てきます。今までつくっていた公共施設は不要になります。職員も不要になりますよ。

だから、そういう意味で、やっぱり2050年から60年、国はもうそういう試算を出しているわけですね。高齢化でピークになる。しかし一方で、人口減少を迎えると。

そういう意味では、最近、少子高齢化社会ということだけでなく、私は思っていますね。人口減少・高齢社会ですよ。そういう長いスパンの中で見据えながら、直近の5カ年を考えていくこと。同時に、財政的にも考えていこうという視点をやはり入れてもらったほうがいいのかなと。

でない、5年ごとに繰り返して改定しているということで、常に短期的、短期的な視点しか見ていないということになると思うのですね。例えば、介護保険で言わせてもらいますと、国は2015年というのは今の5期の介護保険事業計画ですけど、第6期の政府に国会にかかっている請願は第6期で2025年を見据えています。なぜ2025年か、10年先のことですよ。団塊世代が75歳以上になるからですよ。

しかし、本来は2050年、2060年ぐらいを見なくちゃいけないんですよ。100年後には、人口が3分の1減るわけですから。だから、これは財政を見通すのはなかなか大変でしょうけど、やっぱりそこはシミュレーションして直近の5年間はこうだと、しかし中長期的にはこういうことを見据えていますよというところぐらいはぜひ書き込められればと思います。意見として述べました。

○会長

あれですね、これの先ほどの資料1であったっけ、6ページのところに施設については、かなり先のところまで見通したグラフがあるんですよね。こういうものが、だからほかにも必要ではないかなというご意見だと承りましたけれども。

確かにおっしゃるとおりかなと思います。何か庁舎内にそういうデータというのはあるんですか。そこまで長期的にはまだ考えていないのかな。

○区

そうですね。公共施設のほうにつきましては、これだけ更新需要が来てこれだけ財政状況が逼迫する中でどのように進めていくかということで、公共施設再配置方針のほうを策定させていただきましたが、そのほかの議論につきましては、中長期的なものというのは今後の庁舎建設だとかそういったものはありますけれども、具体的にというのはまだそれほど見えていないというか、まだ想定されるものがそれほど少ないという状況でございます。

○会長

では、今の委員のご意見も念頭に置いていただいて、本当にこれから1カ月ぐらいいかないので、どういうデータがつかれるかというのはわかりませんが、ちょっとご尽力をお願いしたいと思います。

もともと、こうやってグラフを見ますと——ここから先はちょっとオフレコに願いたいのですが——2030年人類滅亡という、そういう発想もあるくらいですから、これを建てたからといってどうなるのという思いが時々することはあります。

この間、IPCCであれでしたね、昆虫食の話題がもう登場していますね。食糧危機とか、ですから、本当にこういうデータを見ながら時々僕はどうなんだろうと思いますけど。しかし、それは与太話かどうかわかりませんが、こういうときはそういう話は持ち出してはいけないのであって、確かにおっしゃるような視点、それは大変なことだと思いますけども、可能なところはちょっとほじくってもらいたいことかなと思います。

ほかにかがでしょうか。どうぞ。

○区

参考資料2ですけれども、3-3にコスト縮減に努めますという維持管理コストの縮減ということが書いてあります。一番最後のサッシガラスのペアガラス化による冷暖房の効率化というのだけ未実施で、あとは実施と入っていますが、実はこの三つ、実施したものをやって本当にコストの縮減になったのかについては、かなり疑問が実はあります。まさに経営改革というのはアクションを起こしたことで成果がどうだったのかということ、しっかりこれを把握するのが大切だと思います。

ですので、計画は実施し、その結果どうだったということ、つかんでおく必要があります。つまり、電気代は節約できたかもしれないけど、投資したコストを回

収できているのか、そういったことがまさに3-2に入っているファシリティマネジメントなのです。それを明確にしたほうがいいと思います。

それと、その上に資産の有効活用を図りますと書いてありますが、何か有効活用というよりも売却とか、一部貸付みたいなもので、それほど稼いでいない。実施と書いてあるけれども、もっといろいろ活用しなくてはいけない案件とかあるはずで、そういうことをこれから先、5年間の経営改革で進めてほしい。実際どういふうにこの有効活用を図るのかというアクションプランが見えてこないの、ちょっとそれは質問とさせていただきたいと思います。

特に、3-2(4)とか(5)とか(6)とか、実施と書いてあるんですが、あり方の検討だけして検討を実施したのであって、実際にどうやって有効活用を図るのかというのが見えたのか、見えないのかということ、これが実は次なるアクションに大きな影響を与えていくと思います。

それから、最後に、1ページめくっていただいて、より良い公民連携を推進していくためのしくみづくりなんです、その中の2-2(2)指定管理者モニタリングの話ですけれども、これは前も申し上げたかもしれませんが、利用者、つまり区民にとってみれば、指定管理者であろうと、直営であろうと、業務委託であろうと、指定管理者あるいはPFIであろうと、それはどこが運営しているかというのはあんまり関係ない話なので、その実施主体ごとに評価システムが違うというのがおかしいと、私は、指摘したと思います。

つまり、そういった事業評価制度というのは、どこが実施しているかということとは関係なく評価をすべきであるわけです。

そうでないと、手法として何を取り入れたらいいのかの比較ができないので、指定管理者としてうまくやっている、やっていないの話ではなく、直営のほうがいいのかもかもしれないということもあると思います。

そういうことからすると、区民とともにというのは、区民にいろいろな活動に参加をして今まで行政が行ってきたことの公的な部分の代替をしてもらおうということもあるんですが、もう一つ、例えば不要な施設は不要だというサイレント・マジョリティーの意見集約というのは、最も連携を進めていく上で大切なことじゃないかと思うので、どこかでそういった表現を入れていただけたらと思います。

以上です。

○会長

今のご質問も一部含まれておりましたけれども、最初、実施した部分についての財政的な効果なんていうのは何かそういうデータがありますか。

○区

この3-3の区有施設の「維持管理コストの縮減に努めます」のほうですが、3-3(4)サッシガラスにつきましては、効果がなかったということで未実施という形になっております。この実施につきましては、所管のほうでどのぐらい効果額があったかというのは出してもらっているところでございます。

それが継続として2年目、3年目がどうだったかというのは、この5年の計画の中で毎年度所管から提出してもらっていますので、検証しています。

あと、その上の「資産の有効活用を図ります」のところでございますが、遊休地・遊休施設の有効活用だとか、学校施設の跡地の有効活用につきましては、これからまた利活用計画などで定められて出てくるところでございますので、またその中で検討していく内容なのかなと思っているところでございます。

遊休につきましても、庁内で検討を毎年やっておりますので、その中で行っていききたいという形で進めているところでございます。

教職員住宅のあり方につきましては、今、廃止という形になっておりますので、今後、また売却の可能性も含めて取り組んでいくところでございます。北園まなび館のあり方につきましても、こちらも今、閉鎖しておりますので、小学校、その跡地になるんですが、特養とシルバーピアと、あと保育園のほう建設の準備をして活用を進めているという状況でございます。

○委員

ここの、今の参考資料2ですけれども、私はやっぱり何らかの形で、報告書の別紙でもいいんですけれども公表していただきたいなど、ここの部分ですね。という、強い希望があります。

やはり、国は政策評価といいますし、それから都道府県や政令市なんかは行政評価ということで、条例をつくって取り組んでいるわけですし、そこでもうそれぞれがPDCAサイクルでチェックしていこうと。また、そのチェックに当たっては、外部の評価委員会をしっかりとつくと、こういうのが国も大きな自治体についても当たり前のことになっているので、そういう意味では、区民の立場あるいは一般市民の立場からすると、実施といったときに、本当にそうなのかと。

それから、未実施だったら何でだったのかとか、一部実施についてはどうだったのかということについて、行政がみずからやったのは信用できない、申しわけないけれども。そういう歴史の中で、国の政策評価法ができ、あと全都道府県が入りましたし、それから政令指定市も入っているわけですから、そういう視点からすると、この実施とか未実施とか一部実施というのは、普通の意味では内部でやったことは信用できないものとして認知されていると思うんですね。

もちろん、信用できるものもあるんですよ。だけど、そのことについてやっぱりチェックしなきゃいけないし、じゃあ、実施したらいいかといったら、今の委員のご質問のように本当に効果があったのかどうかの検証をしなきゃいけない、それをもうみんなやっているわけですよ。

ですから、やっぱりここのところは、私は先ほど、実施についてはちょっと時間的に大変かなと思って申し上げませんでしたけど、最低限でもここにもう一つ欄をつくって、未実施についての理由と。

本当でしたら、全ての項目についてそちらの側から未実施の理由をご説明いただいて、我々が納得したかどうかみたいな議論を、僕は最初から申し上げているんですけど、やるべきだと思っていましたが、ただ、こういう押し迫った段階ですので、

でも最低限、やっぱりちょっとそういうのをつけ加えていただいて、この3、4ページについてぜひしっかりと何らかの形で公表。一番いいのは、本体の中に入って、こういうのを踏まえて次の5年間ですよと、あるいは、本当はこういうのを踏まえて次の何十年というお話なんですけどね。

でも、やっぱりそういうのをベースにやっていて、ただ抽象的にいい悪いという議論をしているわけじゃないんだというのを示すためにも、こういうのが、委員長どうですかね。僕の希望としては、ぜひブラッシュアップした上で公表していただきたいと。

○会長

先ほど、私もこれ入れるのと聞いて、当初はこれは掲載しないという話でしたが、今のようなお話が出てくると、やっぱりちょっと掲載を考えませんか。それで、全てを緻密に書き込むのは難しいとしても、ポイントになるところだけ少し整理をしてわかりやすくというのはできませんかね。

○区

経営改革プランの実績報告というのは、実は毎年議会報告もしております。ですので、入れる入れないは別にしても、公表するということは行っているということでございます。

ただ、今のお話のように、やはり今までのプランを受けて新しいものを考えていくと、今回の資料の中にも継続してやっていかなきゃいけないもの、おくらしているものについても形を変えた上で載せていきたいというお話をさせていただいておりますので、確かに緻密にはなかなか難しいと思っておりますけども、何らかの形で実績についても、本体ができたときにはきちんと載せられるような形にしたいなとは思っています。

○会長

そうですね。そういうことぜひ一つ、できるところまで書き込んだほうが、多分、今のようなご質問、何人かの方のご質問にも応えられるということになると思いますから、ちょっとご尽力くださるとありがたいと思います。

はい、どうぞ。

○区

おくらして申しわけありません。今のことに関連しますが、実施の中でいずれの機会に教えていただきたいんですが、3-1(14)で、更なるごみの減量化策の検討、実施と書いてあります。これはどんなことを指しているのかな。

それから、コイン式駐輪場の設置、その二つ下ですが、王子駅明治通り自転車駐輪場ほかと書いてありますが、これは当初地元で大量に要求したのにかかわらず、わずかな台数で設置されたという経緯がありますので、そこら辺も実施というのはどういう意味を指しているのかな。

それから、コミュニティバスは前回のときに伺いましたので、重複しますから割愛します。

次の次のページで、3-4(13)放課後子どもプランの推進、これは平成24年度モデル校というのは私どもの東十条小学校ですが、その後、今年度やっと10校になりましたが今後の見通し——きょう、ちょうど子ども子育て会議の別の会場でやっていると思いますが、そこら辺も踏まえて実施というのは予定どおりできたというお考えなのかどうかということ。

それから、児童館のあり方の検討、その下ですが、これは今まさにやろうとしていることだと思いますが、これについても実施というのはどういうお考えなのか。

それから、もう一つ、最後になりますが、3-4(24)教育委員会事務局の組織再編、これもおやりになったんだということを伺っておりますが、どこら辺までどうやったのかというのを、今じゃなくても結構ですけど、折に触れて教えていただければいいかなと。

以上、ちょっと数がありますけど、よろしく申し上げます。

○会長

今のお答えをしていただくと時間がかかりますから、ご要望として受けとめていただいて、その資料の中でうまく整理をしてくださるとありがたいと思います。よろしく願いいたします。よろしいですね。

それでは、時間をちょっと管理を間違えまして、二つ目の議題のほうに移りたいと思います。経営改革プランについても、次回答申案が出てまいりますので、そこでまたご意見を頂戴したいと思えます。

では、もう一つ、現状と課題、施策の方向につきまして、担当課長のほうから今までの議論を踏まえて整理されたものが出ていますようですから、よろしく願いいたします。

○区

それでは、続きまして、基本計画についてのご議論に入らせていただきたいと思います。

基本計画については、前回まで5回の検討会を経まして、一通り全分野にわたってご意見等を伺ってまいりましたので、そろそろ答申に向けた取りまとめの段階ということで、今回このような形で資料3としてお示しをさせていただきました。

これ、表になってはいますが、表の左側がこれまでいただいた主なご意見です。そして、表の右側のところが、いただいたご意見に対する事務局案になります。前回ご説明させていただきました施策体系図の表と同様、青字がご意見をいただいて削除させていただいた部分、そして赤字が修正もしくは追記をさせていただいた部分という形になっています。

資料のほうは、事前にお配りさせていただいてございますので、今回ちょっとポイントとなる部分についてのみご説明をさせていただきます。

まず、資料3、1ページでございます。1ページ一番上、①のところございま

す。ソーシャル・キャピタルについて、ご意見をいただきました。これについては、右側のほうの部分になりますけれども、現状と課題の部分の記載において、もう少しみ砕いてと申しますか、日本語に置きかえるなどをしたらどういった表現になるのか、そういったことを表現の中に盛り込むなど、次の②のところも同様でございますけれども、そうした表現を入れて対応させていただきたいと考えています。

ソーシャル・キャピタルについては、注釈なども設けるなどして対応させていただきたいと考えてございますけれども、そのほかに少しコラム的な部分、これについても追記をさせていただきたいと考えております。

資料3の後ろのところに、今回補足資料ということで「ソーシャルキャピタルって何？」という資料をお配りさせていただいたかと思っておりますけれども、これは北区で作成しているヘルシータウン21（第二次）の中の表記を抜粋したものでございます。

基本計画において、これと同様のものを記載するというわけではありませんけれども、イメージとして、こういったものを少し表記するなりしてわかりやすいような表現に努めていきたいと考えています。

続いて、1ページ一番下の部分でございます。④のところになりますけれども、子育てに対する不安、そうした部分についての対応についてご意見をいただいております。こちらについては、現状と課題のところ妊娠や出産に関する情報提供や相談体制のさらなる充実といった部分の表記を追記させていただいております。

続いて、2ページでございます。今回、基本計画でも重要なポイントとなる地域のきずなづくりについてご意見をいただいております。世代を超えた人生の縦の軸でのネットワークの必要性といったご意見でございます。また、その下の②のところでは、顔の見える関係づくりといったご意見ですとか、③のところでもソーシャル・キャピタルに絡めた世代間交流についてご意見をいただいております。

こうした部分については、右側の欄にございますように、関連する部分におきまして一部修正を行いまして、世代間の交流ですとか、顔の見える関係づくりなどといった表現を加えるような形といたしてございます。

続いて、3ページでございます。上から二つ目の項目、⑤のところですが、団塊の世代の活力といった観点からご意見をいただいております。こちらについては、既存の記載で対応させていただきますけれども、団塊の世代の活用につきましては区が打ち出しております地域のきずなづくりにおいて、重要な担い手になると考えてございますので、団塊の世代を初め、元気な高齢者の活用という点については今後施策を具体化していく際、計画事業の中でも十分踏まえて考えていきたいと考えてございます。

それと、3ページ一番下の部分、1-4、子ども・家庭への支援というところの①でございますけれども、望まれない妊娠への対応についての部分でございます。申しわけございません。これについては、次の4ページ一番上の項目、表記がダブって記載してございます。重複してございますので、一方は削除させていただきたいと考えてございますけれども、こちらのご意見についても、今後施策を具体化していく際に取り組みを強化していきたいと考えてございます。

次に、4ページの二つ目の項目③のところですが、区外の情報の集約・発信についても力を入れてほしいというご意見でございました。こちらについては、右側の欄でございませぬけれども、現状と課題、そして施策の方向、それぞれに積極的にという表現を追記いたしてございませぬ。

それと、次の④のところですが、子育て支援について、こちら顔が見える関係づくりが重要であるというご意見をいただいております。こちらについては、地域社会全体で子育てを支え、顔が見える関係づくりを進めるためという部分と、その後の部分になりますけれども、民生委員・児童委員という言葉を追記してございませぬ。

そして、その下、次の項目ですが、申しわけありません。ここも④となっておりますが、⑤の間違いでございませぬ。こちらについては、先ほどご説明しました1ページの④と同様のものとなっております。

続きまして、少し飛びまして、8ページになります。一番上の項目になります。①のところですが、文化芸術に関して、若い方々の力を発揮する場の提供など、新たな取り組みを示していく必要があるといったご意見をいただいております。こちらについては、右側の欄になりますけれども施策の方向について修正をいたしてございませぬ。「多様な情報を収集するとともに、区民や芸術家を目指す若者など様々な世代へ向けた情報発信を行い」という表記を追記いたしてございませぬ。

続いて、お隣9ページでございませぬ。一番上の項目②でございませぬ。ICTの教育に関する部分についてのご意見です。こちらについては、施策の方向を修正いたしてございませぬ。「北区学校ICT活用基本方針」を策定し、授業におけるICT活用の推進や子ども情報活用能力の育成等についての基本的な方針を定め」という部分を追記してございませぬ。

続いて、11ページになります。消費生活の推進の部分でご意見をいただきました。今後、北区ではどういった形で消費生活の推進を図ろうとしているのかという部分でございませぬけれども、こちらについては現状と課題の部分に東京都の動向を追記したと、それと施策の方向のところには北区として「(仮称)北区消費者教育推進基本方針」を策定」することを追記いたしました。

続いて、12ページでございませぬけれども、上段でございませぬ。①のところ、大規模団地の建て替えに関して、高度利用ではなくて「適正な利用」という表現のがふさわしいのではないかとご意見をいただいております。こちらについては、そのような形で表現を修正させていただいております。

それと、下の段のところ①でございませぬけれども、補助73号線の拡幅についてご意見をいただいております。こちらについても、右側の欄になりますけれども、「地域住民との話し合いや支援を行いながら、地域の特性を考慮しつつ」という表現を追記させていただいております。

続いて、14ページになります。一番上の項目②のところですが、情報セキュリティの関係について、「個人情報の保護」について明記をしていく必要があるというご意見でございませぬ。こちらについても、そのような表現を追記させていただいたということと、「災害にも強い」という表現も新たに追記いたし

てございます。

それと、二つ下④のところですが、ICTを活用した利便性の高いまちづくりを進めていく必要があるというご意見をいただきありがとうございます。こちらについては、施策の方向のところに「地域情報化を推進」するという表現を追記してございます。

続いて、15ページでございます。まず、一番上の項目①空き家対策に関してのご意見です。強制力のある対策をというご意見をいただきました。こちらについては、国の動向を踏まえて条例化を検討するという表現を追記してございます。

それと、一番下のところ④のところでございますけれども、住宅団地の高齢化について学生との連携が図れないかといったご意見をいただきありがとうございます。こちらについては、施策の方向のところに「東京都や都市再生機構などと連携し、高齢者の居住環境の改善策を検討します。」という部分を追記してございます。

続いて、16ページでございます。一番上①のところは、景観づくりに関して、ご意見をいただきありがとうございます。すみません、こちらの上の3行がご意見ですが、下の丸がついている7行分ありますけれども、これは誤植でございます。こちらの部分は削除していただきたいと考えてございます。上の3行について、区民が参加できるイベントの実施等、楽しみながら参加できることが必要であるというご意見をいただきありがとうございます。

こちらについては、右側の欄になりますけれども、施策の方向を修正してございます。区民や事業者の自主的な取り組みによる景観まちづくり活動を支援するといった表現ですとか、また「区民参加の取り組みを実施する」という部分を追記してございます。

続いて、17ページでございます。上段①のところは、自然との共生ということで、こちらでは区民農園に関してご意見をいただきありがとうございます。こちらについては、「区民一人ひとりが身近にみどりに親しみ、楽しくみどりを育て、コミュニティの形成に寄与する仕組みを検討します。」という表現を追記してございます。

そして、18ページでございます。一番下の項目4-2のところでございます。①でございますけれども、社会保障・税番号制度について、こちらは区民負担の軽減ではなくて、区民負担の適正化が正しいのではないかとご意見でございます。こちらについては、現状と課題のところを修正いたしまして、「社会保障や税の給付と負担の公平化が図られるとともに」という表現を追記してございます。

そして、19ページでございます。こちら、一番上の項目②のところでございますけれども、公用施設の再配置について、区民の理解を得るために再配置を進める際のメリット等を示していく必要があるというご意見をいただきました。こちらについては、現状と課題のところを修正いたしまして、現在複合化を進めてございます、なでしこ小学校の改築に合わせて、この複合化のメリットについて例示をさせていただくということで追記をさせていただいてございます。

そして、その下の③のところでございます。女性の管理職を増やしていくことも位置付けていくべきというご意見をいただきありがとうございます。こちらについては、男女の差別なく、昇任支援を行っていきけるよう、施策の方向のところの赤字の部分

新たに追記してございます。

なお、区の女性管理職につきましては、これは個別計画になりますけれども、北区の男女共同参画の行動計画になりますアゼリアプランにおいて、女性職員の受験の促進について計画化をしているところでございます。

それと、その下の④のところ、施設の整備や更新、運営について、公民連携の視点を取り入れて検討していく必要があるというご意見をいただいております。こちらについても、施策の方向の部分に「施設の改築や改修、管理運営面において、公民連携手法の導入を検討します。」という表現を追記してございます。

そして、最後になりますけれども、20ページのところでございます。地方分権の推進について、国や東京都からの人材の登用が必要であるというご意見をいただいております。こちらについても、施策の方向の中で「適切な権限の移譲と移譲に伴う職員の移管・派遣等」という表現を追記させていただいております。

以上、簡単ですが、主に修正・変更した点を中心にご説明を申し上げました。なお、ご意見に対しまして、特段、表記等を修正・変更していないものにつきましては、今後施策を具体化していく際に検討を進めさせていただきたいと考えてございます。

なお、このほか、基本計画での計画化が難しいものにつきましては、各所管課で策定をしております実施計画において検討を進めるよう、各所管課へもご意見等については趣旨を伝えてまいりたいと考えてございます。

雑駁でございますが、資料の説明については以上になります。

○会長

ありがとうございました。

今お聞きくださいましたように、基本的には前回まで領域ごとに基本計画のほうですが、出ておりました現状と課題ですね。それに基づいて皆様方から意見をいただいたわけですが、そのいただいた意見に対して、現状と課題あるいは施策の方向について、こんなふうに答申案の中で改定をしていきますというご説明であったとお聞きくださればと思います。

したがいまして、冒頭に委員のほうから懸念が示されましたけれども、答申案分は今回は出ないのですが、今までの文書とこれを突き合わせていただくと、概略は見えるということですね。

そのことを踏まえて、あともう一つだけ、冒頭にちょっと聞いておきたいと思うんですけども、答申案分は委員の皆様方にいつごろに送れますかね。

○区

これまでと同様、1週間ぐらい前にはお送りさせていただきたいと考えております。

○会長

わかりました。ということでございます。今回、手元に答申の案文はないのです

が、今申し上げたようなことを念頭に置いて、こんな内容で行くことになるのだなということについてご理解をいただいた上で、ご質問・ご意見を頂戴したいと思います。

特にどこも申し上げませんから、また例によってご随意にお手をお挙げください。はい、どうぞ。

○委員

いつも文句ばかり言っているように思われるとあれなんで、ちょっと褒めるとか始めたいんですけど。例えば、15ページですね、この一番上の赤字のところ、ここは大変いいと思いました。要するに、条例という言葉が入っていますから、実際に条例ができるかどうかわからないけれども、条例をつくるという具体的な方針が示されていると思いました。

それから、ICT教育のところも計画を定めというように一緒に具体化していて、こういうところは大変今までの議論を踏まえた具体的な提案になっていると思いました。

逆に本領発揮で文句を言うと、例えば1ページ、一番下の行ですね、「相談体制のさらなる充実が求められます。」という、こういう「求められます」という文章が結構見られるんですが、これ多分、前のこれですよ、2010の次のが出るわけですよ。あの丸の部分ですよ。多分、僕はそんなの無理じゃないかと言いましたけど、します、しますと一応、すると書いてあるんで、何か求められますという言い方をここで書いたところで、何か人ごとっぽく感じました。

同じような意味で、4ページもそうですね。「さらなる充実が求められます。」って。いや、むしろこれ行政なんですから、そのことに対してどうするんだと、充実させますというんなら、できるかどうかかわかんけど、まだいいんですが。ちょっとそういうところの何か表現がいかがかないと思いました。

それと同じように、検討しますってただ書いてあるところが大変多いですね。そうすると、検討するのとか、しますと言ってできたかできないかよりもっとたちが悪いような気がするんですね、検討しますというのは。だから、もし検討するのであれば、こういうものを立ち上げて、庁内の縦割りを越えた組織を立ち上げて、例えば公民連携については、その検討のための会合を、組織を立ち上げますみたいだったらまだいいんですが、余りに検討しますというのが多いような気がしました。

そういう意味で、やっぱりこういうのはできる限り具体的なほうがいいと思っていまして、条例をつくる方向でとか、それから計画を定めとかいうのは大変いいと。でも、その一方で、求められますみたいな言い方は僕はすごく違和感がありました。

それから、ただ検討しますって書いてある項目があった。特に修正部分で大変多くて、それを納得するのとか、後でチェックしたら全部実施になる、検討して何もやらないけど検討したから実施とか。

多分、前のこういうのをよくわかりませんが見てみると、検討しますで終わっているようなのはないんじゃないですかね。全部しますとかのような気もするんですね。

ですから、そういう意味で、検討しますとか、求められますみたいな表現はいか
がかなと。できる限り、やはり二つお褒めしたように、具体的に計画を定めとかい
うふうにしていきたいなと思いました。

○会長

どうですか。

○区

すみません、今回、答申をいただく項目として大きく二つあって、一つは現状と
課題、そしてもう一つはそれを受けた施策の方向というところで、求められますと
いうのは現状と課題のところの表現として、そういった使い方をしています。です
ので、施策の方向のところはもちろんそういった語尾のまとめ方はしていません。
それが1点と。

それと、今、委員のほうから言いました「検討します」がかなり多いんじゃない
かということについては、これは具体的にどういったことができるか、もう一度
精査をさせていただきたいと考えてございますし、なおかつ、ちょっと施策の方向
というところもあって、さらにそれを受けて実際の計画事業というところが定めら
れていきますので、その際にはもちろん検討しますと言っている部分についても
何かしらの計画事業については、立ち上げていきたいとは今のところ考えています。

○会長

ありがとうございます。ちょっとオフレコね。「ぎりぎり合格への論文マニユア
ル」というね、おもしろい本があるんです。これ、学生に一度ゼミで読ませて、そ
こにいかにか曖昧に表現して追及を逃れるかという、そういうものがあってね、今そ
れを思い出しました。

行政は、しばしばそうではあるのですが、今の委員のご指摘のように、検討でき
るといふか、具体的に書けるところはできればそのようにお書きくださればといふ
ことですか。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○区

5 ページのところなんですけど、地域産業の活性化のところでは、私も結構意見を
申し上げたんですが、私が言っていることと全然違うことが書かれています。例え
ば②番とかは、「生活関連産業への技術支援等を行うこと」と。その話を私はし
たことがないんです。

私が生活関連産業と申し上げたのは、産業振興というのは区民生活を豊かにする
ために産業振興を行うという、根本的な考え方の転換が必要だという意見を申し上
げたんですね。

結果、施策の方向のところでも、ものづくりの振興のところになんか書か
れてしまっているのは、これは産業振興は全く変えるつもりがありませんというこ

とでしょうか。

本当に社会がここまで変わってきて、コミュニティ・ビジネスとか、ソーシャル・ビジネスなどということも言われてきて、しかも「区民とともに」という言葉もあるならば、区民生活を豊かにするためのコミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスを活性化させるということがはっきり入ってこない、産業の活性化というのは、これから5年間何にも行われたいということを危惧します。

生活関連産業というのは、福祉ばかりではなくてカルチャー産業もあれば教育産業もあるし、環境産業もあるわけで、やっぱり区民の生活に密着している部分が多いわけで、ぜひそこはもう一回ご検討をいただきたいと思います。

意見でございました。

○区

申しわけございません。今の委員のご意見を趣旨をそのまま踏まえているかどうかあれですけども、コミュニティ・ビジネスにつきましては、例えば次の6ページのところでもご意見をいただきまして、それに対する施策の方向での対応をお示しさせていただいてございますけれども、コミュニティ・ビジネスそのものにつきましては、これは区のほうでも重要な施策だと考えてございますので、そういったところについては計画事業の中でも反映させていただきたいと考えてございますし。

また、産業そのものにつきましては、この後、各産業団体とも少し意見交換をさせていただく予定になっています。また、そういったところでもご意見等をいただいた上で少し基本計画の中での計画事業については検討させていただきたいと考えております。

○会長

委員、もうちょっと何か。

○区

「考え方を改めてください」というお話を、もう20年間も言ってきました。このタイミングでやらなければ、産業振興というのは都市型産業の中には不要だという話になりかねないと思っています。

コミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ビジネスを支援しますという話ではなくて、行政機能を代替するような中で、そういう新しいビジネスが地域の中に根差すような仕掛けをしていくということ。相談業務の話ではないのです。むしろ、私は、相談業務全般はワンストップサービスよりも根本的見直しというのが必要だと意見を申し上げました。

これは、私、産業界を代表して言っているわけではないので、ぜひそれではその調整をよろしくお願ひしたいと思います。

○会長

というように、先ほどの資料に基づくご説明で、このところはもうちょっとと

いうところがありましたら、ぜひご指摘をいただいて、あるいは今のように、ちょっと私の発言の趣旨が違っているんじゃないかとか、そんなことでも結構でございます。

どうぞ、ご意見・ご質問、お願いいたします。

お二方。じゃあ、どうぞ先に。

○区

いろんなところで意見を反映していただいてありがとうございます。

それに対して、ちょっとだけお願いをしたいと思っているところがありまして、今回いただいている資料3の3ページのところに一番上の「ボランティアをやってる人はどこに行っても同じ」で、みたいなのは私が言ったんだなというのはよく覚えているんですけども、そこはどうでもよくて、新しい世代をというところを多分その日に提案したんだよなって記憶があって、書いていただけてすごくうれしかったです。

このときに、何でこの話をさせていただいたかと言いますと、とにかくボランティアをやってる方というのは、本当に精力的にいろんなところで活躍をできる方が多くて、どこに行っても何でも本当にできてしまうんですね。

できてしまうがために、中堅層は余り何もしないでも済んじゃうところがあって、でも、それでもやる力は結構持っていたりするので、ぜひそのきっかけをつくるというのは、やっぱり世代がだんだんずれていくに従って必ず必要になってくると思うんですね。

ボランティアの力ってというのは、すごく言い方が悪くてご気分を悪くされる方がおられるかもしれないんですけども、本当に無償の力なんです。何も求めていないで、善意だけでやっている方が一応基本的にボランティアだと思っているんですけども、だからこそ、この施策体系図のところの2-1②ですよ、ここでさらっと書いてしまうのではなくて、もう少し具体的なところを、私が言ったのがすごくよかったわけではないから、全然これは仕方がないんですけども、ボランティアの人たちの仕事がというか、力がもうこれだけ必要になっているんだというところを踏まえて、今もっと区のほうからこれから新たに何かボランティアを始めるとい人に対して、やってあげられることというか、やっていただけることが、何か具体的に決まっていることがあれば1個でも盛り込んでもらえたら、自分もやっぱり、ああ、と思いつながらボランティアをやってる身ですので、何かすごく認めてもらえているんだなというか、見ていただいているんだなという元気がわくところでもあるんですね。

実際に、何かすごく言い方が悪くて申しわけないですが、ただで使える力だからこそ、うんと手厚くしてあげてほしいと、すみません、私は思うので、もし足すことができるような内容が今、区の中にあれば、何か足していただけたらなと思うんですけども。

○会長

今のは、ご要望ということだね。今、そこで即答できなければ、課長、頭の中に残しておいていただいて、何らかの形で今のご希望が少し反映されると私もいいかなと思うんですが、どうですか。

○区

区のほうでは、ボランティア関係の事業につきましては、NPO・ボランティアぷらざというところを設けて中間支援をやってございますけれども、そうしたところで具体的に実際やられている方との意見交換ですとか、こういったボランティアのやられている方々がご意見を持っているかということも、もう少しそこを通していろいろと把握をさせていただいて、その上で施策の部分で反映できるもの、もしくはこうした現状と課題や施策の方向で書き込めるところがあれば、その部分については少し検討させていただきたいと考えております。

○会長

じゃあ。委員、すみませんでした、よろしく。

○区

一つ伺います。地域のきずなづくり推進プロジェクトという言葉があちこちで出てくるんです。これは、恐らく地域振興部でこれからやろうとしていることだと思いますが、具体的に今の段階でいつごろ立ち上げる等々についてわかっていれば教えていただきたい。

というのは、今、町会・自治会連合会等でホームページを立ち上げようという機運が出ています。しかし、立ち上げようと言っているながら、高齢者が非常に多くて実際に業者に立ち上げさせるんだけど、その後のフォローが実際は自治会ではできないと。そのときに、地域振興室やなんかに対する期待が大変大きいんですね。

当然、プロジェクトの中で議論していくことではもちろんありますけど、立ち上げがいつごろなのかということ、おわかりになる範囲で結構ですけど、教えていただきたいと思います。

○区

まず、地域のきずなづくり推進プロジェクト、これはかなり概念としては大きな枠組みになるんですけども、まずはその取っかかりといいますか、導入の部分として、まずは区民の人でも申しますか、区民の皆さんが一体となって地域の愛着や人と人とのつながりを感じられるような、そういった記念日みたいなものを制定していこうと考えてございまして。

まずは、それに向けた検討ですとか、それとやはりきずなづくりで大きな役割を担ってまいります地域で活動している、これは町会・自治会を初めとしたさまざまな団体への活動支援、加入促進策も含めてですけれども、そういった部分についての検討する懇談会的なものを、これはまだちょっと時期ははっきりしてございませんけれども、町会・自治会との役員改選が5月ごろを中心にあるということで、そ

れを経た後、6月以降になりますけれども、それを立ち上げて、そこでまずご意見を伺いながら検討させていただきたいと考えてございます。

それと、今ありましたIT化支援については、今の中期計画の中では平成27年度から開始をしたいと考えてございますけれども、立ち上げに当たって、まずは支援する部分、これを設けていきたいと考えてございます。その後の運用のところについても、何らかしらの支援ができるような仕組みについて考えていきたいと考えてございます。

ですので、ホームページを立ち上げてやっていこうという意欲のある町会・自治会の皆様方に対しては、きちんとそれが立ち上げられて運営ができるよう区の方で方策を考えていきたいと考えております。

○区

大変ありがたい言葉をいただきまして、皆さん聞いていたのでおわかりだと思えますが、今の一番最後のお答えが大変、町会・自治会としては期待をしております、先ほど申し上げましたように、何分にも立ち上げることについてはお金も、あるいは業者もということですが、その後の更新をするという能力が大変乏しいものですから、今、課長がお答えいただいたことは、町会・自治会としては大変心強く思っております。ありがとうございました。

○会長

まだ、あと10分ほどございます。よろしかったら、ぜひお手をお挙げください。はい、どうぞ。

○区

きょうはご説明がなかったんですが、資料3の9ページ一番下ですね。「就学前の0歳～6歳までの幼児教育について、「多様で質の高い保育」を目指してほしい。」というところで、これは資料4のほうですと、2-6(1)⑦就学前教育の充実というところに入れるというお話だったんですが、これは恐らく委員からのご発言だったと記憶していますが、ここに書いてあるような、もちろん小中教育との一貫性・連続性、こういうカリキュラムのことも大事なんですが、それではなくて就学前教育保育の量だけではなく、質のレベルも考慮するというところだったかと思うんですね。

ですから、6-1(1)⑦就学前教育の充実のところも、もちろんいいんですが、場合によっては4-1(1)①のあたりでしょうか。多様な保育サービスの充実というところで、いろいろ子ども子育て支援新制度への対応とか、待機児童解消とか、そういう量的な部分はもちろん大事ですけども、やはり北区は「子育てするなら北区が一番」というキャッチフレーズで非常に、きょうも出ていますけども、「ファミリー世帯の定住化」ということも重点課題だとするならば、量だけじゃないぞ、質もこれだけ考えているんだぞというところをもう一步踏み込んだ形で、やはり基本政策ですから、何か入れていただいたほうがいいのではないかと。

例えば、子どもの最善の利益を考慮したとか、あるいは質の高い保育を目指すとか、何かそういう部分をぜひ入れていただけると、非常に子育て、それから保育、就学前教育に力を入れているということが伝わると思います。

やはり、子ども子育て会議でも非常に熱い議論が戦わされていますので、せっかくですから、基本計画って非常に重要な部分ですから、そこにぜひともそういったことを入れていただきたいというのが希望です。よろしくお願いします。

○会長

ということで、何かございます。わかりますよね。

○区

そのような方向で少し対応させていただきたいと思います。

○会長

ほかにいかがでしょう。もうお一人、お二人ぐらい。どうぞ。

○区

質問というか、お願いというか、そういう話になってくると思うのですがけれども、今回お示しいただいたのは、各分野ごとの今の課題と、それから、これからの検討の方向性というあたりの部分についてこれまでの議論をした中での対応を書いていたというところで、いろいろな意見を酌み取っていただいて大変ありがたいと思っております。

もう一つ、次回に向けて素案という形で答申が出てくるというところで、私が気にしているのは、この計画の内容としてはかなり前段の部分になってくる、今の北区の基本計画に2010で言いますと、4ページとか、5ページとか、この辺の部分で基本姿勢と四つの重点戦略というこれまで議論した部分を、要は、大きく取りまとめて示すというような扇のかなめみたいのところだと思っているんですけども。

この部分がどういう形で書かれてくるのかなというところは今回は見てとれませんでしたので、その辺については次回期待したいというところなんです。その中で、私、1時間前も発言させていただいた地域のきずなづくりとファミリー世帯の定住化、これは今回の基本計画の中でも柱となる2本であるとお示しいただいているところですので、その二つの内容についてどう基本計画の中で書き込まれていくのかというところは、とてもこの5年、10年を指し示す上で重要だと思いますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいというところなんです。

それについては、今まで議論してきた個別の施策というものをどう組み合わせ、それで地域のきずなづくりの中でどう実現というか、ビジョンを示していくのかと、そんな話になると思いますし、ファミリー世帯の定住化という部分についても、そういったこれまでの施策をいろいろ組み合わせることによって、どのようなファミリー世帯の定住化をこれから目指していきたいのかというビジョンがここで示され

るのかなと思っておりますので、その辺は、ぜひ次回それを見させていただきながら、きずなづくりについてはもっとこういう視点があるんじゃないかですか、ファミリー世帯の定住化についてもこういう考え方があるのではないかと、そんなあたりの話がもしできるのであれば、計画の中で一番重要なかなと思っておりますので、その辺をお示ししていただければと思っております。

○区

今お話のあった、地域のきずなづくりとファミリー世帯の定住化、これはたしか2回目のときだったんですけど、こういう資料をお示しさせていただきました。何らかしらのこういう体系的な整理をしていきたいとは考えているんですけども、ちょっと今の段階でいろんなキーポイントとなる区の重要施策があるので、なかなか図で今の段階ではあらわせるかという、なかなか難しいところもあるんですけども。

ただ、これらを総括するような今回の基本計画を策定するに当たってという形で、文章を少しお示しさせていただきたいと考えてございます。答申のいわば前文に当たる部分になるんですけども、そこの中で少し表現をさせていただいて、またちょっとご意見をいただければと思っております。

それと、具体的な計画事業については、今回のこの議論を経た後、区のほうで個別の事業、どういった例えばファミリー世帯の定住化に資する事業、どういった部分がひもづけられてくるかというのを考えていくことになるので、ちょっとそこまでをお示しすることは難しいかなと考えてございますけれども、これまでご議論いただいたものを少しもう一度今度は一連の文章のほうでお示しをさせていただきますので。

今回、ポイントだけの部分と、またそれを一連の文章にした形で見ると、またちょっと捉え方が変わってくるのかなといったところもあるかと思っておりますけども、その全体の文章をお示しさせていただくところで、また何かご意見があればいただきたいと考えております。

○区

わかりました。ありがとうございます。その第2回にお示しいただいた概要の図みみたいなものが、どういうふうにブラッシュアップされていくのかなというところは、とても考えていたというか、気にしていた部分です。

その中で、それを文章化していくに当たって、多分、きずなづくりに対しての必要な視点というものがそういった文章の中に示されていくようになると思いますので、そういった文章を拝見させていただきながら、こういった視点があるんじゃないかという議論もそこでできるかなと思っております。

その足りないところがもしあれば、そこに書き込みつつ、それとその施策の部分をどうつなげていくかと、そんな話ができればいいのかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長

そうですね。時間が9時終了ということになると、あと5分で、今までお話になれなかった方で、ぜひこれだけはという方がいらっしやるようでしたら、お一方、どなたか。よろしゅうございますか、もしございませんようでしたら、次回で一応最終ということになりますけれども、一つ、今この時点で皆様方にこういうことは考えておいたほうがいいのかなということ、ちょっと申し上げておこうと思うのですが。

この委員会自体は、次回終了になりますけれども、この委員会にかかわってくださった委員さん方は、少なくともその答申が具体的にどのように進行していくのかというところまでを、ある意味では見届けるという役割も担っていると、ぜひご認識いただきまして、委員会自体は次回終了になりますけれども、まさに特に区民の皆様方は、その計画が絵に描いた餅に終わらないように見届けていくという仕事も実はあるということだけは、ぜひこの際、お願いをしておきたいと思います。私たちも含めてですね。

では、きょうはこのあたりで終了にしたいと思います。ありがとうございました。事務局のほうで、何かございますか。

○区

それでは、毎回のことでございますけれども、本日のご議論も含めまして、またさらにご意見、言い足りないこと等ございましたら、メールでもファクスでも構いませんので、いただければと思っております。

それと、次回、最後になりますけれども、検討会の日程でございますけど、次回は5月26日、月曜日になります。時間と場所は、本日と同じになります。

次回は、最終の検討会になりますので、基本計画、それと経営改革プランともに答申に向けた最終的なご議論をお願いできればと考えてございます。

ご案内のほうは、また別途させていただきたいと考えてございますが、また1週間前程度を目途に資料のほうをご送付させていただきますので、それを踏まえてまたご意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長

では、きょうは議事録のことを冒頭に申し上げるのを忘れてしまいました。議事録が机上配付されていると思います、前回のものですね。これまた例によりまして、何か修正部分があったら1週間ぐらいの間に、来週の月曜日ぐらいまでにお届けをくだされば、よろしく願いしたいと思います。

あとは、答申案が届きましたら、ぜひしっかりお目通しいただいて、次回の短い時間の間で、できるだけたくさんのご意見を頂戴したいと思います。

では、本日はこれにて終了にしたいと思います。ありがとうございました。

「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の
改定のための検討会 第7回 議事録

日 時：平成26年5月26日（月）午後7時00分～午後8時51分

場 所：北とびあ13階 飛鳥ホール

1 開 会

2 前回議事録の確認

3 議 題

(1) 答申（案）について

(2) その他

4 閉 会

出席者	平沢 茂会長	北原理雄副会長	
	岩崎美智子委員	川村匡由委員	藤井穂高委員
	松原 聡委員	池田幸恵委員	小澤浩子委員
	後藤 豊委員	鈴木將雄委員	高橋信子委員
	田辺恵一郎委員	新田 潔委員	佐野雄二委員
	中田千穂委員	野村真美委員	藤本由美子委員

質疑応答

○会長

きょうは、お一人がご欠席ということですね。とすると、あとはおそろいのようなので、定刻1分ほど前かもしれませんが、そろそろ開始したいと思いますのですが、よろしゅうございましょうか。

それでは、きょうが最終回ということになります。前回、いろいろ皆様方もご心配になっておられましたように、本日、答申の案ですけれども、これをごらんいただいて、最終的な確認と、それからご意見をいただくということになります。時間が延びないように行きたいと。本日は、また雨も風も強くなるという話ですから、そうしたいと思っておりますが、その時間の中で活発なご意見を頂戴できればと思っております。よろしく願いいたします。

では、初めに資料の確認を事務局のほうからお願いしましょうか。何かほかに事務局、あればお願いします。

○区

それでは、資料のほうを確認させていただきたいと思えます。事前にお配りさせていただきましたものとしたしまして、本日の式次第、そして資料1として「北区基本計画2010」及び「北区経営改革新5か年プラン」の改定のための検討会答申(案)。

そして、資料2-1として、主な意見と対応。こちらは前回の検討会、そして、それ以降メール等でいただいたご意見に関するものでございます。そして、資料2-2として、同じく主な意見と対応。こちらは、前回第6回の検討会でお示しをさせていただきました資料になりますけれども、意見に対する対応について、さらにご意見をいただいたものもございまして、その時点から一部追記をさせていただいてございます。

そして、参考資料として北区経営改革新5か年プラン項目別実施状況。そして、参考資料の2として(仮称)「北区経営改革プラン2015」の体系図になります。

そして、本日お配りさせていただきました資料として、一つはA3の資料になりますけれども、こちらは、十条から赤羽周辺スポーツ関連施設等という資料になります。資料の右上に、「資料：十条から赤羽周辺スポーツ関連施設等」とあるものでございます。

それと、もう一つ資料、これは資料の右上に「一部修正(赤文字部)」と書いてある資料でございましてけれども、こちらは答申(案)の資料133ページの修正版になります。こちらを本日お配りさせていただいてございます。

それと、前回の議事録になります。議事録に関しましては、これまでと同様、内容をご確認いただきまして、何かございましたら、本日から1週間後の来月2日までにご連絡をいただければと存じます。

以上でございます。

○会長

はい、ありがとうございました。資料はよろしゅうございましょうか。

それでは、早速議題に入ってまいりたいと思いますけれども、答申（案）につきまして、二つの部分に分かれますけれども、事務局のほうでご説明をお願いいたします。

○区 それでは、資料のご説明に入らせていただきたいと思います。まず、答申（案）のご説明に入る前に、資料2-1についてご説明をさせていただきます。

こちらは、前回第6回の検討会、そしてそれ以降にメール等でいただいたご意見に対しまして、基本計画でどのように対応していくのか、前回の検討会のときと同様、事務局としての案をお示しさせていただいてございます。

まず、初めの項目、「1-1 健康づくりの推進」のところですが、ギャンブル依存に対する対応についても記載をすべきというご意見をいただいております。

こちらにつきましては、ギャンブル依存などに対する直接の専管組織を区のほうで設けているわけではございませんけれども、アルコールや薬物なども含めまして、依存症全般に対する相談窓口を区役所のほうで設けているところでございます。こちらにつきましては、現在、区とNPO法人の共同事業としてさまざまな依存症問題を抱えた方が安心して暮らせるためのサポート事業を立ち上げて実施しているところでございますので、基本計画の中に位置づけて新たに事業を立ち上げた上で、計画的に事業を実施していくということではなくて、既存の事業の枠組みの中で区民への周知に努め、対応を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、下の段になりますけれども、「2-1 地域産業の活性化」のところでは、産業振興に関するご意見をいただきました。

こちらにつきましては、右側の欄にございますように、現状と課題のところには産業振興に対する考え方、区民生活に密接に関係しているということ、区民生活を豊かにしていくことができるということ、こういった文言を追記するとともに、あわせて施策の方向のところでは、個店やコミュニティビジネスなど、生活関連産業に対してきめ細かな支援を実施するといった表現を加える形で修正をさせていただきました。

続きまして、裏面でございます。2ページのほうにまいりまして、まず上段のほうになりますけれども、地域活動、特にボランティア活動に関するご意見をいただきました。

こちらにつきましては、施策の方向の部分にボランティア活動といった表現を追記するとともに、地域への関心という表現から、地域活動への参加のきっかけづくりを行うといった表現へ修正をしております。

そして、下の段ですが、「2-6 未来を担う人づくり」のところでは、就学前教育保育に関するご意見をいただいております。

こちらにつきましては、ご意見でいただきましたとおり、多様で質の高い就学前教育・保育の充実を図るという形へ修正をさせていただいております。

以上が、第6回目の検討会などでいただいたご意見に対する事務局の考え方でございます。

続きまして、答申（案）のほうのご説明に入らせていただきます。資料1のほうになります。まず、恐縮でございますけれども、1枚おめくりをいただきまして、目

次のところをごらんいただければと存じます。

これまで、検討会でご議論いただきまいりました内容につきましては、この目次でいいます5ページからになりますけれども、それぞれの分野の項目ごとに現状と課題、そして施策の方向にまとめてございます。これらの部分につきましては、第2回の検討会から第5回の検討会まで各分野ごとに事務局から案をお示しさせていただきました。それに対するご意見・ご議論をいただいた後、前回の第6回の検討会、そして、本日、今回の検討会のご意見等に対する事務局案をお示しさせていただいておりますが、それを反映させたものとなっております。

また、経営改革プランに関する部分につきましては、129ページ以降でお示しをさせていただきます。

資料につきましては、事前にお配りさせていただきましたので、5ページ以降の現状と課題、施策の方向についてのご説明は本日は省略させていただきますが、本日は新たにお示しをさせていただきました1ページからの「検討にあたって」の部分と、経営改革プランに関する部分について、ポイントを絞ってご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、恐れ入りますけれども1ページをごらんいただきたいと存じます。「検討にあたって」というところで、ポイントとなるところをここに記述をさせていただきました。

まず、三つ目の段落のところからごらんいただきたいと思っておりますけれども、本検討会では、北区が実施した人口推計調査を踏まえ、今後北区が人口減少や少子高齢化時代を迎えるにあたり、地域コミュニティの在り方や生産年齢人口の減少を大きな課題として捉えたうえで、区政の基本姿勢である「区民とともに」を推進するための施策の方向を検討したとしてございます。

そして、次の段落からになりますけれども、区民一人ひとりがゆとりと豊かさと夢を感じられる北区とするために、地域の活性化や地域コミュニティの構築が必要です。としており、町会・自治会やボランティア、商店街や企業など、既存の枠組みだけではなく、これから地域活動の重要な担い手となるであろう団塊の世代の方々や元気な高齢者——この「元気な高齢者」ですけれども、北区内では高齢者のうち、その約8割は介護認定等を受けていない元気な高齢者と言われておりますが、こうした元気な高齢者の方々が活躍でき、また世代を超えた人々が主体的に地域で支え合う「地域のきずなづくり」を推進できる施策の展開が重要としてございます。

そして、「さらに」と続きまして、子育て世代や将来的な子育てニーズに対応できる、乳幼児を中心とした子育て施策や、小中学校の児童・生徒の学力向上などに向けた取り組みを積極的に進められる施策の展開をし、そのうえで、区民生活を豊かにするための地域産業・商業の活性化や、地域のにぎわいづくりを推進する、北区で学び、働き、暮らし、育てるための「子育てファミリー層・若年層の定住化」を幅広く展開する必要があるとしてございます。

これまで、ご説明の中で今年策定した新たな中期計画の中で、「地域のきずなづくり」と「ファミリー世帯の定住化」を区の最重要課題として位置づけたとご説明をさせていただきましたが、基本計画におきましても、この二つについては区の最重要課

題と位置づけ、取り組んでいく必要があると考えてございまして、このような表現とさせていただきます。

ただ、「ファミリー世帯の定住化」という言葉につきましては、少し言い方であったり、捉え方であったり、そうした部分においてご議論があったということと、また、今回、ファミリー世帯という枠より少し幅を広げて、将来の子育てファミリー層となる若年層という部分についても定住化の枠に加え、そのうえで「子育てファミリー層・若年層の定住化」という表現にさせていただきます。この部分についても、ご意見があればいただきたいと考えてございます。

そして、次に移りますけれども、この「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を改めて区の最重要課題として位置付けたうえで、区がこれまで進めてきました4つの重点戦略や3つの優先課題に積極的に取り組むべきものとしてさせていただきます。

さらに、「区民とともに」の実現のためには、これまで以上に区の説明責任を果たし、開かれた区政の実現に力を尽くしていただくことを望むとしてございます。

そして、これらを基本としつつ、次のページ以降で、とりわけ重要な視点として、十分考慮していただくことを検討会としてお願いするものということで、幾つかの項目を述べさせていただきます。

恐れ入ります。2ページにまいりまして、まず1点目でございます。「第一に」とある文でございますが、教育に関してでございます。

検討会の中でも特に教育に関する部分は、ご意見・ご議論の時間が多かったと認識してございますけれども、なおかつ、この教育に関しましては、区の最重要課題であります「子育てファミリー層・若年層の定住化」にもつながってくる部分として捉えておりますが、確かな学力向上に向けた取り組みを基本に、自ら考え判断し、行動できる力の育成、そして、さらには豊かな心を育むための取り組み、ふるさとである北区を愛し、地域社会の一員として育つための教育の充実や、学校の教育力・経営力を高める施策の推進といった点を挙げてございます。

そして、次に2点目として、まちづくりの一層の推進を挙げてございます。

首都直下地震の切迫性などを踏まえまして、災害に強いまちづくりの推進、そしてそれとあわせて北区を特徴づけるすぐれた景観を、区民とともに積極的に育て創出する施策の必要性という点を挙げてございます。

そして、ここでは駅周辺のまちづくりとして、北区内の中心的拠点として王子駅周辺のまちづくり、そして今現在動き出している十条駅周辺のまちづくりについて、駅周辺のまちづくりに対する考え方を代表的事例として挙げさせていただきます。

そして次に、3点目になります。オリンピック・パラリンピックの開催を見据えた施策に展開についてです。

このオリンピック・パラリンピックにつきましては、基本計画の計画期間であります10年間の間に開催されます、世界最高・最大のスポーツイベントでございます。そして、なおかつ北区には、ナショナルトレーニングセンター、そして東京都障害者総合スポーツセンターとトップアスリートが集結する施設、これは日本で唯一の地域

資源を抱えてございますので、このスポーツの祭典を北区の魅力を発信する絶好の機会として捉え、この基本計画の中でも十分考慮すべき事項として挙げさせていただきました。

そのほか、これらのオリンピック・パラリンピック関連施設に加えまして、本日お配りさせていただきました資料にありますように、先ほどA3の資料をご紹介しますけれども、このナショナルトレーニングセンターですとか、東京都障害者総合スポーツセンター、この周辺にはスポーツ施設が複数存在してございます。また、なおかつこの地図の中で赤の点線でお示しさせていただきました、この道路でございませぬけれども、これは資料の右側に凡例にもありますように「(仮称)北区西が丘トレセン通り」と、これはまだ名称は確定してございませぬけれども、JRの主要駅、十条駅と赤羽駅、それぞれからナショナルトレーニングセンターへのルートに名称をつけることによって、北区をPRしていこうという取り組みを行う予定になっています。こうした取り組みを含めまして、この十条から赤羽一帯をスポーツエリアとして捉えまして、スポーツを資源として地域商店街、地元の商店街などと連携を図りながら、スポーツと関連付けた施策展開といったことも提案をしまして、「トップアスリートのまち・北区」の実現に向けて積極的に取り組む必要があるとさせていただきます。

そのほか、以下の部分におきまして、一層の経営改革の必要性について述べているところでございます。そして、さらに最後の部分になりますけれども、2ページの下から2行目になりますけれども、オリンピック・パラリンピック開催後のさらなる先となる10年後の北区の将来像を示すべく検討を重ねてきたということと、そして3ページに移りまして、今後、検討会からの答申を受けまして、区として具体的な個別事業計画の策定作業に入っていくわけでございますけれども、その際は、社会経済状況の変化を見逃すことなく柔軟に対応していくことと、さらには区民や区議会の意向を踏まえ、区民一人ひとりが、ゆとりと豊かさと夢を感じられる「ふるさと北区」の実現につながる、基本計画・経営改革プランが策定されることを切に願うという形にさせていただきます。

以上が、基本計画に関する部分のご説明になりますけれども、中期計画の流れを受けまして、北区として重点的に取り組むべき事項ですとか、また検討会でご議論のあった部分、そして今後、改定作業を行うにあたって留意すべき点などを、この部分で挙げるような形になってございます。

また、事務局といたしましては、特に今回、余りご議論をいただいておりますが、例えば「子育てファミリー層・若年層の定住化」のところでは、現在の国のほうで戦略的課題として、女性の活躍促進といった観点から、経済財政諮問会議の中でも議論が進められているところでございますし、また教育のところでは、北区を愛し、地域社会の一員と今回表現させていただいておりますが、一方では、国際化やグローバル化に対応した人材の育成ですとか、こういった女性や国際化といった観点についてキーポイントとして議論がされているところでございますので、こういったところについても、前文のところ盛り込むべきかどうかご議論いただければと考えてございます。

また、それ以外の観点におきましても、さまざまところでご議論されている部分がございますので、一つ一つ細かなところについては後半の部分、現状と課題、施策の方向のところでも触れさせていただいておりますけれども、そうした中でも、あえて前文のところでも触れておくべき視点として欠けている視点等がございましたら、そういった観点からもご議論いただければと考えてございます。

基本的に、基本計画に関する部分については以上でございます。

続きまして、経営改革プランに関する部分のご説明をさせていただきたいと思っております。

○区

それでは、経営改革新5か年プランの改定についてご説明させていただきます。資料のほうでございますが、129ページになります。

答申（案）の骨格でございますが、前回の検討の場におきまして、行政需要の中長期的増大、北区の財政状況などから、経営改革を継続的に行っていく必要性和、新たな計画プランの考え方などについて説明させていただきました。前回は、図だとかグラフなどが中心でございましたが、今回は文章化したものを答申（案）としてまとめさせていただいたところでございます。この答申（案）そのものに対するご意見をいただくと同時に、個別の事業につながることにしてもご意見をいただければと思っております。

それでは、答申（案）の中身でございますが、「経営改革を継続的に実施する必要性について」でございます。事前に資料のほうを送付してございますので、ポイントだけご紹介させていただければと思っております。

まず、129ページの（1）厳しい財政状況下における新基本計画への対応ということで、本文の5行目でございます。平成27年度を初年度とする「新基本計画」では、この基本姿勢を中心に、「地域のきずなづくり」や「子育てファミリー層・若年層の定住化」に向けた取り組みをはじめ、少子高齢化への対応、公共施設の更新需要、首都直下地震などを踏まえた防災対策などの課題に向けた積極的な取り組みが必要と。また、今後予定している学校改築、まちづくり、新庁舎建設は、多額の経費を要する事業であり、計画的に財源を確保していく必要があります、と記載しているところでございます。

中段より下の（2）のところでございます。行政需要の中長期的増大ということで、北区の人口と少子高齢化の現状のほうを前回でも紹介させていただきましたが、こちらのほうも文章化させていただいております。今後、北区の人口につきましては、平成35年までは人口増加となり、約33万6,000人がピークという形になりますが、その後は減少に転じ、平成45年には、約30万1,000人となる見込みでございます。

また、「東京の自治のあり方研究会資料」によりますと、2010年から2050年の北区の人口増減率は20%から30%未満の減少が予測され、と今後「子育てファミリー層・若年層の定住化」が幅広く展開が必要であるとうたっているところでございます。

続きまして、北区の財政状況の現状と課題でございますが、歳入・歳出とありまして、基金のところでございます。131ページでございます。

131ページの5行目のところになります。平成25年度の主要5基金の残高の合計は、約432億円の見込みでございますが、北区中期計画、基金活用計画におきましては、約350億円の活用を予定しており、数年後には基金が枯渇し、区政運営が困難な事態に陥ることも想定されますということで、財政状況が非常に厳しいという状況になってくるところでございます。

(4)の北区職員の現状と課題でございますが、前回の資料ではなかったところでございますが、こちらのほう答申(案)のほうでは、職員の大量退職と再任用職員の活用について記載させていただいております。

北区の職員数は、平成26年4月1日現在で約2500人、そのうち50代以上の職員が約900人で全体の35%を占めていると。今後、定年退職者数が高い水準で推移する中で、新たに同数の職員を採用するのではなく、事務の効率化や指定管理者制度をはじめ、様々な外部手法を有効に活用するなど公民の役割分担の見直しを進めながら内部努力の徹底を図って、職員総数の適正化に勤めることが必須であると言っております。

続きまして、132ページでございます。2、経営改革プランの改定にあたっての考え方でございます。日本は人口減少社会が到来し、今後さらに少子高齢化が進行するなど生産年齢人口が減少することが予想されている。北区におきましても、中長期的に同様の傾向になることが見込まれておりまして、税金の大幅な見込みの期待はできない前提のもと、区政運営を行っていかねばならないとうたっているところでございます。

平成27年度を初年度とする「新基本計画」では、「区民とともに」の基本姿勢を中心に、「地域のきずなづくり」「子育てファミリー層・若年層の定住化」をはじめ、多くの課題に向けた積極的な取り組みが必要と。新たな経営改革プランにおきましても、人口減少社会や少子高齢化を見据え、将来にわたって健全で安定的な行財政運営を行うことについて、以下の問題に課題を図っていくとうたっているところでございます。

その中で、①が北区基本構想の実現、②が新基本計画の資源調達、③が健全で安定的な財政運営の確保でございます。

続きまして、133ページでございます。(2)の経営改革新5か年プランの改定にあたっての考え方でございますが、大変恐れ入ります、本日、資料を配付いたしました訂正版のほう新しい資料という形になります。修正箇所につきましては、赤字で示させていただいたところでございます。言葉尻の文言を直すというとともに、前回のほうの資料では、「「子育てファミリー層・若年層の定住化」を最重要課題と位置付けています」というのを、「位置付け、様々な課題に取り組むことが必要です。」ということで、必要性のほうを強調しているところでございます。その「また」以降のところ、「人口減少社会を迎え、将来を見据えた」ということを付け加えまして、長期的な視点で区政を考えていく必要があると修正をさせていただいたところでございます。

具体的な内容でございますが、この（２）の４行目でございます。「新基本計画」では、北区の基本姿勢である「区民とともに」を推進し、「地域のきずなづくり」や「子育てファミリー層・若年層の定住化」を最重要課題と位置づけ、様々な課題に取り組むということが必要です。厳しい財政状況下にあっても、北区の明るい未来を築くための施策・事業が持続可能なものとなるよう、また、人口減少社会を迎え、将来を見据えた健全で安定的な行財政システムを構築することが今、必要です。ということで、切羽詰まった状況であるということ強調しているところでございます。

具体的な内容につきましては、この二重囲いのところでございます。将来の世代に負担の残さない財政運営を構築するため、「役割分担の見直し」や「内部努力の徹底」、「仕事のやり方を見直し」などを進め、将来を見据えた健全で安定的な行財政システムを確立します。

二つ目のアスタリスクでございますが、「地域のきずなづくり」や「子育てファミリー層・若年層の定住化」を始め、多くの課題を実現するため外部化の推進や新たな歳入確保など、新基本計画実現のための資源調達を行い、さらなる区民サービスの向上を図ります。という考え方で示させていただいているところでございます。

（３）の経営改革の方向性でございますが、前回の検討会の場でも本日参考資料の２でお配りさせていただいたところでございますが、４つの方向性を取り入れさせていただいたところでございます。

①が「区民とともに ～地域のきずなづくり～」、区政の基本である「区民とともに」は、本改定においても引き続き追及されるべき課題であると。情報の共有化や区民参画を一層進めるとともに、区の最重要課題である「地域のきずなづくり」に重点を置いた取り組みを進めていくというものでございます。

②でございます。「多様な主体との連携と行政が担う役割の見直し」でございます。区は、民間団体やNPOなどとの「公」を担う多様な主体との連携を図りながら、それらの主体と意欲と能力を十分発揮できる環境を整えていく必要があります。ページが変わりますが、また、限られた資源の中で、質・量とも増大していく行政需要に的確に対応していくため、既存の事務事業など官民の役割の見直しを図り、区が担うべき役割を明確化することで、新たな需要への対応を含め、さらなる外部化、サービスの的確な取捨選択へとつなげていくとしております。

また、さらに行政評価についても加えさせていただきました。事業のコストの成果や区民の視点に立った評価を行い、今後の施策や次年度の事業展開へと反映させていくということでチェック機能のほうも加えさせていただきました。

続きまして、③でございます。「簡素で持続可能な行財政システムの確立」でございます。こちらのほうにつきましては、引き続きという形になりますが、さらなる内部努力の徹底を図りながら、簡素で無駄のない行財政システムを作り上げることが必要と。職員の職務遂行能力の一層の向上を図るため、今後新しく導入されます社会保障・税番号制度などの新たな制度の活用を行い、仕事のやり方を見直すことにより、より簡素な組織体制や業務の執行づくりを進めていくと。また、適正な受益者負担を求めていくことや、新たな歳入確保策の導入など、財源確保に向け積極的な取り組みを進めていくというものでございます。

④が「公共施設のマネジメントの推進」でございます。これまで、経営改革プランは3つございましたが、新たに今回は4つ目ということで、公共施設のマネジメントを入れさせていただいたというところでございます。

4行目のところでございます。平成25年7月に策定いたしました「北区公共施設再配置方針」に基づき、北区公共施設マネジメント方針や総量抑制のための3つの方策などについて具体的な取り組みを進めていくというものでございます。また、それとともに施設の維持管理コストの縮減や施設の長寿命化などにも取り組んでいくというもので、具体的な取り組みを進めていくという形で表記させていただいているところでございます。

(4)の新たな経営改革プランの計画期間でございますが、「新基本計画」の前期5年に合わせまして、平成26年度から平成31年度までという形になります。しかしながら、中長期的に立った行財政運営を行うということも視野に入れると記載させていただいているところでございます。なお、計画を着実に実施し、改革を進めていくには、その進捗状況を適切に管理していくことが必要と。したがって、新たにプランで計画される事業については、引き続き区長を本部長とする経営改革本部のもと適切に進行管理を行ってまいりますと表記しています。

また、経済情勢を初めとした急激に変化する社会情勢を見据えながら、迅速かつ適切な対応を行うため、必要に応じてプランの改定を行い、経営改革を着実に推進してまいりますということで、最後のほうは示させていただいているところでございます。

また、事前送付の資料で参考資料としてお配りさせていただきましたこちらのほうをごらんいただければと思います。

北区経営改革新5か年プランの項目別実施状況でございます。前回、委員さんのほうから個別の事業についてご質問がありましたので、その点についてお答えさせていただければと思います。

こちらのほうの資料の見方でございますが、まず右上に平成26年3月31日現在という形で表記させていただきまして、現在の経営改革新5か年プランにつきましては、平成26年度末、平成27年3月末の計画でございますので、現時点ではまだ途中でございます。その途中の段階でございますが、それを計画どおりに実施しているかどうかで、上段にもありますが、A：実施（計画どおり実施）、B：一部実施（課題はあるが実施に向け推進）、C：検討継続、D：未実施（当面実施は困難）という形で分けさせていただきました。

こちらのほうのA、B、C、Dの評価につきましては、所管のほうで評価したものではなく、事務局のほうで評価したものという形になっております。前回、右側のほうが、取り組み内容、効果額、未実施の理由などが空欄でございましたが、右側のほうを可能な限り埋めさせていただいたところでございます。

それでは、具体的にでございますが、個別に質問があった事項についてお答えさせていただきます。4ページでございます。下から二つ目の3-1の(14)でございます。更なるごみの減量化の検討でございますが、こちらはプランの本体、計画でございますが、更なるごみの減量化につながる具体策の検討ということで、審議会のほうを立ち上げまして、それで答申を受けたと。それが平成26年1月でございますが、

具体的な事業はこれからという形になるところでございますが、審議会の答申ということで計画は達成しておりますので、こちらはAという形にさせていただいているところでございます。

続きまして、5ページが一番上でございます。3-1(16)コイン式駐輪場の設置でございます。計画のほうでは、王子・赤羽駅付近に駐輪場の設置という形になっております。平成25年度に王子駅明治通り、赤羽駅南口、西ヶ原駅前に設置したということでAとなっているところでございますが、今後、数をふやしていくということが課題になってくるところでございます。

続きまして、6ページでございます。3-4(13)放課後子どもプランの推進でございますが、計画では平成24年度1校、平成25年度4校、平成26年度8校というのが計画でございます。平成25年度末の段階では、計画どおりに実施しているということでAという形になっております。ただし、平成26年度末を終えた段階でもし計画におくれが生じているということであれば、Aではなくなるところでございます。

6ページ、3-4(14)児童館のあり方でございますが、平成24年度にあり方に関する基本方針の策定、平成25年度でございますが、(仮称)子どもセンター及び(仮称)ティーンズセンターの事業計画(素案)と配置計画(素案)を策定したということでAという形になっているところでございますが、今後につきましても素案から事業計画、配置方針を定め、具体化するということが課題になってくるということでございます。

続きまして、7ページでございます。3-4(24)でございます。教育委員会事務局の組織の再編でございますが、計画では平成22年度に組織改正を行うというものでございました。平成22年度に教育委員会事務局の次長のラインを一本化し、教育改革担当部を廃止したということで、こちらのほうは計画達成ということでAという形になっているところでございます。

以上、さまざま項目があるところでございますが、これらの項目につきましては、既に効果が見込めないものについては、Dがついているところでございます。残りのB、C、またAの中にも引き続き取り組むべきはございますので、残り1年間、まだ計画のほうは残っておりますので、今後さらに進めてまいりたいと考えているところでございます。私のほうからは以上でございます。

○会長

ありがとうございました。

事前に答申(案)が送られてはおりますけれども、今のご説明を踏まえて、もうきょうで最終回ということになりますから、特にどことは申し上げませんが、ご意見を頂戴したいと思います。なお、初めのご説明のところで「検討にあたって」という1ページから始まるようになりますけれども、そこらあたりが全体を見通した、ある意味ではポイントが書き込まれておるところですので、ここにさらに書き込むべき点があるのか、そういったようなことも意見を頂戴したいということでございました。特に、ここだけということではございませんけれども、そのことも踏まえながら

どうぞご意見をいただきたいと思います。

○委員

意見を申し上げさせていただきます。私としては、これは非常に大事な、重要な発言をしたいと思っておりますので、しっかりと議事録に残していただきたいと思えます。ここから、ここは、私、責任を持って、松原が発言しているということを含めて議事録に書いていただきたいと思えます。

基本計画、これは何回かもう私が申し上げてきたことなのですが、この「基本計画2010」はこういうことをやりますと、施策を充実しますと、こういうことがオンパレードで並んでいます。このこと自体は、それはそれでいいと思うのですが、私が一番問題だと思うのは、きょう読み上げていただきました132ページ、「数年後には基金が枯渇し、区政運営が困難な事態に陥ることも想定されます。」と、こういうことが、経営改革の5か年プランのほうには書かれているわけです。ですから、私が当初から申し上げていたことは、これをやってくれ、あれをやってくれ、これをやりますといったようなきれいな言葉を並べられるような状況では多分ないはずなので、ここの経営改革の新5か年プランに書かれているような緊張感のもとで、この審議会も、あるいは区も区民に対して何をやるんだということをしっかりと述べるべきだと、ずっと言い続けてきたんですね。その意味で、残念ながら「基本計画2010」のこれをやります、あれをやりますという話と、経営改革5か年プランの非常に財政的に厳しいというところがリンクしていないのではないかと、こういう印象を強く持ちました。

私自身も途中の議論の中で、こういう場合は、区民に対して、いろいろなことをやりますというときの優先順位をつけるとか、あるいは、あるところではもう福祉水準の切り下げも仕方がないのではないかとか、そういうようなところを議論すべきだと申し上げてきて、会長も私のその発言を受けて臨調の話まで引き出してくださって、日本は土光臨調、中曽根さんのときに、中福祉・中負担で行くと決めた以上は、いわゆる高福祉的な、何でもかんでもやれますという道を選ばなかったんだということもしっかりお話しいただいたと思うんです。

その意味で、私は2010のところの、ここはもう会長にお任せしますが、何かそういう何でもかんでもやれるんじゃないんだと。それ自体がもう経営の5か年プランで明確になっているわけですから、そういう中でこれから北区でやれることとそうじゃないこととかの、要するに何でもやれるような状況じゃないんだという緊張感のもとで議論しなきゃいけないんだとか、したんだみたいなどころを何とか出してもらえないのかなと思ったんです。

それで、ちょっと長くなってすみません、お話しさせていただきたいのは、北区のほうは、区民に対してやるべきことって、ばつと2010で書くと。それに対して、やっぱり財政のところではしっかり乾いた雑巾を絞ってでも財源を出しますと。こういうスタンスになっていると思うんですが、でも歳出の削減というのは、行政改革を幾らやっても一千数百億の区の中の財政の中でどこまでできるかというのは知れているわけで、やはりどこかで福祉とか、そういう区民に対するサービスも、

あるところでは減らさなければいけないはずであって、そのあたりのところの緊張感というかが、僕は非常に欠けているような気がしました。

繰り返しになりますが、2010でこれだけやりますということをおっしゃっている。それから、経営改革のほうでは、5か年プランのほうでは厳しいとおっしゃっていると。でも、そのところのリンクが区のほうが汗を流しますばかりであって、区民に対して何でもやれるということと言える状況じゃないんだというところのメッセージが、ちょっとこれ前文含めて読んだときに私は感じられなくて、このまま出ると、松原は何もそういうことに対して問題意識がないんじゃないかと思われるのがどうしても嫌なので、ここは本当に申しわけありません、最初にちょっと長くなりましたけれども、そういう問題意識でずっとやってきたと。残念ながら、それが基本計画2010のほうには反映されていないということをおっしゃっていただきました。

○会長

ありがとうございました。今の委員のご意見は、決して個人的なご意見というだけではなくて、恐らくこの会全体でそうしたことをやはりきちんと認識すべきだということでは多分あったんだと思うんですが、まだ少しそういう意味では不徹底ではないかというご意見ですかね。これをどう文案に反映していくかというのは、相当長文になりますので、私のちょっと個人的な考え方を述べさせていただきますが、答申を区長にお渡しする際に、前書きといいますか、私のほうの個人的な文書として1ページくらい文書を添付します。この中に今のようなお考えを少し踏み込んで書いて、そのあたりについて十分に庁舎内での検討をお願いしたいと書き込もうかと、今ふと考えたんですが、委員、いかがなものございましょうか。

○委員

前文に数行ちょっと入れるのでもよろしいですし、そこは申し上げたように会長のご判断にお任せします。

○会長

わかりました。ということで、今、委員のほうから重要なご発言をいただきました。どうぞ、きょう最終回になりますから、いろいろ思っただけのことを存分におっしゃっていただいて、3時間、4時間という長時間にはちょっと及ばせんけれども、2時間の範囲内でぜひおっしゃってくださいますようお願いいたします。いかがでしょうか。

○区

今の件について、補足よろしいですか。

○会長

今の件で。

○区

今の委員のご意見については、十分踏まえて検討させていただきたいと思いますが、ただ、ちょっと1点補足をさせていただきますけれども、この基本計画2010と経営改革プラン、全く別のものではなくて、あくまで表裏一体のものと考えてございます。

基本計画については、10年後の北区のあるべき姿というものを描いていくと。そういった趣旨のものでございますので、どちらかという、こうしたことをやっていきますということが中心ですけれども、当然それをやっていくためには、財源の裏づけがなければならないと。その部分については、経営改革プランで事業実施していくことで、そういった財源の部分の担保をとっていくということで、それをあわせたものとして、これ、もし今お持ちであれば、基本計画2010の冊子の26ページをごらんいただきたいと思うんですけれども、今後、答申をいただきまして、具体的な個別事業の計画に入っていきます。その際には当然、財源上の見積もり、見通しも立てて、10年間のうちにどれだけの財源が必要になってくるのかということで、計画期間中の財政収支の見通しというものを今後、区の作業として見通しを立てていくといった作業を行ってまいります。

そして、その上で、ちょっと28ページをごらんいただきたいと思うんですけれども、計画期間中の歳入、それと歳出ということで、基本計画の中で計画化した事業の部分にかかる経費、またそれ以外の一般的な経費、そういったものが10年間、5年ごとに少し分けて財政計画を立てていますけれども、どのくらいの財源が必要になるかということと、例えば、歳入と歳出の表の中をちょっとごらんいただきたいんですけれども、例えば歳入のところでは、上段のほうに一般財源とあって、四つ目の項目、4行目のところに「うち経営改革プラン」とあります。これは経営改革プランの事業を行うことで、歳入確保が図れる部分として金額がどれくらいになるかということ積み上げております。

一方、歳出のところをごらんいただきますと、下から3行目のところ、経営改革プランと、同じようにあります。これは経営改革プランの事業を実施することで、どれだけの効果額、歳出削減額が見込まれるかというところで経費を積み上げているものでございます。ですので、基本計画の事業を実施していくに当たっては、必ず財源上の担保もとりながら計画を実施していきますよというところの見通しは立てさせていただいているところでございます。

ただ、今ご意見としてありましたように、重要な視点として前文、検討に当たってのところに書き込んでいく必要があるかということについては、十分踏まえさせていただきたいと考えてございます。

○委員

私もこれ読み込んできましたから、そういう定性的な話はおっしゃるとおりで、これだけやりますと言って、それにふさわしい経営改革プランによる歳入確保と歳出の削減はやりますというのはそれはいいんです、それはいいって言っていますか

ら。逆に、この基本計画に出ている、ここでいろんなことをやることに対して、どのくらいのお金がかかるんだと。今までの進捗状況についてもお伺いしましたよね。これを全部やることによってどのくらいお金がかかるんだと。それがどのように担保できるのかという具体的な道筋が緊張感がないんじゃないかというのが私の印象で、私は国の財政とかも見ていますから、こんなバラ色の絵は基本的には描けないはずで、本当に頭を下げて福祉削減とか、道路をつくる時もこことここどっちを選ぶかみたいな、そういうことが必要なんじゃないかということをお願いしていたんで、抽象的に——ごめんなさい、抽象的と言ったらいけないかもしれませんが、それでも、経営改革プランでこれだけ節約します、これだけ確保しますと。それでこれが全部担保できるのかと。全体の収入自体の方向性とかも厳しいわけですから、区政自体がうまくいかないかもしれないと書いてあるわけですから、それにしてもここがちょっと——すみません、言葉を選ばなければいけないんですが、僕は余りに楽観的だったと。だから、僕は繰り返しになりますが、こういうのを全部やる時にどのくらいかかるんだというところの数字と、節約する数字とのところの緊張感をもっと出すべきだと思ったんで、今の課長のご発言は何か言いわけにしか聞こえないですね。

○会長

いつもあれだね。議会で突っ込まれて。

○区

はい。

○会長

でも、今の委員のご発言は趣旨としてはやはり取捨選択していかざるを得ない時代に入っているんだというところは、やっぱり庁舎内でも踏まえてもらうことが必要なんだろうと私自身も思っています。そういうふうにとめてよろしいですよ。

○委員

はい。

○会長

ということでございます。

ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

○委員

今の議論は本当に大事なことですけれども、まだほかに、実はマクロで捉えると大事なところがあるんじゃないかと思うんですね。基本理念といいますか、「区民とともに」と書いてありますよね。もっとこれは具体的に言いますと、今まで日本

の地方行政というのは、憲法で地方自治の保守と書いてあるんだけど、実際は中央集権のもとでずっと行われてきていて、地方自治はどこまで国からの財源的な措置とか、人材とか、そういったところを考えると、非常に自治体としては苦しい思いをしていると思うんです。さらに人口減少、高齢社会を迎えるわけだから、そういう意味では本当に行財政の効率的あるいは合理的というのは非常に踏み込まなければいけないと思います。

それともう一つは、今のお話では、「区民とともに」というところは具体的にどういうことを言っているんだと。憲法で、あるいは地方自治法で示す概念・理念の中で、私に言わせれば、やっぱり中央集権がずっと今まで来たわけで、その中で地方自治はどうあるべきかということに来たんですけど、実質は委員が言われたように、団体自治なんですよ、団体自治ですよ。

つまり、区民から言うと、行政が何でもしてくれるから依存すればいいんじゃないか、要求すればいいんじゃないかと来たと思うんです。「区民とともに」というのはそこから脱却して、住民自治、これを全面的に私、押し出すべきだと思いますね。住民自治、区民自治を押し出すべきだと思いますね。それによって、団体自治と住民自治、区民自治の車の両輪が本当に意味での地方自治なんですよ。だから、そういう意味で「区民とともに」というのをもう少し地方自治の基本理念を踏まえて、「区民自治」というのをもっと前面に押し出したほうがいいというのが一つ。

それから、これに関連してですけど、いずれにしても人口減少、高齢社会に向けて自治体は大変な区民の行政ニーズに応じていかなければいけませんけど、全部もちろん応えられるわけではありません。そういう意味では、国に対して、あるいは東京都は広域自治体ですから、国や広域自治体の東京都に対して、もっと財源なり、人材なり、資源なり、情報なりをよこせというところまで、私は踏み込むべきだと思うんです。もっと言えば、中央集権から地方分権化へと持っていかなければいけないと思うんです。中堅国家、分権国家の中での北区行政というのを考えなければいけないですし、これは区民も考えなければいけないと、マクロで言いますとね。この部分まで私は踏み込むべきではないかと思います。

以上です。

○会長

ありがとうございます。「新しい公共」とか「協働」という言葉が何年か前から少しずつ使われるようになってきているんですが、思いのほかその真意が伝えられていないとかという印象を持つことは確かにあります。今の委員のご発言の中にはそういったようなことも含まれていたと思いますけれども、前にちょっと申し上げたかと思いますが、上杉鷹山が藩政の立て直しの時に、本当におもしろいですよね。「自助」、それから「共助」がたしか「互助」ですかね。今言うところのいわゆる「公助」が「扶助」という、そういう三つの言葉を使って藩財政を立て直したというのがありますけれども、今、言われる「自助・共助・公助」という、そのまさに「共助・公助」の部分をこれからどう構築していくか。そのときにまさに今おっしゃったような「協働」という行政とそれから住民とのいわば相互協力ということを

どうつくっていくのか。このあたりは多分これから具体的にこの計画を進めていくときに、庁舎内で常に検討をしていきながらしていかなければいけないんだろうなとちょっと今考えました。ありがとうございます。

きょうは非常に大きなところを幾つかご指摘いただいております。ほかにいかがでしょうか。小さな文言でも結構でございますから、どんなところでも構いません。おっしゃってください。

○委員

とても細かいところからですけど、まず76ページなんですけど、「現状と課題」というタイトルがあって、そこから2行目のところに、「北区都市計画マスタープラン2010※」がついているんですが、この※印に対応する「注」はどこにもないので、多分要らないんだろうと。細かいことですが。

それで、もう少し細くないことなんですけど、全般、ほかのところでも言えるんですが、まちづくりのところ、例えば78ページの「適正な土地利用への誘導」というところで、二つ目の丸で、「政策的な土地利用の誘導を図ります」というのがあります。それから、①の一番下の丸のところ、「民間企業の開発等を規制または誘導するためのしくみづくりを進めます」というのがありますが、基本計画だとかこういう記述になるのかなと思うんですが、政策的な土地利用の誘導って一体何だって。今、政策的に土地利用を誘導していないのという話になりますよね。多分どういうふうに誘導するって、何か基本方向くらいは本当はあったほうがいいような気がするんですね。

「民間企業の開発等を規制または誘導する」と。これも、今、規制も誘導もしているはずですね。だから、どういうふうにこれからやっていくのかというのが本当は要るんだと思うんです。今の段階ではこういう書き方でも、できるだけ早い段階で区はどうするのかというのを、それこそ区民とともに明確にしていかなければいかなど。

というのと、それからちょっと飛びますが、参考資料の経営改革5か年プラン項目別実施状況。これ前回に比べると大変わかりやすくなったんですが、ここで書かれているのは、例えば計画を立てたか、立てなかったか。ある事業をやったか、やらなかったかということなんです。計画をつくれればA、事業をやればA。でも、それだとフィードバックできないんです。計画を立てて、その計画が実際に有効だったかどうかという評価が入らないと。事業をして、その事業が区民にとってどうだったのかという評価が入らないと、フィードバックに持っていけないんですね。その情報が本当は欲しい。区民は自分でなかなかそういう情報は集められないので、そういう情報が例えばホームページなんかで出していただけると、多分、区民とともに考える場がもっともっとできやすくなるのではないかなという気がします。

そういう意味では、改革するための評価が、前回もよくわからないと言っていたところなんですけど、要するに評価がないと、もう一回フィードバックができないので、そのところを、きょうはこれで前回より一歩前進の資料なんですけど、やっぱりその後それがどうだったという評価の部分を、できるだけ区としては情報として

出していただきたいと思います。

○会長

今のことについて何か課長、誘導とかそのあたりのことは何かありますか。

○区

ちょっと一般的な表現になってしまったかと思うんですけども、区内、いろいろな地域があって、その地域の特性なり、またその地域に誘導するものとか、そういったものが幾つか種類がありますので、なかなかこの文書の中で具体的なものを書き込むというのがちょっと厳しかったかなと思っています。委員のご意見に関しましては、どういった形で対応できるか、ちょっと検討させていただければと思います。

○会長

さっきの米印はいいですね。

○区

申しわけございません。注釈をつけるべき表現だったんですけども、それがちょっと抜けてございました。申しわけございません。ここについてはちょっと追記をさせていただきたいと思います。

○委員

注釈、なくてもいいような気がしたので。

○会長

では、その辺は事務局のほうでご訂正いただいたものを、僕と副会長と事務局で検討するというところに多分させていただけるとおもいますから、早急に、ではご検討ください。なくてもよさそうであればなくてもよいということで、お任せしますのでお考えください、まずはね。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○委員

131ページの「職員の大量退職と再任用職員の活用」というところでちょっとご質問といいますか伺いたいんですが、私の記憶が間違いでなければ、たしか平成17年度のときの基本計画2005のときは3,000人と表現していたと思っています。その時代、2005、その前のときだからちょっと定かではありませんが、現在、「今後、定年退職者数が高い水準で推移する」と書いてありますが、定年の延長ということはどこか頭の隅にあるのでしょうか。

それから、もう一つは、再任用職員の活用を図っていくと書いてありますが、職員総数の適正化とあわせて一般職員の何%くらいの戦力だと再任用職員の方々のことはお考えなのでしょうか。

それを一つご質問したいのと、もう一つ細かいことで大変恐縮ですが、ところどころに十条・東十条の駅のことなんですが、例えば77ページのまちづくりのところに、赤羽駅、王子駅はいいんですが、十条と東十条になると、なぜかポチで二つ一くくりになって、また田端駅が一つ。これはどういうものの考え方でそういう区分けをするのでしょうか。その2点を伺いたいと思います。

○会長

ちょっとこれはお答えください。

○区

職員数のほうでございますが、10年前は約3,000人くらいいたところがございます。平成22年4月1日現在、これは再任用職員を除くになりますけど2,500人となりまして、平成26年4月1日現在で2,470人ということで、5年前と比べると30人弱、微減という形にはなりますが減っているような形になります。これとは別に再任用職員が264人、平成26年4月1日でございます。

定年延長の考え方でございますが、こちらは全国統一で国の検討の中で、一旦は65歳まで定年延長という議論が出たんですが、民間の財政状況も厳しいということもございまして、再任用の義務化ということで、60歳で一旦退職をいたしまして、定年制の給与の約70%弱の処遇で一般職員と同様の勤務を行っているところでございます。

これは年金の受給状況にあわせて段階的に、平成37年度までの経過措置なんですけど、段階的に65歳まで雇用を年金の受給に合わせてしていくというものになっているところでございます。

再任用職員の活用でございますが、同じ定年前の職員と同様に勤務をするという形に身分上もなっておりますので、完全に戦力として職務に全うするという形になるところでございます。

○会長

あと、駅のほうはどうですか。それはあれかな。

○区

すみません。まちづくりに関しましては、まちづくりの上位計画で都市計画マスタープランという計画があるんですけども、そちらの中で、十条と東十条の地区については一体的エリアとして捉えて、そういった表現の仕方をしているんですね。それを基本計画のほうの表現でもちょっと合わせたような形にさせていただいたところなんです。

○委員

別にそれは国あるいは東京都の決まりで、それ以上、異論は挟む余地はないので

すが、十条駅周辺のまちづくりというのは結構話題になっていますね。そのときには当然、東十条は入っていないんですよ。十条駅まちづくり、王子駅まちづくり。ですから、やはりこれは「十条・東十条」ではなくて、私が東十条に住んでいるからというこだわりではないのですが、一般論として、ここだけ何で2駅を一まとめにして表現するのかなと、不自然さを非常に感じるのであえて申し上げます。ご一考ください。

○会長

ということです。今の点、ひとつよろしくお願いします。
ほかにいかがでしょう。そうでしたね、どうぞ。

○委員

まず、前回申しあげました「未来を担う人づくり」のところで、就学前教育保育のところで「質の高い」を加えていただきましてありがとうございます。今回、答申案を見ましたら、就学前教育保育のところに全て「質の高い」を入れていただいていますので、大変ありがたいと思いました。

それとも関連のあることなんですが、1ページ、「検討にあたって」というところは、法律で言えば前文に当たるところですから、非常に重要なところだと思います。真ん中あたりの「さらに」で始まるところの3行くらいのところをちょっと申し上げたいのですが、ここでは、子育て施策をするという視点は出ているのですが、当の子どもの「子育て」という部分がちょっと弱いかなという感じがいたします。

それで、「さらに」ところの下の行なんですが、「小中学校の児童・生徒の確かな学力の向上に向けた取り組み」。これも大事なんですが、小中学校の児童・生徒で、なぜこれだけが出てくるのか。これが最重要の課題であるならば、それプラスこの取り組みと、例えば「子どもの豊かな育ち」とか、あるいは「子どもの豊かな心と体を育成する」とか、そういうことが、子どもが育つ上でという視点が入ったほうがいいのではないかと思います。このことは2ページの最初のところですね、「第一に、未来を担う人づくりとして」というところに書いてはあるのですが、やはり先ほど申しあげたように、これは前文のように非常に大事なところなので、その学力の向上だけではなくて、「子どもたちが豊かに育つ」という部分をぜひ入れていただきたいと思いました。

以上です。

○会長

ありがとうございます。そうですね、確かに今は小中の学力というのがどうしても教育上の話題になりますけども、子どもが育つというプロセスを考えると、保幼小連携とかいったような言葉も出てきているわけだし、今のそういう一貫性を見通したどこかに視点をもうちょっと明確にというご要望でよろしいですかね。よろしくお願ひいたします。

ほかにいかがでございましょう。

○委員

関連してでいいですか。

○会長

どうぞ。

○委員

すみません、関連してちょっと発言させてください。

まず、どうしても全体のイメージとして、施策が個々に出ているような印象をどうしても受けてしまうので、大きく言うと、今回はこれでももちろん結構なんですけれども、例えば、今、出た「豊かな育ち」とかという部分は、1-4と2-6の両方に出てくるんですが、これは今まで二元化しているのでもそういうような仕組みになっていると思うんですが、今の世界的な動向からすると、質の高いというのは当然質の高いものが求められていますし、さらには教育と福祉を一緒にして、一体的に機能が重複しているところは統合していくということは結構施策として効率的かどうかという議論はありますけれども、効果的ではあると思うんです。

ですから、長い目で見ると、ぜひこのあたりは統一したもので、ゼロ歳から6歳までを一つにまとめるような、そういうようなダイナミックなものが先進都市ということを目指すのであれば、お考えいただけるのではないかとということが1点と。それからもうちょっと離れて、先ほどちょっと施策がばらばらという印象をどうしてもこういうものは受けてしまうのですけれども、例えば、1ページの「地域のきずなづくり」というのは、私も非常に重要だと思いますけれども、2010のこのプランでどこら辺にどういうきずなづくりの施策があつて、それがどう連動しているのか。先ほど優先順位という言葉も出ましたけれども、きずなづくりで何を重視して、それがほかの施策とどう連動しているのかということところは、やはり効果的な施策ということ考えた場合に重要だと思うんです。それがちょっと今のところだと、これを全体を読んで区民が判断するというのはなかなか難しいので、そこら辺、何か大きな絵を示していただけるとありがたいというのが2点目。

以上です。

○会長

ありがとうございます。どうしても個別に書き込んであるところの連続性とか、関連性とかいったようなところがもう少し見えるような工夫をというご要望と受けとめておりますけれども、難しい部分ありますけど、ちょっと一工夫できそうなところを何とかしていただきますかね。難しい要求のようにも思えますけれども、ぜひよろしくお願いします。

なお、余分なことを申し上げますが、教育と福祉というのは、僕たちが大学の学生ころ「教育と福祉は違うんだ」と言って教育学の先生が一生懸命強調しておられて、私はそのころから「え、どうしてかな」と思っていたんですが、そんなあほ

な区分けの仕方は今はしないほうがよろしいという考え方、僕は非常に賛成です。
はい、ありがとうございました。
委員、どうぞ。

○委員

「検討にあたって」の2ページからの「第一に」から「第三に」まで項目が入っております。これを拝見して、1ページの全体を拝見したときの印象で考えたんですけれども、北区というのは「長生きするなら北区が一番」とともに「子育てするなら北区が一番」ということで、今回新たな視点で、非常に芽のある計画を子どもたちのために記述を位置づけていただいていた大変感謝しているところなんですけど、やはり2025年までには団塊の世代の方が75歳以上を迎えるということで、23区の中で突出した高齢化率を誇る北区としては、やはり高齢者施策と健康づくりの推進というのは、非常に重要な視点なのではないかと。これまでもやってこられたところではあるんですけども、やはり2025年までにここのあたりの仕組みはしっかりとつくっていただく必要があると考えておまして、この視点は要望として盛り込んでいただけないかということの一つ考えました。

高齢者の施策については、ただ行政がサービスを提供するというのではなく、今は政府も言っているように、地域包括ケアの体制づくりということで、公助・共助・互助・自助というものをバランスよく取り入れ、区民も参画し、自分自身の健康も担っていく、地域を支えていくという非常によい仕組みが今、求められているところで、北区はぜひ先駆的にこういったことを進めておられる中で、ある程度こういったことも考慮して、ぜひ盛り込んでいただければと考えております。

以上です。

○会長

ありがとうございます。
ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○委員

「検討にあたって」のところで、一つ文言を入れていただきたいと思うのが、「人権の尊重」という文言なんです。というのは、ここに書いてある「区民一人ひとりが」ということですので、やっぱり全ての施策の基本が人権が守られるということの上に成り立たないと区の施策も生きてこないと思います。それで、今後、東京オリンピック・パラリンピックでは、国内外の方が多くまた入ると思いますし、これから外国人の人口もふえるという見通しなので、やはりその辺の意識というのがしっかりここに書かれていないと、ちょっと足りないのかなと感じましたので、ご検討いただきたいと思います。

○会長

ありがとうございます。本当に今、積極的にいろんな側面からご希望が出ており

まして、結構な話だと思います。

はい、どうぞ。

○委員

先ほど委員からもありましたけれども、「検討にあたって」の1ページ目に出てきます「区民とともに」。ここ数年来、「区民とともに」とか「協働」という言葉をよく聞きまして、実際、区民も一緒に一つの事業あるいは施策に参画をして、その実現を目指しているという場面は多いかと思うんですが、いつの間にか区民が知らない間に事が進んでいたり、ちょっと区民のほうが目まぐるしくなってしまうという印象を与えている場面もあるかのように見受けられます。この「区民とともに」を実現していくために、これまで以上に区の説明責任を果たし」とありますけれども、区民とともに何か実現するのであれば、もう少し本気度といいますか、真剣に一緒に施策を展開し、そしてその中で区民も育つし、町も育っていくんだという、こういう視点をちょっと強調していただけたら、さらに区民が一体化して、区の発展に寄与できるのではないかなと感じました。

以上です。

○会長

本当にいろんな観点からご意見をありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。もう今日が最終回ですから。

○委員

一つお礼がございます。「地域産業の活性化」のところの訂正をいただいたことです。特に生活関連産業、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスの推進ということ、これを挙げていただいたのはとてもありがたいことだと思います。

あと、二つちょっと意見を申し上げます。一つは、2ページ目のところに、「第二に、まちづくりの一層の推進です。」というハード的な話が全面的に出ているので、せっかく79ページのほうには「協働型まちづくりの推進」ということがあるので、一番最後でもいいですので、「さらに暮らしから、あるいは産業から、まちづくりを都市マスタープランと融合させていく」という表現があると、ハードだけではないまちづくりというイメージができていくのではないかと思います。

それから、もう一つが、経営改革ですけれども、134ページに④で「公共施設マネジメントの推進」というのがありますが、ここも、できましたら最後に「周辺区と連携し、相互利用の推進」、つまり周辺区と公共施設を相互利用するというのも実は大事なファシリティマネジメントだと思うので、書き加えていただけたらと思います。

以上です。

○会長

今の後段の部分は、以前にも委員からお話が出ていたことでしたかね。はい、わ

かりました。

委員でしたか、はい。

○委員

私も皆さんのご意見と少しかぶるところがあるんですけども、二つばかり意見というか、お願いというか、その辺をつけ加えさせていただきたいと思います。

「検討にあたって」というところのまず1ページになります。先ほどの地域のきずなづくりという部分で、この後ろにたくさんある施策・事業の中でどういうものを組み合わせるのかというような、そんなご指摘があったかと思うんですけども、私もやっぱり同じようなことを考えておりました。

この地域のきずなづくりという大きなテーマに向かって、いろいろ後ろで書かれている施策・事業をどう組み合わせ、このきずなづくりを実現していくのかというところをしっかりイメージしておかないと、多分ばらばらにやっちゃって、効果が上がらないという形になると思いますので、この辺は書き方という問題もあるかと思うんですけども、例えば、模式図みたいなものをつくって、少しビジュアルなイメージをここの中で示すというやり方で、もう少し具体的に、視覚的に書けるのではないかと考えております。

同じように、きずなづくりと、もう一つ子育てファミリー層の若年層の定住化というこの話もありますので、これもやっぱり同じように、いろいろな施策を駆使してこれを実現していこうという話になると思いますので、その辺はきずなづくりと同じような考え方で、もう少し具体的に・・・に示していただいたほうがというか、ぜひそれはお願いしたいなと思っております。そこをしっかりイメージできれば、北区は本気なんだといったところも伝わってくるのではないかと考えておりますのでお願いします。というのが、1ページ目のお話です。

それから、2ページ目です。2ページ目に第一、第二、第三という形で、ここ5年、10年でこれに重点的に取り組みますというイメージを出していただいたというのは、これまでの議論の中でなかったことなので、はっとしましたというか、ぎょっとしましたというか、北区はこの三つをこの後ろの中にある計画の中で最も優先していきたい事業なのかということを改めて認識したところです。

そういったものであるならば、恐らくこれが後ろにあまたある施策のリーディングプロジェクトという形での位置づけになってくるのであろうと理解するところであるんですけども、であるならば、もう少しこれを具体的に示していただける何かやり方というのがあるのかなと思いました。

きょうA3の資料で出していただいているこの十条から赤羽周辺スポーツ関連施設等というものは、まさにこれ第三の部分の資料ということでいいのだろうと思いますので、こういったトレセン通りといったものをやっぺいこうという話があるのであれば、こういったものを第三のリーディングプロジェクトのビジョンの資料として、中に入ってくるという形で示していただけると、それは必ずやりますということではなく、例示という形でなるのかもしれないんですけども、もつともつと第三のこの内容が理解できるのかなと思いますし、同じように第二では王子駅周辺

という話と十条駅周辺というような、この二つの駅周辺を取り上げて、まちづくりを一層推進していくという話で書かれていますので、この部分、都市マスにも書かれているのかもしれませんが、その辺、調整はつけながら、もう少し具体的なイメージを、本になったときには示していただけるとありがたいかなと。同じように第一のところもそう思いますので、ここがしっかり厚みが示されてくれば、区民にとっても後ろの施策、たくさんある中で、この三つ、これから5年、10年でやっていこうとしているんだなということで、しっかり認識もできると思いますので、その辺お願いできればなと思っております。

それから、すみません、ちょっとこれはつけ足しなんですけれども、1、2、3の事業というか、プロジェクトと考えたときに、これと地域のきずなづくり、それから子育て層、ファミリー層の定住化、これがどう絡んでくるのかといったところもやっぱり重要になってくるかなと思いますので、その辺、1ページ目と2ページ目をうまく連携させるような、そういうストーリー展開をしていただけるといいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。どうぞ。

○委員

「検討にあたって」というところの1ページと2ページと3ページのところをずっと読んでいくと、本当にここが一番見えていて、これを見て一発で何となく内容がわからなければいけない大事なところなんだなと思いながら読んでいるんですけども、最初の1ページから、「第一に」というのが始まる前までなので、やっぱり1ページの中だけなんですけれども、4段落目の「区民一人ひとりが」ということで、ボランティアのことに書いていただいている部分があるんですが、唯一、1ページの中でこの部分だけは、区の方が何かをするというよりは、これは頼むよという部分なんですよ。

なので、ここに書いてある地域のボランティアとか、いわゆる今まで一般的に自治会・町会、地域という形で、ボランティア、地域活動と書いてあるんですけども、やっぱりこういうのって、逆にみんなが知っていて、一般的なボランティア活動の名前というか、団体の名前であるかなとちょっと思ってしまった、目新しいものを実は感じなかったんですね。別に目新しくなくて全然いいとは思うんですけども、やっぱりこれから協働という形でいろんな人たちが参加をしていくということで考えていくと、この5行がすごく今、特に若い人なんか食いついていくような文章になっていたら、本当はいいのかもしれないなと今になってやっと思っただけなんですけれども。

ほかのところは本当にこういう教育とか、やっていただくところが多い中で、私たちが積極的にこれからかかわっていかねばならないところだなと思いながら読んでいましたので、もし何か、だからといって案があるわけでもないんですけ

れども、ぱっと例えばこういうのがあるよって、ほかの委員さんもおっしゃっていたんですが、何か具体的に今まで余り若い人が耳にしてこなかったような、こういう参加の仕方もあるよというのが、もし1個でも出てきたらいいなと思ったので、すみません、意見を言わせていただきました。ありがとうございます。

○会長

今のお話は、そうですね、私もちょっと同感しました。何かいいのが出ないかな。いろいろ知恵を絞ってみたいと思いますが、今、委員でしたか、今、思いつかなくても、後で思いついたら事務局のほうにちょっと連絡してやってくれませんか。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょう。

○委員

いいですか。

○会長

いいよ。

○委員

今のご発言は、私もちょっと前回、別の区の会議に出ていたときに、やっぱり同じようなご発言があって、例えば区報とかも世代によって若い方は区報がおもしろくも何ともないという発言をなさったんですね。上の方はおもしろいとか何とかって観点で見たことがないので、ああ、そういうふうに見るのかというのが、ちょっと前回、別の会議で経験したことがあって、つまり、そのおもしろいとか何とかというのは、その世代の方々が一緒につくるときに入れば済むような話でもあると思うんですよね。ですから、協働とか区民の参加ということであれば、そういうところにちゃんとそういう方々が加わっていただければ、ファミリー層という、ちょっとそれは適切かどうかという話もあると思いますけれども、そういう方々がそういうところにちゃんと参加していれば、それらしいものになっていく可能性もあると思うんですけど。

○会長

ありがとうございます。しかし、若い層が行政に関心を持ってくれるというのはいいことですから、いろんな側面で工夫ができるところはしていくといいよね。はい、ありました。また何かいい情報があったら、そういう観点からも逆によろしく。どうでしょう。最終回ですから、お一人少なくとも一つくらいずつは何か意見をおっしゃっていただけませんか。

○委員

ナショナルトレーニングセンターの話があちこち出てきますが、実はスポーツに

関係する者として、北区の体育協会なんかも盛んに言っているんですが、大変オリンピックを迎えて、ナショナルトレーニングセンターがある北区というのは魅力ある土地になる、知名度が上がるというお話があるのですが、実際は北区民がそれに親しむ機会がすごく制約されているんですね。ごく一部の地域がイベントで年に一遍くらいやっていたらいいんですが、一般の区民がなれ親しむというのには到底難しい縛りがあって、ほとんどの区民の方が、多分、中に入ったことなんてないだろうと思っています。

ですから、北区としてもこれを大々的に北区の魅力、さっきの道の話も出ましたけど、そういうふうになっていくと同時に、ぜひこれからオリンピックを迎えるに当たって、ますます制約が厳しくなるのだろうとは思っておりますが、何とか区民自身が親しめる魅力のあるナショナルトレーニングセンターの運営に要望を出していくと。そういう形をとっていただきたいなど。これは単なる要望で、どこの文句を直してくれということではありません。

以上です。

○会長

そうすると、まだ時間はあるんですけども、特に今、お手が挙がらないようであれば、ご発言がなかった委員さん、何かございませんか。

○委員

私も団塊の世代に入ったところなのですが、体調的にもいろいろ、能力はそんなにないんだけど、いろいろ協力できる場所がありますので、いろいろな誘いがあるとそれにただ乗って、参加していろいろ協力しているのですが、一般の方もそういうやりたいという方はたくさんいると思うんですよね。ただ、そういう機会がやっぱりなかなか、僕なんかも積極的ではないので、参加しづらいんだけど、そういうふうに参加できるような施策と書いてあるんですが、具体的に何か参加できるような方法をやっていただけるといいなと僕は思っているんですけど。

○会長

やっぱり今のご発言というのは、あれなんでしょうね。どうしても行政というのが、従来は区民と乖離していて、それがどう結びついていくのかというあたりが、もう少しだけ、この中でどう書き込むかというのは難しいのかもわかりませんが、日常的な営みとしてということなんだろうね。そんなふうに思いました。

すみません、先ほどは人権のことをおっしゃっていただいたんですね。

それでは、次にどうぞ。

○委員

実は二つあるんですけども、一応スポーツセンターの推進のところの地図のところ、赤羽駅から十条までのところで、一つ赤羽駅から今これから始まります、細かいことになってしまうんですけど、弁天通というところの開発があるんですね。

そういうときはちょうど私どものところはひっかかってしまうんですけれども、区として協働で何かするということは、商店街とかそういうところにはお声かけはしていただけるのでしょうか。

それと、もう一つ、これは全然ちょっと発想が違うと思うんですけれども、子育てが一番というところで、「北区の子育てはどこのところと違って一番があるの」という意見をこの前、私、聞かれたんですけど、それに答えられなかったんですけども、その、よそと違ってどこが一番で、一番いいのかということをお教えいただければと思います。

○区

最初のご質問にありました弁天通のところは、今、道路を広げる事業をやっております。それについては計画的に事業を広げていくというのがあるんですけれども、ちょっとここで今お示しさせていただいたのは、ナショナルトレーニングセンターにつながるルートということで、ここについてはまず名称をつけて、その上でこのルートを使って、具体的に今、具体策があるわけではないんですけれども、何か事業を行っていくに当たっては、やはり赤羽駅からについては、地元商店街がかなり起点になりますので、その部分は連携しながら、なおかつアイデアのご意見等も伺いながら、少し取り組みをしていきたいと考えています。

それと、子育てに関しては、もちろん例えば、今、北区の子どもの数があるんですけれども、その子どもの数何人に対して保育園の定員数、どれくらいの子どもが入れる保育園を整備していますという、整備率と言っているんですけれども、子どもの数に対する保育園の定員数については、23区で今一番という状況になっています。

それ以外にも、子ども医療費助成制度、子どもの医療費を中学生までは無料というのをやっています。これは今23区大体横並びになっていますけれども、これを例えば始めた、制度を導入した年度とか、そういったものは北区が割と先進的に取り組んできたということですか、あと子育て応援団事業というふうなの、ゼロ歳から就学前まで切れ目ない事業をやっているんですけれども、そうしたものを包括的にトータル化して取り組んでいるような事業、そういったところについては、ほかの区と比べたときには、少し先進的に取り組んでいるのかなと考えています。

○委員

それでわかりましたけれども、キャッチフレーズとしては、ここだけということではないわけですね。そういうのはないということですね。

○区

ここについてというものを必ずどうしてもこれ都市間競争といいますか、23区かなり、特に子育てに関する施策については意識しながら取り組んでいますので、なかなかこれはこの区がやったらこっちの区もやるという、また自分の区もやるという少し競争的なところもありますので、どういったところに重点を置くかという部分については、それは北区特有の事情がありますので、そういったところも見きわめ

ながら、区民ニーズ等も十分に踏まえながら、必要などころについてはやはり子育てという部分については重点施策ですので、きちんと対応をしていくような形で取り組んでいきたいと考えています。

○会長

委員、あれですか。身近な方からどういうところが一番なのみたいな質問があったわけですか。

○委員

すみません。私、民生委員もしていますので、それを聞かれたときに、何がよその区と違って、一番一番と言うんですけれどもということをおっしゃって、実際的にいろんなこういうことをしていますというのは皆さんある程度わかるんですけれど、では、何が本当に一番かということを知りたいというお話をしていたんです。

○会長

整備率云々というのはここでは我々は共有しましたけども、そういう方々はわかっているんですかね。

○委員

いや、それは多分その部分でわからないと思います。ですから、さっき会長さんがおっしゃったように、今後はそういう待機児童ではないですけど、保育園の整備率とか、そういうことについては一番ですって答えます。

○会長

逆に言うと、行政がもうちょっと努力しないといけないね。せつかく一番だって言うんだからね。区民によく知ってもらおうという努力はこれは必要なことですね。ありがとうございます。

○委員

今回、出されている答申案そのものについては、特にこのとおりで皆さんのように意見はないんですけど、ちょっと話その先になるんですけども、多分この答申案はこういう形の冊子になり、それから経営改革もこういう形の冊子になるんですかね。その後、例えば、区の職員とか、それからこれを見る区民の人々にどうこれを伝えていくのかというのが非常に気になっているんですよね。やっぱり現実問題として、これを本当に今みたいなきれいな答申を出したとしても、どの程度区民の方が見える、読むのか、わかってもらえるのか、やっぱりそのことをぜひこの直接答申案とは関係ないんですけども、そこをいろいろ考えてやっていただきたいというのが希望です。

○会長

これはこの全体の意見交換が終わった後で、今後の公表の仕方等の予定は事務局からご説明があるんですが、その公表の仕方の部分だけ今ちょっとできたら、どなたでも、ご説明いただけませんか。

○区

答申をいただきましたら、この後、具体的な個別事業の計画の策定作業に入っていきます。その個別事業計画の策定がおおむね年内を予定していますけれども、年内に一応計画案という形のものをつくりまして、それに対してパブリックコメントを実施していくような形になります。パブリックコメントで区民、また区議会のご意見をいただいた後、それを踏まえて最終的な計画を策定していくと。大まかにはそういった流れを想定しているところでございます。

○会長

今のお話どうですか。

○委員

流れとすれば全てそうだと思うんですけども、実際にもう一つの視点でいくと、どういうふうにも、例えば北区の北区勢要覧もありますよね。300円で売られていて、コストパフォーマンスいいと思うんですけど、それでもどれだけの人が本当に見ているの。あれだけ区長の話が一番最初にあって、終わりのほうにその冊子を配っていただいたんですけども、今回の答申案とは直接関係はないんですけども、ぜひ区民が一人一人手にとってわかるように、いろんな媒体をやっていると思うし、広報のほうも今回の中で、すみません、言葉を忘れてしまいましたんですけども、プロポーザルしていると思うんですけど、いろんな意味でそういうことをやっていただきたいという、答申案とは直接関係ないんですけど、その要望だけでございます。

○会長

ありがとうございます。従来のいろんな手法だけでいいのかなんていう検討も、これからは少しぜひお考えくださいというご要望と受けとめてよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

何かどうぞ。

○委員

では、ちょっと気になった部分は1カ所です。21ページの③番、認知症対策の推進の中に「徘徊」という言葉がないので、認知症の高齢者の徘徊のGPSとかそういうことはされていると思うんですけど、配ったり。何かそういう「徘徊」についての文章があるといいのではないかと思いました。そのくらいです。

○会長

そうですね。今、認知症で全く別の県で何年も暮らしていたなんていう、そ

うニュースが話題になっておりますけれども、そうですね、私の町も本当に高齢者が多いものですから、昼間、皆さん散歩しておられて、徘徊なのか散歩なのか、時たまふと気になって、私なんか徘徊していますけども。確かに、おっしゃるようなことがありますよね。はい、ありがとうございます。

一通り重要な委員のご意見、そのほか少し個別的にいろんなご意見をいただきまして、これで予定時間まで、なお15分ほど余裕がございます。この際、このこともちょっとっておかないということがありましたら、どうぞその時間内でご発言いただければと思いますが。どうぞ。

○委員

今まで内容的なところを論議されてきたのではないかと思いますので、一部の方から、今度は形式のこと、計画書の形式のところがお話があったかと思うんです。つまり、全体像等がなかなか見えにくいんですよ。細かい施策をたくさん書いてあるんですよ。それはすごい意気込みで感じるんですけど、やはり「区民とともに」という基本姿勢、基本理念を踏まえて、4つの重点戦略、個々の4章にわたる施策ということでこういうふうに書かれているんですね。その全体を示すデータというのは不足しているの——不足というか、ないので、非常につながりがわからない。わかりにくいということですね。つまり、見える化、可視化されていないと思うんですね。そこを形式ということで、ちょっと工夫されるといいかと思いません。

その際に、イラストとか写真とか、可能であれば。ただ、これは基本計画ですので、個別計画でそこは譲っている部分があるのかなと思っているんですけど、イラストとか、写真とか、マップとか、具体例、こういったものをコラム的にちょっと入れると、我々はいいと思うんですけど、一般区民の方はより、区民とともにということで、これからパブリックコメントあるいはホームページ等で提案されるわけですね、区民に対して。どういう意味では、広報のPRというのはすごく大事だと思います。そういう意味では見える化、可視化というのを工夫されてもよろしいかなと思います。

以上です。

○会長

ほかにいかがでしょう。

(なし)

○会長

ありがとうございました。

では、無理に時間を9時までやる必要はありませんので、これで一応短期間の中で集約的なご議論をいただきました。まだまだご発言になりたかった部分がおありかと思っておりますけれども、一両日くらいの間には、もし何かありましたら事務局のほ

うにご意見をお寄せくだされば、時間的な余裕は実は余りないようでございますけれども、その一兩日の間に寄せられた意見については、最大限工夫をして改善を図るとしてまいりたいと思います。

私とあとは北原副会長、それから事務局とで、きょうのご意見を踏まえて、今までの議論はもちろんですけれども、最終的な答申案を再検討いたしまして、最終答申の形で文案をおつくりしたものをお届けをして、それを区長に提出をすると、答申するという形になっていこうかと思えます。

では、そのあたりの今後のスケジュールについて、事務局のほうで少しご説明いただけますか。

○区

それでは、今、会長のほうからもお話がございましたとおり、本日、ご意見、どうしても言い足りないことがございましたら、メールでもファクスでも構いませんので、こちらについては今週、金曜日、30日までにお寄せいただければと思います。

また、本日の議事録につきましては、後ほど後日送付をさせていただきますが、こちらについてはその際また別途ご案内をさせていただきますと存じます。

それと、これも会長からございましたが、最終的な答申につきましては、本日いただいたご意見などを踏まえまして、平沢会長、そして、北原副会長と取りまとめをさせていただきますと思います。最終的な取りまとめを受けまして、来月、6月13日に平沢会長に区役所にお越しいただきまして、花川区長に答申を手渡ししていただく予定ですので、委員の皆様のご了解をいただければと存じます。

今後につきましては、以上でございます。

○会長

今のお話で30日まで余裕があるんですか、ご意見いただく余裕が。大丈夫。

○区

はい。

○会長

そうですか。だそうでございます。僕は一兩日かと思っておりました。では、そういうことで、言い残したことがございましたら、ぜひお寄せくださいますようお願いをいたします。ありがとうございました。

では、これで6回にわたっての検討会を終了ということになります。非常に短期間の間に、本当に集中的なご議論をいただきました。でも、本当に皆さん方のご尽力に心より感謝しておりますけど、7回目でしたっけ。きょうで7回目ですね。ですけれども、本当に行き届かない進行でご迷惑をおかけしたことが多々あったということは自覚しております。おわび申し上げます。

しかし、それにしても、これからの区政というのは本当に大変な時代になります。もう一度繰り返しますけれども、行政だけが全てを担うという時代はもう過去の話

でございますから、これからは本当に区民と一体になって事を進めると。区民の側もその自覚を持ち、行政の側もそういう認識を持って、まさに協働というような、どちらかが上に立った目線で、どちらかを動かすということではございませんので、この点も僕たちが自覚をしながら進めてまいりたい。手がかかる、今までのように行政で全てやってしまえば早いとかということはあるかもしれませんが。手がかかっても、そのやり方でなければ、もう事が成就しないという時代になっているのは確かだと僕は思っておりますから、どうかそのあたりを我々、それから行政の側、ともに認識をして進んでまいりたいと思います。

本当に長時間にわたって、お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。深く感謝申し上げます。

では、これにてこの会議は終了ということになります。

あとは、事務局のほうにお返しをいたしますので、どうかよろしく願いいたします。

○区

7回にわたる検討会、いろいろとご議論・ご意見いただきましてありがとうございます。最後に、政策経営部長のほうから一言お話をさせていただきたいと思います。

○区

では、最後ですので、一言ご挨拶させていただきます。

会長初め、委員の皆様、今年の11月から長丁場といいますか、短時間でというお話もございましたけれども、本当にありがとうございます。精力的かつ未来を見据えた——きょうの議論などは特にそうだったかと思っておりますけれども、未来を見据えた議論をいただきました。

人口減少や少子高齢化や財政問題、北区を取り巻く環境は大変厳しいとは思っております。きょう、「緊張感が」というお話もありましたが、基本計画にしても経営改革のプランにしても、その緊張感というのは忘れてはいけないと思っておりますし、全てができることではない。先ほど会長のほうからもお話がありましたけれども、区民とともにという形の中で、優先順位、あるいは誰がどんなことができるのかということも考えていかなければいけないと思っております。

今月の初めに民間の会議体から2040年に若年の女性が50%以上減少する自治体という話がありまして、896自治体、約半数の自治体が若年の、20歳から39歳だったかと思いますが、女性が半減するということになっておりました。23区では豊島区が唯一その中に入っておりましたが、北区は29.8%ということで、約30%減少するという未来予測でございました。

ただ、私たちが考えますのは、これはあくまでも予想ということで、何か手を打てばそれは変えることができると思っております。さまざまな手を打つ、また発想を変える。先ほどの話にもありましたけれども、仕事のやり方を変える、そういう意味で、さまざまな取り組みをしていくという意味では、今のこの時期が大変重要な時期だと考えております。

今回、皆様からご議論いただきました方向性をしっかり取り入れて、北区の未来に夢と希望が持てるような新基本計画、また持続可能な区政運営ができるような経営改革プランをつくってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

○会長

では、これで解散したいと思います。ありがとうございました。